

平成26年 第2回定例会

東御市議会会議録

平成26年6月5日 開会

平成26年6月26日 閉会

東御市議会

平成26年東御市議会第2回定例会議事日程（第1号）

平成26年6月5日（木） 午前 9時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
 - 報告第 1号 平成25年度繰越明許費について
 - 報告第 2号 平成25年度東御市水道事業会計予算繰越について
 - 報告第 3号 平成25年度東御市下水道事業会計予算繰越について
 - 報告第 4号 平成25年度東御市病院事業会計予算繰越について
- 第 4 市長招集あいさつ
- 第 5 議案第49号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求め
ることについて
- 第 6 議案第50号 平成25年度東御市介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承
認を求めることについて
- 第 7 議案第51号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予
算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第52号 東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分
の承認を求めることについて
- 第 9 議案第53号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
例の専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議案第54号 東御市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて
- 第11 議案第55号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求
めることについて
- 第12 議案第56号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第57号 東御市税条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第58号 東御市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正
する条例
- 第15 議案第59号 東信地区交通災害共済組合理約の変更について
- 第16 議案第60号 東信地区交通災害共済組合の解散について
- 第17 議案第61号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 第18 議案第62号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について

第19 請願・陳情の報告

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	櫻井寿彦
10番	平林千秋	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	清水新一
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	依田俊良
20番	青木周次		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
総務部長	掛川卓男	教育長	牛山廣司
産業経済部長	北沢達	健康福祉部長	武舎和博
都市整備部長	橋本俊彦	市民生活部長	山口正彦
教育次長	清水敏道	総務課長	堀内和子
企画財政課長	岩下正浩	農林課長	寺島尊
建設課長	関一法	市民課長	塚田篤
病院事務長	加藤英人	子育て支援課長	吉澤健二
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（青木周次君） おはようございます。

開会に先立ちお知らせします。これから暑い時期を迎え、電力不足が予想される中、東御市議会としても節電と地球温暖化防止に積極的に取り組むこととします。よって、本日から第3回定例会閉会日までの期間、会議での服装につきましてはノーネクタイといたしますので、ご了承願います。

次に4月1日付で人事異動がありましたので副市長から、地方自治法第121条の規定による説明員の報告と紹介のための発言が求められておりますので、これを許可します。

副市長。

○副市長（田丸基廣君） おはようございます。

ただいま議長からお話ございましたように、4月1日付の人事異動によりまして、説明員に異動がありました。ご紹介を申し上げます。

最初に、部長職より申し上げます。

総務部長、掛川卓男でございます。

○総務部長（掛川卓男君） よろしく願いいたします。

○副市長（田丸基廣君） 産業経済部長、北沢達でございます。

○産業経済部長（北沢 達君） よろしく願いいたします。

○副市長（田丸基廣君） 都市整備部長、橋本俊彦でございます。

○都市整備部長（橋本俊彦君） よろしく願いいたします。

○副市長（田丸基廣君） 次に、課長職を申し上げます。

総務課長、堀内和子でございます。

○総務課長（堀内和子さん） よろしく願いいたします。

○副市長（田丸基廣君） 企画財政課長、岩下正浩でございます。

○企画財政課長（岩下正浩君） よろしく願いいたします。

○副市長（田丸基廣君） 子育て支援課長、吉澤健二でございます。

○子育て支援課長（吉澤健二君） よろしく願いします。

○副市長（田丸基廣君） 以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（青木周次君） ただいまから平成26年東御市議会第2回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（青木周次君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青木周次君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、堀高明君及び依田俊良君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（青木周次君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月26日までの22日間に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

報告第 1号 平成25年度繰越明許費について

報告第 2号 平成25年度東御市水道事業会計予算繰越について

報告第 3号 平成25年度東御市下水道事業会計予算繰越について

報告第 4号 平成25年度東御市病院事業会計予算繰越について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員から平成26年2月、3月、4月及び5月実施分の例月出納検査結果報告が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法108条第1項の規定による議会の権限に属する軽易な事項で、その決議により特に指定された市長専決処分事項報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、報告第1号 平成25年度繰越明許費についての報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。

ただいま上程となりました報告第1号 平成25年度繰越明許費について報告いたします。

繰越明許費につきましては、年度内に当該事業が完了できないことから、翌年度へ繰り越しをして予算を使用するためのものがございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 平成25年度繰越明許費について。

平成25年度東御市一般会計予算について、別紙のとおり繰越明許したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものがございます。

施行令の規定では、地方公共団体の長は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会に報告しなければならない旨の規定となっております。

2ページをお願いいたします。平成25年度東御市繰越明許費繰越計算書でございます。一般会計補正予算（第6号）分につきましては、本年第1回定例会補正分でございます。

款3民生費項2児童福祉費、保育園建設事業田中保育園につきましては、関係機関との協議や地盤改良工事の工法の検討などに不測の日数を要したため、工事管理委託、工事費及び上下水道負担金を合せまして4億5,106万円を繰り越したものでございまして、事業完了は平成27年3月31日を予定しております。

款9教育費項5保健体育費、給食センター建替事業は、北御牧小学校にございます給食センターの建替事業について、計画策定、敷地の選定に不測の日数を要したため、工事管理委託、工事費を合せまして3億9,738万円を繰り越したものでございます。事業完了は平成27年3月20日を予定しております。

次に、一般会計補正予算（第7号）分につきましては、3月31日に専決処分した補正分になります。

款2総務費項1総務管理費、東部中学校体育館屋根修繕工事につきましては、資材の調達に不測の日数を要したため1億10万2,000円を繰り越したもので、4月30日に完了しております。

なお本件につきましては、2月の大雪の際に体育館の大屋根から落ちた雪により、その下の武道室の屋根が破損したものでして、庁舎などの建物共済の対象となることから、款9教育費でなく款2の総務費に計上したものでございます。

舞台が丘公共施設整備事業につきましては、関係機関との協議及び周辺工事との工程調整に不測の日数を要したため、教育課事務所解体工事及び子育て支援センターの外部階段設置工事など合せまして2,600万円を繰り越したものでございます。事業完了は6月30日を予定しております。

湯の丸高原高地トレーニング施設誘致関連業務委託につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要したため6億80万4,000円を繰り越したものでございまして、事業完了は12月20日を予定しております。

なお本件につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴いまして、湯の丸高原にトップアスリート等の養成施設として競泳用長水路プールの誘致活動を進めるに当たりまして、必要となる基礎調査、研究及び基本構想・基本計画書案の作成などの業務委託を1億56万4,000円で実施いたしました。それに加えまして国等との協議に当たりまして、長水路プール施設の概要及び運営方針案などの基礎資料の整備に要する委託料でございます。

款3民生費項1社会福祉費、老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、社会福祉法人みまき福祉会に対する特別養護老人ホームの施設整備などへの補助でございまして、資材調達及び労働力確保に不測の日数を要したため4,800万円を繰り越したもので、事業完了は平成27年1月

15日を予定しております。

項2児童福祉費、保育システム改修委託につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要したため350万円を繰り越したもので、事業完了は平成27年3月31日を予定しております。

保育園建設事業、和地区保育園につきましては、保育園の消耗品及び備品購入に当たり、その選定及び調達に不測の日数を要したため150万円を繰り越したもので、完了は6月30日を予定しております。

保育園建設事業、田中保育園につきましては、地域産材の利用に当たり原木調達に不測の日数を要したため委託料4,345万円を繰り越したもので、事業完了は9月19日を予定しております。

款5農林水産業費項1農業費、市単独土地改良事業につきましては、ため池耐震性調査及びため池一斉点検計画書作成に当たり、関係機関との協議に不測の日数を要したため2,910万9,000円を繰り越したもので、事業完了は平成27年2月28日を予定しております。

款6商工費項1商工費、重要文化財建造物等公開活用事業につきましては、海野宿滞在型交流施設の備品等の購入に当たり、関係機関との協議に不測の日数を要したため702万円を繰り越したもので、完了は6月30日を予定しております。

しなの鉄道観光列車車両改造負担金につきましては、実施主体が関係機関との協議に不測の日数を要したため130万5,000円を繰り越したもので、完了は7月31日を予定しております。

款7土木費項2道路橋梁費、市単独道路改良工事につきましては、和337号線、常田新張線などの工事に当たりまして、それぞれ用地取得に不測の日数を要したため2,410万円を繰り越したもので、事業完了は8月31日を予定しております。

小規模土木事業につきましては、2月の大雪の影響によりまして不測の日数を要したため683万円を繰り越したもので、5月31日に完了しております。

社会資本整備総合交付金事業、滋野446号線につきましては、用地取得に不測の日数を要したため1,900万円を繰り越したもので、事業完了は12月25日を予定しております。

社会資本整備総合交付金事業、橋梁長寿命化修繕計画につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要したため585万9,000円を繰り越したもので、完了は10月31日を予定しております。

社会資本整備総合交付金事業、海野地区・県地区整備事業につきましては、用地取得に不測の日数を要したため2億1,141万3,000円を繰り越したもので、完了は平成27年3月31日を予定しております。

項3河川費、西川下流排水路整備工事につきましては、2月の大雪の影響により不測の日数を要したため1,000万円を繰り越したもので、4月30日に完了しております。

款9教育費項1教育総務費、くるみ幼稚園施設整備補助金につきましては、雪害による車庫修繕に当たりまして資材調達に不測の日数を要したため60万円を繰り越したもので、5月30日に完了しております。

項5保健体育費、体育施設及び中央公園管理費につきましては、武道館耐震補強工事などについて、資材調達に不測の日数を要したため7,050万円を繰り越したもので、事業完了は8月30日を予定しております。

款11災害復旧費項1農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧費補助につきましては、工事に当たりまして関係機関との協議に不測の日数を要したため1,030万円を繰り越したもので、5月30日に完了しております。

合計欄をご覧くださいますと、翌年度への繰越額の合計は13億7,483万2,000円でございます。財源内訳につきましては右の欄のとおりでございます。

以上、報告を申し上げます。

○議長（青木周次君） 次に報告第2号 平成25年度東御市水道事業会計予算繰越について、報告第3号 平成25年度東御市下水道事業会計予算繰越についての報告を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） おはようございます。

ただいま上程となりました報告第2号及び第3号の予算繰越につきまして、報告いたします。

議案書5ページをお願いいたします。

最初に、報告第2号 平成25年度東御市水道事業会計予算繰越について。

平成25年度東御市水道事業会計予算について、別紙のとおり予算繰越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

6ページをお願いいたします。平成25年度東御市水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。水道事業会計において、翌年度への繰越事業はいずれも2月の大雪により不測の日数を要したため繰越です。

内容につきましては、資本的支出、委託料の西入水源浄水施設築造工事監理業務委託、表の左から5列目、翌年度繰越額は672万円です。

資本的支出、工事請負費につきましては、3つの工事があります。西入水源浄水施設建設工事があります。土木建築工事、翌年度繰越額は1億3,500万円、電気機械設備工事、翌年度繰越額は1億3,300万円、集中監視システム改良工事、翌年度繰越額は500万円でありまして、資本的支出合計2億7,972万円の翌年度繰越です。工事の完了はいずれも6月30日を予定しております。

なお繰越事業の財源につきましては、計算書中ほどの財源内訳のとおりでございます。

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。

報告第3号 平成25年度東御市下水道事業会計予算繰越について。

平成25年度東御市下水道事業会計予算について、別紙のとおり予算繰越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

8ページをお願いいたします。平成25年度 東御市下水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

さい。

下水道事業会計において、翌年度への繰越事業は関係機関との調整に不測の日数を要したための繰越です。

内容につきましては、資本的支出、工事請負費の社会資本整備総合交付金事業、公共下水道事業、東部浄化センター電気設備工事監視制御の更新工事です。左から5列目、翌年度繰越額は1,700万円です。事業の完了は6月30日を予定しています。

なお繰越事業の財源につきましては、計算書中ほどの財源内訳のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○議長（青木周次君） 次に、報告第4号 平成25年度東御市病院事業会計予算繰越についての報告を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（加藤英人君） おはようございます。

ただいま上程となりました報告第4号 平成25年度東御市病院事業会計予算繰越につきまして報告いたします。

議案書の9ページになります。

報告第4号 平成25年度東御市病院事業会計予算繰越について、年度内に完了することができないことから、別紙のとおり予算を繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

10ページをご覧くださいければと思います。平成25年度 東御市病院事業会計予算繰越計算書でございます。

病院事業会計において翌年度への繰越は1事業であります。表の左から5番目、翌年度繰越額は1,800万円となります。資本的支出、建設改良費の備蓄庫兼被災患者受入施設設置工事につきまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため1,800万円を繰り越すもので、6月20日までの工期といたしました。

以上、報告いたします。

◎日程第 4 市長招集あいさつ

○議長（青木周次君） 日程第4 市長招集あいさつを願います。

市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。招集ごあいさつ申し上げます。

野山の木々も色濃く装いを改め、新緑の映える大変すがすがしい季節を迎え、梅雨入り間近でぐずついた日と、季節を先取りしたかのような夏を思わせる暑い日とが交互に訪れながら、徐々に夏の序章を感じるころとなりました。

田植えの終わった水田には、みずみずしい早苗が列をなしてなびき、豊かな自然の中にとけ込む

美しい郷土の風景を見るにつけ、心に安らぎと潤いを感じます。自然の恵みに囲まれ、日々の生活を送ることのできるこの私たちのふるさとを未来を生きる子どもたちのために絶やすことなく継承していきたい、改めてそう強く願うところでございます。

本日ここに、平成26年東御市議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ここで既に報道等によりご承知のことと存じますが、消防団員による放火事件が発覚し、逮捕・起訴に至りましたことは、誠に遺憾であり、断腸の思いでございます。ここに議員各位をはじめ市民の皆様へ改めて深くおわびを申し上げます。

当事者に対する処分に関しましては、事実関係が明らかになり次第、関係規範に基づいて厳粛に行われる予定であります。市民の皆様への信頼を取り戻すため、再び過ちを起こさないこととするため、消防団員には服務にかかわる根本基準、法令等の遵守を再確認しながら、団員としての倫理のさらなる保持徹底を図り、自らを一層厳しく律することを求め、マナー、モラル、ルールの基本を忠実に実践し、再発防止の方策に取り組んでまいり所存でございます。

さて、私が市政をお預かりして4月25日で丸6年が経過いたしました。この間、議員各位をはじめ市民の皆様、また関係機関及び諸団体の皆様方の温かいご指導とご助言をいただきながら、市政運営に携わることが出来ますことに心から感謝と御礼を申し上げます。

私は会議に重きを置くとともに、積極的に対話をし、進んで現場に足を運び、一貫して現場重視で市民目線に立脚した姿勢で真正面から向き合っていました。開かれた市長室を標ぼうし、毎日が常に「ふれあい市長室」との思いから、時間の許す限り市の内外を問わず多くの皆さんとお会いし、お考えやご意見を拝聴する中で、様々な課題を抱えながらも行政が頼られ、求められている事柄の多さに加え、いかなる場面においても説明責任を果たすことの大切さを改めて痛感しております。

市民感覚と時代の変化をしっかりと受けとめ、市政運営の責任者として引き続き市民の目線に立った、市民に優しい行政を念頭に置きつつ、更にスピード感を持って、芽を出した施策の根を太く深く伸ばすように、施政方針並びに本年度からスタートしました第2次東御市総合計画「とうみ夢・ビジョン2014」を基本に据え、発足10周年の節目を迎えた市政運営にまい進いたす所存でございます。

さて、安倍政権が発足して1年5カ月余、政府がデフレ脱却のため断続的に進めている経済政策に対して、景気回復に向けた期待感が高まっているところであります。我が国の経済状況は、直近に発表された内閣府の月例経済報告の中で、「景気は緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きも見られる」との基調判断が示されました。

また景気の先行きについては、「当面消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により弱さが残るものの次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現する中で、緩やかに回復していくことが

期待される。ただし海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている」としております。

一方、地域における雇用情勢に関しましては、長野労働局が5月30日に発表した4月の県内の有効求人倍率のうち、上田管内については前年同月比0.12ポイント増の0.81倍でした。全県平均が1.08倍となる中、管内の有効求人倍率については相変わらず県内での下位を推移しており、依然として厳しい雇用情勢の中、いまだ景気の回復を肌で実感できるまでに至っていないのが実情であります。

そうした地域経済の動向に加え、市の財政状況も厳しさを増すことが予想されるところでありますが、行政にはいかなる逆境にも的確に対応しながら、行政サービスを安定して提供しなければならない使命があります。真に日本経済が持続的に元気を取り戻し、地方にも景気回復の実感が伝わり、そして当市の施策展開に期待の持てるものとなるものなのか、しっかりと見極めながら、情報の収集と適切な対応に努めてまいります。

さて、ここで前回3月定例会以降の市内の主だった動きを振り返ってみますと、昨年3月の本工事契約から約1年をかけた中央公民館の増改築工事が終了し、3月16日にリニューアルオープン式を開催いたしました。増改築工事は、建物全体の耐震補強、内装工事にあわせて講義室、陶芸室及び市民貸し出し用倉庫を備えた増築棟を増設しました。また教育委員会事務局のワンフロア化による機能の強化も図りました。3月19日の一般利用開始以来、連日生涯学習の場として大勢の皆様にご利用いただいております。施設の整備が完了したことから、今後は市民活動の拠点として魅力あるソフト面の強化も図ってまいりたいと考えております。

3月31日、2月の記録的大雪において昼夜を問わない献身的な除排雪作業にご尽力いただき、市民生活の復旧に際し多大な貢献をいただいた東御市建設業協会様に感謝状を贈呈し、深甚なる感謝の意を表しました。なお、このたびの豪雪に際しては市からの情報提供の在り方など、多くの課題を残したものの、区や隣組などを通じて市民が主体的に道路の除雪や独居者への支援が実践されたこと、防災訓練の経験から地域の結束力が生まれたこと、更には有事に際して自助、共助の精神が発揮され、早期の復旧につながったものと確信し、この場をおかりして改めて感謝とお礼を申し上げます。今回の教訓を糧として、これからの災害シーズンに当たっては万全を期してまいります。

市立保育園改築基本計画に基づき、保育園の統合と建替えを進める中、地域産材のカラマツ等をふんだんに使用し、現在の保育ニーズに対応した和保育園舎が竣工、4月2日に開園となりました。また4月28日に市立保育園最後の施設整備として、田中保育園の起工式をとり行いました。

昨年10月にワタミ株式会社傘下のNPO法人リターン・トゥー・フォレストライフと東御市の間で「東御・ワタミの森に関する森林保全協定」を締結いたしました。この4月6日には奈良原市有林において両者の共催により「森と農業と食の祭典」、東御・ワタミの森開会イベント記念式典が行われました。企業の皆様のご協力をいただき、環境保全が図られることは、里山や森林の保全、活用を図っていく上で大変有効であると考えております。今後も引き続きご支援をいただきな

がら、都内の中高生が森林体験を行い、自然に親しんでいただくなど、企業、市民、行政のパートナーシップによる森林の活用と交流を通じ、新しい形での森林づくりが図られればと考えております。

平成20年11月、ワインによる地域振興を目的として認可を受けた「とうみSunライズ ワイン・リキュール特区」、いわゆるワイン特区は、昨年3月に長野県が策定した信州ワインバレー構想と結びつき、最近国内外から注目されている日本ワインの中にあつて、高品質な本格ワイン、「NAGANO WINE」としてブランド力を高めていこうとしています。東御市は千曲川ワインバレーの中にあつて、ワイン用ブドウの栽培に最適な条件に恵まれ、3つのワイナリーのご努力にもより高品質のワインが醸造できることを証明していただいております。ワイン特区として東御市のワイン産業が産声を上げてから、多くの関係者のご尽力により新しい産業として成長してまいりました。この歩みがより確かなものとなるよう、今後も原材料の生産者及び新規の醸造家の育成や栽培、醸造技術の向上と普及・発展の取り組みを支援してまいります。

また、地元地権者の皆様方の合意をいただきながら、祢津御堂地区におけるワイン用ブドウの生産団地化を進め、6次産業として裾野の広いワイン産業の振興を図る中で、高品質なワインが醸造される地域特性を生かし、その気候風土と地味がおいしい農産物を育むというメッセージを発信し、市内産農作物のブランド力の向上や新規作物のブランド化にもつなげてまいりたいと考えております。

NHKの再来年、平成28年の大河ドラマに真田幸村を主人公とした「真田丸」の放映が決定したという吉報が舞い込んでまいりました。今や幸村は戦国武将の中でも最上位の人気者として定着し、全国の真田氏に思いを寄せる多数の署名をはじめ、長年にわたる地道な運動が結実したものと大変うれしく思います。

上田市を中心として、真田氏に関する近隣地域も物語の舞台となり、全国的に注目を浴びることになり、宣伝効果と相まって、相当数の観光客の入れ込みが予想されます。観光に関しては来年は北陸新幹線の金沢延伸や善光寺の御開帳とビッグな話題が続きますが、次期第37回全国伝統的建造物群保存地区協議会総会が、これも来年当市において開催されることが決定いたしました。先ごろ実行委員会を組織したところで、全国からの迎え入れに海野宿を先頭に万全を期してまいりたいと考えております。これらを起爆剤として、今後の東御市観光に関しては地の利を生かしつつ、他産業との有機的連携を踏まえて、大事な産業としての位置づけを確固たるものにしてまいりたいと思います。

その一端としての取り組み、海野宿の歴史的建造物を整備、改修し、広く公開活用することで、伝統的建造物保存への理解を図り、あわせて地域の活性化と観光振興に寄与することを目的として、平成24年度から工事を進めてまいりました海野宿滞在型交流施設「うんのわ」が、この3月に完成しました。4月21日に喫茶部門「いっぷく」を仮オープンし、次いでレストラン「楽」が6月1日に、更には7月に宿泊「海野宿ふる里館」を順次オープンする予定であり、7月中の全館オー

プンを目指し、海野宿観光の拠点としての期待が持たれております。

平成16年、小県郡東部町と北佐久郡北御牧村が合併して新たに誕生した東御市は、この4月1日に発足10周年の節目を迎え、これを祝して4月20日に記念式典を開催いたしました。多数のご来賓をはじめ、文化会館を埋め尽くした700名を超える出席者の皆様と一緒に、10年間の歩みを振り返るとともに、次なる10年に思いをはせ、決意を新たにしたところでございます。式典に続き、大田区在住の書家、金澤泰子さん、翔子さん親子を講師にお迎えし、書の実演と講演が行われました。翔子さんには市のさらなる発展と夢の実現を期して、力強く「飛」「翔」の2文字を揮毫いただきました。

4月29日に、長野県市町村対抗駅伝が開催され、東御市チームは並みいる強豪に伍して総合6位に入賞しました。昨年初めて8位入賞を果たし、この1年間個々のレベルアップに努め、区間1位をとる選手の活躍などもあり、チーム一丸となって輝かしい成績をおさめました。秋の県縦断駅伝競走大会を経て、来年は3位以内を目指してさらなる精進を願っております。

開かれた市政を推進するため、5月7日から27日までの間、市内5地区においてまちづくり懇談会を開催し、市政運営に当たる私の思いを述べさせていただきながら、それぞれに懇談をさせていただきました。全地区合計で約300名もの皆様にご参加いただき、市政に対するご意見、ご要望を伺うとともに、本年度から新たな試みとして各地区別テーマに沿った懇談会といたしました。

今回の懇談会を通じて寄せられた課題につきましては、速やかに対応させていただくことはもとより、今後も市民参画によるまちづくりを推進してまいります。

湯の丸高原に高地トレーニング用プールを誘致する活動につきましては、この5月31日に第2回施設検討委員会が開催されました。施設の概要が固まりつつある中で、今後は施設の基本計画の策定作業を進めるのと並行して、国への建設要望を行っていくことを確認いたしました。

また、誘致活動の推進に関しては、東御市観光協会やNPO法人東御市体育協会をはじめとする各種団体の皆様方から高地トレーニング構想の推進に関する要望をいただいておりますので、市民レベルの推進会議を6月末までに立ち上げていただき、夢の実現に向けてオール東御の体制で取り組んでまいり所存でございます。

毎年5月の最終水曜日に15分以上継続して運動やスポーツを行った住民の参加率を同規模の自治体と競い合うスポーツイベント、チャレンジデーが行われ、市の標ぼうする「1市民1スポーツ運動」の実践と、市民の健康水準を上げ、健康長寿を延ばすことを目的として県下19市では初めて参加いたしました。関係団体を中心に、実行委員会を組織し、チラシを全戸配付したほか、新たに「チャレンジとうみ15分体操」のDVDとCDを作成して、区、企業、事業所、保育園、小・中学校等へ参加のお願いをいたしました。

5月28日の当日は、地区公民館、第1体育館の市施設でのイベントの実施や、田中駅、滋野駅でチラシを配布し、通勤通学者へのPR活動も行いました。

対戦相手となった茨城県行方市は、今回5回目の参加と経験も豊富で、最終参加率は46.1%、

初参加の東御市は41.3%と、予想以上の善戦となりましたが、結果的に勝利を譲る形になりました。継続して参加することで、イベントの知名度を高め、参加率の向上を図ってまいりたいと考えております。

チャレンジデーの精神を踏襲し、市民の皆様の健康づくりへの動機づけや運動習慣の定着を促し、健康寿命を延ばし、健康なまちづくりを目指して、この6月から新たに健康マイレージ事業を開始いたしました。

小さな市から全国へ、世界へと羽ばたこうとする中学生の活躍が時期を同じくして伝わってまいりました。東部中学校スキー部の唐沢航希君は、3月に北海道で行われたJOCジュニアオリンピックカップ回戦、大回戦部門に出場し、優秀な成績をおさめられました。続いて4月6日から13日までフランスで開催されたFISチルドレン大会に参加しました。4月から高校生になった唐沢君の今後一層の活躍が期待されます。

東部中学校3年生、柔道部の唯野貫太君は、50キロ級の選手として出場した昨年度の全中全国大会で16位に入ったことが評価され、4月13日に行われた全日本強化選手Dランク指定選手及び候補選手だけが出場できる全日本カデ柔道体重別選手権大会に出場し、50キロ級で全国3位に入るなど、目覚ましい活躍をしています。東御市から2020年の東京オリンピックの出場選手が出ることを願っております。

北御牧中学校3年生の青木至人君は、第57回日本学生科学賞において、「骨は生きているⅦ」—日本鹿の成長の仕方で、環境大臣賞を受賞し、更にJICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト2013において、人権活動家のマララ・ユスフザイさんの運動の感銘を受け著した「どんな小さな一歩でも」が最優秀賞である独立行政法人国際協力機構理事長賞を受賞しました。

そのほかにも様々な分野での好成績や微笑ましくも明るい話題が次から次へと報告されています。いずれも市の誇りであり、これから後に続こうとする皆さんの目標であり、励みにもなります。

この3カ月ばかりの間の主な動向について申し上げましたが、「小さくともキラリと光る東御市」づくりに取り組む上で、欠くことのできない出来事は枚挙にいとまがありません。冒頭に申し上げたおわび事案を重ねて戒めといたしますとともに、私自身引き続き初心を忘れずに市政に携わってまいり所存でございますので、市民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例議会に報告、提案申し上げます案件は、報告事案4件、専決処分の承認事案7件、補正予算事案1件、条例の一部改正事案2件、東信地区交通災害共済組合に関する事案4件の合せて18件になります。

いずれも喫緊にして重要な案件でございますので、ご審議につきましてよろしくようお願い申し上げます。

それでは本定例会に提案いたします報告並びに議案につきまして、順を追ってその概要を申し上げます。

まず報告第1号から報告第4号までの4件につきましては、一般会計並びに公営企業会計、水道、下水道、病院において、25年度に予算化されていた事業の26年度への繰越を地方自治法施行令、並びに地方公営企業法の規定に基づき議会に報告するものであります。

事業名及び金額等の概要につきましては、既に前段の諸般の報告において担当の部長から説明を申し上げたとおりでございます。

次に、議案第49号から議案第51号までの3件につきましては、法の定めにより3月31日付、5月30日付で行った専決処分について、それぞれ地方自治法の規定に基づき議会に報告をし、承認をお願いするものでございます。そのうち平成25年度一般会計補正予算（第7号）につきましては、3月31日に専決処分をいたしましたので、このご承認をお願いするものでございます。

その主なものは、地方交付税の増額補正約3億8,500万円、雪害対策補助金約1億5,200万円の減額、それに伴う基金繰入金の減額の補正などであります。

また平成25年度介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、介護保険事業費補助金等の増額に伴うものであり、3月31日に専決処分をいたしましたので、このご承認をお願いするものであります。

平成26年度地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度歳入不足に係る繰上充用に伴うものであり、5月30日に専決処分をいたしましたので、このご承認をお願いするものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当の部長から説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第56号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ9億8,655万7,000円を追加して、総額を158億8,155万7,000円といたすものであります。

その主なものは、農業用施設の雪害対策補助金、御堂地区関連事業委託料、介護施設へのスプリンクラー設備設置補助金、この夏銀座にオープンする信州首都圏総合活動拠点への出展補助金など、市の重点事業を中心に状況の変化に即応した施策を推進するための増額補正をお願いするものでありまして、県補助金、基金繰入金などを財源として充当するものでございます。

一般会計補正予算に係る詳細につきましては、担当の部長から細部にわたり提案の説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、条例等の議案につきましてご説明申し上げます。議案第52号から議案第55号までの4件につきましては、既存条例の一部を改正するもので、地方税制の一部を改正する法律の施行などに伴い、関係条例の所要の改正について3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告をし、ご承認をお願いするものでございます。

また、議案第57号と議案第58号につきましては、市税及び消防団員退職報償金に関する既存条例の一部を改正するもの2件となります。

詳細につきましては、担当の部長から説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議案第59号から議案第62号までは、平成27年4月に東信地区交通災害共済組合から東北信市町村交通災害共済事務組合へ移行するに当たり、関係市町村と必要な協議を行うため地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、組合を所管しております担当部長から提案の説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、本定例会に報告、提案いたします議案につきまして、その概要を申し上げます。十分なご審議をいただきますとともに、それぞれの案件につきましてのご承認、ご決定を賜りますよう重ねてお願ひ申し上げます。

今次、社会・経済情勢の先行きへの不安が強まる中、当面の間は地方自治体の行財政運営にとって厳しく険しい時期が続くことが想定されます。一方において、地方分権改革が確実に進む中、地方自治体における自己決定、自己責任の領域はますます拡大し、基礎的自治体を運営するには非常に困難を来しております。しかしこのようなときだからこそ、市の元気の源となる多彩な市民力と協働のまちをつくる意欲に燃えた多様な職員力を相補しながら、山積する難題に対し勇猛果敢に立ち向かっていかなければなりません。私は先人の汗に報い、次の世代、子や孫たちに堂々と誇れる郷土東御市をつくるため、先見と先取りの気概を持って、市政運営にまい進してまいります。

その道しるべでもある第2次東御市総合計画にうたわれた「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」を目指して、真に自立したまちづくり、安定した市政運営を進めるべく、リーダーシップを発揮しつつ、現下の情勢を見極めながら最善の選択肢を求めて、粉骨砕身、誠心誠意努力してまいることを改めてこことにお誓ひ申し上げ、本定例会招集のごあいさつといたします。

**◎日程第 5 議案第49号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第7号）の専決
処分の承認を求めることについて**

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第5 議案第49号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第49号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案説明を申し上げます。

お手元の平成25年度東御市一般会計・特別会計補正予算書をお願いいたします。この補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第49号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

専第7号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第7号）でございます。

今回の補正につきましては、平成25年度一般会計予算の最終補正でございます。事業費や国、県の補助金、交付金等が確定したため所要の補正予算を行いまして、3月31日に専決処分をいたしたものでございます。そして今議会に報告し、承認を求めるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正は歳入歳出それぞれ2億7,774万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を198億4,287万2,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、繰越明許費の変更・追加につきましては、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

第3条、地方債の変更につきましては、第3表地方債補正によるものでございます。

4ページと5ページは省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございます。いずれも年度内に事業が完了できないことから翌年度へ繰り越しして予算を使用するためのものでございます。

内容につきましては先ほど報告第1号の中で、平成25年度東御市繰越明許費繰越計算書の一般会計補正予算（第7号）分で説明を申し上げました内容と同じでございますので、省略をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。いずれも事業費の確定に伴う限度額の変更でございます。

まず施設整備事業債につきましては、補正後の金額を1億3,410万円とするものでございます。1,450万円の減額になります。和地区及び田中各保育園建設事業並びに小型ポンプ積載車等整備事業でございます。

次に、合併特例債につきましては、補正後の金額を9億2,440万円とするものでございます。60万円の増額でございまして、和地区、田中それぞれの保育園建設及び市単独道路改良事業などに係るものでございます。

次に、公共事業等債につきましては、補正後の金額を4億720万円とするものでございます。5,810万円の減額でございまして、舞台が丘整備事業、海野バイパス道路等の整備、橋梁長寿命化修繕、道路後退用地整備などの事業に係るものでございます。

次に、地域活性化事業債につきましては、補正後の金額を2億7,730万円とするもので6,420万円の減額になります。伝送路光ケーブル化整備事業にかかわるものでございます。

次に、第三セクター等改革推進債につきましては、補正後の金額を31億3,910万円とするもので1,450万円の減額になります。土地開発公社債務の代位弁済に充てたものでございます。

次に、災害復旧事業債につきましては、補正後の金額を140万円とするもので、350万円の減額でございます。農業施設災害復旧費に係るものでございます。

次のページから11ページまでは省略させていただきます、12ページをお願いいたします。

最初に歳入でございますけれども、款2地方譲与税から、このページの最下段でございますが、款11交通安全対策特別交付金までは、それぞれ国の交付金の交付額等が確定したための補正でございます。

まず款2地方譲与税は、地方揮発油譲与税649万3,000円と、自動車重量譲与税932万5,000円の増額でございます。

款3利子割交付金は140万3,000円、款4配当割交付金につきましては638万8,000円のそれぞれ増額でございます。

款5株式等譲渡所得割交付金は1,481万円の増額でございます。

款6地方消費税交付金は69万2,000円の減額でございます。

款7ゴルフ場利用税交付金は52万3,000円の増額でございます。

款8自動車取得税交付金につきましては1,716万円の増額でございます。

款10地方交付税は3億8,500万7,000円、それから款11交通安全対策特別交付金は31万円のそれぞれ増額でございます。

14ページをお願いいたします。款12分担金及び負担金項2負担金目2民生費負担金141万3,000円の増額は、児童福祉費負担金として広域入所保育料50万3,000円の減額、それと災害救助費負担金として、東日本大震災避難者受け入れに関して市営住宅使用料減免に係る交付金195万6,000円の増額でございます。

款13使用料及び手数料項1使用料目5商工使用料189万1,000円の減額につきましては、海野宿駐車場使用料の減によるもので、目7教育使用料45万9,000円の減額につきましては、海野宿歴史民俗資料館及び玩具展示館の使用料の減でございます。

款14国庫支出金項1国庫負担金目1民生費国庫負担金は43万1,000円の減額でございます。保育所運営費負担金の確定によるものでございます。項2国庫補助金目3商工費国庫補助金2,065万円の減額につきましては、国宝重要文化財等保存整備費補助金の確定に伴う減でございます。目4土木費国庫補助金3,596万4,000円の増額は、社会資本整備総合交付金の減と、2月の大雪に伴う臨時道路除雪事業費補助金の増によるものでございます。目5教育費国庫補助金34万5,000円の減額につきましては、幼稚園就園奨励費補助金と小学校、中学校の特別支援教育奨励費補助金の増、及び埋蔵文化財調査補助金の減でございます、いずれも事業確定に伴うものでございます。

次に、款15県支出金項1県負担金目1民生費県負担金につきましては39万円の増額でございます。保育所運営費負担金の確定によるものでございます。項2県補助金目2民生費県補助金は382万4,000円の減額で、特別保育事業補助金、放課後児童クラブ事業補助金、安心こども基

金事業補助金、及び17ページ、次のページになりますけれども、人権・共生のまちづくり事業補助金の減でございまして、いずれも事業確定によるものでございます。

16ページでございしますが、目4農林水産業費県補助金174万5,000円の増額につきましては、農地・水保全管理推進交付金の減、農業水利施設緊急整備事業補助金、及び農林水産施設災害復旧補助金の増で、事業の実績によるものでございます。目9商工費県補助金50万円の増額につきましては、文化財保護事業補助金の確定によるものでございます。

款16財産収入項1財産運用収入目1財産貸付収入421万9,000円の増額につきましては、インター流通団地内土地貸付料でございまして、土地開発公社の業務の一部廃止に伴いまして、土地開発公社から市へ移管された土地に係るものでございます。目2利子及び配当金460万6,000円の増額につきましては、財政調整基金利子でございまして。

款17寄付金につきましては、学校振興寄付金300万円でございます。

款18繰入金項1基金繰入金につきましては5億8,922万5,000円の減額でございまして、公共施設等整備基金繰入金及び財政調整基金繰入金の減でございまして。

款20諸収入項2貸付金元利収入につきましては、育英資金貸付金の回収金の増額でございまして。

款21市債につきましては、いずれも事業費の確定によるもので、目1民生債は施設整備事業債1,360万円の減額でございまして、和地区及び田中の保育園建設事業に係るものでございます。目3合併特例債は60万円の増額で、和地区保育園建設事業は減額でございまして。田中保育園建設事業は増額、北御牧保育園駐車場整備事業、市単独道路改良事業などについては減額でございまして。目4総務債は9,890万円の減額で、小型ポンプ積載車等整備事業、伝送路光ケーブル化整備事業、舞台が丘整備事業、第三セクター等改革推進債の減でございまして。目5土木債につきましては3,880万円の減額で、海野バイパス道路等整備事業及び道路後退用地整備事業などでございまして。

18ページをお願いいたします。目9災害復旧債につきましては350万円の減額で、補助災害復旧事業の減でございまして。

20ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

款2総務費項1総務管理費目2文書広報費3,650万円の減額につきましては、有線テレビ事業費の伝送路光ケーブル化工事費などの確定に伴う減でございまして。目5財産管理費のうち(8)庁舎施設整備事業費につきましては、事業の確定に伴う財源補正でございまして。(10)財政調整基金積立金につきましては、利子の積立金の増でございまして。(14)人材育成事業基金積立金3万円の増額につきましては、育英資金貸付金の回収金の増に伴うものでございまして。

次に、款3民生費項2児童福祉費目2保育園費の(2)保育所運営事業費及び(4)の私立保育園運営委託事業費につきましては、22ページをお願いいたします。広域入所保育料や保育所運営負担金などの確定に伴う財源補正でございまして。(12)保育園建設事業費につきましては、和地区及び田中保育園建設などに係る事業確定に伴う財源補正でございまして。目4子育て支援費は県補

助金の確定に伴う財源補正でございます。

項3人権同和対策費目3人権啓発センター運営費につきましては、24ページまでにわたりますが、いずれも県補助金の確定に伴う財源補正でございます。

次に、款4衛生費項1保健衛生費目2予防費につきましては968万3,000円の減額でございますが、予防接種に係る医薬材料費及び委託料の減でございます。目3母子衛生費につきましては県補助金の確定による財源補正でございます。

款5農林水産業費項1農業費目2農業総務費につきましては、26ページにわたりますが、農地・水保全管理支払交付金事業費に係る県補助金の確定による財源補正でございます。目5農地費につきましては、市単独土地改良事業費に係る県補助金の確定による財源補正でございます。目7農業災害対策費1億5,210万円の減額につきましては、雪害対応の農業対策補助金を25年度の補正予算として可決いただきましたが、26年度の国、県の補助対象になったことから、25年度の予算からは減額するものでございます。

款6商工費項1商工費目4観光費1,242万円の減額につきましては、重要文化財建造物等公開事業改修工事費及び海野宿施設整備基金積立金の減でございます。目6交通対策費139万9,000円の減額につきましては、28ページをお願いいたします。交通対策諸経費でございまして、しなの鉄道への生活交通改善事業負担金の減でございます。目7温泉施設運営費333万8,000円の増額につきましては、2月の大雪に伴いまして臨時休館となり入館料の減が生じたことなどにより温泉施設指定管理料の増でございます。

款7土木費項2道路橋梁費目2道路維持費につきましては、道路除雪に対する国庫補助金の確定などに伴う財源補正でございます。目3道路新設改良費は海野バイパス道路整備事業などの確定に伴う財源補正でございます。

項5住宅費目2建築指導費118万8,000円の減額につきましては、30ページをお願いいたします。(1)の社会資本整備総合交付金事業のうち(2)の道路後退用地整備事業につきましては事業の確定による減でございます。(3)の住宅リフォーム助成事業につきましては、事業の確定による財源補正でございます。

款8消防費につきましては、消防団備品の購入の確定に伴う減額でございます。

款9教育費項1教育総務費につきましては、幼稚園就園奨励費国庫補助金の確定に伴う財源補正でございます。

32ページをお願いいたします。項2小学校費目1学校管理費は、学校振興寄付金による財源補正でございます。目2教育振興費につきましては、特別支援教育奨励費国庫補助金の確定に伴う財源補正でございます。

項3中学校費目2教育振興費につきましても同様の財源補正でございます。

項4社会教育費目9海野宿費は、資料館及び玩具展示館の入館料の減に伴う財源補正でございます。目10埋蔵文化財発掘調査費につきましては、34ページをお願いいたします。埋蔵文化財調

査国庫補助金の確定に伴う財源補正でございます。

項5 保健体育費目3 体育施設費につきましては、事業の確定に伴う財源補正でございます。

次に、款10 公債費につきましては、市債の償還金額の確定に伴う元金及び利子の減額補正でございます。

款11 災害復旧費につきましては、36 ページをお願いいたします。農林水産施設災害復旧補助金などの確定に伴う財源補正でございます。

款13 諸支出金の1, 450 万円の減額につきましては、土地開発公社の業務の一部廃止に伴いまして市が行いました土地開発公社の債務への代位弁済金の確定に伴う減でございます。

38 ページから39 ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございます。表中の当該年度中増減見込の補正額の欄のとおり、1 の普通債の総務、民生、土木及び合併特例債並びに2 の災害復旧債に補正が生じまして、その合計は1億5, 420 万円の減額となります。

表の一番右側にあります当該年度末現在高見込額につきましては、繰越明許費に係るものも含めまして合計219億7, 280万5, 000円の見込みでございます。

以上、議案第49号 平成25年度東御市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（青木周次君） これから本案について質疑、討論、採決を行います。

最初に質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第 6 議案第50号 平成25年度東御市介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第6 議案第50号 平成25年度東御市介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案に対する提案理由の説明

を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいま上程となりました議案第50号につきまして、提案説明を申し上げます。

引き続き平成25年度補正予算書の41ページをお願いいたします。

議案第50号 平成25年度東御市介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

専第8号 平成25年度東御市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ82万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ27億4,582万8,000円とするものでございます。

また、第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項ごとの金額並びに補正後の予算額につきましては、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、45ページからの歳入歳出予算補正事項別明細書について説明いたします。総括の部分は省略をさせていただきまして、48ページをお願いいたします。歳入の補正明細でございます。

初めに、款3国庫支出金の介護保険事業費補助金72万8,000円につきましては、電算システム改修事業費補助金の確定に伴う増額補正、それから款6財産収入の利子及び配当金10万円につきましては、介護保険支払準備期金利子の確定に伴う増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。歳入の補正明細でございますが、款1総務費の一般管理費につきましては、国庫補助金25万円にかかわる財源補正でございます。

次に、款4基金積立金の介護保険支払準備基金積立金10万円につきましては、利子積立金の確定に伴う増額補正で、款6予備費につきましては72万8,000円の増額補正を行うものでございます。

以上、議案第50号につきまして提案説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） これから本案について質疑、討論、採決を行います。

最初に質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再会 午前10時40分

○議長(青木周次君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 7 議案第51号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第7 議案第51号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(山口正彦君) おはようございます。

ただいま上程となりました議案第51号につきまして、提案理由をご説明いたします。

平成26年度の補正予算書をお願いいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第51号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年5月30日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

3ページをお願いいたします。

専第10号 平成26年度東御市の地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,017万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,142万円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

今回の補正の内容でございますが、住宅改修資金等貸付金の元利収入に不足を生じたことにより、平成25年度の歳入歳出決算における不足分を平成26年度予算から充用したことに伴うものでございます。

なお平成22年度から毎年繰上充用額が減少し、平成26年度は前年度より204万円減少いたしました。

4ページから7ページまでは省略させていただきまして、8ページをお願いいたします。歳入でございます。

款3諸収入項1貸付金元利収入目1住宅新築資金等貸付金元利収入、補正額1,017万8,000円で、過年度貸付金等元利償還金でございます。

おめくりいただきまして10ページをお願いいたします。歳出でございます。

款3諸支出金項1前年度繰上充用金目1前年度繰上充用金、補正額1,017万8,000円で、前年度決算において生じた歳入不足額に充てるための繰上充用金の補正でございます。

以上、議案第51号につきまして提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（青木周次君） これから本案について、質疑、討論、採決を行います。

最初に質疑を行います。

7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それでは11ページのところの前年度繰上充用金、この事業概要として前年度決算において生じた歳入不足額に充てるため、繰上充用金の補正というふうに書いてありますけれども、繰上充用金という制度の内容について、もう少しご説明いただけますでしょうか。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 繰上充用額の関係でございますけれども、この関係、住宅新築資金等の資金を貸し付けるために市が起債を起こしておりまして、そのため毎年起債の償還をしております。今まで借りた方からの償還金を充てておったわけでございますが、起債の償還をするわけでございますけれども、借り入れた方からの償還金が不足していると、そういうことでそこで歳入の方に不足額が生じまして、翌年度から25年度の方に繰上充用いたしまして、26年度の決算を調整すると、そういうものでございます。よろしいでしょうか。

○議長（青木周次君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第 8 議案第52号 東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

◎日程第 9 議案第53号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

◎日程第10 議案第54号 東御市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第8 議案第52号 東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第9 議案第53号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第10 議案第54号 東御市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、以上3議案を一括議題とします。本3議案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(掛川卓男君) ただいま上程となりました議案第52号、第53号及び第54号の3議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案書と条例の専決処分に関する資料をお願いいたします。

最初に、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第52号 東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定より、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

12ページをお願いいたします。

専第3号 東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法の規定により平成26年3月31日に専決処分したものでございます。

中段以下につきましては、改正条文でございます。

改正の概要により説明させていただきますので、別冊の条例の専決処分に関する資料をお願いいたします。こちらの資料の1ページをお願いいたします。

東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の概要について、条例の名称につきましては、東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

2の改正の理由でございますが、市民病院に勤務する職員に支給する病院事業従事手当につきまして、多様な専門の職種に対応するよう所要の改正を行うものでございます。

3の改正の概要といたしまして、病院事業従事手当を支給する職の区分を改正するものでございます。

4の施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

次に、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第53号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

16ページをお願いいたします。

専第4号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法の規定によりまして、平成26年3月31日に専決処分したものでございます。

中段以下につきましては、改正条文でございます。

改正の概要により説明させていただきますので、別冊の条例の専決処分に関する資料をお願いいたします。こちらの資料の5ページをお願いいたします。

東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部改正の概要についてでございます。条例の名称については、東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

2の改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律並びに関係法令が3月31日に公布されたことに伴いまして、市の税条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

3の改正の概要につきまして、これは主なものでございますが、(1)としまして、耐震改修が行われた一定の要件を満たす既存建築物の固定資産税の減額措置の創設に伴いまして、減額適用の申告について必要な事項を定めるものでございます。必要な事項といたしましては、申告書の提出期限ですとか、申告書への記載事項などでございます。

(2)につきましては、東日本大震災に係る特例については、必ず条例によって定めなければならない事項を除きまして、条例には規定しないこととなっておりますので、東日本大震災に係る雑損控除等の特例等についての規定を条例からは削除するものでございます。

(3)につきましては、これは国際課税の原則の見直しというのがございまして、それに伴いまして外国法人の恒久的施設、いわゆる国内にある支店等に対する課税範囲が変更されたことに伴いまして市の条例の規定を整備するものでございます。

(4)につきましては、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例における

規定をより明確化するものでございます。

(5)につきましては、認定こども園、小規模保育事業の用に供する固定資産の非課税措置の創設に伴いまして、条例の整備を行うものでございます。

4の施行期日につきましては、3の概要の中にあります(1)については平成26年4月1日、(2)については平成27年4月1日、(3)については平成28年4月1日、(4)については平成29年1月1日、(5)については子ども・子育て支援法の施行の日ということでございます。

5のその他につきましては、改正後の規定の適用につきまして必要な経過措置を設けるものでございます。

この6ページからにつきましては、この条例の新旧対照表でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、議案第54号につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案書へお戻りいただきまして、議案書の21ページをお願いいたします。議案第54号東御市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

22ページをお願いいたします。

専第5号 東御市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法の規定によりまして平成26年3月31日に専決処分したものでございます。

中段以下につきましては、改正条文でございます。

改正の概要により説明させていただきますので、別冊の条例の専決処分に関する資料をお願いいたします。

この資料の33ページをお願いいたします。

東御市都市計画税条例の一部改正の概要でございます。条例の名称は、東御市都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

2の改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律並びに関係法令が3月31日に公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

3の改正の概要でございますが、地方税法の一部改正によりまして運用する条項に異動が生じたこと等のため、所要の改正をするものでございます。

4の施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

5のその他に記載してございます必要な経過措置とは、改正後の条例の規定について平成26年度以後の年度分の都市計画税に適用するというものでございまして、平成25年度分については従前の例によるという内容でございます。

34ページは、この条例の新旧対照表でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第52号、第53号及び第54号につきまして、ご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） これから議案第52号について質疑を行います。

9番、櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） ちょっとはっきりわからないのでお聞きいたしますけれども、条例の説明資料がございますが、この1ページの中で、改正の理由の中で病院事業従事手当について多様な専門の職種に対応できるよう所要の改正を行うと、そういうことが書いてあります。そして次の2ページでありますけれども、改正案と現行の表がありますけれども、結局現行の中では薬剤師から准看護師まで幾つかの職種がありますけれども、結局これは今回の専決処分することによって、記載されていない職の区分が増加するということなのか、ここに書いてある以外で職が増えるのかどうか、それからもう一つは、この改正により手当というのが額に変更が生じてくるのか、その2点についてちょっとお聞きしたいと。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） それでは、ただいまの関係ですけれども、条例の専決処分に関する資料の方の2ページをちょっとご覧いただきますと、現行では薬剤師等専門の職が書いてございます。実はこの4月に市民病院に言語聴覚士という専門の職の方を採用いたしました。このことは医療サービスの充実ということもあります。今後につきましてもそのようなことが考えられますので、この専門職、現在、薬剤師以下このようにございますけれど、今後どのような職の方を採用するかということもございますので、今後について条例改正せず対応できるようなことを考えまして、このように変えました。

内容的には変わりません。改正案の方では、現行の常勤以外の職員と書いてある支給割100分の1の職員については、現行で言います一般職の（別表）の適用を受ける職員とありますけれど、これと同等であります。

それから専門職の職員については、医師以外の専門職の職員すべてがここに入ります。支給割合は変わりありません、100分の5ということであります。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 9番、櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 4月から言語聴覚士を採用ということであります。だから本来ならば3月の段階で、4月1日から採用ということをおある程度見込みできていたんではないのか。そういう格好の中では3月の議会でこの条例改正をしてもよかったのではないのかというのが、今、説明を受けた中で感じたことなんです。今後その辺十分配慮をいただいて、極力専決というのは少なくするというのが原則だと思いますので、そんな配慮をお願いしたいということあります。

以上です。

○議長（青木周次君） 要望でよろしいですか。

○9番（櫻井寿彦君） 結構です。

○議長（青木周次君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第53号について質疑を行います。

7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 今回の市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する概要ということで説明を受けたわけなんですけれども、今もお話がありましたけれども、ここで条例の改正が専決で行われるということは、私的にはあまり好ましくないのではないかなと思っているので、やっぱり委員会等の中で十分議論するというのも必要だと思っていますし、これとそれから54号もそうなんですけれども、これが専決で行われたということについての説明を求めたいと思います。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 先ほどの提案説明で申し上げましたが、この税条例の専決につきましては、上位の条例であります地方税法等の公布が3月31日ということがございまして、同日での専決処分ということにいたしましたものでございます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） このこうした条例の変更は、3月31日施行というのは結構多いんでしょうか。できればその前に、例えば3月議会の中でも施行が3月31日に予定されているから、3月議会でかけたんだという形で持っていけば、十分な議論ができたのかなと思っていますけれども、それについてご説明願います。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） この地方税法につきましては、国で定めるものでございまして、そのスケジュールとするとこの時期になるということで、この段階でないと、3月31日公布ですので、確定しないということから、このようなスケジュールになっております。

また、これに伴いまして、市の税に対する変更点ということに関しましては、今回の改正につい

ては大きな影響はないという内容が主であります。

以上です。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 今のご説明ですと、こういう税条例の改正は3月31日施行というのが多いということなのでしょうか。今後ともこうした問題は出てくると、どうしても専決になってしまうということなんでしょうか。今後のことも含めてちょっとお話をいただければ。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 現行のスケジュール中では、やむを得ないというふうに判断しております。

以上です。

○議長（青木周次君） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第54号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第54号は原案のとおり承認することに決定しました。

処分の承認を求めることについて

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第11 議案第55号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(山口正彦君) ただいま上程となりました議案第55号につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案書と条例の専決処分に関する資料の両方をお願いいたします。最初に、議案書の23ページをお願いいたします。議案第55号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定より、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして24ページにつきましては、改正条文でございます。

改正の概要につきまして説明をさせていただきますので、別冊の条例の専決処分に関する資料をお願いいたします。資料は35ページをお願いいたします。

東御市国民健康保険税条例の一部改正の概要でございます。

1、条例の名称でございますが、東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

2、改正の理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

3、改正の概要でございますが、平成26年度国民健康保険税の課税分から賦課限度額及び軽減措置の改正を行うものでございまして、(1)としまして、後期高齢者支援金分及び介護保険分の賦課限度額につきまして、それぞれ2万円引き上げるものでございます。

(2)としまして、低所得者に対する保険税軽減対象世帯を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得基準額を引き上げるものでございまして、また5割軽減世帯の対象をこれまでの2人世帯以上に加え、単身世帯も対象とするものでございます。

4の施行日でございますが、平成26年4月1日でございます。

36ページ、37ページにつきましては条例の新旧対照表でございます。説明は省略させていただきます。

以上、議案第55号につきまして提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(青木周次君) これから質疑を行います。

10番、平林千秋君。

○10番(平林千秋君) 政令改定に伴うものですが、(1)及び(2)、2件ありますが、東御

市の現在の国保加入世帯の中で直接影響が及ぶ世帯は、この改定に伴ってどのくらいあるんでしょうか、それぞれについて。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 一応本年の4月23日現在の状況でございますけれども、医療分で所得割分が34世帯、資産割分が31世帯、支援金分の関係でございますけれども、限度額超過が68世帯、失礼しました、所得割分が68世帯、資産割が64世帯でございます。あと介護分につきましては所得割分が32世帯、資産割分が29世帯という状況でございます。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） それぞれ世帯について影響が及ぶわけですが、これはあれですか、賦課額について通知する際に、その方にこういうことになったからこうなりますよという説明をするんですか、一般的に説明なさるんですか、どういう仕組みに、市民に対する周知をどうするかということですか。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） まだ細かなことは出ておりませんが、個人個人にできれば周知していきたいと考えております。

○議長（青木周次君） よろしいですか。ほかにはございませんか。

7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 今の国民健康保険税の関係なんですけれども、ちょっと私も内容等よく理解していないものですから、もう少し丁寧な説明をお願いしたいんですけれども、この軽減措置の改正ということで、賦課限度額の引き上げということは、当然保険税額が引き上げになる世帯も出てくるよということですか。それで逆にこれによって低所得者に対する軽減措置が拡大するということなんですか。もう少し丁寧な説明をお願いします。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 賦課限度額がそれぞれ2万円上がることによりまして、所得が多い方にとっては負担が増えるということでございますけれども、5割2割軽減という形の中で、今までの限度額が今度引き上げられますので、基準額を見直しまして、軽減の判定額が変わりますので、その低所得者の皆さんにとっては保険税が下がるという内容です。ですから国保税的にはそこで収入が増える分もございますし、逆に軽減によって減る分もあるという内容でございます。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） すると先ほどの同僚議員に対する直接影響ある世帯という話で、世帯数の話がありましたけれども、この中で上がる世帯と下がる世帯がいらっしゃるわけですね。この辺の内容はどうでしょうか。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 先ほどの平林議員のご質問でもお答え申し上げましたけれども、

医療分では超過限度額というので、所得割分が34世帯、資産割で31世帯という内容で、限度額、賦課額が増えますので、2万円ずつ上がるという、満額の場合ですけれども。

○7番（若林幹雄君） これ34世帯と31世帯が引き上げになるということですか。

○市民生活部長（山口正彦君） はい、そういう理解でよろしいと思います。

○7番（若林幹雄君） ほかのものも同じ。

○市民生活部長（山口正彦君） 逆に先ほど申し上げたとおり5割軽減、2割軽減という中で、いわゆる低所得者の皆さんには配慮をした内容でございますので、国保会計的には差っ引きで、ちょっとご質問にございませんけれども、全体では1,000万円ぐらいな減収になるというような今、見込みであります。

○7番（若林幹雄君） 何が減収。

○市民生活部長（山口正彦君） 所得の多い方からはちょっと余分に税負担をお願いしまして、いわゆる低所得者の皆さんには軽減率を高めまして、ちょっと配慮した内容の改正ということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） わかりました。先ほどの同僚議員の説明は、これは今後影響あって、保険税が引き上げになる世帯の話ですね。この5割軽減、2割軽減の中で、今回の軽減措置の拡大によってどのぐらいの世帯が今までよりは保険税の負担が少なくて済むという世帯がどのぐらいであるか、それはわかりますか。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） それぞれ医療、支援、介護というような内訳の中で、例えば軽減額に7割均等というような内容がございまして、これは1,974世帯という内容でございます。あと7割平等が1,343ということで、これは読み上げていくとまたかなり時間がかかってしまいますが、そういった形でそれぞれ1,900とか、1,300という内容で、均等、7割、5割というような負担の軽減率もございまして、一概にこの何世帯とちょっと把握をまだ、細かな数字を申し上げられなくて申しわけないんですけれども、そういう内容でよろしいでしょうか。

ちよっともう一遍、市民課長の方からご説明申し上げますのでお願いします。

○議長（青木周次君） 市民課長。

○市民課長（塚田 篤君） 今回の改正によりまして、医療分、支援金分という形で、それと介護分でございますが、特に医療分、支援金分の中で、7割均等、7割平等については世帯数の大きな変動はないというふうに見込んでおまして、5割均等、5割平等につきましては約2割程度の世帯が影響を受けて軽減となるということで私ども読んでいところでございます。ここの私の手元の資料によりますと、それと2割均等、2割平等につきましても、それぞれ約100世帯ぐらい2割均等は増えますが、2割平等は100世帯ぐらい減るということでございまして、一番影響が出るのは5割均等、5割平等になるということで踏んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第55号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第12 議案第56号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第1号）

◎日程第13 議案第57号 東御市税条例の一部を改正する条例

◎日程第14 議案第58号 東御市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例

（上程、説明）

○議長（青木周次君） 日程第12 議案第56号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第1号）、日程第13 議案第57号 東御市税条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第58号 東御市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題とします。本3議案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第56号、57号及び58号の3議案につきまして、提案説明を申し上げます。

まず議案第56号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第1号）について、お手元の平成26年度東御市一般会計・特別会計補正予算書をお願いいたします。この補正予算書の13ページをお願いいたします。

この補正予算の概要につきましては、市長の招集あいさつの中で申し上げましたので、直接説明に入らせていただきます。

議案第56号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第1号）。

平成26年度東御市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億8,655万7,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を158億8,155万7,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

14ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでございます。

16ページをお願いいたします。第2表地方債補正で、変更でございますが、公共事業等債につきまして補正後の限度額を7億1,170万円とするものであります。道路後退用地整備事業で450万円を増額するものでございます。

17ページから19ページにつきましては、省略させていただきます。

更にちょっと飛んでいただきまして24ページをお願いいたします。初めに歳出からご説明申し上げます。

款1議会費項1議会費目1議会の補正額4万9,000円の増額につきましては、FMラジオ番組の制作委託料でございます。

款2総務費項1総務管理費目2文書広報費122万円の増額につきましては、ケーブルテレビの伝送路の埋設管復旧に要する工事請負費でございます。目5財産管理費71万4,000円の増額は、北御牧庁舎のエレベーターの修繕工事費などでございます。目10生活環境費(2)環境保全諸経費につきましては、水資源保全全国自治体連絡会参加に要する負担金でございます。(3)の消費生活事務諸経費につきましては、消費者相談事業に対しまして県補助事業が本年度も延長されたことに伴います財源補正でございます。

次に、款3民生費項1社会福祉費目2老人福祉費186万3,000円の増額につきましては、短期入所施設へのスプリンクラー設備設置に対する補助金でございます。

26ページをお願いいたします。目3医療給付金につきましては、国保連合会が行います福祉医療費給付事業システムの改修に伴う負担金でございます。

項2児童福祉費目4子育て支援費310万1,000円の増額につきましては、地域少子化対策強化事業国庫補助金を活用しまして、子育て支援サポーターの養成などによる子育て環境の充実、及び子ども子育て支援事業計画の作成委託に要する費用でございます。

項5生活保護費目1生活保護費43万2,000円の増額につきましては、就労自立給付金制度の創設に伴いますシステムの改修に要する委託料でございます。

次に、款4衛生費項1保健衛生費目6健康づくり推進費につきましては、健康マイレージ事業が県補助金である元気づくり支援金事業の対象となったことに伴う財源補正でございます。

28ページをお願いいたします。款5農林水産業費項1農業費目5農地費524万7,000円の増額につきましては、県営下之城地区関連の設計委託料及び工事費と、御堂地区関連事業委託料の増、及び県営御堂地区の事業負担金の減でございます。目7農業災害対策費9億6,536万9,000円の増額につきましては、2月の大雪により被災した農業用施設の再建を支援するために要

する補助金などがございます。

項2 林業費目2 林業振興費58万円の増額につきましては、30ページをお願いいたします。

(4) 有害鳥獣対策費でありまして、菅平射撃場整備に対する上小広域有害鳥獣対策協議会への負担金でございます。

次に、款6 商工費項1 商工費目2 商工振興費134万円の増額につきましては、中小企業者への雪害対策としての制度資金融資利子補給金、及び生産性の向上など近代化モデル事業所の育成事業に係る補助金でございます。目4 観光費150万円の増額につきましては、今年の夏に銀座にオープンする信州首都圏総合活動拠点への出展に対する市観光協会への補助金でございます。

款7 土木費項5 住宅費目2 建築指導費につきましては、道路後退用地整備事業が国庫補助であります社会資本整備総合交付金の対象となったことに伴う財源補正でございます。

32ページをお願いいたします。款8 消費費項1 消費費目3 消防施設費につきましては、消防団の消火用ホースの購入について、地域防災組織育成助成金の対象となったことに伴います財源補正でございます。

次に款9 教育費項1 教育総務費目2 事務局費22万3,000円の増額につきましては、発達障害の可能性のある児童・生徒に対する早期支援事業に要する需用費等の増額、及び当該事業が国庫支出金の対象となったことに伴います財源補正でございます。

項2 小学校費目1 学校管理費285万円の増額につきましては、小学校への図書の購入、及び発達障害児通級指導に要するに需用費等でございます。

34ページをお願いいたします。目2 教育振興費30万円の増額につきましては、劇団四季によるこころの劇場上田公演に参加するためのバスの借上料でございます。

項3 中学校費目1 学校管理費60万円の増額につきましては、中学校の図書の購入でございます。目2 教育振興費40万円の増額につきましては、中学校のパソコン購入でございます。

項4 社会教育費目2 公民館費につきましては、集会施設を区へ譲渡したことに伴います建物災害共済分担金の当該区への返戻金でございます。

項5 保健体育費目2 学校給食運営費75万6,000円につきましては、田中小学校の給食室の回転釜購入でございます。

以上が歳出でございます。

お手数ですが、20ページへ戻っていただきたいと思っております。歳入でございます。

款14 国庫支出金項1 国庫負担金目1 民生費国庫負担金でございますが、生活保護費負担金について生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費の3つの区分に明確化して予算管理するための補正でございまして、合計額の補正はございません。

項2 国庫補助金目1 民生費国庫補助金236万3,000円の増額のうち、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金は、短期入所施設へのスプリンクラー設備設置補助に対する交付金で、地域少子化対策強化事業補助金は子育て支援サポーターの養成など、子育て支援の充実に資する事業への

補助でございます。目3土木費国庫補助金500万円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金の狭あい道路整備等促進事業でございます。目4教育費国庫補助金328万6,000円の増額につきましては、発達障害早期支援研究事業補助金でございます。

款15県支出金項2県補助金目1総務費県補助金149万6,000円の増額は、地方消費者行政活性化事業補助金で、消費者相談事業に対する補助でございます。目2民生費県補助金43万2,000円の増額につきましては、住宅支援給付就労支援事業補助金で、就労自立給付金制度に係るシステム改修に対する補助でございます。目3衛生費県補助金225万円の増額につきましては、元気づくり支援金事業補助金で、健康マイレージ事業に対する補助金でございます。目4農林水産業費県補助金7億5,324万9,000円の増額のうち、農山漁村地域整備交付金は県営下之城地区関連事業の追加に対する交付金で、御堂地区関連事業補助金は御堂地区の荒廃地対策事業に対する補助金でございます。

経営体育成支援事業補助金につきましては、2月の大雪により被害を受けた農業施設に対する補助金でございます。

款18繰入金項1基金繰入金2億1,297万円の増額につきましては、公共施設等整備基金及び財政調整基金からの繰り入れでございます。

款20諸収入項3雑入101万1,000円の増額につきましては、地域防災組織育成事業助成金ございまして、消防団のホース購入に対する補正などでございます。

款21市債の目5の土木債450万円の増額につきましては、道路後退用地整備事業に対する起債でございます。

以上が歳入でございます。

次に、36、37ページをお願いいたします。最後のページでございますが、地方債に関する調書でございます。この表の最下段の合計欄をご覧いただきたいと思いますが、前年度末現在高については25年度の決算見込額になりますが、210億5,020万6,000円に對しまして、年度中の増減見込み及び年度中の元金償還見込額並びに表の欄外に書いてございます繰越明許費に係る地方債、これらを加算減算いたしまして、当該年度末現在高見込額については、この表の一番右下になりますが、220億6,140万1,000円となる見込みでございます。

以上、議案第56号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

続きまして、議案第57号及び58号について提案説明申し上げます。

議案書の25ページをお願いいたします。

議案第57号 東御市税条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律並びに関係法令が、4月1日に施行されたことに伴いまして、東御市税条例の一部を改正するものでございます。

説明につきましては別冊の条例案に関する資料で行いますので、そちらをお願いいたします。こちら

の資料の39ページをお願いいたします。

東御市税条例の一部改正の概要について、条例の名称につきましては、東御市税条例の一部を改正する条例でございます。

2の改正の理由でございますが、先ほど申し上げました地方税法等の一部を改正する法律並びに関係法令の施行に伴いまして必要な改正を行うとともに、軽自動車税における小型特殊自動車等の税率の見直しを行うほか、市内企業の税負担の軽減として法人市民税の法人税割の税率を引き下げるものでございます。

3の改正の概要といたしまして、(1)は地方法人税の創設に対応しまして、法人市民税法人税割の税率改正を行うものでございます。現在は制限税率14.7%ということになっておりますが、改正案としますと中間税率の10.9%に変更するものでございます。

この施行期日は下の4にあります。平成26年10月1日でございます。

(2)につきましては、地方税法の規定の範囲内で地方自治体が特例割合を定めるものとする地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例ということに係るものでございまして、公害防止施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合を地方税法に定められた標準的割合とするものでございます。

それから(3)の軽自動車税の税率の引き上げの規定でございますが、その引き上げについて整備するものでございまして、ご覧のような倍率に引き上げるという内容でございまして、この施行期日は平成27年4月1日でございます。

(4)につきましては、環境に配慮するグリーン化を進める観点によるものでありますが、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車に対する重課税率の規定の整備をするものでございます。施行期日は平成28年4月1日でございます。

5のその他につきましては、改正後の規定の適用に対しまして、必要な経過措置を設けるものでございます。

この資料の40ページ以降につきましては、この条例の新旧対照表でございますので、後ほどご覧ください。

以上、議案第57号 東御市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げました。

次に、議案書に戻っていただきまして、議案書の29ページをお願いいたします。議案第58号 東御市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本議案は消防団員の処遇改善のための法令が4月1日に施行されたことに伴いまして、東御市の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

この説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行います。こちらの資料の43ページをお開きください。

東御市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の概要についてでございます。

条例の名称につきましては、東御市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

2の改正の理由でございますが、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額したため、退職報償金の額を引き上げるものでございます。

3の改正の概要といたしまして、非常勤消防団員に支払う退職報償金の額を一律5万円増額するものでございます。

4の施行期日は公布の日でございます。

5のその他といたしまして、改正後の退職報償金支払額については、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用するため、必要な経過措置を設けるものでございます。

44ページ以降については、新旧対照表でございますので後ほどご覧ください。

以上、議案第56号、議案第57号及び議案第58号につきまして、提案説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

◎日程第15 議案第59号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について

◎日程第16 議案第60号 東信地区交通災害共済組合の解散について

◎日程第17 議案第61号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

◎日程第18 議案第62号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について

(上程、説明)

○議長(青木周次君) 日程第15 議案第59号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について、日程第16 議案第60号 東信地区交通災害共済組合の解散について、日程第17 議案第61号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、日程第18 議案第62号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について、以上4議案を一括議題とします。本4議案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(山口正彦君) ただいま一括上程となりました議案第59号、議案第60号、議案第61号及び議案第62号につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案書とお手元の東信地区交通災害共済と北信地域町村交通災害共済事務組合の統合についての資料をお願いいたします。

最初に4議案全体の概要につきましてご説明をさせていただきます。別冊の資料をお願いいたします。

1の統合に至るまでの経緯でございます。東信地区交通災害共済組合と北信地域町村交通災害共

済事務組合は、長期的に安定した組合運営を確保するため、組合規模の拡大を目指した統合の協議を重ねてきました。

この結果、さらなる住民福祉の向上を図るとともに、統合による地域住民への不利益をなくすため、両組合の優位な箇所を取り入れ、地域住民へのより一層のサービスの提供と安定運営を目指して統合することに合意しました。

この合意に基づき、統合に係る基本事項等の協議が別紙1のとおり調い、これら諸事項の円滑な推進を目的に、平成26年3月17日に両組合において統合協定が調印されたものでございます。

おめくりいただきまして、資料でございますが、別紙1をお願いいたします。東北信交通災害共済事業統合の基本的事項でございます。

1の統合方式でございますが、両組合は対等の立場で統合する。ただし事務の継続性、例規の内容等を考慮し、東信組合を解散し、北信組合を基礎とした東北信統合組合に統合する手法をとるものである。

2の統合の期日でございますが、平成27年4月1日とする。

3の新組合の名称でございますが、「東北信市町村交通災害共済事務組合」とする。

4の構成市町村は、22市町村、別紙2とするということございまして、右の3ページのご覧の組合を組織する地方公共団体でございます。

以下、2ページの内容につきましてはご覧のとおり協議が調い、調印されたものでございます。お戻りいただきまして、資料の1ページをお願いいたします。

2の統合のための議会の議決でございます。地方自治法の規定により、一部事務組合に係る規約の変更、解散及び解散に伴う財産処分並びに新たに一部事務組合へ加入しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、これを定め、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされておりまして、本定例会に4議案を上程し、議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、資料4ページ、あちこち飛んで申しわけございませんが、別紙3をお願いいたします。

東北信市町村交通災害共済事務組合の組織及び共済事業でございます。ご覧いただいたとおりでございます。説明は省略をさせていただきます。

それでは議案書の31ページの方をお願いいたします。

議案第59号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、東信地区交通災害共済組合規約の一部を別紙のとおり関係市町村の協議の上、変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

おめくりいただきまして、32ページをお願いいたします。東信地区交通災害共済組合規約の変更に関する協議書でございます。東信地区交通災害共済組合規約の一部を次のように変更する。

第10条の次に、次の1条を加える。

事務承継。

第11条、組合の解散があった場合は、規約変更による変更後の東北信市町村交通災害共済事務組合がその事務を承継するものでございます。

資料の5ページに組合同約の新旧対照表がございますが、説明は省略させていただきます。

議案書の33ページをお願いいたします。

議案第60号 東信地区交通災害共済組合の解散について。

地方自治法第288条第1項の規定により、平成27年3月31日をもって東信地区交通災害共済組合を別紙のとおり関係市町村の協議のうえ解散することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

おめくりいただきまして、34ページをお願いいたします。東信地区交通災害共済組合の解散に関する協議書でございます。

平成27年3月31日をもって、東信地区交通災害共済組合を解散するものでございます。

次の35ページをお願いいたします。

議案第61号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法第289条の規定により、東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町村の協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

おめくりいただきまして、36ページをお願いいたします。東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議書でございます。

東信地区交通災害共済組合の解散に伴い、次の財産は規約変更による変更後の東北信市町村交通災害共済事務組合に帰属するものでございまして、財産は東信地区交通災害共済基金でございます。

次の37ページをお願いいたします。

議案第62号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について。

地方自治法第286条第1項の規定により、交通災害共済事業に関する事務を共同処理するため、平成27年4月1日から、東北信市町村交通災害共済事務組合に別紙のとおり関係市町村の協議のうえ加入することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

おめくりいただきまして、38ページをお願いいたします。

東北信市町村交通災害共済事務組合への加入に関する協議書でございます。

交通災害共済事業に関する事務を共同処理するため、平成27年4月1日から別紙規約により、東北信市町村交通災害共済事務組合に加入するものでございます。

次の39ページをお願いいたします。

東北信市町村交通災害共済事務組合同約でございます。41ページまでございますが、内容につきましてはご覧のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

以上、議案第59号、第60号、第61号及び第62号につきまして、一括して提案理由をご説

明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

◎日程第19 請願・陳情の報告

○議長（青木周次君） 日程第19 請願・陳情の報告をいたします。

本定例会において、5月26日までに受理したのは請願1件、陳情7件です。写しはお手元に配付したとおりです。

本請願及び陳情については、後日上程し、所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（青木周次君） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時52分）

平成26年東御市議会第2回定例会議事日程（第2号）

平成26年6月16日（月） 午前 9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	櫻井寿彦
10番	平林千秋	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	清水新一
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	依田俊良
20番	青木周次		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
総務部長	掛川卓男	教育長	牛山廣司
産業経済部長	北沢達	健康福祉部長	武舎和博
都市整備部長	橋本俊彦	市民生活部長	山口正彦
教育次長	清水敏道	総務課長	堀内和子
企画財政課長	岩下正浩	農林課長	寺島尊
建設課長	関一法	市民課長	塚田篤
病院事務長	加藤英人	子育て支援課長	吉澤健二
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦
教育委員会委員長	下村征子		

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	書	記	西澤浩
書記	正村宣広			

◎開会の宣告

○議長（青木周次君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（青木周次君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（青木周次君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

受付番号1 高齢化にあった東御市らしい「介護ケアや介護予防」を市民と共に、受付番号2 健全な100年後のために「本を読むことがあふれている」まちづくりを。8番、阿部貴代枝さん。
阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） おはようございます。議席番号8番、太陽と風の会、阿部貴代枝でございます。

2014年のサッカーワールドカップで、今、日本中が燃えております。昨日は残念な試合でしたが、またこの次を期待したいと思います。

一方、東日本大震災から3年3カ月が経過します。災害のことを常に心にとめておこうと思っております。東御市においては、2月14日からの大雪の被害に遭われた皆様の復興具合はいかがでしょう。滋野のイチゴハウスに片づけの手伝いに伺い、その状況に言葉も出ませんでした。農家の皆様、多くの関係者のご努力等で市内の復興の状況を感じます。生活等大変な思いをされておられる方もいらっしゃると思いますが、私たちはまたおいしいイチゴやブドウ、新鮮なお野菜などがいただけることを待っております。

昨年、しげの里づくりの会が設立され、本年度は北御牧地区、祢津地区に小学校区単位の地域づくりがいよいよ市内で動き始めました。しげの里づくりの会通学合宿実行委員会は、6月1日から3泊4日の通学合宿を30名の児童の皆さんと行いました。花岡市長の開会のときの温かいごあいさつをはじめ多くの関係者のご理解をいただきました。中でも滋野小学校の調理室をお借りしてつくったカレーづくりでは、総勢70名以上の関係者の熱気や子どもたちが真剣につくったカレーライスの味に、子どもたちの力や地域の皆様の熱意を感じました。

2升炊き釜のご飯が煮えなかつたりなどのハプニングがあった、とてもにぎやかな合宿でしたが、最後の日に学校へ行きがけの数名の児童が、「もっと泊まりたい」と口をそろえて言ってくれたとき、とてもうれしかったです。大勢の地域の大人の皆さんの助けをいただき、無事終了できました。

ことに、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、このような地域がいろいろな形で力をつけている中で、高齢になっても住み慣れた地域、自分の家で過ごすことができれば、こんなに幸せなことはありません。初めに、超高齢化社会に進む中で、高齢化に合った東御市らしい介護ケアや介護予防を市民とともにについてお尋ねいたします。

介護保険の第5期が本年26年度で終わり、第6期が27年4月から始まります。まだ10カ月を残す5期の中ですが、そろそろ6期に向けての計画を立て、保険料の額などを決めていく、そんな時期かと思ってお尋ねいたします。

①介護を社会で支えるという理念で介護保険制度が始まりました。初年度の第1期、平成12年度の介護保険認定者数、受給者数と給付費、当時の介護保険料とあわせて、第5期、平成25年度の状況と比較してどのような変化があったのかお聞きいたします。

②介護の必要度が比較的軽い要支援1、2の方の利用する訪問介護のホームヘルプと、通所介護のデイサービスの部分を介護保険サービスの対象から切り離し、2017年度までに市町村事業に移行する改正が予定されております。そのようなことになったときの要支援を必要とされる方への影響はどのようなことが考えられますか、お聞きいたします。

③全国的な高齢者の増加とともに、現行の介護保険料の増加による対策として、介護予防の重要性が言われ、東御市でも介護予防に力を入れています。どのような対策を考えて予防事業を行っているのでしょうか。また、その効果があらわれていると考えますが、取り組みの状況をお聞かせください。

④このごろ認知症が原因で行方がわからず、家族が警察に届け出た不明者が昨年1年間に全国で1万322人、過去2年間で所在が確認できていない人は258人に上ると報道されております。先ごろは7年前に不明になられた方が、NHKの報道でご家族が見つかりました。いろいろな状況がある中で、認知症を持つ方が多くなっているのでしょうか。東御市市内の状況はいかがでしょうか。増加する傾向があるのか、どのような介護支援をご本人やご家族にされているのか、お聞きいたします。

次に、以前にお聞きした中で、ちょっとどこの国かは確認できないのですが、1年の計を立てるなら畑を耕せ、10年の計を立てるなら家をつくれ、100年の計を立てるなら本を読めということわざがありました。小さいうちから本に触れることの重要性を多くの皆様が認識していると考えます。そこで健全な100年後のために、本を読むことがあふれているまちづくりについて、お尋ねいたします。

本年3月に、市立図書館では図書館開館1年を機に、東御市図書館利用者アンケートを行いました。サービス満足度は84%、回答してくれた7割が女性、総合的満足度は84%、特に施設・設備については93%という大変高い満足度がありました。この結果を見ても、私もよく利用させていただきますので、利用される皆様の満足度には共感をいたします。

そこで①市民の図書館の登録者数はどのくらいですか。また、そのうち利用される皆さんはどのくらいでしょうか。市民全体のどのくらいの割合を占めておられるのか、お聞きいたします。

②図書館を大勢の皆さんにご利用いただく方法をたくさん工夫されておられます。今回私は、えっと思ったんですが、「地域の産業にスポットを」という企画で、6回講座の「楽しく学ぶワイン入門講座」を実施しておりますが、これらも含め、どのようなことを実施されているのか、それによる効果はどのようなか、また、ただ本を貸すだけでなく図書館はいろいろな角度から利用できるのですが、市民の皆さんはどのような利用の仕方をされておられるのか、傾向をお聞かせください。

③音楽が流れて、図書館車「しらかば号」が来て、図書館を開いてくれる図書館車のサービスは、利用される皆さんには大変好評です。先日もちょうど別府の皆さんが利用されている図書館車で、「図書館に行かなくても別府のここで借りられるからとても便利でいい」、「大きい活字本もたくさんあって、私はたくさん読ませてもらっている、助かるよ、この本屋さんは」といううれしい感想が聞けました。日ごろの図書館車の利用状況をお聞かせください。あわせて利用されておられる皆様の感想などもお聞かせください。

④幼児期から本に親しむことの大切さは言うまでもありません。聞くことを大切にすることは、相手を大切にすることに通じます。聞くという経験をしていない子どもは、ほかの方の話や言葉との向き合いができてくいと云われます。ネットや端末が大いに普及し、例えば2歳の子どもにタブレット端末を見せて子育てをしているという、そんな話があちこちで聞かれる時代です。

しかし特に幼少期には本を読んで聞かせることが大切です。図書館で特に力を入れていることはどのようなことですか。また、新しくなっている市内の保育園における本や絵本、紙芝居に親しむ環境、また整備状況はいかがでしょう。

⑤教育方針の中での学校図書館の充足度はいかがでしょう。児童・生徒の皆さんの学校の図書館の利用状況はどうでしょうか。また先生方の感じている利用に足る整備がなされている図書館であるかどうか、お聞かせください。

⑥以上のご回答をいただいた中で、それらを含めて教育委員会委員長として、また親御さんとしてのご見解、教育委員会委員長の読書に対するお考えをお聞かせください。

初めの質問は以上です。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） おはようございます。受付番号1、阿部貴代枝議員の高齢化に合った東御市らしい介護ケアや介護予防を市民とともにのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、1点目の介護保険における認定者数や給付費などの制度開始当初と現在の比較についてのご質問にお答えします。

介護保険制度が開始された平成12年度は、認定者数が700名余りで、そのうち受給者数は約520名、年間給付費はおよそ9億3,000万円で、当時の標準的な階層の介護保険料は合併前

の旧町村において年額2万7,900円と2万9,700円で行っていました。一方、平成25年度では、認定者数が1,540名余りで、そのうち受給者数は約1,380名、年間給付費はおよそ25億円で、標準的な第4段階の介護保険料は年額5万9,100円で行っていました。

このようなことから制度開始後の13年間では約1.3倍に増加した高齢者数に対しまして、受給者数や給付費が2.7倍に、また介護保険料が2倍に増加しており、介護を必要とする高齢者の割合が年々高くなってきている状況がうかがわれ、介護予防事業の必要性を強く認識しているところでございます。

次に、2点目の介護保険制度の改正に伴う要支援認定者に対する影響についてのご質問にお答えします。

今回の制度改正は、介護保険の給付事業として行ってきたサービスを各市町村が独自に実施をしている地域支援事業へと移行をするものでございます。このことで要支援認定者に対する介護サービス事業の枠組みが変更となり、それに伴い財源の仕組みがどのように変わるのか、またサービス提供にかかわる手続きがどのように変わるのかなど、今のところすべてが明らかになっている状況ではございませんが、市の基本的な考え方といたしましては、介護サービスが低下するという制度改正による影響をできるだけ招かないよう、3年間の経過措置も踏まえながら今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の介護予防事業における対策と取り組み内容についてのご質問にお答えします。

年齢を重ねるごとに骨や関節、筋肉など、いわゆる身体的な運動器の働きが衰えることにより、要介護状態となる危険性が高いことから、できるだけその機能を低下させないための対策に取り組んでいるところでございます。

具体的な事業といたしましては、身体教育医学研究所との連携による定期的な運動教室の開催や市内の各施設における筋トレ教室の開催、また介護予防センターにおける生きがいデイサービスの実施などにも取り組んでいるところで、個人の身体能力に応じた運動習慣を身につけていただく事業を行っております。

続きまして、4点目の認知症にかかわる市内の行方不明者の状況と介護支援の状況についての質問にお答えいたします。

認知症の方の行方不明者について、市で把握をしている状況といたしましては過去5年間で11名の方が行方不明となり、全員が発見され、10名の方の無事が確認をされております。また、ご本人やご家族への介護支援につきましては、認知症の方を在宅で介護する場合、記憶障害に加えて徘徊や妄想などの症状があらわれると、福祉施設が提供する介護サービスを利用しても介護を行う家族の精神的、肉体的な負担は相当重いものとなり、本人も含め心身ともに大変つらい思いをすることとなります。

このような中で、地域における支援の取り組みといたしましては、認知症サポーター養成講座を

開催し、市民一人ひとりが自らの問題として認知症への関心を高め、誰もがかかる可能性のある認知症への正しい理解を深めていただくとともに、介護者への精神的なケアを目的に、家庭介護者の会を開催し、家族同士の情報交換や交流の場を提供しているところでございます。

また、地域包括支援センターと市内の福祉事業所で構成する民間介護福祉事業所連絡会が協力をして、徘徊の早期発見に向けた見守りネットワークを創設し、認知症高齢者の登録も始まっているところで、官民連携による支援の強化にも取り組んでいる状況でございます。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） おはようございます。受付番号2、阿部貴代枝議員の健全な100年後のために本を読むことがあふれているまちづくりをの質問のうち、1点目から5点目につきまして、市長、教育長にかわりお答えを申し上げます。

1点目の市民の図書館の登録者数、利用者数と市民全体の占める割合でございますが、平成25年度末での登録者数は1万4,883人で、人口の約48%に当たり、このうち平成25年度に本を借りた方は4,194人で、同じく市民の約14%となっております。

1年間では延べ12万3,366人の方にご来館いただいております、本の貸し出し以外でも読書や学習の場として大変多くの市民の皆さんにご利用をいただいている状況でございます。

2点目の図書館を利用いただくために工夫していることといたしましては、年間を通しての各種のイベントや講座を実施しております、今年度は新たにエフエムとうみとタイアップいたしました朗読と音楽のスペシャル番組や、地域の産業に親しむことを目的にワイン講座を開催しているところであります。

また11月には、図書館まつりもあり、今後も様々な機会を通じて利用促進を図ってまいりたいと考えております。

図書館利用の仕方につきましては、本を借りるのほか、閲覧席で読書や学習室で学習をする方、また司書のレファレンス、調査・相談業務を活用しての調べものをする方など、お一人お一人の求める図書館利用の仕方があるようでございます。

3点目の移動図書館車の利用状況であります、移動図書館車しらかば号は、図書館から2キロ以上離れた公共施設や公民館、介護福祉施設など33カ所を停車場所といたしまして、3コースを設定して毎週水曜日に運行いたしております。

昨年度の利用者数は1,040人、貸し出し冊数は6,583冊でございました。なお巡回コースにつきましては、半年に1度利用者の皆さんの要望をお聞きしながら、見直しも行っているところでございます。

ご利用されている皆さんの感想といたしましては、図書館への交通手段のない方は、お話にございましたように出向かずに気軽に利用することができて大変ありがたい、また小さなお子さんがいる方からは、子どもたちと一緒に自由に選ぶことができると、そのような声が聞かれ、移動図書館車での予約サービスも好評でございまして、巡回を楽しみにしている方が大勢いらっしゃ

るというふうに感じております。

4点目の図書館で特に力を入れている幼児期の読み聞かせの取り組みですが、保健センターでの10カ月時健診の際のブックスタート、2歳児歯科検診の際には幼児と絵本事業として保護者対象に読み聞かせの大切さを伝え、読み聞かせのポイントの説明や推奨するブックリストの配付を行っております。

また絵本に親しむ機会としてのおはなし会や、館内に赤ちゃん本コーナーを設置して、絵本を選びやすい環境を整えるなど、幼児期の読み聞かせにつきましても力を入れているところでございます。

また、保育園における絵本、紙芝居に親しむ環境の整備につきましては、専用の絵本コーナー設置や各保育室への絵本配置により、園児たちがいつでも自由に絵本に親しむことのできる環境を整えるとともに、日常的に保育士による読み聞かせや紙芝居のほか、ボランティア団体の皆さんにも読み聞かせを実施していただいております。

5点目の学校図書館の充足度と利用状況のうち図書の充足度につきましては、文部科学省が定めました学校図書館図書標準に照らしました市内各小・中学校の図書館の蔵書率は約97%から123%でありまして、おおむね充足しているものと考えております。

前年度の学校図書の貸し出し冊数は、小学校5校で延べ21万4,519冊、1人当たりでは年間125冊に当たります。また中学校2校では、延べ1万8,541冊、1人当たりでは年20冊という状況でございました。学校図書館が児童・生徒の利用に足る整備状況にあるかについてでございますが、蔵書数はおおむね標準を満たしておりまして、必要な資料につきましては、市立図書館から貸し出す仕組みもありますことから、限られた予算の中でできるだけ最新の図書資料をそろえたり、児童・生徒の興味や関心にこたえるべく、それぞれの学校におきまして工夫や努力をいたしているところでございます。

○議長（青木周次君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（下村征子さん） 受付番号2番、阿部貴代枝議員の健全な100年後のために本を読むことがあふれているまちづくりの教育委員会委員長としての読書に対する考えはのご質問にお答えします。

新しくなった図書館を大いに利用されている市民の方々が、25年度に延べ12万人余りもいたということは、大変喜ばしいことだと思います。また図書館まつりには、読書に親しんでもらうために子どもたちにも呼びかけ、大人も含めて読書感想文と感想画のコンクールに応募してもらっています。そして幼児期に本の読み聞かせをすることは、人間の心の土台をつくる上で最も重要であるということも言うまでもありません。タブレット端末を見せての子育ては、健全な人間に育てるには難しいそうです。

次に、学校の図書館の状況ですが、ほぼ充足していると考えています。調べ学習で不足する本は市立図書館から借りて授業に使っております。また各学級に人数分のおよそ2倍ぐらい40冊、な

いし50冊ぐらいの本を市立図書館から置いてもらっております。子どもたちはすぐ手に取れるようになっておりますので、ちょっとあいた時間にも読んでいます。

また親子文庫の会員による読み聞かせや、高学年の子が低学年への読み聞かせも実施されております。

また読書習慣を身につけることは、国語力を向上させるばかりでなく、一生の財産として生きる力ともなり、楽しみのもとになるものであると思いますし、読書は豊かな感性や情操、そして思いやりの心を育む上で大切な営みであると考えます。情報化社会の進展は、自分でものを考えずに断片的な情報を受け取るだけの受け身の姿勢をもたらしやすいと思います。自分でものを考える必要があるからこそ、読書が一層必要になるのであり、自ら本に手を伸ばす子どもを育てることが切実に求められていると思います。

また多くの人の考え方、生き方と出会うことのできる読書は楽しみであり、参考になることがたくさんあります。私はつい先年お亡くなりになった「白い巨塔」の著者、山崎豊子さんの「大地の子」、「沈まぬ太陽」、「運命の人」に大変感銘を受けました。最近垣添忠生さんの「妻を看取る日」、稲盛和夫さんの「生き方」、瀬戸内寂聴さんと稲盛和夫との対談で「利他」、天野篤さんの「熱く生きる」などに感動いたしました。そして今、読み進めている本は「かえりみる日本近代史とその負の遺産」です。これは私の大学の恩師の玖村敦彦先生の「原爆を体験した戦中派からの遺言」とサブタイトルがついております。教科書では勉強しなかったことがいろいろあることがわかりまして、心して読んでいるところです。

結びに、読書習慣は子どものころからの積み重ねが大切であることから、特に小学校、中学校における読書を教育委員会としても引き続き推進していきたいと考えております。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） ここからは一問一答で、また関連するものはあわせて質問いたします。

初めに、介護保険制度の保険料や給付費の伸びについてですが、介護を必要な皆様が少しでも生活しやすく尊厳を守られるための十分な介護支援が必要なことは言うまでもありません。しかしご回答のように、私たち高齢者が増えていく現状の中で、介護保険の受給者や給付額の大きな伸びを見ますと、これから支える世代の皆様に大きな負担がかかることは目に見えております。この現状を市民の皆様がしっかりと認識していただくことが大切なのではないでしょうか。これについて市ではどのような形で伝えておられるか、お聞かせください。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 介護保険の現状や今後の見通しに関する市民への周知ということのご質問でございます。ご案内のように、介護保険の給付費は、医療や年金なども含めました日本の社会保障制度全般にかかわる喫緊の課題として、マスコミ等で大きく報道をされているところでありまして、今般の消費税率のアップもその対策の1つでありまして、国を挙げて対応が必要であるということは多くの皆様が認識をしている状況ではないかというふうに考えております。

市におきましては、介護保険事業計画でございますが、3年に1度の策定が義務づけられている中で、既に5回の策定をしてきておりまして、その都度公表をしてきたところであります。今年度につきましては第6期の策定を行う予定ということでございます。

そういった中で、この計画にはこれまでの介護保険の実績や今後の見通しなどが掲載をされておりますので、また今回も6期の事業計画策定をしたところで、広報等を活用しながら広く状況の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） わかりました。ただ、広報とかお知らせ版などではなかなか見ない人たちもいますし、こんなに受給者も増えているし、給付費も増えているんだということは、もうちょっと具体的にわかるように市民に周知させることが必要だと思いますので、これからまた検討していただきたいと思います。

これから先のことを考えますと、いろんな現状を理解して、市民の皆様と一緒に行動をともにしていかなければいけないかと思えます。要支援1や2で、支援を受けておられる皆様に、私は時々「これから私たちって何か介護保険使えなくなってどうなるの」と、そういう不安な声を聞きます。国の制度の改正で、それに対して市ではできるだけ介護サービスが低下しないようにと検討されることですが、この制度改正によって各市町村間に大きなサービスの差が生じるのではないかなという、そういう不安も考えられます。今まで介護保険、要介護度の低い方へのサービスがいろんな形で減少してきました。特に18年度からは予防重視に変わり、予防する効果を考えてサービスの内容が変更され、平成24年度には生活援助のサービス時間が非常に短くなりました。これは今、介護の重度化を防ぐということを考えているということですが、高齢者のひとり暮らしや高齢者だけの世帯が多くなっている現状で、支援や介護が本当に必要になっている人が人間としての尊厳を守りながら日常生活を送ることがきちんとできるか、とても心配になります。

法制度で市町村事業として地域支援事業に移行するわけですが、移行するということなんです、現在の時点で皆様が留意しなければいけないなと考えている点があったらお聞かせください。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 新制度移行後に対して、要支援者への介護サービスということでございますが、今回の制度改正はただいまご案内がありましたけれど、介護サービスが市町村独自に実施をしている地域支援事業に移行するというので、そのような格差とかそういう心配が出てくるというふうに考えております。

基本的な考え方でございますが、上田地域広域連合において介護保険というものは一部共同で運営をしているという実態がございます。ですのでやはり市町村間の格差というものはないことの方が当然よいわけございまして、そういった意味からも構成4市町村によるすり合せ協議なども行いながら、そういったご心配のないような形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） ぜひ利用される方、不都合がないような形で進行していただければと思います。

次に、介護予防事業ですが、ご回答の中にも介護予防の重要性がありました。市においても現在、多くの予防事業を取り入れて行っております。いろいろされてはいるんですが、こう、何か、ただやっているということなら、失礼なんですけれども、並べるではなく一定の期間の中で全体を総括して、どのような変化があったとか、やっている中での見えてきた課題は何かなど、そんな効果も大きく示していただきながら、検証して取り組むことが必要なのではないかと考えます。

具体的なことを示すことにより、参加する皆さんの理解がより得られ、目標や希望を持って積極的に介護予防が実施できるのではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 市で実施をしている介護予防事業の効果でございますが、この事業につきましては福祉分野における平成25年度の特別重点事業に位置づけをしまして、事業を実施した後に参加者へのアンケートを実施して、どのような効果があったのか、はかってきたというところであります。その結果、以前よりも運動習慣が身についた、または身体的な改善が図られたという方がそれぞれ4割前後いらっしゃいました。そういったこともございまして、本事業による効果はある程度確認をされてきたということでございます。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 効果がいろいろ見られているというところがあるようで、とてもよかったと思います。そういうことをもっとみんなにわかるように知らせていただくとか、実際の利用者にこういうことで、こうやって頑張って、こういうふうにできた人もいるんだよとかと、そういうことをしっかり伝えながら、そういう事業をやっていただければ、より効果的なのかなと考えておりますので、そんなところもまたご検討いただければと思っています。

現在、市の方では個人の能力に応じて必要とされている事業を行っておりますが、でも要支援に入っている方だけではなく、健康な皆さんを対象としていきいきサロンとか、足腰お達者クラブですか、そんなことなども行っておりますが、これはその実行している区によってはちょっと違うかもしれませんけれども、例えばうちの方なんかは月に1回とか、年に1回の実施区が多いかと考えます。もしそういう状況では、予防といってもなかなか効果が出てこないと思いますので、あともっと頻繁に予防運動が行えることが大切なのではないかなと思っています。それには比較的身近で日常的に通えることができるそれぞれの各区の公民館単位に、頻繁に集まって行える、そんな仕組みができないでしょうかということです。

それでそのためにはやっぱり介護予防のそれを指導する運動のリーダーの養成がとても大事なかなと思いますが、できるだけ早い時期にそのような養成を行っていただきながら、現在、行っている取り組みとして、これから何かそういうような計画があるのか、お聞かせいただきたいと思いません。

それから、ただリーダーの養成といっても、なかなか参加しにくいので、これから何しろうんと高齢者は増えていって、今現在団塊の世代と言われている、そういう健康な年齢層の皆さんを中心に考えていけばいいかと思うんですけれども、例えば男性料理教室をやったときだとか、そのほかたくさんやっている生涯学習の活動などを行ったときに、少しずつ養成講座、10分か15分ぐらい、ミニ養成講座を行っていただいて、何回か繰り返して運動を覚えて、それを各区に戻って複数の方がリーダーとなって指導していただくという、そんなようなやり方がどうかななんて私はこのごろずっと考えていたんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 介護予防事業にかかわる地域のリーダーの養成にかかわるご質問でございますが、身近な地域におきましては介護予防教室が開催できるということがベストな状況だと思います。そういった意味で、リーダーの養成講座につきましては、既に開催をしておるところで、平成25年度では24名が、それから本年度は31名が受講をさせていただいております、これにつきましては来年度以降も継続をしていくということでございます。

それから養成講座が修了した皆さんでございますが、実際にリーダーとしてご活躍いただけるよというということで、フォローアップ教室も開催をしながら、活動のサポートを行っているというところでございます。

なおリーダーの養成につきまして、他の活動の機会をとらえて実施してはどうかということでご提案でございますが、現在のところリーダーの養成については1回当たり90分程度の時間を要しながら、6回ぐらいのコースでリーダー養成を行うというような形で取り組んでおりますので、なかなか違う目的でお集まりになった皆さんに対してこのようなリーダー養成をあわせてやっていくということについては、ちょっと困難な状況だというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） わかりました。リーダー養成、多くの方、50名ぐらいですか、今、やっていらっしゃるということで、ぜひリーダーのそれを受けた皆さんが地域で活用できるようにフォローアップもやっていらっしゃるということなんです、そういうことを私たち情報としてあまり知らない、ぜひこういう人がいるから活用してくださいとか、そういうことをしていただいて、市のバスでプールとか福祉センターなどで事業を行うこともとても大事なんですが、すぐそばで歩行器を押しながら通える範囲の中で、自分たちの区の公民館なんかでできることだったら、とても参加しやすいと思いますので、ぜひそのリーダー養成をもっとたくさん養成していただいて、そんな検討をまたやっていただければありがたいと思います。

次に、認知症についてですが、ご家族に認知症の方がおられるとその介護の大変さは本当に想像を絶すると思います。市が行っている認知症サポーター養成講座を、先ほどお話があった養成講座を受けられた方は、講座を受けた後の活動をどのようにされておられるか、ちょっとお聞かせください。

また、徘徊の早期発見のために、郵便局などいろいろな配達業務を行う事業所などと連携を図り、認知症サポーター養成講座を受講していただきながら、日中歩いていて変だと思われる、そんな歩き方をされている方に声をかけていただく、そんな見守り隊の役割を依頼できないか、そんな仕組みができないか、お聞きいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 認知症の地域支援にかかわるご質問と思われませんが、認知症サポーター養成講座を修了された方々には、それぞれにご自身の中でできる限り日常的な気づきを大切にしていきたいというふうに思っておるところであります。

サポーターの皆様には、特別な活動をお願いする予定はございませんけれども、介護支援ボランティア養成講座というものがございまして、そちらの方にお誘いをして、実際の活動に結びつけていただくという取り組みも行っているところでもあります。

また、配達業務を行う事業所への見守り活動の要請というご提案でございますけれども、これについては今のところ予定をしている状況ではございませんが、そんな中でお客様に対して涉外活動を行っておられます市内の金融機関の従業員の方々には、この養成講座受講をしていただいております、そういった意味では日常に対する気づきもそういった場で養われているのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） ぜひいろいろないい形で、皆様が不安のないような生活ができるようをお願いいたします。

4月に私たち社会福祉常任委員会で視察研修をさせていただいた在宅で暮らすことを掲げた和光市の例があります。NHKでこのことは「クローズアップ現代」で報道されておりますので、ご覧になった皆様が多いかと思えます。和光市の要介護の方が、これは例えばの例でお聞きしたんですけれども、映画を見たいという、そういう目標を掲げて、訓練した結果、少しずつ外に出れるようになり、ごみが捨てられ、だんだん自分で電車に乗って映画館まで行って、映画を見てこれるという、そんなふうに機能的に回復したという、そんな事例なども紹介していただきました。このような和光市のような手段も1つの選択であり、何か目標を持って続けることも1つの手段で、検討できるのではないかなと思います。和光市の話では、他の市町村よりもサービスは少し多く、でも介護保険料は安いとおっしゃっていました。武舎部長も同行されたので、また、いい点、東御市でも活用できる点をぜひ取り入れたりして、いい方向で在宅介護ができるよう、ご配慮願いたいと思います。

ご家族がワークライフバランスの中で、介護をしながら働くという気持ちを持ち続けられる、そんなまちづくりになっていかなければいけないと思います。これから高齢者も増える中ですが、自分のまちに合った地域ケアをしていくための地域包括ケアシステムの構築を図るために、市民病院・地域のお医者さんとの連携、地区に住む人々や隣近所の人々との共助によるケアをきちんと

やっぴいかなければいけないと思います。時間はかかっても行政と市民が一体となっぴいこうとする、そんな市民意識の向上を促しながら、地域ケア体制を行っぴいき、市民の皆様が幸福だと思われ、そのようなまちづくりになっぴいっていくことをぜひ強く希望して、この部分の質問を終わらせていただきます。

次に、図書館についてですが、本当に図書館は立派で、あんなにたくさんの、12万人もの人が行くんですが、信じられないんですけども、まだ図書館が新しくできたということを知らない皆さんもいるんですね。本当にもったいないことだと思います。

そんな中ですけども、昨年12月に100万円でしたか、絵本の購入の補正をされましたが、ちょっと入っぴいっていったところに何かちょっと、棚があっぴいっているかななんて、そんなようなときがあっぴいたので、その補正はとてもし市長さんの本に対するご理解の補正だと思っぴい、とてもしよかったと思っぴいっております。

また、先ほども出ましたが、図書館のスタッフの方はいろいろな利用の仕方を教えてくれますので、多くの皆さんがぜひ本に触れ、図書館を活用していただける、そんな仕掛けを十分お願っぴいしたいと思っぴいます。

それから図書館車のしらかば号なんですが、とてもしみんな喜んでいるんですけども、ただ、あそこ2キロ以上でないとなっぴいかったり、場所もそんなにたくさん多くないので、これから高齢者が増えっぴいければ車に乗れない人も更に増えっぴい行くかもしれませんので、もっぴいと巡回場所を増やしたりすることは、ちょっとできないか、人の関係もあるから難っぴいしいかもしませんが、その辺をちょっとお聞かせください。

それから以前にも聞いたんですが、行けない方のために希望により本の宅配などの検討はされましっぴいたか、その辺をお聞かせください。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 再質問のうち、最初の移動図書館車の場所を増やすことができないかというご指摘でございます。移動図書館車につきましては、先ほど申し上げましっぴたとおり市内3コースで設定をしておっぴいまして、2キロ以上遠い方を中心に交通手段を持たない方、あるいは外へ出かけることがなかなかできない方のお近くまで図書館車を移動させて行きましっぴて、貸し借りをご利用いただくという仕組みでございまして、相当程度の方に楽しみにしていただっぴいっているという実情でございまして、これを更に拡大できれば本当によろしいのですけれども、車が1台であるということ、それから週に現在、水曜日に運行しておっぴいますが、運転手と司書が2人1組で乗りましっぴて、1日ばかりで巡回するということも含めましっぴすと、現状で回数を増やすことは難っぴいしいのであろうと。ただ、巡回場所、場所につきましては先ほども申し上げましっぴたけれども、半年に1度は見直しをしておっぴいますし、またご要望に応じましてアレンジをしていくということは当然必要であろうかというふうにおっぴいます。

2点目の本の宅配ということで、これまでもお話があっぴったようでございますけれども、巡回車よ

りも更に踏み込んでご家庭まで本を届け、また回収してということは非常にサービスとすればすばらしいことであろうかとは思いますが、自治体の行う行政サービスといたしまして、そこまで必要であるかどうか。利用される方も当然希望の方もいらっしゃるかもしれませんが、費用対効果、あるいは行政としてそこまで踏み込むかどうかということを考えました場合には、現状においては採用するには難しい状態かなというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 高齢者が増えるという中で、市民の力、市民のボランティアをもう少し、読み聞かせでもお願いしていますが、そういう図書館車の運行の関係も、そんな皆さんたちも頼みながら、ちょっとまた考えていただければありがたいかなと思います。

それから幼児期から本に親しむことについてですが、平成13年に成立した子ども読書活動推進に関する法律に明記されていることなのですが、子どもの読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く、生きる力を身につけていくという点で欠くことのできないことであり、社会全体で積極的にその環境整備をしていくことが極めて重要とわかれております。そんな形でもボランティアの皆さんをよりお願いしたりすることもいいかなと思います。

また、保育園で私、今日これを持ってきたんですけれども、保育園でこういう本を毎月買って渡しているんですね、ご家族で。もちろん自分たちで買うんですが。こういう本なんかは、私、これずっと前の本なんですけれども、今でも読み聞かせでこれ、こんな本、まだほかにもあるんですが、使わせてもらっています。とても保育園で選んでもらっている、温かい、ほのぼのとした、いい、こういう本があるんですが、これをご家庭で持ち帰ったときに、どんな形で利用されているか、ちょっと聞いたことがあるかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが、わかったらお聞かせください。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 保育園の幼児、園児が親御さんが買い求めた絵本等を家庭でどのように利用されているかということでございますが、個別の調査等はしたことはございませんけれども、特に親御さんがお金を出して買い求めたものは、家庭に帰ってきちんと利用されているだろうというふうに推測はしておりますし、一部の方からは毎月購買をして、買い求めてきちんと読んでいるというなお話も伺っているということでございまして、それぞれのご家庭によって濃い薄いはあるかと思いますが、先ほど委員長のお答えにもありましており幼児期、あるいは児童・生徒期に本に親しむ、その入り口として絵本の効果というのは大変大きいものだと感じておりまして、保育園におきましても、あるいは保健センター等におきましても、これからも今の手立てをより充実して対応してまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 本当に保育園のころからの読み聞かせ、特にお母さんお父さんと一緒

に読んでもらうというのはとても大事なので、更にそういうご指導をよろしくお願いします。

次に、さっきちょっと紹介したんですが、子どもの読書活動の推進に関する法律があるんですが、13年にできたんですが、その中で子ども読書活動推進計画の策定の規定があるんですが、ちょっと調べるのを忘れてしまったのですけれども、東御市ではこの計画を策定されておるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 子どもの読書の推進につきましては、法整備がなされまして、都道府県、あるいは市町村は計画を策定するよう努めなければいけないというふうに規定をされております。長野県におきましては計画が策定しております、それにより県での推進が図られておるところでございますが、東御市におきましては子ども読書推進計画は策定をしておりません。策定はしていませんけれども、先ほど来申し上げましたとおり保育園、あるいは小学校、中学校、特に義務教育におきましては学校基本計画を昨年策定いたしまして、その中で読書の重要性をきちんと位置づけをして、各小・中学校において具体的には各学校での教育計画の中で、読書の仕方、図書館利用の仕方といったものをマニュアル化、ルールを決めましてきちんと推進しているという現状でございます。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） わかりました。文科省のこの3月の調査では、全市区町村64.2%が策定済みだということで、うちなんかもやっているのかなと思って、私もいつもいろいろ見ている割には自分も承知していないなどは思いましたが、やり方で学校教育計画の中で織り込んであるということですので、更に推進されるようお願いします。

学校図書館の蔵書率ですけれども、図書標準に照らしてかなり高いという、そういうお話でした。ただ、先ほど聞いた中で平均、小学生は1年に125冊、中学生20冊と言いましたね。実はその今、言った基本計画の中の25年に策定した法律でやった基本計画のそのところで、平成24年度の全国学校図書館協議会の学校読書調査による調査では、1カ月に1冊も読まなかった不読者、読まない割合が小学校で4.5%、中学校で16.4%、高校では53.2%という、学校段階が進むにつれて読書離れが大分進むという、そんな傾向が記載されております。本当に驚くかと思えます。

それにつけても学校の図書館をもう少し授業などでどんどん活用していただくと、特に中学生なんかはいろんな調べものなどもネットを利用しながら、本を利用しながら、もちろん図書館からの貸し出しやエコールを利用しながら、合せていけばいいんですが、そういう学校整備を、学校図書館のもうちょっと充実を図るということは考えられないですかね。

例えば、ちょっともう時間がないのであまり紹介したくないんですけれども、千葉県柏市では学校図書館の効果的な活用は児童・生徒の学力の向上につながるということで、学校図書館法の改正に合わせて平成15年度から学校図書館を授業で活用しやすい環境整備を行っている、そんなお話

を聞きました。確かに予算があるといえども、それまでなんです、子どもたちのことを考えると、もうちょっと図書館を本当に充実させて、授業とか、子どもが学校帰りとか、長期休みとか、そんなようなときにも使える、そんな学校図書館のきちんとした整備とか、そういうことは考えていられないのかどうか、お聞かせください。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 学校図書館を更に充実したらどうかというご意見でございます。ご指摘のように小学生期には相当読書に親しむわけでございますが、中学生になりますとがたんと利用が、読書が減ると。これはやはり中学生になりますと授業、学力優先、あるいは部活動に相当力を入れる、あるいはいろいろ知識を得る場として読書だけではなくて今、インターネットですとか、また社会の中に様々な情報、あるいは物事がありますので、興味が広がることによりまして読書がどうしてもおろそかといいますか、減少するというような現象であろうかというふうに思います。

それにつけましても減り方がすごく激しいということもありまして、中学生におきましてはやはり読書をもう少し勧めなければいけないと感じているところでございます。幸い一昨年の市立図書館の開館後、特に目立つのは中学生が帰りに寄る、あるいは高校生が寄るという姿が非常に見られるようになりました。これは旧図書館ではほぼあり得なかった現象でございまして、学校図書館のみではなく市立の図書館に立ち寄っていただく中学生、高校生については大歓迎ということでございます。

学校図書館の施設整備については、先ほど申し上げましたとおりほぼ充足しているとは思いますが、それをいかに活用するか、小学校においては調べ授業ということで毎週1時間は図書館での授業を行っておりますが、中学校ではなかなかそういうこともできませんけれども、先ほど申し上げました一番中学生は伸びる時期でもございますので、施設整備という意味ではなくて利活用という意味で、中学校における読書を更に推進するよう、また学校内でも検討いただくようお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 本当にそれぞれの学校図書館、もったいないから、ぜひ授業等に利活用できるような、そんな整備を順次やっていただければありがたいと思います。

それからちょっといろいろ、もう時間がないのであれできないんですけれども、教育委員会で推進している家庭の日とか、第3水曜日などに家族中がテレビを消して、パソコン、ゲーム機も消して、みんなで本を読む日、例えば水曜日の夕食後8時から8時半まで、家族全体が本を読む日と、そんな推進ができないか、お聞きします。先ほど委員長さんが本当におっしゃったとおり、本当に読書というのは生きる力、感性、思いやり、人間の心を育てるということで、本当に大事なことなので、何かの形で強力に推進していける、そんなことができないか、最後に教育委員会委員長に再度お聞きして、この質問を終わりにしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（青木周次君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（下村征子さん） ご質問のお答えですが、大変大切なことだと私は思います。みんながどの家庭も自覚して、子どもたちと一緒に本を読む、そんな時間を持ちたいものと思います。いろいろな場所で、そのようなこともお話しし、教育委員会で推進していきたいと考えております。

最後に、私が読んでいる本の中の稲盛和夫さんですが、皆さんもご存じのとおり京セラを立ち上げ、そして第二電電、KDDIを立ち上げ、JALをもう奇跡的な再生をされたという稲盛和夫さんですが、学校の先生たちに私がこの方の読んだ言葉をお伝えしようと考えたところが、こんなに付箋がつくくらいにあるんです。こういうような本も家庭で親子で読めれば中学生なんかも、これからの生き方に大きな影響があるのではないかと考えられます。一節を読ませていただきます。

「生きていくことは苦しいことの方が多いものです。ときになぜ自分だけがこんな苦勞をするのかと神や仏を恨みたくなることもあるでしょう。しかしそのような苦しき世だからこそ、この苦は魂を磨くための試練だと考える必要があるのです。労苦とは、おのれの人間性を鍛えるための絶好のチャンスなのです。試練を「機会」としてとらえることができる人、そういう人こそ限られた人生をほんとうに自分のものとして生きていけるのです。現世とは心を高めるために与えられた期間であり、魂を磨くための修養の場である。人間の生きる意味や人生の価値は心を高め、魂を錬磨することにある。まずはそういうことが言えるのではないのでしょうか」、というような珠玉の言葉が続いております。

やっぱり子どもたちに絵本から始まって、生き方を勉強する、そんな本に出会ってほしいなと考えておりますので、阿部議員のおっしゃるとおり推進してまいりたいと思います。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 本当に、ちょっと何か心が詰まってしまいましたが、市内全体で本に触れ、人間性を養い、百年後の東御市が健全に発展していくことを期待しながら、この質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（青木周次君） 受付番号3 観光地“海野宿”の「おもてなし」の取り組みについて、受付番号4 県道東部望月線の改良促進について。9番、櫻井寿彦君。

櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 議席番号9番、櫻井寿彦でございます。

最初に6月13日の午後、国道18号線沿線において降ひょう被害があり、昨年の凍霜害に続いて2年連続で被災を受けられた果樹農家の皆さんは大きな痛手となりました。被害を受けられた農家の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に基づき、観光地海野宿のおもてなしの取り組みと県道東部望月線の改良促進についての2点を質問いたします。

最初に、観光地海野宿のおもてなしについて質問をいたします。海野宿は、昭和62年4月に重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けられてから、この4月で27年が経過いたしました。この

間、昭和63年12月の海野宿保存憲章の制定により、今日まで海野宿の貴重な伝統的町並みを保存されてきた海野宿保存会の皆様をはじめ地元本海野区の皆様に、改めて敬意を表したいと思いません。

一方で、観光地海野宿の一番大きな課題は、あの伝統的町並みの中を一般の通行車両が通過することにより、観光客へのおもてなしが十分に果たせていなかったことであると私なりに考えます。そして今回待望久しかった海野バイパスが、地権者や西海野区の皆様のご理解をいただく中で、順調に推移すれば来年3月には完成される予定とお聞きをいたします。そこで次の5項目について質問をいたします。

1つとして、海野バイパスの計画などを含めた本海野、西海野の地域で進められている社会資本整備総合交付金事業の総事業費約10億円の進ちょく状況の内容と、まだ未着手の事業にはどのようなものが計画されているか、お聞きをいたします。

2つ目として、海野宿へ観光客の来訪者数はここ数年どのように推移しているかであります。

3つ目として、海野バイパス完成後の海野宿内への通過交通車両の制限はどのように考えられているかであります。

4つ目として、海野宿内で所有者が不在の建物は現在、何軒存在しているか、また、その対応策は市としてどのように考えられているかであります。

5つ目として、重要伝統的建造物群保存地区の全国大会が、この5月22日から24日にかけて、福井県若狭町で開催されました。市や海野宿の関係の皆様が多数参加されたとお聞きいたしますが、来年度は海野宿で開催されるといいます。大会への参加者数の規模やその内容についてお聞きをいたします。

次に、県道東部望月線の改良促進について質問をいたします。東御市が合併以来、東部地区と北御牧地区とを結ぶ最も重要な基幹道路として県道東部望月線があります。今、県道東部望月線の交通量は平成22年度の交通量調査で24時間交通量が1万3,300台を超えております。近年、特に朝夕の通勤時における通過交通量は更に激しく、県道横断はもとより、県道の路側帯歩行は危険さわまりない状況にあります。また、この道路の特徴として、大型ダンプや大型トラックの交通量が多いように思います。そこで次の2項目について質問をいたします。

1つとして、常田から羽毛田工業団地間の歩道が設置されていない状況があるわけでありまして。近年県道沿線に住宅団地が整備される中で、歩道の確保は急務と考えます。また以前から大きな課題として所沢川の横断箇所の断面不足が指摘されており、この間の道路改良計画はどのような状況にあるか、お聞きをいたします。

2つ目として、通勤時における慢性的な渋滞箇所となっているしなの鉄道横断部の整備計画の考え方についてお聞きをいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（青木周次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 受付番号3、櫻井議員の観光地海野宿のおもてなしの取り組みに

ついて、1点目から3点目までのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに1点目の現在、進めている社会資本整備交付金事業の内容と、未着手の事業にはどのようなものが計画されているかのご質問でございますが、海野地区における当該事業につきましては、居住環境整備や観光施設整備による地区の活性化を目的に、社会資本整備総合交付金の対象の1つである都市再生整備計画事業により、平成22年度から26年度までの5カ年の計画で実施をしているものでございます。

ハード事業としましては8事業あり、海野バイパスの新設、西海野地区の歩道整備と街路灯整備、西海野北側排水路の整備、海野宿西側排水路の整備、田中西海野線の舗装整備、海野宿観光駐車場整備、田中30号線の整備があります。

また、ソフト事業としましては海野宿看板整備、観光パンフレット作成の2事業があります。

いずれの事業も未着手の事業はございません。

海野バイパスについては、延長630メートルのうち残り278メートルにつきまして、26年度完了予定で進めてまいります。

また、海野宿観光駐車場の整備や駐車場から海野宿までの歩道130メートルの整備、観光パンフレットの作成につきましても、26年度完了を目指し事業を進めてまいります。

次に2点目の海野宿への来訪者はここ数年どのように推移しているかのご質問でございますが、海野宿の来訪者は平成18年から平成23年までは18年の23万7,000人をピークに、毎年1%ほど減少していく傾向にありましたが、平成24年は前年度対比5.8%もの減少が見られました。そこから回復のないまま、平成25年の来訪者は20万8,000人となり、ピークから7年間で2万9,000人、12.2%の減少となりました。平成24年の減少の大きな原因としましては、善光寺御開帳、諏訪大社御柱祭など、大型イベント終了の反動と、東日本大震災の影響によるところが大きいと考えております。

次に3点目のバイパス完成後の海野宿内への通過交通車両の制限はどのように考えているかのご質問でございますが、バイパス建設の効果は現道の交通量が減少することにより、地域の皆さんや観光客の交通安全が確保されると考えております。交通規制についても模索はしていきますが、地域の皆さんの利便性が悪くなることも考えられますので、地元区との十分な話し合いと合意形成が必要であると考えております。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号3、櫻井寿彦議員の観光地海野宿のおもてなしの取り組みについての後段のご質問に対しまして、教育長にかわりお答えをいたします。

4点目、海野宿の所有者不在の建物の軒数とその対応策でございますが、平成21年度、22年度に行いました指定物件の見直し調査の際に、海野宿保存会を通じて所有者と連絡をとり、管理に関する意向確認をいたしましたところ、建物の修理や活用につきまして具体的に協議が進んだ事例といたしまして、売却が4件、賃貸借契約が3件成立したところでございまして、現在、所有者が

不在の建物は全131軒中11軒に減少しておりまして、このうち所有者が時折訪れては管理をいたしているものが6軒、全くの空き家が5軒という現状でございます。

昭和63年に定められました海野宿保存憲章の申し合せ事項におきましては、土地・建物を売ったり貸したり、または土地を用途変更する場合には保存会と相談して進めることとなっております。所有者から建物の管理につきまして保存会や市教育委員会に相談が寄せられました場合には、関係者で対応策を協議し、引き続き海野宿の町並みの保存に努めてまいりたいと考えております。

5点目の来年度海野宿で開催される重要伝統的建造物群保存地区の全国大会の規模と内容はでございますが、重要伝統的建造物群保存地区は全国88市町村に108カ所が指定をされておまして、これらの市町村によりまして全国伝統的建造物群保存地区協議会が組織され、毎年5月に3日間の日程で構成自治体の持ち回りによる総会、研修会が開催されているものでございます。

研修会の内容といたしましては、保存に関する地域課題や問題点の情報交換と検討、専門家研究者による基調講演、保存技術のアドバイスや実践報告、そして開催地での現地視察といった学術的な文化財保存研修のほか、郷土芸能の紹介や住民交流も恒例となっております。

福井県若狭町で先月開催されました本年度の第37回総会におきまして、来年度第38回総会会場が東御市に正式に決定をしたところでございます。

若狭町の総会には文化庁のほか、全国から市町村長や自治体職員、保存地区の住民の皆さんら約360名が集まり、大変盛大で、また開催地を全国にアピールする総会となったそうでございます。来年度東御市での総会は、より交通の利便性が高いことを考えますと、今年以上の規模になるものと予想しております。

○議長（青木周次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 受付番号4、櫻井議員の県道東部望月線の改良促進についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、常田から羽毛田工業団地間の歩道が設置されていない、住宅団地が整備される中で歩道の設置、所沢川の断面不足の解消を含め、道路改良計画はどのような状況にあるかでございますが、県道東部望月線の道路改良につきましては、常田南交差点から高周波科学工業様まで約450メートルのうち、旧大和化工様までの約350メートルが改良済みで、残りの区間約100メートルにつきましても歩道の確保を含め引き続き改良を進めてまいります。

また、その先の所沢川の東側までは道路改良計画を策定し、その中で所沢川の断面についても検討をお願いしてまいります。引き続き地元のご理解も得ながら、県へ要望をしてまいります。

次に、通勤時間帯における慢性的な渋滞箇所となっているしなの鉄道横断部の整備計画の考え方はでございますが、カクイチ製作所前交差点周辺の渋滞対策として、信号機の時間調整、交差点内を通過する車両の安全確保のためのポールによる誘導など、可能なことから実施してまいります。市としましても抜本的な対策を行う必要があると認識しています。しなの鉄道横断部の改良は膨大な費用を要することと考えられますので、引き続き県へ交差点改良を要望してまいります。

○議長（青木周次君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時37分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 再質問いたします。これからは一問一答方式で質問いたします。

最初に、観光地海野宿のおもてなしについての質問をいたします。答弁の中で、26年度の事業とすれば海野バイパスの完成と観光駐車場の整備、そして駐車場と海野宿を結ぶ歩道整備という話がありました。そして26年度事業完了を目指すとのことでしたが、最終的な都市整備事業の総事業費の見込み額と財源内訳についてお聞きをしたいと思います。

また、来年海野宿で重要伝統的建造物群保存地区の全国大会が開催され、全国から若狭町の360名を超える来訪者の期待が先ほど答弁で述べられていましたけれども、そのためには海野宿の西側に設置される観光駐車場の整備は待ったなしの課題でもあります。一方、今年4月に完成した海野宿滞在型交流施設「うんのわ」の有効活用の面からも、観光駐車場は大きく寄与するものと思われませんが、駐車場の規模と、具体的な作業計画はどのように考えられているか、あわせお聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 再質問のうち、都市再生整備事業の総事業費と、最終的にはどのぐらいが見込まれるか、また財源の内容につきましてお答えいたします。

平成22年度から平成26年度までの総事業費であります。現在、事業進行中であり、事業費は確定をしておりますが、全体として8億円前後ぐらいになるのではないかと考えております。

そのうち海野バイパスにつきましては、約6億円を見込んでおります。財源内訳としましては、社会資本整備総合交付金約40%を見込んでおりますが、歴史的風致維持向上計画認定後の事業につきましては、45%の交付金を見込んでおります。交付金以外の財源につきましては、公共事業等債など借入れや一般財源での対応をしております。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 観光駐車場の規模と具体的な作業計画はどのように考えているかについてでございますが、海野宿西側に新たに整備する駐車場は、面積で約2,800平方メートルで、普通車60台、大型車5台、車いす用2台、二輪車用スペース1カ所を確保するほか、場内には公衆トイレ、ベンチ、観光案内看板などを設置する計画です。

公衆トイレの便器につきましては、男子側、女子側とも3カ所ずつで、別に多目的トイレを設置いたします。

作業スケジュールといたしましては、5月に事業用地の取得を終えており、今後は8月中に駐車

場整備工事及び公衆トイレ設置工事をそれぞれ発注する予定でございます。

工事は今年度末をもって完了させ、平成27年4月から供用開始したいと考えております。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 総額で10億円から2億円圧縮されたということでありまして、その効果があればそれにこしたことはないことだと思っています。

それで私も5月の下旬に「うんのわ」へ休憩に立ち寄らせていただきました。県外からのお客さんや数名の団体客が立ち寄られていたわけでありましたが、新潟県から来訪された方が、また機会があったら宿泊をしてみたいなどと話をされていました。私もぜひ家族連れでお出かけくださいとPRをさせていただいたところでありますが、先ほどの答弁の中に観光客数は平成28年をピークにして減少傾向が続き、平成25年度の観光客数と比較すると年間で2万9,000人が減少したとのことであります。

また、今年の4月からスタートいたしました第2次東御市総合計画「とうみ夢・ビジョン2014」の中で、基本計画に示されている平成30年の海野宿観光客利用者数は22万2,600人の数値目標が掲げられているわけでありまして。現状と比較して年間で1万600人の増加を基本計画に見込まれているわけでございますが、観光客数増加の施策とすれば、具体的にはどのようなことが考えられるか、お聞きをしたいと思っております。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 観光客増加の施策として、具体的にどのようなことが考えられているかについてでございますが、この3月に完成しました「うんのわ」は、海野宿において初の宿泊施設である上、地元食材や地場産品の活用と、交流をテーマに掲げたレストラン及び喫茶兼休憩所が併設され、話題性と魅力を秘めた施設であります。

施設を運営する指定管理者の有限会社桜清水ビレッジは、美ヶ原高原にあります山本小屋の経営に携わり、インターネットの旅行宿泊予約サイトでは常に高評価を得ているなど、宿泊施設の管理運営において豊富な経験と高い能力を有し、情報発信力及び集客力についても相当なレベルにあると言えます。このため「うんのわ」を新たな観光の核として、地域一丸となった海野宿内の店舗との連携などにより、指定管理者の知識と経験が周辺に好影響を与え、海野宿全体の底上げが期待できるものと考えております。

また、海野宿を迂回するバイパス並びに新たな駐車場が、今年度の完成とともに、駐車場の無料化に向け現在、準備調整を進めているところです。これらにより来訪者のさらなる利便性の向上が図られるものと考えております。

このほかには、地元住民の受け入れ態勢づくりも重要な課題でありまして、来年度開催されます全国伝統的建造物群保存地区協議会の総会に向け、海野区を主体とする準備委員会が発足し、地元が一丸となった組織づくりが始まりました。この地元主体の取り組みが海野宿への来訪者の受け入れ態勢づくりにつながるものと考えております。

これらの事業や取り組みなどによって、観光客の安全性及び利便性の向上と、ゆっくりと堪能できる環境が整うことで、より多くの観光客に訪れていただける海野宿となるものと考えているところでございます。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 答弁の中で、海野宿の駐車場無料化という話がありました。これに向け準備を進めているという話でございましたが、議会で聞くのは初めてだと私は認識しているんですが、確かに今までの駐車料金というのは他の観光地と比べても若干高めの設定であったように私も思っています。以前会派で視察を大内宿へ行きましたけれども、大型バスが1,000円でした。今、海野宿は2,000円だったと思いますけれども、また普通車が300円です、大内宿。それで海野宿は500円だったと思います。

そんなことで今まで、海野宿駐車場の利用料金収入ですけれども、年間で800万円前後に推移しているかと思っておりますけれども、一方で海野宿の駐車場のトイレなどを含む維持管理は本海野区へ指定管理されており、その管理料は恐らく26年度で終了するんですかね、800万円であるわけですが、その駐車場の利用料金で維持管理をされてきたというのが実態になるかと思っております。

駐車料金を無料ということで、今後駐車場の指定管理の在り方はどのように考えられるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 駐車場の無料化につきましては、議会でお答えするのは確かに初めてかと思っておりますが、現在、指定管理者であります本海野区と無料化に向けての準備調整をさせていただいている段階でありまして、今後の管理方法や内容につきましては、今後の中で決まっていくことになるかと思っております。

いずれにいたしましても市の観光振興を進める中で、市としては基本的には無料化したいということで、今回調整をさせていただいているということで、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 観光客が来やすくなるということは、それはそれだけの効果があるかと思いますが、やはり一番はバスのガイドさんとか、運転手さんとか、そんな皆さんの、例えばこれから美ヶ原へ行くにはどういう道がいいだろうとか、そういうマン的なパワーがある程度案内には必要かと思うんですが、その辺ということはこれからも十分、この保存会の皆さんと協議をいただく中で、どういう方法が観光地としてのおもてなしが図られるか、十分議論させていただいて、方向付けをしていただきたい、そのように思います。

次に質問ですけれども、海野宿の伝統的町並み保存のために海野宿保存会として、海野宿保存憲章が昭和63年12月に定められました。その前文に「海野宿の町並みは私たちの祖先が営々と築き上げてきた文化遺産です。私たちは先人の心を受け継ぎ、個人の家は個人の貴重な財産ではある

が、町並み景観や空間は共有の財産であると考え、本海野住民みんなの力で歴史の里として海野宿の伝統的な町並み保存を図るために保存憲章を定めます」とあるわけであります。

また、申し合せ事項といたしまして、先ほどの答弁にもありましたけれども、建物、あるいは土地を売ったり買ったり、または土地の用途を変更する場合は保存会と相談して決める、そういう8項目が定められているわけであります。

先ほどの答弁で、所有者の不在の建物が11軒あり、そのうち所有者が管理している建物が6軒、全く空き家の家が5軒とのことでありました。人が居住しない建物の老朽化は速度を増して進行する傾向にあるわけであります。今回、滞在型施設として初めて市が土地を買い上げ、建物をリニューアルし、指定管理者制度により「うんのわ」を開設いたしました。他の宿場などと比較しても海野宿は地元の特産品を販売するお土産や、軽食、喫茶などの店が少ないようにも感じます。

貴重な町並みを将来にわたって保全、維持していくためには、地域にお金を落としていただくことも大変重要なことであると私は考えます。保存建築物の空き家の利活用を含め、海野宿保存会の皆さんとの調整など、課題はあると思いますが、歴史ある町並みの中で出店に意欲のある方がいれば、公募などを含め、研究されてはと考えるが、いかがか、お聞きをいたします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 海野宿が選定をされております重要伝統的建造物群保存地区は、伝統的家屋と、その周辺環境が国民の財産として、より価値が高いものとして判断されての住民が主体的に保存活動を行っていくという地区全体を文化財とする制度でございます。

海野宿におきましても、地元で海野宿保存会が組織をされまして、いわば管理機関となり、伝統的家屋の保存と文化財としての保存活動を続けていただいております。議員ご指摘のように憲章、申し合せ事項が定められております。昭和63年でございますので、既に二十数年がたつ中で、現実にはその理念は踏襲しつつも、空き家建物の活用、売却ですとか貸し借りが行われているという実情があるわけございまして、来年の全国の総会、あるいはバイパスの開通等を契機といたしまして、海野宿の観光振興を進めるためには、検証をどうとらえるかといったことも再考する必要があるかと思っておりますけれども、教育委員会といたしましては、こういった文化財としての本来の趣旨を尊重するということが大前提でございますので、そういった立場で対応してまいりたいと考えておりまして、空き家の利用者の公募等につきましては、教育委員会ではなくて地元の保存会の考え方にゆだねたいというのが現状での考え方でございます。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 保存については保存する教育委員会と、それから観光の面ではおのずから考え方がバッティングする部分はあるかと思っておりますけれども、その辺十分協議をいただいて、すばらしい海野宿になるように更にお願ひ、努力をしていただければと思っております。

私は海野宿について、平成21年12月の議会でも質問をさせていただきました。21年の10月3日、東御の日でありますけれども、この記念式典に「美しい東御市の景観」と題し、東京大学

の堀繁教授の講演がされたわけであります。よい景観とは、見たいものが見やすいこと、見たものが見た人を楽しませ、もてなしてくれることが大切であると話がされていました。宿場町とすれば福島県にある大内宿が景観上から見て優れているという話でありました。その講演の中で、海野宿保存会の幹部の皆様が、海野宿の景観について熱心に質問され、その質問に対し堀教授は一例として格子戸を開放し、観光客を受け入れようとするもてなす心の大切さが語られていたわけであります。樹木が景観を邪魔しないこと、見てほしいところを強調することの大切さを語られていたことが特に私は印象に残っているわけであります。

市長にお聞きいたしますが、海野氏と深いかかわりのある真田幸村の大河ドラマ「真田丸」が再来年NHKで放映されることが決定いたしました。また来年は先ほどもございましたように重要伝統的建造物群保存地区の全国大会が海野宿を中心に東御市で開催され、更にタイミングよく長年の懸案でありました海野バイパスの開通が予定されているわけであります。そしてこの4月に完成いたしました滞在型宿泊施設「うんのわ」の利活用などを含め、観光客へのおもてなしの舞台が整います。伝統的な町並み海野宿をメジャーな観光地として全国発信する千載一遇のチャンスと考えるが、市長の思いを改めてお聞きしたいと思えます。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 櫻井議員の海野宿に関するご質問にお答えします。

今、堀繁先生のお話ありがとうございました。銀山温泉の景観修景で非常に有名な先生であります。ちょっと大内宿に関する先生の講演の内容に関しては、よく覚えていませんけれども、恐らくふだんの講演の話からいくと、山の上の神社とお寺を兼ねた施設があるわけですが、あそこの高台から眺めた大内宿のすばらしさということで、ビューポイントということを非常に大切にされますので、高台から眺める場所があるということが非常に大内宿を引き立てていると。写真を撮ったりするときもそこから撮られることが多いというようなことを語られたんではなかろうかなというふうに思っています。

馬籠でありますとか、大内宿でありますとか、観光地という形で極めて繁栄をしているところが多くあるわけでありますけれども、海野宿はそういう歩みをされてこなかったという形の中で、文化財としてのたたずまいを重伝建として色濃く往時をしのばせるということで、その歴史をこれから先どういうふうに引き継ぎながら生かしていくかという難しい課題に挑戦していくということには、これからの第3世代といいますか、保存をずっと守り引き継いでこられて、そのための原資を駐車場収入から上げてこられた第2世代と、新たな第3世代がどのように地域の中で育っていくか、どういう道を選択するかということに関して、行政としてもしっかりと対応していきたいというふうに思っています。

なお海野宿におけるビューポイントということに関しては、非常に一例として1つを公園化して、なお歩けるところに曲線を入れたりして、広場をつくり出したらどうかという、個人的には海野宿に私はそぐわないという提案もいただいたりしたこともありまして、若干違うかなというふうには

思っています。

それから樹木に関しては、屋根にかかるという状態の中で、多少手を入れていく必要があるという判断を堀先生はされております。当然切りたいというふうには思っている人は、あ、切っていいんだというお話になりますし、常識として樹木が果たしている景観を育てている役割ということの大前提に、邪魔になる部分に関して手を入れていくというお話をされたものというふうには私自身は理解しておりますので、堀先生の講演の趣旨がより生かされる形で地域での話し合いが進むことを期待しております。

そして海野宿が東御市の宝であり、国の宝であるということをしかりと自覚した中で、訪れる方々がそれを感じていただき、すばらしい地域であるというふうには感じていただけるように地域の皆様方と力を合せて、市としても努力してまいりたいというふうには考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 海野バイパスが来年3月に完成をいたします。私は前々から大きな課題というのは通過交通車両があるということであったと思っています。来訪された皆さんが海野宿の町並みを自由に思いのまま散策していただく、これこそが最大の観光客へのおもてなしだと私は思っています。そんなことが実現できるようにぜひ市長のお力をおかりしたい、そのように思います。

次に、県道東部望月線の改良促進について再質問いたします。県道東部望月線の田中駅前交差点から、所沢川付近までの間の整備については、上田地域広域連合の広域幹線道路網構想の中で、地域以外との交流を促進する道路の短期計画として、平成25年度から29年度の5カ年計画の中で早期完了、あるいは事業化を図る道路として位置づけられている道路でもあります。私も地元で県道沿いにあるビオトープの維持管理をしているメンバーの1人でもあります。毎月1回早朝に県道の路肩を含め県道沿いの草刈りを実施しますが、大型トラックなどが通過する際の発生する風圧によりひやりとすることが時々あるわけでありです。

一方、市道から県道へ出る場合に、県道の通過車両の動向が目視できない現状にあり、カーブミラーが頼りという非常に危険な状況が生じている箇所も複数あり、早急な改良が求められているわけでありです。

先ほどの答弁でもありましたが、事業化されている高周波科学工業の先線の所沢川の東側までは道路改良計画を作成していると、前向きな答弁でございましたが、道路管理者である長野県により、この区間の道路改良計画の事業化が具体的に進められると理解してよいか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 道路計画事業の策定がされますと、事業化に向けて進んでいくことが可能となります。地元地権者のご理解、ご協力をお願いした上で、事業化を進めていただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 当然県の事業ですから、上田建設事務所が事業を着手することになるかと思えます。当然それには事業化には用地買収など、地元の協力が必要であり、協力をさせていただきたいということの答弁だったと私は受けたんですが、私も自身としても地元の住民として、その協力をさせていただきたいと思っております。ぜひ市の方でも所沢川の西側に縦の市道があるんですね。それから旧の加沢原のバス停があるんですが、そこからもやはり加沢の集落から県道へ出る箇所があるんですが、その出ることについて危険さと大変さ、これをぜひ市の方でも体験させていただきたいと思っています。それで道路改良の必要性をこれを見ていただくと理解いただけるのではないかと、私はそのように感じています。そして第2次東御市総合計画の基本目標にもあります安心できる都市基盤の整備により地域住民が安全で快適な生活ができる道路改良が一日も早く進むことを願ってやまないわけであります。

また、しなの鉄道横断部を含む千曲川境橋までの整備計画については、先ほどの答弁にもありましたが、整備に多額な事業費を必要とし、上田地域広域連合の中の中長期計画に位置づけられていることから、段階的に整備を進めるよう、市側からも長野県へ働きかけをしていただくことをお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（青木周次君） 受付番号5 地域包括ケアシステムについて、受付番号6 少子化対策、子育て支援策について、受付番号7 成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化について。14番、三縄雅枝さん。

三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 14番、三縄雅枝でございます。通告に従いまして質問をさせていただきますけれども、その前に一言、私ごとで恐縮ですけれども申し上げたいと思えます。

私は昨日六十ウン歳のお誕生日を迎えました。ここまで来ますと年には勝てないということは否めないわけですが、そうも言っていられないので日々むちを入れているところでございます。

ある方が言うておりましたけれども、年がいもなくというふうに言ったり言われたりすることは、一般的には否定的にとられがちだけれども、年相応に生きていないということは、特別な生き方をしていることで、それは誇りに思うことだというふうなことを言っていたか、聞いていたか、そのことに私は大変共感をいたしました。これからは年がいないことをたくさんやって、元気で生きていこうかなというふうに思いました。それを六十ウン歳のお誕生日に決意をいたしました。本日も若い者には負けないぞとの心意気を持って、こぴっと質問をいたします。

それでは地域包括ケアシステムについて質問をいたします。このことについては、3月議会において会派の代表質問としてもやらせていただきました。少子高齢化、人口減少時代と言われるこれからの社会を見据えたとき、この地域に住む一人ひとりをいかに地域で支え合うかという、いわゆる地域包括ケアシステムの構築は自治体にとって最大の課題であるというふうに認識しております。地域の消滅説が言われる中で、市民一人ひとりが安心して暮らし続けられる東御市になるよう

今回もこのことについてやらせていただきます。

2025年に75歳以上の高齢者が2,000万人を超える超高齢化社会を迎え、介護を必要とする人が増える時代に、住み慣れた場所で誰もが安心して暮らせる地域の構築を目指す、これが地域包括ケアシステムというふうに言われております。この地域包括ケアシステムの内容について申し上げますと、本当に細かくなりますので、先ほども申し上げましたが、このことについては3月議会で同僚議員が語る説明をさせていただいておりますので、細かいことについては省かせていただきます。

お聞きしたいのは、このシステムの構築は容易にできるものではないとの大方の認識の中で、でもやらなければこれから先の社会の中で市民を守ることができない、市民は安心して暮らせない、このような状況の中で市として地域包括ケアシステムをどのように認識をしているか、また、このことが言われ始めて数年たつわけですけれども、取り組みについてはどうか、お聞きをいたします。

次に、少子化対策、子育て支援策について、まず少子化対策についてでございます。少子化が言われてどのくらいたったのでしょうかということです。1975年、約30年前出生率は2.0、2003年、約10年前には1.29で大変ショックを受け、本格的に少子化対策ということが言われたのではないかなというふうに思っております。過日の新聞報道で、今や全施策を導入しても少子化対策をするべきというふうに言われておりました。しかし10年たった今も2012年、直近の統計では1.41でした。最近では少し上がってきたかなというふうに思っております。いわゆる出生率の改善には至っておりません。国を挙げて少子化対策にも乗り出しました。

ちなみに1947年、昭和22年は4.54でした。お母さん本当に頑張ったなというふうに思います。昭和22年を境に減少し続けております。

このような状況の中で、子どもが欲しいができないという不妊に悩む方への特定治療支援事業が平成16年から始まりました。各自治体においても多くのところで不妊治療に対する助成制度が行われています。しかし実態においては様々課題があるようであります。市においても平成18年から助成制度がありますが、その実態をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、子育て支援策ということで、移動式赤ちゃん駅の導入についてお聞きをいたします。移動式赤ちゃん駅とは、野外でのイベント会場などで乳幼児連れの母親が授乳やおむつがえに自由に使える移動が可能なテントで、折り畳み式おむつ交換台や椅子が備えられているものです。本来赤ちゃん駅とは商店街等で授乳やおむつがえができることを厚意で提供してくださるところをいいますが、移動式とはその名のとおり移動が可能で、野外でのイベント会場に設置して使用をするものであります。

市においても子供フェスティバル、東御市民まつり、巨峰の王国まつりなど、幾つかの野外での大きなイベントがあります。このようなときに活用をするものです。また、これは災害時には避難所での個室の確保としても様々活用することができると思います。これを導入した自治体では、小学校の運動会や商工会のイベント等にも貸し出し、利用をされているようであります。

乳幼児を連れた家族が安心して外出し、イベント等にも参加できるよう、安心して子どもを産み育てる環境づくりの一環として、この移動式赤ちゃん駅の導入をしてはどうかというふうに考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化についてお尋ねをいたします。本年10月より成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化がスタートいたします。このワクチンの定期化によって高齢者の肺炎によるり患率、入院率が減少することで、健康寿命の延伸、医療費の削減効果が期待をされています。

今回決まった定期接種は、平成26年から30年までの5年間で、対象者は65歳から5歳刻みで100歳以上までもが対象になります。31年以降は65歳のみが対象です。公費助成によるワクチン接種は生涯に1度のチャンスしかありません。

このような状況の中で、最大の課題はいかに接種勧奨をするかということだと思います。肺炎は日本人の死因の第3位です。しかも肺炎により亡くなる方の多くが65歳以上で、割合は96.5%というふうに言われております。インフルエンザワクチンは知名度もあり、毎年助成を受けられることから、接種率は50%と高くなっていますが、肺炎球菌ワクチンは5%前後と非常に低くなっているのが現状のようでございます。このことに関する啓発、接種の勧奨が大変重要と考えます。市における取り組みについてお伺いをし、1回目の質問を終わります。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 受付番号5、三縄雅枝議員の地域包括ケアシステムについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えします。

始めに、このシステムに対する認識についてのご質問でございますが、地域包括ケアシステムは介護と医療の連携を強化するとともに、地域福祉の充実を図ることにより、介護を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅介護に重点を置いた仕組みでございます。

このシステムを実現するためには、介護サービスの充実強化、医療との連携強化、介護予防の推進、多様な生活支援サービスの確保、そして住宅のバリアフリー化の促進という5つの視点からの一体的な取り組みが必要とされております。

市といたしましては、必要とされる専門的なサービスが提供できる社会基盤の充実を図るとともに、支え合いの地域づくりにおきましては小学校区を1つの圏域ととらえ、地域における様々な支援組織の連携が図られるよう、地域包括支援センターと、それから社会福祉協議会がシステムの構築に向けた推進役の両輪となり、本市の実情に即したシステムづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、現在の取り組み状況についてでございますが、地域包括ケアシステム構築への取り組みといたしましては、介護サービスの部門では市内の福祉事業所で構成する民間介護福祉事業所連絡会による様々な活動、そしてケアプランを作成してあります介護支援専門員によるケアマネ

ネットの構築などもございまして、その充実強化が図られているというところであります。

また、医療との連携につきましては、市民病院との定期的なケア会議の実施に加えまして、医療介護連絡票を活用することにより、かかりつけ医とケアマネとの連携を図る取り組みも行っておりまして、介護、それから介護予防の推進につきましては、数多くの筋トレ教室や運動教室などを開催しておるところでございます。

続きまして、受付番号6 少子化対策、子育て支援策についてのご質問につきまして、市長にかりお答えします。

初めに、不妊治療に対する市の助成制度の実態についてのご質問にお答えします。不妊治療に対する助成制度につきましては、県で行っております体外受精や顕微授精という特定不妊治療への助成制度以外の治療につきまして、平成18年に不妊治療費補助金交付要綱を定めまして、保険適用外の医療費につきまして、市の独自助成を行ってまいりました。

制度の内容でございしますが、補助金の額につきましては対象者の所得に関係なく1年度当たりの治療費について自己負担額の2分の1以内の範囲で10万円を限度とするもので、補助期間は通算して2年度までということになっております。なお平成25年度の実績につきましては、7名の方に総額18万8,000円ほどの助成を行っているところでございます。

次に、移動式赤ちゃんの駅のご質問につきましてお答えをいたします。移動式赤ちゃんの駅でございしますが、先ほど議員からお話がありましたが、乳幼児を持つ母親が施設等のないところで授乳やおむつがえなどを行う際に、専用の個室としてお使いいただけるもので、移動式の簡易テント、主に屋外で行われているイベント会場等に設置をして、当該者の利便性を高めるというものでございます。

当市におきましては、このような設備に対するニーズが今のところ不明確な状況ではございますが、外出時における乳幼児の子育て支援策につながる設備でありますし、導入自治体における設置環境ですとか、活用状況等、そういった利用実態などを踏まえながら、ご提案に対する検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、受付番号7 成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化についてのご質問につきまして、市長にかりお答えします。

10月1日から定期接種化をされます成人用肺炎球菌ワクチンでございますけれども、対象者が65歳の方、または60歳以上65歳未満で心臓等に障害がある方を対象として、筋肉注射を1回行うものでございますが、経過措置といたしまして平成30年度までは65歳から5歳刻みの年齢の方を対象として毎年実施をしていくものでございます。

肺炎は日本人の死亡原因の上位にランクをされておりまして、先ほどお話がありましたが、特に65歳以上の高齢者におきましては、更にそのリスクが高まるということもございますので、肺炎の予防対策に取り組むことは多くの効果が期待をされているところでございます。

このような状況を踏まえまして、市といたしましては広報やホームページ等でワクチン接種の周

知を広く図るとともに、接種年齢到達による該当者につきましては、毎年個別通知を送付することにより、積極的な接種勧奨に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） これからは一問一答ということですが、項目別で質問させていただきます。

まず地域包括ケアシステムについてであります。答弁をいただきました。部長おっしゃるとおり本当にこれは地域の実情に即した仕組みづくりをすることということが鉄則であります。過日社会福祉委員会でこのことにかかわることとして、和光市と鶴岡市へ視察に参りました。それぞれ大変参考になるお話をお聞きいたしました。しかしながらそのまま東御市にというわけにはいきません。人口規模、財政状況、社会資源など様々違っております。しかしお話をお聞きする中で、今後地域包括ケアシステム構築のために東御市でも絶対に行うべきと思ったことがありました。それは徹底した実態調査です。和光市では地域の実情を知るには対象者1人も残さず当たり切るとの強い思いを持ち、それを実行いたしました。市においても徹底した実態調査をまずするべきというふうに思いますが、このことについてはいかがお考えか、答弁をいただきます。

次に、取り組みについても答弁をいただきました。それぞれの機関と申しましうか、組織では取り組みが行われている、これは承知をしているところであります。このケアシステムを構築するために重要なのは、ケア会議というものです。ケア会議は他職種による連絡会議、これが大変に重要になります。今、お聞きをいたしますと個々には熱心な取り組みをしていただき、充実・強化を図っているという答弁でありました。今あるこれらの組織をベースに、関係する職種を加え、横の連携をとる、いわゆるケア会議組織を立ち上げる必要があります。それぞれが共通の認識、価値観を持って初めてこの組織はできるものというふうに認識をいたしておりまして、このケア会議を立ち上げること自体容易ではないというふうに認識をしてあります。でありますので早急に庁内において作業チーム、仮称ですが、何らかの形で基礎となる組織をつくり、作業を一步進めるべきというふうに考えますが、いかがでしょうか。

この2点について質問をいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいま2点ご質問をいただいております、1点目のいわゆるニーズ調査、実態調査に対する取り組みということでございますけれども、ニーズ調査によりまして当市の実態を把握して課題を探らなければ、当然対応策も練れませんし、当市の実情に即した仕組みも構築できませんので、まずこの調査を行うということの重要性につきましては、私も全く同感であります。

今回、第6期の介護保険事業計画を策定するに当たりまして、在宅における要介護認定者およそ1,200名余りございますけれども、その皆さんを対象にご家族も含めまして生活実態や介護サービスの利用に対する意向調査などを実施したところでございます。

また、要介護認定を受けていない高齢者7, 200名ほどございますけれども、そういった皆さんを対象にしまして健康と地域支え合いに関する調査を実施していく予定でございます、今後これらの調査結果をもとに当市の課題を把握していきたいというふうに考えております。

それから2つ目といたしまして、ケア会議の実施に向けては作業チームを組織化してはどうかというご質問でございますが、やはりこれにつきましては市といたしましてはまず地域包括支援センター、これが核になる必要があるというふうに考えておまして、そこに庁内における関係課、そして社会福祉協議会、これがいわゆる行政側の代表だというふうに思います。そしてサービスを提供する側といたしましては、福祉事業所ですとか医療関係者が入っていただく。そして今度地域の側といたしましては、福祉関係に従事をしている皆さん、そして地域組織の関係者ということで、それぞれ行政、それからサービスを提供する側、そして地域の連携を図る側という、それぞれの立場によって作業チームを組織をして、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） まずニーズ調査でございますけれども、当然今まで何らかの形でニーズ、調査というものをしていると思います。今までしたものを無駄にすることも絶対にないというふうに思いますので、それを含めた中で本当に実態を把握するのに十分な調査をぜひお願いをしたいというふうに、これはお願いをしておきます。

作業チームですけれども、今、部長がおっしゃったようにいろんな関係のところでの作業チームというのは、これはまだまだ先ほど申しましたけれども、共通の認識、一緒に地域包括ケアシステムをつくろうよという認識がまだないというふうに私は思っておりますので、まず庁内の中できちんと作業チームをつくる、そのことが大事なのかなというふうに、一気にみんなを集わせるということはなかなか民間もありますし、いろんな状況がありますので、まず庁内からこのケアシステムをつくるための、そういう作業チームをきちんと立ち上げるのが大事なのかなというふうに思いますので、その辺もお考えをいただいて、核となる部分の組織をつくっていただけたらなというふうに思いますので、それもよろしくお願いたします。

将来的にこのシステムを構築する際に必要になるのが、情報の共有です。1人の人のところに多くの人がかかわってきます。介護、看護、または今、言ったように民間の事業者、民生委員の皆さん、そしてまたボランティアの方々、そういう皆さんの情報の共有は欠かすことができません。

情報共有のツールとして、その都度情報を記録しておく手帳のようなもの、これは不可欠ではないかというふうに思っております。先ほどの答弁の中で、医療・介護連絡帳票というようなものがあるというふうに言っておりましたが、そういうものをきちんとしたものにつくりかえてというか、そういうものは絶対に必要かなと、お話を伺う中でお医者様から私が例えば聞いたら、それをケアマネさんに伝えるときに、私は何を言われたか忘れてしまうとか、正確に伝えられない、それをきちんとお医者様がノートに書いておいてくださって、では、次のケアしてくださる方に見せた方が情報はちゃんと伝わるという一部のお話もありますので、情報共有のツールとしてノートみたいなもの

のはできないかなというふうに思います。それはシステムができてから、では、つくりましょうということではなくて、今からもう、つくって準備をしておけば、私もそういうものがあつたら、かかりつけ医とかきちんと言ったものがあつて、風邪引いてかかって、どうだ、何の薬を飲んだと、今、お薬手帳も義務化されていますので、そういうものがきちんと言つた方が、これからのシステムづくりにも役立つかなというふうに思いますので、その辺の準備もぜひお願いしたい。

県の方の説明会、研修を受けたときに、富士見町でこういう今、申し上げたような医療・福祉安心手帳というのがありまして、富士見町でも早速つくっておきまして、高齢者の数と思うんですけども、3,000冊をつくって活用を始めたというお話をいただいて、これ1冊いただきました。そういうお話もいただきましたので、ぜひ東御市においてもこの情報共有のツールというものの作成を今から順次していったらどうだろうかというふうに思いますけれども、このことについてお願いをいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまご提案いただきました個人情報を共有するための手帳ということでございますけれども、本人や家族の状況に加えまして、介護や医療の情報が入った連絡ノートということでございますが、こういった仕組みにつきましては近隣地域でとっかかり、始められておる状況がございまして、市の地域包括支援センターも一緒にお仲間に入れていただいて、研究を始めたところであるという状況でございます。

このようなことにつきましては、運用ベースに乗せて、なおかつ普及を図っていくということについては、時間もかかる取り組みであろうというふうに感じますけれども、この手帳等の考え方につきましても、地域包括ケアシステムを構成する1つの仕組みであるというふうな認識は持っておりますので、今後の検討の中でそういったことも考えていきたいということでございます。

○議長（青木周次君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） ぜひ東御市らしいというか、活用できるような、そういうものを御検討いただければというふうに思います。

東御市版地域包括ケアシステムの構築を進める作業は、第2次総合計画「とうみ夢・ビジョン2014」の各部課にわたる幾つかの重点施策を並行して推進をすることになるというふうに思っておりますので、ぜひ力を入れるべきだと思います。

私は今まで数え切れないほどの先進地の視察をさせていただきました。先進地になり得る大きな要因は何か、それはただ1つ、そのことに対して熱い思いの1人がいる、それだけで先進地になり得るということです。今回の視察先の3カ所、説明をいただいたお三方、まさに熱い思いを持った方々でした。和光市は特に国からも要請されて出向いていっておる、そんな熱い思いを持った方でした。

この地域包括ケアシステムの構築、大変な作業であると思っておりますが、誰かが火の玉くらいの熱い熱い思いを持って取り組まなければ、中途半端なものになってしまうというふうに思っております。

ます。何回も申し上げておりますが、このシステムをしっかりつくり上げることによって、将来的にこの地域で安心して住み続けることができるのです。この数年でしっかりとした基礎をつくり、検討を重ね、持続可能なシステムをつくるべきでありますし、そうせねばなりません。

では、誰が熱い思いの1人にならなければならないのか、市長でしょうか、違うと思います。教育長でしょうか、それも違うと思います。それは能力の問題ではなくて組織の問題という意味でそういうふうに申し上げております。誰が火の玉に思いにならなければならないのか、答弁をお願いいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまのご質問、市長でなく私が答弁をさせていただきたいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

私も視察に同行させていただきまして、やはり先進地と言われるからにはそれなりに引っ張っていく能力の高い職員がいるということは常々感じておるところであります。私も市の福祉施策全般を担当部長として預かっておりますので、先を見据えた取り組みを行っていくことについては、当然であるというふうに思っております、そのことについては議員もご理解をいただきたいというふうに思います。

話はちょっとかわりますけれども、ご案内のように団塊の世代の皆さんが75歳以上の後期高齢者になると、急激な介護給付費の上昇が見込まれるということで、2025年問題というふうによく言われておりますけれども、実は要介護認定率が急激に上昇するのは80歳を超えてからという統計がございます、そういう意味からいいますと2030年の方が更に深刻な年になるだろうというふうなことが言われております。そういった意味におきまして、いずれにいたしましても10年、15年後における介護保険等にかかわる状況の変化につきましては、もう今から確実に予測が立つものであるというふうに思っておりますので、その準備を整えるべく、少し時間はかかるかもしれませんが、東御市版の地域包括ケアシステムの構築に向けてはしっかりと私の立場で推進をしまいたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） ありがとうございます。聞いていた東御市民は少し安心して長生きしてもいいかなというふうに思いました。本当に大変なことなんですね。だから今からやっていただかなければいけないことだというふうに思っています。

そして今、部長、能力というふうに申しましたけれども、私は能力ではなくて、やっぱりやる気の問題ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

最後に市長にこのことでお尋ねをいたしますけれども、このことは当然のことながら、今、部長の立場でというお話をさせていただき、しっかり取り組んでいただくというお話をさせていただきましたけれども、地域包括ケアを語ると先ほど少し部長も言っていましたけれども、福祉だけにかかわ

る問題ではなくて、本当に市政全般にかかわる、そのことをしっかりと連携をとっていかないと、このケアシステムはできないということだというふうに思っております。そのためには全庁挙げて同じ思いになっていただかないと、本当に市民のためのケアシステムはできないというふうに思っています。そして例えば小諸市ですばらしい地域ケアシステムができれば、私は引っ越ししていてもいいのかなというふうに思います。逆に東御市ですばらしいケアシステムができれば、あ、東御市に引っ越ししていこうという意味で、多くの人口増になるというふうに私はイメージをしております。ぜひ全庁挙げての取り組みをお願いをしますが、そのことについて市長の決意をお願いいたします。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 三縄議員のご質問にお答えいたします。

まずお産ができて、子育てしやすく、そしてこの地域に密着した新たな産業ができ、そして訪れた方々が気に入っていただき、そしてこの地形を生かした施策が展開されると同時に、この地にお住みいただく方々が安心して住めるような施策を展開していくと、また、この地域を築いていただいた皆様方が、いろんな地域の中で最期を向かえることができるという地域にしていくことが私の責務であるというふうに認識しておりますので、年がいもなく頑張ったいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（青木周次君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） では、次の質問に移ります。少子化対策ということで、不妊治療についてお尋ねをいたします。答弁いただきまして、思っていたより活用があったかなと思っておりますし、よかったなというふうに思いました。過日、「信毎」にこのことに関する記事が取り上げられておりました。「周知や手続きに工夫を」とありました。同じ思いで読みました。

そこでお尋ねをいたしますが、市においては周知の方法、手続きの方法はどのようになっているのか、そのことをまずお尋ねをいたします。

そしてまた先ほど市における助成制度の内容をお聞きいたしました。これについては上限、期間延長等の検討が必要ではないかというふうに私は思います。私は上限は20万円、期間は5年、このくらいは必要ではないかと思えます。そしてまた県内で十分な治療が受けられないという中で、県外へ行く方が大半のようです。交通費の補助もぜひ検討をいただけたらというふうに思っています。少しでもゆとりある気持ちで治療を受けていただいた方がよいのではというふうに考えておりますので、申し上げます。

この不妊治療について検討していただく際に、不妊とともに話題に今、なっているのが不育症についてであります。これもともに検討をいただきたいと思えます。不妊症も不育症もどちらも子どもが欲しいけれどもかなわないという状況は同じではないかというふうに私は思っております。1人でも多くの方に喜んでいただける施策をとる思いで申し上げます。答弁をお願いいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 不妊治療にかかわる3点のご質問をいただいておりますけれども、現在、助成制度の周知方法でございますが、市のホームページに載せているほかは、医療機関での情報提供に頼っているのが現状であるということでございます。ですのでもう少し広く周知を図っていきたいというふうには考えております。デリケートな部分もあるわけですが、そういったことも取り組みたいということでもあります。

それから実際の申請の手続きでございますが、年度内で治療費が最終的に確定した後に、領収書等を添付していただいて、申請書をいただくということで1年分まとめて助成をさせていただくというような格好でございます。こちらにつきましてはプライバシーの問題等もございますので、取り扱いには注意を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから助成制度の拡充についてのご質問をいただいておりますけれども、過去において10万円が限度ということでございますが、これを超えての治療は今のところ発生しなかったということがございます。しかしながら期間の延長ですとか、その他ただいま議員からもご提案いただいた内容等につきましては、他市町村の助成制度も参考にさせていただきながら、拡充についての検討は行ってまいりたいというふうに考えております。

それから不育症にかかわる助成でございますが、こちらの方は県内においては12の市町村で現在、実施をしているという状況でございます。適切な診断と治療を行うことによりまして、80%以上の出産が見込めるといったような高い数字を示している厚生労働省の統計等もございますので、不育症にかかわる助成につきましてもこういった既に行っている市町村の状況を参考にさせていただきながら、こちらの方も考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（青木周次君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 周知、手続きについてもご説明いただきましたけれども、やはりもう少し、部長がおっしゃるようにもう少し周知、手続きの方法を工夫していただいた方がいいのかなというふうに思っております。手続きの方法なんかについても、窓口へ行きづらいという声がありますので、やっぱり窓口に来なくても申請ができる方法、ありますよね、そういうものも考えていただけたらなというふうに思います。

助成制度の拡充ということでしたけれども、これも市長にちょっとお聞きをしますが、今、部長からは検討していただけるというお話をいただきましたが、最終的に首を縦に振るのは市長なんだろうというふうに思いますので、市長のお気持ちもお聞きをしておきたいと思っております。

お読みになったかとも思いますが、ある女性は15年間大変つらい思いをして不妊治療を続けたけれども、かなえられなかった、最終的には養子縁組に至ったというような手記が最近載っております。本当にいろんな背景もあって、難しい問題ですが、東御市、半額、10万円、2年ということではなくて、もう少し、大幅というふうに申し上げたらあれですが、私が申し上げた5年、20万円、5年というようなことの拡充、ぜひしていただきたいというふうに思い

ますけれども、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 三縄議員のご質問にお答えいたします。

まず市単独というよりは、この制度に関しては県の制度があって、市が制度を補完しているということですので、補完の必要性ということに関して精査させていただいて、必要な補完を更に強めていくということに対して、やぶさかでないということですので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） ぜひよろしくお願いいいたします。

次に、少子化対策の移動式赤ちゃん駅ですけれども、市は第2次総合計画「とうみ夢・ビジョン2014」で、安心して子どもを産み育てるまちを重点施策というふうにしております。このことは移動式赤ちゃん駅、大変小さなことかもしれませんが、この思いを形にするものの1つだというふうに思っております。ぜひ思いやりの心の感ずる市政をお願いいいたします。これから行われるイベントに赤ちゃん駅があったら、大変うれしく思います。このことについては終わります。

成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種について質問をいたします。先ほども申しましたが、いかに接種勧奨をするかが最大のポイントだというふうに思っております。その周知をする中で、当然ホームページ、広報等でお知らせをするのは当然ですけれども、個別にも通知をしていただくというお話をいただきましたけれども、まだこの肺炎球菌について何ぞやという理解ができていない方が多いのかなというふうに思うので、その通知の中に肺炎球菌とは何ぞやというようなことを難しくなく、わかりやすい形で説明のチラシのようなものをぜひ入れていただいて、あ、そうか、ではやっておかなくてはいけないなというような思いにさせるような、そういうチラシを入れていただきたいということが1点と、あと申込みの簡素化を図るために予診票、これをしている自治体もありますけれども、その予診票の同封も必要ではないかなというふうに思っておりますので、その辺もぜひということをお願いをいたします。

個別通知するとき、封筒の色も大変工夫が必要なんだろうというふうに思っております。検診等の未受診者へのアンケートによれば、お知らせが来ていることがわからなかった、普通のブルーだ、グレーだというといろんな封筒が来て、わからなかったという声が大変多くアンケートの中です。少し封筒の色をショッキングな色にして、印象づけたら、あ、何か来ているというふうに印象づけるような色も工夫が必要かなというふうに思いますので、このことも、封筒についても検討いただければなというふうに思います。

封筒について、ショッキングな封筒についての1つのお話なんですけれども、ある自治体で印象的な封筒ということで、真っ赤な封筒で何か検診の通知を送ったそうです。そうしましたら赤紙を彷彿とさせるというふうに言って、ちょっと声があったということですので、そのことも参考にしながら、封筒の色も印象的な封筒にぜひ工夫をお願いしたいなというふうに思いますが、この辺の

ところについての答弁もお願いをいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 個別通知の具体的な取り組み内容について、今、幾つかご提案をいただいたところであります。

まず、わかりやすいチラシというか、説明のものということでございますが、これについては同封をしていく方向で考えていきたいというふうに思います。

それから予診票の件でございますが、これにつきましてはこれまでも新たなワクチンを導入したときには、やはり利便性を高めるために予診票を同封して送付をしておりますので、これについても今までと同じ対応をしてまいりたいというふうに思います。

あと封筒の色ですとか、表示などを含めた、いかに気づいていただけるかという取り組みでございますが、これについては個人個人のいろんな感度もあるとは思いますが、そういった中で工夫だけはしていかなければいけないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青木周次君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） ぜひ工夫をしていただいて、それこそ全員ぐらひの皆さんがワクチンの接種を受けられるような、そんな形になれば冒頭で申し上げましたように医療費の削減、健康寿命の延伸ということにつながるわけですから、ぜひ工夫をよろしくお願ひをしたいと思います。

このワクチンの1回の接種費用は7,000円から8,000円かかるというふうに言われております。国が3分の1の公費の助成をいたします。市においても助成制度の検討をぜひお願ひをしたいということでございます。

インフルエンザワクチンの自己負担は1,000円ですので、この肺炎球菌ワクチンもこの程度でできればなというふうに、この程度でぜひさせていただきたいというふうにお願ひをいたしますが、そのことについての答弁をお願ひいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 接種費用の個人負担をできるだけ少なくというお考えだと思うんですけど、今、議員からお話がありましたようにインフルエンザは1,000円の自己負担ということであります。これは高齢者ですね、高齢者向けのインフルエンザの予防接種は1,000円の自己負担ということでございますが、費用としますと3,600円ほどかかっている中での自己負担でございます。こちらの方は毎年接種をするということですので、毎年自己負担が1,000円ずつあるということでもあります。

肺炎球菌の方は、基本的には1回受ければいいという予防接種でありますので、8,000円前後の接種費用がかかる中で、では自己負担をどうしたらいいかという話でございますので、これは財源がどうなるかということで、先ほど3分の1というお話もございましたけれども、今月、6月25日に県の方で市町村向けの説明会が実施される予定になっております。そういった中で、他市

町村の動向等もございますので、できる限り自己負担を抑えたいというふうに考えておりますけれども、そういった説明会も踏まえた中で、今後決定してまいりたいというふうに思います。

○議長（青木周次君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） これでは質問を終わりますけれども、幾つかの答弁の中で、他市町村の動向とか、他市町村のとかというふうなことを答弁でいただきますけれども、やはり東御市民のためを思って、東御市としてどうするか。我々も質問の中で他市町村を参考にしながら、やらせていただいておりますが、それは先進地ということでやらせていただいておりますので、その辺の整合性がどうかと思うんですが、答弁の中では東御市民のためを思ったら他市町村、あるかもしれませんが、財源が許す限りとか、いろんな東御市の状況を考えた上で、ぜひ政策にしていっていただきたいなというふうに答弁をお聞きして思いました。ぜひこの肺炎球菌ワクチンも、無料が一番いいわけですが、受益者負担という、そういう原則もありますので、何とかお安く、みんなができて、健康で長生きができる東御市民であればいいなというふうに思い、質問を終わらせていただきます。

○議長（青木周次君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

受付番号8 雪害に遭ったハウス撤去・再建の対応について、受付番号9 NHK大河ドラマ「真田丸」の東御市における効果について。5番、蓮見喜昭君。

蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 議席番号5番、太陽と風の会、蓮見喜昭です。今回も元気に一般質問、行っていきます。

今回は2点について質問をさせていただきます。1点目が、雪害に遭ったハウス撤去・再建の対応について、そしてNHK大河ドラマ「真田丸」の東御市における効果が2点目でございます。

最初に、雪害に遭ったハウス撤去・再建の対応についてですが、今年の2月14日から16日にかけて未ぞ有の大雪は、長野県をはじめとする国内各地に大きな被害をもたらしました。高速道路や電車といったライフラインが数日とまったりですとか、ガソリンが一時給油できなくなったりと、本当にあの大雪も遠い昔のように感じてしまいますけれども、カレンダーで確認してみますとまだたった4カ月前のことだったと不思議な感じで思っていたわけですが、長野県の4月に発行されましたホームページについて言いますとプレスリリースを見て見ますと、被害金額の計が約92億円ですか、その中でハウス栽培等の施設を含んだ生産施設の被害金額が大部分を占める約88億円ほどだったということです。本当に今まで経験のしたことのない大きな被害であったと改めて思うと同時に、今後の急ピッチな復旧というものを求められてくるわけであります。

大雪直後の2月には、議会でも現地調査に行きましたし、地域の方々のボランティアをはじめとする多くの善意の力で倒壊した施設の撤去作業等も行われました。そして今議会でも被害の復旧を補助する形での農業災害対策費9億6,530万円が上程されております。まさに行政、そして市民パワーが一体となって今回の災害を乗り切ってきていると思うのですが、それでもまだまだ多くの解決していかななくてはならない課題がたくさんあるというのも事実だと思います。

そこでまず現時点での状況の確認も含めて質問したいのですが、今回の大雪から4カ月ほどたちまして、最終的な市内のビニール、鉄骨ハウス、果樹棚等で倒壊、損傷等を含めた実際の被害の数というのはどのくらいあったのでしょうか。そして被害を受けた方でいわゆる国、県を含めた被害額の9割補助の対象になる方、そして様々な理由でその補助対象にならない方でも市独自の補助対象になる方、その割合というのはどのようなものなのでしょうか。そして先月、5月に被害に遭われた方々を対象に市内各地で説明会が開かれたという話を聞きました。その説明会で出された意見、要望等はどんなものがあったか、お聞きします。

続きまして、NHK大河ドラマ「真田丸」の東御市における効果についての質問ですが、5月のちょうど1カ月ほど前ですか、平成28年のNHKの大河ドラマが信州にゆかりの深い戦国武将の真田幸村を題材にした「真田丸」が放映されるということが決定したという発表がありました。数年前から上田市を中心とした上小地区、そして信州でも様々な形で今回のこの真田幸村を題材にした大河ドラマの誘致活動というものが行われてきて、まさにこの上小地区の悲願がかなったという感じでしょうか。私も個人的にこの地域の歴史に非常に関心が高くて、小学校のときに「真田太平記」を読破して、そのときの当時の尊敬する人物と聞かれて、真田幸村という名前を挙げたこともあったので、個人的にも今回の決定というのは非常にうれしく思った次第でありますけれども、上田市の方で「NHK大河ドラマ日本一の兵 真田幸村公放映の実現を願う会」という会があるそうですが、上田市民が中心になって、東御市民ももちろん多くいらっしゃったと思いますけれども、報道によると83万9,000人以上の署名が集まって、NHKに提出したということで、これも大きな影響があったのではないかとこのように思います。まさに地域の方々にとって、そして真田幸村公のファンの方々にとっては、本当に吉報であったと思います。

そしてこのNHKの大河ドラマ誘致による経済効果ですか、経済効果というものはやはりかなりあるようでして、またそれが全国各地からの誘致合戦が続いていることの理由だというふうに考えます。新聞での報道によりますと、ここ数年大河ドラマのゆかりのあった都道府県の経済効果としては、日銀の調査で2009年度試算でしたが、新潟県で204億円、高知県で234億円、滋賀県で162億円ということでした。平均すれば大河ドラマにゆかりのあった地域の経済効果が約200億円ぐらいにいくと言われているこの大河ドラマ、上田市のお隣にある私ども東御市も何かしらの効果がないかという思いも高まるわけであります。

そんな中で、この「真田丸」は平成28年の大河ドラマ、つまり再来年ですね、実際の放送までは1年半ちょっとぐらいですか、東御市としても今回この「真田丸」が大河ドラマで放映されると

決まったことは、大変喜ばしいことだと思いますし、そこで質問しますけれども、今回の大河ドラマの効果というものに、どのようなことを期待されているのでしょうか。そして現時点で上田市を中心とした上小広域でこの大河ドラマでの効果をより高めるためにどのような連携が考えられるでしょうか。

以上が私の最初の質問であります。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号8、蓮見喜昭議員の雪害に遭ったハウス撤去・再建の対応についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、最終的な市内のビニール、鉄骨ハウス、果樹棚等の被害数についてですが、確定値としてはパイプハウス631棟、鉄骨ハウス62棟、木造施設12棟で、生産施設等の被害総数の合計は705棟、被害農家数は306戸です。そのほかに構築物の被害として果樹棚の被害が4件ございました。

次に、その中で9割補助の対象となる方、国の補助対象にはならないが市独自の補助対象になる方の割合についてですが、現段階において被害棟数で申し上げますと、国の補助対象が690棟でおおむね98%、客観的に農業経営者であることを証明できない等の原因により市独自の補助対象が15棟で、おおむね2%と見込んでおります。

次に、3点目の各地区の説明会で出された意見、要望についてですが、去る5月10日、11日の2日間に5地区において説明会を開催いたしました。その中でいただいたご意見、ご要望で主なものは次の2つです。

1つは、撤去・再建に当たって3者以上の業者から見積書を徴取するのは難しいというご意見です。この件につきましては、適正に補助金を執行するために必要な要件であることを説明し、ご理解を求めました。

2つ目は、国の補助事業は平成26年度での事業となっており、平成27年度以降の事業実施が未定であることについて、被害棟数と復旧の進捗よく状況を勘案しますと年度内にすべての施設を復旧することは難しい状況であることから、補助事業の実施期間の延長についてご要望をいただきました。このことにつきましては、国に対して実施期間を延長するよう県を通じて要望してまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 受付番号9番、蓮見喜昭議員のNHK大河ドラマ「真田丸」の東御市における効果についてのご質問につきまして、私の方からお答えいたします。

初めに、東御市としては今回の大河ドラマの効果にどのようなことを期待しているかについてでございますが、先ごろ平成28年NHKの大河ドラマに戦国武将真田幸村を主人公とする「真田丸」の放映が決まりました。真田氏と本市との関係であります。真田幸村の父昌幸が上田城築城の際、海野郷の住民を招き寄せ、上田の地に海野町を開いたことはあまりにも有名です。海野宿

にある白鳥神社が真田氏の氏神となっておりますことから、歴史的に見ましても真田氏と当市の関係は非常に深いことをうかがい知ることができます。

本年4月、海野宿に待望の滞在型交流施設「うんのわ」がオープンし、更に来年の5月には3日間の日程で全国伝統的建造物群保存地区協議会の全国大会が海野宿を有する当市で開催されることが決定いたしました。大会へは全国各地から関係する大勢の皆様が参加されることになり、にぎやかな海野宿になると期待が持てるところでございます。海野宿にとって明るい話題が続き、市をPRする格好の機会ととらえております。

市では平成26年度に海野宿の周辺整備として、海野宿を迂回する海野バイパスの開通と新駐車場の完成を予定しており、海野宿へより多くのお客様をお招きする態勢づくりが整った中での放映決定であり、まさに時宜を得たものと考えております。

NHK大河ドラマの放映により、舞台となった地域における宣伝効果は絶大なものがあり、過去の例を見ましても観光入り込み客の増加が確認されているところであります。大河ドラマの放映は上田市をはじめとする周辺市町村においても、千載一遇のチャンスであり、多くのお客様に訪れていただけることが期待できることから、市といたしましてもおもてなしの精神を発揮しつつ、より経済効果を上げる魅力的な施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2、現時点で上田市を中心とした上小広域でどのような連携等が考えられるかについてですが、北陸新幹線の開業が来春に予定されており、JR東日本はもとより長野県への乗り入れが可能となるJR西日本においても金沢方面から長野県への誘客について、積極的な姿勢を示しているところでございます。

そんな中、県内では平成27年開催の善光寺御開帳、平成28年諏訪地域の御柱祭といった全国規模の大きなイベントを控えており、観光に関する機運は高まるばかりであります。それに加えて、このたびの大河ドラマの放映決定は吉報であり、上田地域周辺の真田氏ゆかりの地をはじめとする周遊観光について、関係機関との連携を図ってまいります。

また、上田地域広域連合の関係市町村、商工会議所、企業等により組織する上田地域観光協議会では、観光振興事業として新たな誘客事業に取り組んでいるところであり、本年度は東京、名古屋、大阪の3大都市圏のほか、金沢への観光キャンペーン等を積極的に行う予定であります。

また、長野県が信州ブランド戦略の一環として、この夏東京銀座に開設が予定されている信州首都圏総合活動拠点シェアスペースの活用も積極的に図ってまいりたいと考えております。

更に、しなの鉄道沿線観光協議会とともに、しなの鉄道が7月11日から運行を開始する観光列車「ろくもん」を活用したPR活動も計画しております。

そうした事業等を通じて、関係市町村及び関係機関・団体等の皆さんとの連携を密にしつつ、改めて広域的な観光情報の発信を推進してまいりたいと考えております。

これらに加え、現在、市を挙げて取り組んでおります湯の丸高原高地トレーニング用プール施設の誘致活動とあわせて、「湯の丸、日の丸、真田丸」が三重丸としてつながり、結実するように誠

心誠意努めてまいりたいと思います。市民の皆様や議員各位をはじめとする関係皆様方のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） それでは再質問を行います。ここからは一問一答でお願いします。

最初に、雪害に遭ったハウス等の農業施設への被害対応についてですが、大枠の被害状況はつかめました。改めてお聞きしますと全部の被害に遭った施設が705棟ということで、大変な本当に被害だったと改めて思うわけで、被害に遭われた農家の皆様の心痛は想像を絶するものだったなと思い、非常に心が痛むわけでございますけれども、そんな中で復帰に向けて多くの農家さんが頑張っているわけですが、実際に災害に遭われた方々も、その後、急ピッチで資材等の撤去作業を進めて、一部を再建されて、昨年までと同じ収量というわけにはいかないでしょうが、既に活動を再開されている方もいらっしゃるという中で、ただ3月議会でも一部話題になりましたが、あまりに多くの農家さんが同じ時期に被災したということで、ハウス等の施設再建に必要な流通している資材が足りなくなるのではないかなというようなことが話題になったことがございましたけれども、現時点ではそれはどのようになっているのか、現在のビニールハウス等の建築用の資材の流通状況はどのようになっているのか、どのように把握されているのか、お聞きします。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 資材の流通状況についてでございますが、関係機関等へ確認したところ主に大規模農家用の施設に使用されます太い口径の25ミリパイプについては、比較的要望どおり納入されているとのこと。しかし中小規模農家用の施設に使用する口径19、22ミリのパイプについては納入が遅れており、また直管を加工してつくられます曲管については納入が更に遅れているとのこと。今後も県を通じてすべての規格のパイプが農業者の要望する時期に納入できますよう要請していきたいと考えております。

○議長（青木周次君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 19ミリから22ミリの小さい、中小規模の農家さんが使うパイプは納入が遅れているというお話でございましたが、先ほどの平成26年度内に一応今のところは事業が完成しなければ、完了しなくてはならないという中で、ちょっと時間が正直どうなってしまうのかなというところもあるんですけども、引き続き要請の方をお願いしたいと思います。

そして今回のこの大雪は、2月の大雪ということで、ブドウ農家さんなんか特にそうだと思うのですが、せん定作業の真っ最中で、まだ全然終わっていなかったと思うんですね。それで正直せん定どころではなくて、撤去作業とかもかかって、資材がなかなか入りづらかった。更には人手が足りなかった、本来ならまたハウスを再建してやりたくても、やっている余裕がなかったということで、今回はハウスをやらないで露地でやってしまったという方もいらっしゃると思います。とりあえず雪の下敷きになりながら、何とか大丈夫だった木をテーピング等で応急の手当てをして、露地栽培として農業を続けたりとか、様々な形で農業を持続されている方がいらっしゃると思うんです

が、そんな中で高齢の方々で今回の大雪被害がきっかけといいますか、大雪の被害のせいで離農、もしくは農業をやめてしまおうと思っている方もいらっしゃると思うんですね。今回の大雪被害がきっかけとなって今まで続けてきた農業をやめてしまう、断念してしまう方もいらっしゃると思いますが、つまり今まで何とか農業をやることができたとしても、今回のこの被害があまりにも大きくて、糸が切れてしまったように、ちょっと気持ちがなえてしまったといいますか、きっかけで離農を考えている高齢の方、もしくは畑をほかの方に貸して自身はリタイアされた方、もしくは先ほど申し上げたようにハウス栽培をやっていたんですが、大雪被害で露地栽培に切替えや規模を縮小を余儀なくされた方、そういった方々、そういった農家の方々はどのくらいいらっしゃるのか、把握されている範囲でお聞きます。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の雪害によりまして離農や高齢等でリタイア、またハウス栽培でやられているブドウ農家の皆さんの中では規模を縮小したりというような内容をどのぐらいか把握されているかということでございますが、相談を受ける中では雪害を機に離農等を考えている方もいらっしゃるようですが、正確な数字、割合等については把握していませんので、そんなことでお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても市では雪害により離農、または規模の縮小をされないよう、いち早く被災された農家の皆様へ市の支援内容等を周知いたしました。このことによりまして被災した施設を再建して、農業を継続していく気持ちになったと、そんなお話もお聞きしているところでございます。また国、県がより高率で充実した支援内容を打ち出したわけでありますので、これら市及び国、県の支援制度をご活用していただき、今後も従来どおりの営農を継続していただけるよう推進してまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） ただいま部長の答弁にありましたとおり、今回のこの大雪の被害に関して、本当に市の対応というのは大変早かったと思います。そのおかげでやっぱり気持ちはなえたけれども、やっぱり農業を続けていこうと思って持ち直した方が本当にたくさんいたのではないかなと思います。今の答弁の中では、離農は考えているけれども、まだ実際に離農をされたかどうかということはわからないということで、そういう方々が少しでも少ないということを祈るばかりでありますけれども、やはり一番心配の部分が資金に関してですね。国、県の補助を合せていくら9割補助というものがあるといっても、日々の生活費には当然お金がかかるわけですし、今年作物ができない方は、その分当然ですが収入は少なくなるわけです。たとえ作物ができる方でも、昨年までは加温ハウスで栽培をされていた農家さんなんか、露地栽培に切替えをした結果、収穫は当然秋になりますので、当然キャッシュフローですね、お金が入ってくる時期も遅くなったりしますし、露地栽培とハウス栽培を比べると当然その作物の単価も安くなってしまいますので、どうしても収入が少なくなってしまうというような現実があるわけです。そのあたりを鑑みまして、被害に遭われた

方々の経営状態、経済状態が心配になるわけですが、市が把握している中で被災された方々、2月の大雪から4カ月たった今、実際の日々の業務で使う資金ですとか、更には生活費等を含めてやりくりはできているのか、そのあたりについて市側で把握できている範囲でお聞きをします。

それに関連して、以前も全員協議会等でお話があったときに質問したことがあるんですが、今回の被害を受けた方々に支払われる補助金は、国の交付決定が出てから実際の支払いの手続きに入ると思いますが、2月に災害に遭われて、いち早く撤去作業を進めて、春からということで全部というわけではありませんけれども、施設の一部を完成させて栽培を、農業を再開されている方もいらっしゃると思います。そうなってくると施設が完成しますと完成した分の当然支払いが回ってくるわけですし、つまりたださえ今回の災害で余分な出費が多くあった中で、今回のこの支払いが重くのしかかってきてしまうというところがあります。頼みのこの補助金も実際に入ってくるのは当たり前なんですが交付決定が出てからということで、経営的に非常に苦しいのではないかとこのように思います。以前全協でもこのことに関して質問させていただいたことがありますが、国の交付決定が出てからというのは当たり前、最低条件ではあると思うのですが、対象の方々にはそんな中でもできるだけ速やかに、そして敏速な交付をお願いしたいわけでありますが、農協さん、JAさんあたりでしたら支払いに関して大分ご協力、ご理解もいただいているようなお話も前に聞いたことがございますけれども、一般の業者さんたちとしてなかなかそれも難しいところもあるのではないかとこのように思うのですが、ちょっとそのあたりについての現状と考えをお聞きします。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回被災された方の資金繰りや生活費等について、大丈夫かというようなお話かと思いますが、資金繰り等で相談を受けた方には貸付から5年間は無利子となる農林業セーフティネット資金、農業近代化資金などの制度資金や被災者向け経営体育成支援事業の補助金を有効に活用していただけるようご案内申し上げているところでございます。

そんな中で、今回制度資金を活用したいということで具体的なご相談があった件につきましては、大規模な花き、あるいは野菜等のハウス栽培農家から相談を2、3件受け付けているような状況でございます。そういう中では、何とか皆さん頑張らせていただいているのかなというふうに感じているところでございます。

もう1点の施設が完成して支払いの方をしていかなければならないというような形の中で、今の現状につきましては被災された農家の方への補助金の支払い時期につきましては、国の交付決定が7月中旬ごろ予定されております。したがって議員からもお話がありましたように、補助金の支払いはそれ以降の開始となりますが、市といたしましては速やかに支払いができるよう態勢を整えているところでございます。なお、それ以前に業者への支払いが必要な方については、先ほどの制度資金などを活用していただいて、対応していただけるようお願いしているところでございます。また、農業協同組合については工事費等の支払いの延長などについてはお話のとおり猶予していただけるようなことを回答を得ているところでございますが、一般の業者につきましては特段市の方

として把握していない部分もございますので、そちらの方の要請はしておりませんので、状況については承知しておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（青木周次君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 農業に災害はつきものでございまして、自然のものですからいたし方ないところがありますけれども、できるだけ早くそういった多くの課題にめどが付き、被害に遭われた皆様方が以前の農業経営に早く戻れるように引き続きご支援をお願いしたいと思います。

あと平成26年度でやっぱりすべての事業を完了するのは確かに難しいなと思いますので、先ほどの答弁の中で県を通じて平成27年度もこの事業の実施の延長ということをお願いしているお話がございましたけれども、そちらの方も引き続きお願いして、一日でも早く被害に遭われた農家の方々が以前と同じような農業ができるようにご支援をお願いしたいと思います。

続きまして、大河ドラマ「真田丸」についての再質問でございます。先ほど市長の答弁の中で、真田氏と東御市は大変縁があるというお話でございました。ちょうど大河ドラマ放映決定のニュースを聞いたのが先月、私も所属している産業建設委員会の視察で関西方面に行ったバスの中で、このニュースを初めて聞いたんですね。本当にたまたまなんですが、和歌山県にちょうどバスがおりまして、真田昌幸、真田幸村親子が関ヶ原の戦いの後に幽閉された九度山を通ったときに、本当に真田の家紋である六文銭の旗がたくさん立ってしまっていて、和歌山県にいたのはわかってはいたんですけども、本当にここは上田ではないかと錯覚したように、そういうことをよく覚えております。つまり「真田丸」というドラマは信州だけではなくて、本当に多くの自治体を巻き込みながら放映されると、それだけ影響力も大きいなというふうに感じるところであります。

長野県にとっても来年から人の動きが少しずつ変わってくる可能性があると思っております、つまり先ほどの市長の答弁にもありましたけれども、来年から長野新幹線が金沢市まで延びて、その名前も長野新幹線から北陸新幹線（長野経由）という、ちょっと長野県民にとって非常にわかりづらいというような名前が変わるところでありますけれども、今後も観光客も長野県を飛び越えて北陸の方に行ってしまうと、信州で途中下車をする方が少なくなってしまうのではないかとというような危ぐをされる声も聞くところであります。反対に関西とか北陸の方から長野県に来てもらえるという考え方もあるとは思いますが。しかしながら「真田丸」の放映が決まったということは、そういった声を払しょくする機会であると思えますし、ピンチをチャンスととらえて、より多くの訪問客を呼び込むことがこれからは必要になってくるのではないかとこのように考えます。

つまり長野県でいうと、上田ですとか松代ですとか、そういった真田一族ゆかりの地域は北陸を目指していた観光客の皆様がわざわざ途中下車をして、観光する理由になるわけです。そういった観点から、せっかく上田市に来ていただいた観光客の方々とあと一歩欲をいって足を伸ばしていただいて、ぜひ私どもの東御市に来ていただきたいと、そういうことをぜひ申し上げて、この地を訪問される方々には見ていただきたい観光スポットもたくさんありますし、どういう形がベストなのかなというふうにもいろいろ考えるわけでありましてけれども、様々な方法ですとか考えがある中で、

私個人的にはイベントや式典等を通じて、東御市の名前をぜひこの大河ドラマと関連づけてPRしていくのが現実的ではないかなというふうに考えておりますけれども、先ほど同僚議員の中の質問で、海野宿の観光客が年々減ってきているというお話を、答弁を聞きまして、ちょっと私も残念に思ったところもあるんですが、今回のこの機会を転換点にすることも反対に可能ではないかなというふうに思いました。実際には大河ドラマの放映までまだ1年半ほどありますけれども、今後も様々な形で、例えば大田区フェスタ等のイベントですとか、今度東京銀座でオープンします長野県のシェアスペースですか、アンテナショップの顔も持っていると思いますが、そういったところをぜひ有効活用して、今後も東御市のPRをお願いしたいわけでありまして、上田市にきた訪問客、上田市に来られた方々をどうやってあと一歩足を伸ばして東御市に来てもらえるようにするか、そのあたりについてのお考えをお聞きします。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 蓮見喜昭議員の今回のNHK大河ドラマ「真田丸」の放映、また真田ブームが起きるだろうと、また200億円とも言われている経済波及効果がある中で、上田市にいらした「真田丸」を契機としてこられている観光客の皆様方にご東御市まで足を伸ばしていただけるかどうかということに関して、どういうふうに考えるかというご質問に対しましてお答えしたいと思います。

まず私はいろんな施策が不易流行という礎となる部分に関して、しっかりと築き上げていくと、そして時代の流れの中でチャンスというものに関して、やっぱり敏感に対応していくことがないと時代から取り残されてしまうという松尾芭蕉の教えでありますけれども、いろんな施策はそういう不易の部分と流行という部分を大切に組み合わせていくことを通して、持続の可能性をやっぱりしっかりと見据えていくということが必要なのではなかろうかなというふうに思っています。そういう意味において、やはり海野宿が新たな段階を迎えつつあるという必要条件、観光としておもてなしをしていく上での必要条件をハード的な面を中心にしながら、今、備えつつあるという認識を持っています。決して十分条件ではないというふうには考えておりますけれども、まず必要条件を整え、更にソフトを中心とした十分条件を整えていくということでありまして。

そういう中で、駐車場の整備ということに関しましては、観光バスでありますとか、いろんなバス、またマイカー、自家用車でいらっしゃる方々、またタクシー等に対してしっかりと対応していくことの基礎的なことがあろうかなというふうに思っています。

なお今、東御市の観光の課題は、やはり宿泊が湯の丸に集中しているという点でありまして、東御市として全体的には宿泊機能が非常に少ないということが欠点と言えるのではなかろうかなというふうに思っていますので、よそからやっぱり来ていただけるだけ、見るだけの価値があるというところを、やはりしっかりと磨いていかないと大変苦しいという面があろうかというふうに思います。更にこの東御市が持っているいろんなよさを周遊いただくための観光バスでありますとか、タクシー業界と連携しながら、東御市内の周遊観光ということに関しても検討をしていく必要がある

んではなかろうかなというふうに考えております。

なお湯の丸に宿泊施設が集中してあるということは、1つの湯の丸の観光地としてのシーズンがグリーンシーズンとスキーシーズンに限られているわけですが、ほかの魅力をつけることを通して、そこに宿泊して、そこからいろんな観光をしていくという湯の丸の観光地としての知名度アップ、魅力アップということに関しても、これを契機に頑張っていけたらというふうに考えておるところであります。

議員ご指摘のとおり各種イベントとリンクさせながら、またお客様に東御市全体を見ていただくいい機会として、この一過性にならないためのいろんな施策をこれを契機に頑張っていくという観光を重視した施策を投入していく上で、重要な1年有余という時間をいただいたというふうな認識を持っておるところでございます。

○議長（青木周次君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） ぜひとも一過性にならないように、これから何年もの間、多くの方々が訪れていただけるような東御市にしていきたいというふうに、それはみんなが思っていることでもありますけれども、やはり東御市の先ほどの観光の弱点ということで宿泊施設がないというお話がございましたけれども、今度は受け入れ態勢という観点でちょっと質問をさせていただきたいと思うのですが、お隣の上田市の方ではやはり真田家のお膝元ということで、放映決定が決まってから様々な取り組みですとか、イベント等がもう、されてきているようですが、同じ議会、上田市議会の方でもこういった一般質問が先週ありまして、この「真田丸」に関連した質問が複数あったようでして、某議員は上田駅前に真田幸村が大阪城に築いた出城、真田丸のミニチュアとか看板の設置を提言されたりですとか、あとはほかの議員は大河ドラマ館ですか、その設置についての取り組み等の質問も上田市議会の方ではあったようです。

これからこの地域に増えるであろう訪問客受け入れの態勢づくりというものの議論が始まったのではないかというふうに私は認識をしました。先ほどからの繰り返しになりますが、平成28年からこのドラマは放映開始ということで、1年半先のことです。長そうであつという間も気もしますけれども、この機会にどうやってそういった受け入れの態勢というものを充実させていくかという課題があるかと思えます。少しでも上田市にいらした訪問客をぜひとも東御市の方にも足を回していただいて、上田市の隣には東御市という市があって、こんなすてきな場所があったのかと知名度アップをねらって、今回の訪問を先ほど市長の答弁にもありましたように一過性のものにしないで、二度、三度と来てもらえるような、要は東御市のリピーターになってもらえるようなことがあれば、東御市の観光行政にとって強みになるのではないかというふうに考えております。

反対に、せっかく東御市に足を伸ばしてもらっても、印象があまりよくないようだ、再び訪れてもらえることはないでしょうし、このリピーターになってもらうという観点は非常に大事な点だというふうに思います。そんな意味でも受け入れ態勢の充実というものが課題になってくるわけがありますけれども、先ほどの同僚議員の質問の中で、観光地海野宿のおもてなしということについ

ての質問がございましたけれども、まさにその点も含めて首都圏の方々にはまだまだ知られていない魅力的な場所がこの東御市という場所にはありますし、反対にそういったところにぜひとも訪問をしていただきたいというふうに考えるわけです。

先ほどから話題に上がっております海野宿、更には最近注目を浴びております「うんのわ」、そしてまだ話に上がっておりませんが道の駅ですとか、市内各所の温泉施設、そして湯の丸、確かに宿泊施設がないですとか、あと先ほどタクシー、バス、そういった周遊観光なんかも検討されているというような答弁がございましたけれども、今後の観光客の受け入れ態勢という点について、再度どのようにお考えなのか、この点について最期に質問させていただきます。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 蓮見議員の質問にお答えします。

私におもてなしということに関して、裏表なしというふうに教えてくださった方がいらっしゃいます。接客ということだとか、どうやってお金を落としてもらおうかというようなこととか、いろんな思いがあらうかと思えますけれども、心から普段の生活、この東御市に生きることが生き生きとして、そこに生活している人が本当に海野宿を愛しており、この地域の気候風土、そしておいしさを本当に喜びを持って生きているということが相手に伝わるといことが、一番のおもてなしなのではないかなというふうに考えています。いろんな意味で東御市の観光というのは、チャンスであると同時に本当に東御市に来ていただいた方が、満足していただくためには何をしたらいいかという特効薬がなかなか見つからないということでもありますけれども、やはり東御市で出会った人たちが本当にこの地域が素晴らしいというふうに思っているということが、何よりも大切なことではないかなというふうに思っています。心から裏表なくこの生活のよさをお伝えできる、そういうシステムがどのような行政としてつくり上げることができるかということに関して、一生懸命努力したいというふうに考えておりますので、素晴らしいワイナリーもたくさんある中で、ここに来ていただいて回っていただければ、必ず好きになっていただけると、ワイナリーに連れていけば大丈夫だという思いの中で頑張りたいと思いますので、ぜひご協力をよろしくお願いします。

○議長（青木周次君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 市長も上田市長ですとか、上小地域の首長と連携されて、いろんな形で今回の真田家に関する大河ドラマの誘致にご活動をされてきたと思いますけれども、1年半後ということで、これからも様々な場所で、特に県外でお話しする機会もあると思うんですが、東御市のPRをこの大河ドラマに関連づければやはり真田という名前は全国区ですので、ほとんどの方は知っていると思いますので、そこに縁が深いところだと言うとやっぱり説得力もあると思うんですね。先ほどの言葉ですが、「湯の丸、日の丸、真田丸」ですか、多分これは東御市でないと使えないと思うのですが、ぜひともここでたくさん使ってもらえれば、もっと市の方の中に浸透して、市民の皆さんの意識も多分変わってくるのではないかと、この1年半の間で大分変わってくるのではないかと思いますので、そういった形でもぜひこの地域活性化の起爆剤のような形で、ぜひとも

この東御市のPRという形で「真田丸」に関連づけた東御市のPRをよろしく願いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（青木周次君） 受付番号10 学校図書環境の整備と充実について、受付番号11 森林・里山の保全と活用について。2番、佐藤千枝さん。

佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 議席番号2番、佐藤千枝でございます。この3月までは会派ひまわりの会で同僚議員と2人で活動をしてまいりました。4月から東御市がこれから未来に向かってますます大きく羽ばたいていくため、志を同じくする同僚議員、5人で「東翔の会」を結成いたしました。4月より活動を始めておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、この時間帯で満腹感と心地よい空気の中でちょっと集中力がなくなってきていると思いますけれども、お互いに頑張りましょう。よろしく申し上げます。

それでは、学校図書環境の整備と充実について、森林・里山の保全と活用についての2項目について質問いたします。

最初に、学校図書環境の整備と充実についてです。東御市教育委員会は、教育を取り巻く現状や課題を明らかにして、平成26年度から今後10年間にわたる東御市の教育施策の方向性を示す東御市教育基本計画が策定されました。そしてこれまで子どもたちに基礎・基本を身につけ、自ら学び考える力を育むために学校や家庭、地域が連携をし、全市で取り組む共通の願いとして、「あいさつをしよう、本を読もう、汗を流そう、テレビのスイッチを切ろう」の4つの目当てを定めて実践されてきています。前回の定例議会におきまして、本日もご出席をくださっております下村教育委員会委員長さんより、教育委員会での4つの合い言葉をお聞きしました。「あいさつは心を開く合い言葉、読書で与える心の栄養、自ら進んで選ぶ友とのきずな、家族で守る我が家のルール」の4つの合い言葉を用いて、学校や家庭で推進をし、自己肯定感の持てる子どもたちに育てていきたいとお話をお聞きしました。そうした中で、今回は特に読書に関連した質問をいたします。

読む、聞く、書く、考える、伝えるといった言語力の向上は今、教育の最も重要な課題であると言われております。読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするものであり、また生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものであるとも言われております。しかし最近の子どもたちは本当に本に親しめているのでしょうか。子どもたちを取り巻く環境が昨今大きく変わりました。ゲームやパソコン、携帯電話に多くの時間を費やす子どもが多く見られ、文字、活字離れが懸念されております。

先日行われました東御市青少年育成市民会議研修会で、講師を務められました清川輝基先生により「ネットに奪われる子供たち スマホ社会で子供たちをどう育てていくのか」と題してご講演をお聞きしました。私は清川先生のお話は今回2回目の聴講でしたが、今以上に市ぐるみで子どもたちをどう育てていったらいいのか、メディアリテラシー教育の重要性が更に増してきているというふうに強く感じています。まさに今、大人が協力をして学校や家庭で子どもたちが読書に親し

む環境をつくっていくことがますます大切になってきていると考えます。

2000年の子ども読書年を契機に、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、翌年2001年に子どもの読書活動の推進に関する法律の成立によって、4月23日を「子ども読書の日」と制定されました。全国の多くの学校や教育委員会において読書活動の推進を図っており、東御市におかれましても5月には図書週間を設け、各学校でいろいろな行事が行われました。

一昨年11月にリニューアルオープンしました市立新図書館は、開館後2カ月間で来館客が約3万人、1日平均すると約630人、旧図書館時代の1日来館者132人の5倍と、目標の500人以上を上回ったとお聞きしています。特に7歳から12歳、それから31歳から40歳の利用者が多く、その年齢から見ますとお子様連れの来館者が明らかに増えてきているのだらうというふうに思います。そして昨年25年度の利用状況につきましては、先ほど同僚議員の質問に対しましてお答えをいただいておりますけれども、まさに今、東御市の市立図書館は人気の図書館となっております。

文部科学省によりますと、平成24年度から学校図書館に関する地方財政措置が大幅に充実することになり、また新しい学習指導要領が平成25年度から高校でも実施され、すべての学校で新しい学習指導要領に基づいた教育活動が行われるようになっております。今回のその改訂では、言語活動の充実が重視されています。その言語活動の主なものが読書活動であり、それを支えるためには学校図書館で豊かな学びができる環境整備が求められています。

以上のことから、次の4点についてお尋ねをいたします。

小・中学校図書館の年間貸し出し冊数は毎年減少してきています。その数値をどのように受けとめ、対策を講じているのでしょうか。

2つ目に、小・中学校によって開館時間、退出時間が異なっていますが、児童・生徒から見て使いやすい、調べやすい利用時間となっているのでしょうか。

3つ目に、市立図書館から小・中学校の学級図書として配付されている冊数が平成25年度より半減しているようですが、どんな理由からなのでしょうか。

4つ目に、小・中学校に配置されている司書教諭や図書館事務職員などとの連携により、読書活動、調査学習活動の充実が図られているのでしょうか。また市立図書館とはどのような連携が図られているのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、森林・里山の保全と活用について質問をいたします。

今、私たちが暮らしている長野県は、確かな暮らしが営まれる美しい信州をつくっていくために、「しあわせ信州創造プラン」、新たな総合5カ年計画に基づく施策の推進に取り組まれています。また3,000メートル級の山々に囲まれ、美しく豊かな自然環境を備えた観光県であるとともに、県民が元気に暮らすトップレベルの健康長寿県でもあります。日本一の山岳と自然豊かな高原には、県内外から多くの人たちが訪れるなど、森林のもたらす様々な恵みは私たちにとって大変貴重な財産であると考えます。

いよいよ7月第4日曜日を信州山の日とすることになりました。26年度を「信州の山 新世紀元年」と名づけ、美しく安全な山を守り育てるために事業がいろいろ計画されています。我が東御市におきましては、市民や市民活動団体、地域のご理解、ご協力のもとにメディアでも頻繁に紹介されていますけれども、希少野生動物、オオルリシジミやハヤシミドリシジミなどの保護活動や地域の豊かな自然環境保護活動が積極的に進められています。そして生活に密着した山や里山などの自然を守り育てることは、生きていく私たちが命をつないでいくことであり、森に生かされていると感謝をすることだというふうに思います。

しかし森林や山、農地の荒廃などにより、環境維持が困難になってきている昨今です。荒廃化している森林や里山などの自然を市民とともに将来にわたり守り育て、あわせて子どもたちの環境教育に役立てるよう、未来に向かって進むべきであると考え、次の4点についてお尋ねをいたします。

市の有する森林や財産区林など、どのような分布になっているのでしょうか。

森林整備や里山の保全の取り組みは、どのように進められているのでしょうか。また、その課題は何とお考えですか。

市民が森林の保全活動に参加するための具体的な事業をどのように考えておられるのでしょうか。

市民や学校、PTA、財産区、関係団体等が連携をし、各学校に学有林を整備し、幼児期からの子どもたちが遊びを通して体力やバランス感覚を養い、行動力や発想力を高め、心身ともに成長し合える環境をつくっていくことで、荒廃地化を少しでも食い止めることにつながりダブル効果が期待されますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号10、佐藤千枝議員の学校図書環境の整備と充実についてのご質問につきまして、市長、教育長にかわりお答えを申し上げます。

1点目の学校図書館での年間貸し出し冊数の減少とその対策についてですが、小・中学校における図書の貸し出し総数が減少傾向にございますのは、児童・生徒数そのものが減少していることと、以前のように貸し出し冊数を競うような読書の場合には絵本など簡易に読める本をたくさん借りるという傾向もございましたが、近年では活字の多い本を熟読する傾向に移ってきているといった事情がございます。

このような貸し出し冊数の増減だけでははかれない読書の質といったものにつきましても、考える必要がございます。幼少期には読み聞かせにより本の楽しさを伝えること、小学生期の調べ学習では教師主導による図書館利用だけではなく、児童が興味や関心を持ったことを自主的に図書館で調べるようにする、こういったことを促す教育も図書館利用や読書を習慣化する上で大切なことだと考えております。

次に、2点目の開館時間と貸し出し時間につきましては、学校ごとに授業時間に合わせるために開館時間と貸し出し時間が異なっておりますが、各校において教職員が協議をして、児童・生徒が最

も利用しやすい時間を設定しているものでございます。

3点目の市立図書館から小・中学校の学級図書として配付されている冊数が平成25年度から半減していることについてですが、市立図書館から学級文庫への貸し出しは良書、よい本や読んでもらいたい本を身近に親んでもらうこと、学校にはない資料の提供により、読書への興味を広げることなどを目的に行っているものでございまして、旧図書館時代には1クラス当たり100冊ほどの貸し出しをしておりましたが、昨年度より40冊程度に抑制している状況にございます。

これは旧図書館では開架スペースが狭かったことから、閉架書庫に多くの書籍があることで学校へ多くの貸し出しができたものの、新図書館になりまして開架スペースが広がったことによりまして、これら多くの図書が開架できるようになり、同時に来館者数や貸し出し冊数が伸びていることから、逆に学校への貸し出しを抑制せざるを得なくなったという事情がございます。現在、図書館では、特に要望の多い児童図書を中心に、蔵書の拡充にも努めておりますので、当面はこのような事情をご理解をいただきたいと思っております。

4点目の司書教諭と図書館事務職員、いわゆる学校司書との連携についてでございますが、司書教諭は専門的知識や経験をもとに学校図書館の運営や教育指導に当たる立場に、学校司書は司書教諭、学級担任や教科担任の要請を受けつつ、関係教職員と連携、協力して学校図書館の運営、児童・生徒への読書指導、購入図書の選定・購入などを行い、児童・生徒の読書活動や調べ学習に努めております。市立図書館との連携につきましては、学級文庫への貸し出し、調べ学習での資料の貸し出し、上田地域図書館情報ネットワークの活用などの場面があり、学校司書が情報交換や図書館事務研究のために開催する学校図書館事務部会におきましても、市立図書館の司書が参加をいたしまして、情報交換、意見交換する機会を設けているところでございます。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号11、佐藤千枝議員の森林・里山の保全と活用についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、市の有する森林や財産区林など、どのような分布になっているかについてですが、市が所有・管理を行っている森林は、和、滋野、北御牧地区に5カ所あり、面積にして34ヘクタール、国有林内にある財産区管理の森林は和、祢津、滋野地区に9カ所あり、面積にして101.6ヘクタールとなっております。

森林1カ所当たりの面積は1ヘクタールから8ヘクタールであり、場所は御牧原北部区の東側に1カ所、それ以外の13カ所は市の北側の国有林内とその境に分布しております。

次に、森林整備や里山の保全の取り組みの進捗状況と課題についてですが、市内に9つある生産森林組合を中心に、年次ごとの整備予定を定めた森林経営計画に基づいて、年平均75ヘクタールほどの整備を毎年実施しております。市ではこれらの整備や保全に要する費用に対し、国、県の補助事業や県森林づくり県民税を活用して、各組合等へ支援しているところでございます。

現在のところ森林整備は着実に進んでおりますが、松くい虫による被害の感染スピードが増し、

年々拡大の一途をたどっていることが課題となっております。本年度も松くい虫対策の予算を拡大し、ビニールシートによる薫蒸処理を行う衛生伐や枯損木処理を行っておりますが、駆除及び伐採処理が追いついていない状況でございます。

今後の対策につきましては、近隣市町村及び上小管内において情報を交換し、引き続き研究してまいります。

次に、市民が森林の保全活動に参加・協力するための具体的な事業はあるかについてですが、現在、県が進めております森林の里親促進事業の中で、市民の皆さんにご協力をいただいております。この事業は環境活動に熱心な団体、企業の皆様に森林の保全活動に参加していただき、森林整備を進めるとともに、地域との交流を図っていくものでございます。市内の田之尻においては、NPO法人森のライフスタイル研究所と田之尻地域里山整備推進委員会が、島川原地区においては日信工業株式会社で島川原区が、奈良原においてはNPO法人リターン・トゥ・フォレストライフと市が保全協定を締結しております。

これらNPO等の団体の中には、今年の秋に市内の学生寮の生徒と一緒に、市民の皆さんにも参加していただく保全活動のイベントを計画しているところもあります。この活動は植樹や除伐、下草刈り、遊歩道整備などを行い、誰もが自由に森林に足を踏み入れ、自然に親しめる憩いの場となる市民の森づくりを目指して行われるものでございます。今後詳細が決まり次第、広報などでお知らせしますので、このような事業を通じて多くの皆さんに森林保全活動に参加していただきたいと考えております。

次に、市民や学校、PTA、財産区、関係団体などが連携し、各学校に学有林を整備できないかについてですが、子どもたちが成長過程において森林との触れ合いを通じて体力やバランス感覚等を養っていくことは大切なことだと考えております。小学校では4学年次から森林についての学習カリキュラムを開始し、緑の少年団や授業の中で様々な森林学習及び体験を行っており、和小学校では地元財産区のご協力をいただき、学有林として森林整備の体験学習を行っております。また先ほどの森林保全活動を行っているNPO団体等のイベントなど、自由に参加できる体験学習の場がありますので、現在のところ改めて学有林を整備する予定はございません。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） それぞれご答弁をいただきました。これからは一問一答方式で質問をいたします。

最初に、学校図書館の環境整備と充実について再質問いたします。各学級への貸し出し図書が半減した背景をただいま答弁いただきました。子どもたちがクラスの中で手を伸ばせばそこにいつでも読みたい本がある読書環境が必要というふうに考えます。学級文庫への貸し出しが始まったのは平成10年からとお聞きしました。図書館に行かなくても教室で身近な空間で気軽に手に取って本が読めることがとても人気があるようです。

教育課としましては、現在、行われています学級文庫をどのように位置づけ、また評価をし、ま

た昨年より半減してきている状況をどうとらえておられるのでしょうか。そして先ほどの答弁にありました当面は無理ということでしたが、その先をどのように考えているのかも含めて、ご質問いたします。お願いいたします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 特に小学生期におきまして、本に触れる機会を多くすること、そのような中で学校におけます図書館だけでなく、それぞれの学級に学級文庫として本を貸し出すこと、配置することは大変重要なことであるというふうに認識をしておりますが、昨年より貸し出し冊数を縮減しておりますのは、物理的な事情もございますので、当面の間はご理解をいただきたいというふうに存じます。学級文庫の価値は教育委員会におきましても重々大切であることは認識をしておりますし、でき得る限り早く現在40冊程度に抑制しておりますものを徐々に回復をしてみたいというふうに考えております。

昨年、学校教職員の部会におきまして、秋田県的美郷町の小学校を視察する機会がございました。大田区と縁のある町でございますけれども、その小学校では広い廊下にまで図書があふれておまして、クラスの教室内だけでなく廊下もそこらじゅうにそれこそ本があふれている学校づくり、読書環境づくりが図られておりました。そういったものを理想としながら、徐々にご指摘のような環境を回復してみたいと考えております。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 先ほどの答弁の中にありましたけれども、今年度の市立図書館の図書購入費が1,000万円という予算枠の中では今、答弁がありましたように大変厳しい状態があるのかなというふうにも私も認識をしました。

おととい、土曜日の日に滋野小学校の一般公開授業参観がありまして、その際に行ってまいりました。学級文庫の状況を見せていただきましたけれども、数人の先生ともお話しはできましたけれども、先生方からも本当に減ってしまったということに対して残念がっていましたね。この貸し出し冊数を増やしてほしいということを本当に望んでいるという声を実際お聞きしておりますので、当面は無理ですけれども徐々に増やしていけるという方向があるというお話でしたので、期待をしております。

そうした中、学校図書館における蔵書を拡充していくということが、これから求められることではないかなというふうにも思います。そこで毎年各小・中学校に予算配分をされています学校図書費の編成方法はどのように決まるのでしょうかをお尋ねします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 小・中学校におきます図書購入費の予算につきましては、例年学級数、児童数に応じましてそれぞれ公平に配分をすることとしておまして、例年の金額でいきますと小学生では1人当たり1,350円程度、中学生では1人当たり1,940円程度の予算見積もりとしております。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 全国学校図書館協議会が毎年購入図書の1冊の単価を調査しているということの中で、昨年におきましては全国の小学校におきましては、これ全国の平均なんですが、1冊平均単価が1,671円でした。中学校においては1冊平均単位1,898円ということなんですけれども、この金額は先ほどのお話のように学級数、児童数、それから1人に対する1冊の単価というのが出てくると思うんですけれども、中学校におきましては平均以上は、いっておりますが、小学校における蔵書の拡大ということを予算枠を広げていただいて、図書環境の充実を図っていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 小学校、中学校におきます図書購入の1人当たりの単価が全国的な1冊の価格よりも低いというご指摘ではございましたけれども、当初申し上げましたように市内の小学校、中学校におきます図書館の蔵書は、国の標準からいたしましてもほぼそれを達成しております。実は全国的には文科省が定めます図書標準を達している率は全国的には半分程度、50%程度と言われておりますので、そういった意味からは東御市内の5小学校、2中学校はほぼ標準に達しておりますので、数の上からは読書環境はおおむね充足しているという判断をしているところでございまして、当然新刊本にどんどん入替えをするわけでございまして、現在の予算でおおむねこの充足しているものを更新するに、補うに足る金額であると認識しております。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 先ほど新学習指導要領が新しくなったというお話ですけれども、要領の中には言語活動の充実や探求的な学習など、学校図書館が教育に果たす役割はますます大きくなってきており、そのためにも子どもの本離れを食い止めて、本と子どもたちを結ぶ学校司書の必要性が重視されてきているというふうに言われています。この学校司書という呼び名なのですが、東御市では学校図書館事務職員というふうに呼称されていますが、学校図書館がまずは図書館として機能し、臨時職員や嘱託職員として雇用されている学校司書も多い中で、児童・生徒の学びや読書活動における役割を果たすためにも、その待遇の改善を求める声が上がっており、専門、専任、正規職員の学校司書が全校に配置される法制化が必要というふうに全国学校図書館協議会では報告をされておりました。

先ほどの答弁にありましたが、学校配置の司書教諭はほとんどがクラス担任との兼務であり、日常的に激務の中で図書館運営の年間計画や授業方針を立案され、それを実務的に実務をこなしているのは市採用の学校図書館事務職員の仕事とお聞きしています。一般的に授業の内容と関連した本を児童・生徒に紹介をしたり、調べ学習に使う本を用意したり、先生たちと連携をして学習内容に興味を持たせる手助けをすること、本を通して子どもたちの成長を手助けするのが学校図書館事務職員の役割とされています。

理想は司書教諭が図書館専任で配置されるということが望ましいというふうに思いますが、東御

市におきましてはおかげさまで各学校に学校図書館事務職員が配置され、懸命に任務を果たしていただいております。今現在、学校図書館の役割がますます重視されている中においては、専門正職としての処遇改善が必要というふうに考えます。

平成24年度の政府予算項目で、学校司書、いわゆる学校図書館事務職員が「学校司書」と記述がされました。既に学校司書を配置するために単年度で150億円の地方交付税措置がとられているということです。制度上は特に資格の定めはなくても、それぞれの状況に応じて措置が可能ということですので、学校図書館事務職員を専門性を持つ学校司書として位置づけ、処遇改善することはできないのでしょうか。教育委員会のお考え、今後の方針についてお尋ねをいたします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 学校図書館の事務職員、いわゆる学校司書でございますけれども、その質を上げることによりまして、子どもたちの読書の向上を図ったら、図るべきであるということ、国でもそれぞれの施策、あるいは財政措置がとられているところでございます。東御市におきましては、既に相当以前から各学校に臨時職員ではございますけれども専任の事務職員を置きまして、学校司書としての役割を懸命に果たしていただいております。理想を申し上げますと、司書資格のある臨時職員であれば市立図書館のように専門性も相当高いわけでございますけれども、一般の方にもそういった職業の場を機会を与えるという意味では、臨時職員という立場ではありまして、研修を積んでいただくことでそれぞれ任務を果たせるものであろうというふうに感じておりますし、司書教諭はご指摘のようにクラス担任を大体しておりますけれども、そのほかに学校におきまして図書館主任というような役割の先生も指定をいたしまして、教科担任、あるいは学年主任と連携して図書館の在り方、運営の仕方に当たっていると。そういった協議のもとで学校司書が現場の運営をしているという位置づけでございますので、1人その臨時職員にすべてのことが任されているという状態ではありませんので、学校の中で連携して読書環境を整えていただいているということでございます。

正規の職員にするか否かにつきましては、私の方ではお答えはちょっとできませんので控えさせていただきます。また国の行っております財政措置は、いわゆる地方交付税措置でございますので、市町村にしてみますと一般財源という中で、既に交付税算定以前から独自の予算で各校に学校司書を配置しておりますので、既にこれについては取り組み済みということでありまして、交付税の理由になったからといって、その分を増額するというような考えでは現在のところございません。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 答弁ありがとうございました。ということですのでこの質問に関しましては、学校教育課ではなくて市長に予算に関してお聞きしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 予算に関しまして、職員の正職化という問題、職員定数が決められており

ますので、どの定員を削って、そこに正職を配置するかということに相なりますので、現時点で削れる正職の部署はほとんどないという状況でありますので、現在、臨職で対応していただいております学校の図書館事務職員に関しましては、そういう形でやっていただきたいと。

なお国の交付税措置でありますけれども、約1人当たり105万円ということで司書を交付税措置しておりますので、市が現在、払っている額に遠く及ばないということでもありますので、交付税措置しているからそれをもって正職にできる額が交付されているわけではないということでもあります。

交付税の問題に関しましては、例えば市道の延長が何キロあるとか、人口が何人いるとかというようにいろんな基礎的データを積み重ねて、全体として交付税措置されていきますので、そのカウント根拠ということをもって、そこにすべて配分するということは難しいということで、市税と交付税措置される交付税と合せて、それを基礎として、あと交付金でありますとか、起債でありますとか、補助金でありますとかを合せて予算を組み立てておるところであります。したがって東御市の基礎的財力は50を切っているということで、何とか50を確保したいという状態でもありますので、交付税がそこに全額投入されるということではないということなわけではありますが、ちなみに学校の図書館に関しましては交付税措置されているものが61.4%ということでもあります。東御市的には約1,700万円弱を決算しておりますけれども、計算上は1,192万円が交付税措置されているということでもありますので、そうではないけれどもこの点に関して抽出した場合は、それ以上の予算を学校図書館に投入しているということでもありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 市長の今の答弁を聞いてわかりました。ありがとうございます。

現場の職員の皆さん、大変一生懸命子どもたちの図書を進める活動をととても一生懸命やっただいておりますので、本当にこれからも頑張ってもらっていただきたいと。

先ほどの同僚議員からの質問にもありました子ども読書活動推進計画の策定ということで、答弁いただいておりますけれども、これは長野県をはじめ近隣でもほとんどの市が推進計画を立てて取り組んでいるということの中で、もちろん長野県も子ども読書活動推進計画を策定しております。それを受けて市町村における子どもの読書活動の推進の施策の計画を策定し、公表しなさいというふうになっているようなのですが、学校教育だけではなくて区をはじめ地域、あるいは社会全体でこの策定をしていくべきというようなことでもありますので、その点について今後具体的な策定をどのように進めていかれるのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 子ども読書活動推進計画につきましては、さきにお答えいたしましたとおり現状では東御市では策定はしておりません。主な理由は教育計画並びに学校におきます教育計画の中で位置づけられているというふうに述べたとおりではございますけれども、一昨年市立図

書館がリニューアルオープンして、それぞれ市民の皆さんに相当利用されているということ、それからお二方の議員からご指摘がありましたように、子ども、特に幼児期、小学生期、また中学生期におきまして読書活動が大変重要であるということに鑑みまして、学校の現場だけではなくて地域において、家庭において、読書をより以上に進める必要があると感じた次第でございます。したがって国に法に基づき都道府県が策定しておりますような子ども読書活動推進計画につきまして、東御市においても策定につきまして前向きに検討したいと考えております。

○議長（青木周次君） 佐藤さん、次の問題に入りますか、まだ同じですか。

○2番（佐藤千枝さん） いえ、次に入ります。

○議長（青木周次君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時48分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 引き続き元気に参りたいと思います。よろしく申し上げます。

では、次の森林・里山の保全と活用について再質問をいたします。

市有林や財産区林等の分布についての答弁はいただきましたが、手持ちの資料によりますと市有林につきましては植栽された年はそれぞれですけれども、早い植栽では私がまだ生まれる前の昭和20年代のものから、昭和59年ごろであり、樹齢も56年から26年、木の種類もカラマツやヒノキ、スギなどです。部分林、分収林につきましては植栽年はもっと古く、昭和5年のものから昭和61年、樹齢80年以上、最近では23年と、ほとんどがカラマツであることを知りました。既に柵津保育園や滋野保育園、和保育園でも分収林の森林を伐採し、カラマツやヒノキなどが使われました。

恐らく市民の皆さんも市有林や財産区の森林が一体どこに、どのくらいあるのかをご存じないのではないかと思います。平成20年4月には、長野県森林づくり県民税が導入され、6年が過ぎました。平成24年で一旦見直しがなされましたけれども、25年度からまた5年間延長され、実施されています。私たちが税金を納めているこの東御市の森林ですので、私たちの森林という意味においては、市民に周知すべきではないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 市の市有林の状況について、市民の皆さんにお知らせすべきではないかというようなことでございますが、考えてみますとそういう市有林がどういうところにあるのかというようなことについて、特段周知というのですか、広報したことも最近、私の知る限りではございませんので、今後どのような形で進めていくか、結果的には広報等のお知らせになるかと思いますが、そんな中で市有林の状況についてはお知らせしていきたいというふうに考えておりま

す。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 森林整備や里山の保全の取り組みの現状はわかりました。特に松くい虫による感染被害の範囲が年を追うごとに拡大をしている中、その対策が急がれることは承知しております。「千曲川上流地域森林計画書」によりますと、松くい虫による被害は平成24年度は3万1,183立方メートルと県全体の48%を占め、特に上小地域においては県全体の40%を占めており、被害が顕著になってきていると報告されています。長野県においても様々な被害対策を講じられておりますけれども、東御市においては今後どのように森林整備や保全活動を行っていくと計画を立てているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず1点目の松くい虫対策でございますが、今までもご案内しているとおり、なかなか松くい虫対策に有効な手段がないという中で、現在、進めています薫蒸処理、あるいは枯損木の伐倒等で当面は対応していくしかないのかなと考えております。

また市民の皆さんにはそれぞれ防除薬というのですか、その防除薬に対する補助金等も用意しておりますので、そんな中でそれぞれ市民の皆さんにも自衛処置というのですか、をお願いしていきたいというふうに考えております。

また今後の森林整備の進め方でございますが、市では各地域を団地化して策定した森林経営計画というのがございまして、これに基づきまして山林所有者や関係する市民の皆さんの意見などを反映させながら、計画的に木材を活用する搬出間伐や森林の保育事業を実施したいというふうに考えております。

そんな中で、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるように努め、更に子どもから大人まで、いろんなライフステージに合った自然の恵みと豊かさが享受できる調和のとれた森林整備を進めて、有効な県民税の活用を進めていきたいと考えております。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 先ほど答弁をいただきましたが、県の進めている森林里親促進事業によって、環境活動に意欲的な市内の団体や企業が、地域の皆さんと森林整備や保全活動を通して協力、交流が図られていること、大変ありがたいことというふうに思います。今後もその里親促進事業を活用し、継続かつ真に参画する団体や企業が増えてほしいというふうに願っています。田之尻や島川原地区におけるそれぞれの協定の内容と、今後の整備計画はどのように進めていかれるのでしょうか。

また、先ほど答弁いただきました市民の森と位置づけておりますワタミの森へ行ってまいりました。東部湯の丸線沿い奈良原地籍の右手、「湯の丸高原ここより7キロ」の青い看板の立っているその奥にワタミの森のロゴマークの入った「東御の森」記されたウッド看板が立ててありました。市は奈良原地籍の市有林10ヘクタールの森林保全を目指し、株式会社ワタミ系列のNPO法人、

リターン・トゥ・フォレスライフと昨年10月に保全に関する協定書を締結したとお聞きしています。森林保全に関するその協定書とは、主にどんな内容が示されているのでしょうか。今後はNPOとどのような活動を考えておられるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 現在、進めております森林の里親制度につきましては、今後も新しく実施していただけるような団体について、ご協力なり、探していきたいなというふうに考えております。その中で、制度の協定の内容につきましては、全体の制度の内容といたしましては地元区民と一緒に企業が森林整備にかかわる経費の支援と人的支援を行い、共同で森林整備を行っていくというものでございます。

その中で、まず田之尻区につきましては、NPO法人森のライフスタイル研究所と平成23年に締結しまして、協定の期間は平成28年までの5年間であります。具体的な内容といたしましては森林火災に遭った3.5ヘクタールの里山を「どんぐりの森」として再生するものであり、東京から林業ボランティアのツアー客の皆さんと地元区民と一緒に作業を行い、昨年までの3年間で当該地の栽培活動はすべて終了しました。今後につきましては、2年間をかけまして植えた苗木の保育を行う予定でございます。

島川原区につきましては、日信工業と平成25年に締結いたしまして、協定期間は28年までの3年間でございます。具体的な内容は、地元の前山桜の里公園を将来桜の木1,000本を目指し、昨年から植栽活動を行っているところでございます。

両区ともに企業から支援を受け、活動時には交流会等を開催し、それぞれ親睦を深めているところでございます。

奈良原で行われています市有林における森林保全協定でございますが、協定の相手方はNPO法人リターン・トゥ・フォレストライフと昨年締結しているところでございます。協定の内容は、協定期間10年間、森林保全活動を行うために土地の使用を許可するもので、使用料は無償とし、主林木であるカラマツが伐採期を迎えるまで森林整備を行い、保育に努めることになっております。具体的な活動につきましては、NPO法人の系列校である都内の郁文館夢学園の生徒が、春から秋にかけて農林行体験学習で当市に延べ1,800人ほどが来られます。これらの生徒たちの手により、奈良原市有林を除伐や下草刈り、遊歩道づくりを行い、整備してまいります。生徒が来ない冬期間につきましては、NPO法人が上小森林組合に整備を委託し、間伐などを行い、市民の森の設置を目指していくこととしております。生徒たちの手により整備が進んでまいりましたら、一般市民も参加できる森林整備体験イベントなどを企画しておりますので、ご参加していただければと考えております。

それと先ほど答弁の中で、森林県民税につきまして私有林でも使えるような感じで答弁させていただきましたが、私有林だけに充てられるということで訂正の方をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） リターン・トゥ・フォレストライフが今後除伐や下草刈り、遊歩道整備などを行って、自然の豊かさが感じられる市民の森と位置づけ、市としても協力していこうというお話だったんですけども、郁文館夢学園の生徒が延べ1,800人ほど今年の春から秋にかけて農林業体験されるということで、ホームページを検索してみました。年間スケジュールを追っていきますと、確かに目的地の記載はありませんけれども、夢学園の生徒さんが6月14日、9月6日、9月13日、9月20日と、いずれも土曜日ですけども農業体験実習とありました。恐らくおとといは夢学園さんの生徒さんが手入れに東御市にいらしたんでしょうかね。当市においては、市民の森としてワタミの森を東御市民の森として位置づけていくのであれば、下草刈りも含めて地元住民や東御市の子どもたち、あるいは広く東御市民に参加を呼びかけて、森林整備体験を一緒に進めていったらどうだろうというふうに考えます。そして市民に向けたイベント等の情報発信を積極的に進めていただきたいというふうに考えますが、お考えをお聞きます。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 奈良原で行われています市民の森づくりの関係でございますが、この整備に下草刈りやそういったことについて、市民に呼びかけたらどうかということでございますが、今現在、リターン・トゥ・フォレストライフの方で生徒の手をかりながら整備しておりますが、その皆さんが入れる状況にまずしていただいて、その上で市民の皆さんに参加していただきたいというようなことで現在、整備を進めておりますので、入れるようになりましたら広報等を通じて整備の参加を呼びかけていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 森林整備の件につきましては、ある程度整地されてからということのお話なんですけれども、学校林について先ほど学習の場としては活用していないというお話でした。先進地の実践例ということで紹介させていただきますけれども、飯田市が里山保全と環境教育を一体として学有林整備事業を行っておりまして、里山の一部を学有林として学校周辺における緑の保全と環境学習の実践の場として積極的に活用することを目指して、学校近くの里山の雑木林を市が買い上げ、あるいは借りて教育活動に活用できるよう下草刈りなど基礎的な整備を行い、学校へ提供しているということをされているそうです。飯田市17校あるうち14校が整備が進んでいるということのようです。先ほど説明がありましたけれども、市の市有林は大変遠くにあるということで、行き帰りも大変ですし、手入れも大変だということでは、そういう方策をとられているということをお聞きしました。

また、市内におきましては、和の財産区議会では県の農林課、東御市農林課、教育委員会、和財産区が連携をして、地元和小学校の4年生を対象に子どもたちが森林の大切さや山仕事に触れる機会を重視して、財産区議員が自ら指導者になり、森林教室を2010年から毎年開催しているそうです。その実績が認められて25年度の長野県ふるさとの森林づくり賞、森林環境教育推進の部で

県緑の基金理事長賞を初受賞されたと報道がありました。毎年和小学校4年生全員が山に入り、木をのこぎりで伐採をし、自然を楽しみながら自然のすばらしさに感動し、自然への理解と体験と、また豊かな感性を得るネイチャーゲームを楽しんでいるそうです。

そして東御市の公益財団法人身体教育医学研究所では、未就園の親子を対象とした自然環境下でのレクリエーション活動が子どもたちの育ちや保護者の日常的な子へのかかわり方に与える影響に関する質的研究として、2013年から地域の自然環境である里山を活用し、6カ月の間の四季折々を体感しながら30組の自然体験型の親子サークル活動を実施し、また親から離れて年中、年長、1年生25人を対象に、里山探検活動が実施されてきています。これまで自然環境を通して子どもたちや保護者の行動の変化を監察、評価する中で、子どもの意識や保護者の意識、活動参加に対する周囲の反応などに変化が出てきていると担当の渡邊真也指導主任がお話ししてくださいました。そして参加された子どもたちの行動変化を把握するための保護者への聞き取り調査を実施した結果、協調性が豊かになり、その反面衝動性、攻撃性、孤立性の数値が低下してきているとおっしゃっております。まさに木育の成果だというふうに考えます。

この3カ所の事例をお伝えしましたがけれども、行政をはじめ森林に関する事業者や専門家、地域関係者、保護者や学校の先生たちが見守り、支えながら子どもたち自らが作業のできる範囲で、身近な里山にて森林整備の實踐ができる、そういう取り組みができないものなのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 子どもたちへの森林を用いての木育とおっしゃいましたが、そういった学習は大変大切であると考えております。森林の持つ国土保全の機能、あるいは水源かん養、あるいは木材を利用して家を建てるわけですが、林業の働き等、小学校においても学習はしておるところですが、なかなか奥深い森林に入ってまで子どもたちが体験するというところは、なかなか難しいものでございまして、和財産区の皆様方が財産区のエを整備する中で、小学校に声をかけていただきまして、小学生がその整備に参加をし、学習を深めているということ、あるいは称津におきましては横堰のある方の土地、四季の森とおっしゃるそうですが、そういったところで体験的な学習を招いていただいているというようなこと等、学校から身近な里山を利用してのそういった森林学習ではありませんけれども、自然学習ということは行われている例もございまして、大変重要であろうかと思っておりますけれども、それぞれ学校におきまして里山を買い、あるいは借りて管理をしつつ子どもたちに学ばせるということは現実的にはなかなか難しいものがあるかと思っております。ぜひ財産区だけでなく、それぞれ森林を所有の方、あるいは地域でそういったお膳立てというところちょっと恐縮でございますが、用意ができれば学校でもそういった学習にいそしむ機会を好機ととらえて対応できるかとは思っております。また地域力に期待をしたい部分であろうかというふうに思います。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 今、木育のお話をしましたけれども、森林整備とっていきなり森林に入って作業をするのではなくて、例えば学校の教室で森林で何だろうとか、どんな働きをしているんだろうなど、森林の役割や課題、あるいは木を生かす仕事について学び、体験学習として木材とのこぎりを使い、森林が木材になる過程を学んだり、興味を持たせる工夫をして授業を行っている学校も実際にあるようです。新しい教育活動として注目されているということです。今後この森林浴の森というのがとても体や心の特効薬であるとも言われておりますので、どうか子どもたちの未来のために行政や学校や家庭、地域が連携をして、木育事業など新たな方向を示していただきたいというふうに考えますが、もう一度最後にその質問をしておきたいと思います。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 特に小学校は4年生から5年生にかけて、森林についての学習をしているところでございます。特に5年生になりますと先ほども申し上げましたが、森林、自然の役割、災害を防ぐとか水を蓄える、きれいな水を生み出す、空気をきれいにする、あるいは動物たちの住まいを提供する、木材を生み出すといったような様々な機能があるということ教室で学ぶわけでございます、これをご指摘のように例えば木材を切ったり加工したりするようなことを体験する、あるいはでき得れば現地へ赴いてじかに自然に接するといったことができれば、やはり理想であろうかと思ひますし、先週でございますが、祢津小学校で城山に3年生の子どもたちが入りまして、飼育しましたハヤシミドリシジミというチョウチョウでございますが、そういったものを放すというような体験をいたしました。子どもたちは自然に入りますと、本当に目がきらきらして、子どもたちの本来の本性といいますか、ほんせいといいますか、きちんと出てくるわけでございます、そういった子どもの原体験を積み重ねることが、将来いわゆる知識だけではなくて、子どもの全人格に相当大きな影響を与えるという意味合いでは、大変重要なことだと思っておりますので、林業だけに限らず、森林、里山、あるいは自然の役割につきまして接する機会を社会だけでなく理科といった場面、あるいは総合学習におきましてそれぞれの学校において工夫して、また地域の皆さんにもご協力いただくようお願いをしまいたいと教育委員会では考えたいと思ひます。

○議長（青木周次君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 以上で質問を終わります。

○議長（青木周次君） 受付番号12 小学校改築計画について、受付番号13 通学路について、受付番号14 学校教育について、受付番号15 中学校部活動について。6番、山崎康一君。

山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 通告に従い、質問をします。議席番号6番、さわやかな風の会、山崎康一でございます。会派の名にふさわしくさわやかに質問をしますので、よろしくお願ひいたします。

今回は総務文教委員として1年半、PTA役員として11年、学校教育に携わってきた経験を総括する意味も含め、教育問題全般を質問します。

まずは小学校改築計画についてです。私は1日に1回は車でマツヤ方面に向かいます。田中の駅の南口には、4月に着工した田中保育園の新築工事を目にします。来年4月の開園に向かい進んでいく工事現場を見ることは、私の毎日の楽しみでもあり、期待感を持ちます。それ以上に現在、田中保育園に通わせる保護者の皆様、田中地区に小さなお子様を育てている方々から、早く保育園ができるといいね、きれいな保育園に入りたいねと多くの声が聞かれます。

一方、それを小学校に置きかえると、私は現在、小学校5年生の娘がおりますので、学校に足を運ぶ機会があり、校舎の中を歩き、昔のことをよく思い出します。私は今年45歳になりましたので、40年もたつと相当な老朽化が進んでいることがわかります。そこで小学校改築計画について2点お聞きします。

1点目、来年3月には市内保育園の整備が完了し、次は小学校の建替えが進めばと思うが、改築計画はあるのかどうか。

2点目、市内小学校を建ててから50年近くが経過し、特にトイレは傷みが激しく、においの問題もあると思うが、何か対策しているのかをお聞きします。

続いて、通学路についてです。現在、田中、常田、城ノ前、加沢の子どもは主に田中商店街の歩道を通り、ほぼ真っすぐ田中小まで向かいます。現在の街路が整備される前は田中の裏通り、仁王様から古川寿司、田町公園というような形で通学路となっていました。歩道もなく信号機もない、特に古川寿司の横断歩道を渡るときには非常に危険に感じる事が多くありました。でも現在は街路の整備が進み、常田から田中小までほぼ全部歩道で安全に学校に通えていることがうかがえます。そこで2点お聞きします。

歩道の整備も含め、危険箇所はどの程度あるのか。

2点目、歩道設置が困難な場合、グリーンゾーンは有効だと思うが、どの程度進んでいるのかをお聞きします。

続いて、学校教育についてです。私は現在、駅前交差点で毎日見守り隊をしております。田中区では約7、8名で毎朝ところどころ危険箇所に分かれて立っているような状況です。先ほども申しましたように、田中は街路が整備されたことにより、子どもの安全確保が上がり、見守り隊をすることは子どもの自己防衛能力をつける意味ではマイナスではないかと思えます。

一方、それを地域という言葉に置きかえると、学校に通う道の中で地域のお年寄りと触れ合い、あいさつを交わすだけでも地域との接点を持ついい学習ではないかと思えます。でもその反面、毎日同じ子どもとあいさつを交わすわけですが、半分近くの子どもからは返答がなく、地域との接点を持つことを嫌う時代のあらわれだと思います。そこで1点お聞きします。

自分の生まれた地域を学び、知ることは必要な学習だと思うが、そのような勉強を学校では取り入れているのかどうかをお聞きします。

もう1点につきましては、昨年第1回定例議会の際、放課後児童の居場所という形で質問させていただきました。以前、小学校は教育委員会、児童館については子育て支援課という形で問題提起

するにもなかなか難しい部分がありました。私は2年前、議員にならせていただいたこの際、この放課後の居場所、児童館の問題については子育て世代の代表として最重要課題だと考えています。そこで1点お聞きします。

4月から児童館の所管が教育委員会になったが、これまでの考え方や仕組みなどは変わるのかどうか、お聞きします。

続いて、中学校部活動についてです。3月の定例議会では、同僚議員より中学校部活動朝練習の問題での質問がございました。それと同時に新聞紙上でも各県内市町村の部活動朝練習に対する考え方や方向性などがにぎわしていました。そんな中、3月31日の「信濃毎日新聞」には、「中学校の朝練習県内77市町村対応」という記事で、東御市を含め4市町村が原則廃止、明確継続12、各校に任せる14、あと残りが検討中ということでした。

また社会体育、休日練習については以前私が一般質問で取り上げたことがあり、部活動は学校教育の一環であり、過剰な部活動は学力低下を招くし、あまり好ましくないと述べた経緯もあります。そこで2点お聞きします。

東御市では、4月から中学校の朝練習を原則廃止としているが、現在はどのような状況か。

2点目、放課後、休日練習の状況、また社会体育の状況はどうか。

以上、4項目8点についての質問をいたします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号12、山崎康一議員の小学校改築計画についてのご質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

まず小学校の建替え改築計画があるのかどうかについてでございますけれども、各小学校の校舎はそれぞれ昭和50年から56年にかけて整備をされまして、築後三十数年から40年を経過して、それぞれ老朽化が進んでいる状況でございます。これまでに各校ともに屋根ふきかえなどの大規模改修、耐震改修を施し、今年度から来年度にかけては非構造部材の耐震補強工事を集中的に行うことで、その安全の確保に努めているところでございます。

ご質問の改築計画につきましては、その後、速やかに建物の老朽化を総合的に判断する耐力度調査を行いながら、専門家や関係者による検討委員会を組織して、建築物の耐力度のほか、児童数予測、財政計画などを含めて基本計画を策定したいと考えております。

次に、老朽化した建物の特にトイレの対策についてでございますけれども、下水道事業による水洗化の後も排水管の詰まりの改善、便器の交換や洋式化、便器や床の洗浄作業を鋭意行っているところでございますが、建物の構造問題や配管の老朽化などによりまして悪臭の解消には至っていないのが実情ということでございます。

○議長（青木周次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 受付番号13、山崎康一議員の通学路についてのご質問につきまして、市長、教育長にかわりお答えいたします。

まず歩道の整備状況を含め危険箇所がどの程度あるかについてですが、通学路の歩道整備は各区の長期計画の要望をいただいた箇所をもとに、学校や各区と協議しながら緊急性、実現性の高い箇所から整備をしています。

平成24年7月に地元区長、PTAの皆さんのご協力のもと、上田警察署、上田建設事務所、市の教育課、市民課、建設課による通学路の合同点検を実施しました。また25年4月から小学校ごとの要対策箇所図を市ホームページ上に公表し、随時対策状況を更新しております。点検の結果、危険性が高いと思われる通学路は、市道7カ所、県道7カ所の合計14カ所あり、関係機関と協議しながら順次安全対策を実施しています。

平成25年度までに実施した内容は、市道が警戒標識の設置2カ所、グリーンゾーンの設置1カ所、植栽のせん定1カ所の計4カ所です。県道はパトロールの継続強化2カ所、グリーンゾーンの設置1カ所、信号機の歩車分離化1カ所の計4カ所です。平成26年度は市道3カ所におきましてグリーンゾーンの設置2カ所、警戒標識の設置1カ所を予定しています。

なお県道3カ所の未改善については、27年度以降で実施するよう関係機関と調整中です。

次に、歩道設置が困難な場合、グリーンゾーンが有効と思うが、どの程度進んでいるかのご質問でございますが、市内に整備してあるグリーンゾーンにつきましても、各区の長期計画の要望により通学路に設置しています。平成25年度末現在の整備延長は総延長で7,471メートルの整備がされています。このうち県道が2,324メートル、市道が5,147メートルとなっています。

なお平成26年度の各区の長期計画では、グリーンゾーンの要望が約600メートルありましたので、今後地元関係者と立ち会いをお願いしながら整備を進めてまいります。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号14、山崎康一議員の学校教育についての質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

まず自分の生まれた地域を学び知ることの学習でございますが、小学校では東御市の様子、人々の仕事と暮らし、郷土に伝わる行事などをまとめた副読本「私たちの東御市」により3年生、4年生の社会科授業を中心に地域学習を行い、中学校でもより詳細な内容とした副読本「私たちの郷土東御市」を活用して、地域学習を行っているところでございます。体験型の地域学習といたしましては、小学校3年生以上の児童・生徒を対象といたしました総合学習やキャリア教育として、地元企業での職場体験なども行っております。

特に平成14年度から始まりました総合学習は、様々な活動や特色のある取り組みへと発展し、各校で継続した活動として定着しておりまして、小学校における具体例といたしましては自分の住む地域について調べて、クラスを案内して紹介する、田中小学校の歴史探検授業、地元特産農作物の栽培を体験する米づくり、ソバづくり、巨峰づくりなど、各小学校各学年におきまして多彩な授業が行われているところでございます。

中学校におきましても、地域のお年寄りのお宅や施設に訪問して、地域や昔の生活について学び

知る学習を行うなど、東御市では地域を知る学習、地域社会の体験する学習を積極的に取り入れているところでございます。

次に、2点目の児童館の所管がえによりこれまでの考え方や仕組みは変わるのかについてでございますが、今年度から児童館並びに放課後児童クラブの所管を子育て支援センターから教育課に移したところでございます。これらの施設には放課後における学童保育という児童福祉機能と、放課後の教育という教育的機能がございまして、これまでは保育の側面に着目して子育て支援センターが所管をしておりましたけれども、対象者が小学校の児童であるため小学校や教育委員会との連携がより必要であること、これらの施設における地域社会とのかかわりや人間関係など、広い意味での教育を担う要請が更に高まっていることなどから、教育委員会の所管としたものでございまして、当面の間、基本的な考え方や仕組みの変更を予定した移管ではございません。

○議長（青木周次君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 受付番号15、山崎康一議員の中学校部活動についてのご質問について、お答えします。

本年度から長野県教育委員会の指針を受け、朝の部活動は原則行わないこととし、活動時間の短い冬の期間及び中学校体育連盟主催の大会の2週間前からは、部活動時間確保のために例外的に朝部活動を認めることとしております。

両中学校の朝の現状ですが、東部中学校では上小大会はもう終わりましたけれども、この間近を控えていたことから、各部で自主的な練習が行われていました。この自主練習とは安全面やアドバイスができるように教師が立ち会うものの、部活動的な集団指導は行わない、生徒の自主的な練習であります。なお北御牧中学校につきましては、自主練習は行われておりません。

放課後の状況ですが、平日の総活動時間は年間を通じて2時間程度、また1週間に休養日を1日設けることとしており、東部中学校では各部ごとに平日に1日の完全休養を設け、北御牧中学校では月曜日を完全休養日としています。休日、土曜日、日曜日につきましては、1日の完全休養日を設け、かつ通常の練習では昼をまたがないことを基本としていますが、東部中学校では中体連主催の大会の1カ月前からは練習試合がある場合は例外として、土日両日の練習を認め、かわりに平日の休養日を増やしています。北御牧中学校においても、大会等で2日間にわたり活動した場合は、原則として平日にもう1日休養日を設けることとしています。

社会体育とのかかわりににつきましては、東部中学校では部活動時間を補うための社会体育は東御市体育協会が主体となる本来の社会体育への移行を進めているところであり、剣道部につきましては既に調整が済んで社会体育の活動に移行しております。北御牧中学校につきましては、既に部活動と社会体育とは明確に区別されております。

○議長（青木周次君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 再質問をします。ここからは一問一答で行いますので、よろしくお願いたします。

小学校改築計画についての再質問をします。1つ目の建替え計画についてですが、耐力度調査を行い、建物の老朽化についての検討委員会を設置し、財政を見通しを立てながらという返答ですが、やはり市内5小学校ともなると建替え費用も相当な額ですし、財政の問題もあるので、具体的には進んでいないし、相当な年月もかかり、10年、20年といったスパンになると思いますので、今の答弁で理解しました。

続いてトイレの問題についてです。3月議会の総務文教委員会の中で、同僚議員より田中小学校トイレのにおいの問題についての質問があり、教育委員会からは尿石除去剤を使って対応しているという話がありました。以前私も同様の質問をし、同じ返答でした。やはり改善には至っていないことがわかります。

私には子どもが4人おり、最初の子どもは16年前に入学しました。その当時から田中小学校イコールトイレが臭いと言われるほどでした。今や田中小学校の悪い意味での代名詞となっています。総務文教委員には、田中地区の議員も多く、そんな経緯もあって3月議会の委員会視察では田中小学校のトイレを見にいきました。正直3月という季節柄もあり、においはそれほど感じませんでしたが、校長先生からは夏になると非常に臭い、何とかしていただきたいとの言葉もありました。数十年にわたる長年の懸案事項だと思います。トイレのつくりかえも含め、前向きな返答をいただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 小学校の各施設、建物全般にわたりまして老朽化が進んでいるという現状は、十分認識をしておるところでございますが、先般の大震災等を契機といたしまして、学校の安全性の確保が現在は最優先課題ということでございまして、本年、来年にかけまして非構造部材の耐震改修までいたしますと、建物の構造の安全性、あるいは非構造部材の安全性がおおむね確保されるという見通しになるということで、来年まではそれとにかんして予算と手間を注ぎたいということでございます。

また、田中小学校につきましては、教室が不足をいたしておりまして、本年度予算の中で特別教室を1室増築ということで、それも喫緊の課題でございまして、近々工事に着手できる運びとなっております。

トイレのにおいにつきましては、田中に限らずほかの学校でも課題になっておりまして、これももちろん解消すべきではございますけれども、子どもたちの安全性、あるいは教室の確保といったことに比べますと、その次の課題というようなふうにならざるを得ないわけでもございまして、清掃等によりまして改善がなされないということもおおむねもう事実でございますので、抜本的な対策、配管をやり直すための大規模改修ですとか、別棟を建てるといったようなことも視野に入れながら、田中小学校に限らず全般につきましては考えていかなければいけないときに達しつつあるというふうにご認識をしております。

○議長（青木周次君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 再々質問をします。もう少し前向きな返答をしてほしかったわけですが、私は2年前に議員になった際、PTAの保護者からは山崎が議員になったら一番最初にやることは田中小学校のトイレをきれいにする事だと言われました。早急の解決をお願いするとともに、多分私が思うに古くなった小学校校舎のトイレ問題は、市内ほかの小学校にもあると思いますので、そういったものにも対応していただくことをお願いをし、次の質問に移ります。

通学路についての再質問をします。通学路の質問は前後しますが、よろしく願いいたします。グリーンゾーンですが、2、3年前まではグリーンゾーンの設置をしていたように見えてましたが、最近はどうなのかなと思い、質問をさせていただきました。現在も計画に基づき設置しているということですので、実施していただければと思います。またグリーンゾーンは歩行者というよりは車の運転者が警戒するという意味で有効だと思いますので、引き続き推進していただきたいと思います。

通学路についてですが、1つ例を挙げさせていただきます。県道羽毛山大日向線ですが、私も仕事で車の移動の際、よくこの道路を利用します。通勤の時間帯に当たると小学生の子どもが歩いている姿を見かけます。こここのところ雨等で市からの防災メールを目にしました。災害があると通行止めになる場合もあります。道路が崖沿いにあり、逃げ場がないこと、暗くなると電灯の数も少なく、車でしか通行しない私でさえ危険を感じる道路だと思います。子どもたちも学校帰り、部活動等遅くなる場合は大変危険な道ではないかと考えられますが、特に羽毛山から御牧大橋までの通学路としての安全対策をどのようにしているのかをお聞きします。

○議長（青木周次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 県道羽毛山大日向線の安全対策についてお答えいたします。

上田建設事務所では、パトロールにより県道の安全対策を実施しており、倒木等が発生した場合は管理者である上田建設事務所です処理をしていますが、緊急な場合は市で対応することもございます。通行止めなど通行に支障があるときは、建設課から教育委員会経由で小・中学校へ連絡し、学校の先生が現地を確認して、通学路の状況を把握し、状況により学校から保護者へ連絡をしています。

○議長（青木周次君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 通学路についての再々質問をします。要望という形ですので、答弁は結構です。

とにかく羽毛山大日向線については、何かあっては遅いので、万全の安全対策をお願いいたします。

東部町と北御牧村が合併した当初から、PTAの会議になるといろいろな意見が出ます。羽毛山を田中小学校に通わせてほしいとか、加沢の一部と滋野の一部を北御牧小学校に通わせてもらいたいとか、そんな意見が出ます。でも私の意見を言わせてもらえば、それぞれの歴史もあるので、学校通学区は今のままがベストだと思います。ただ、人口集中する町場が整備されればされ

るほど、田舎部との格差が生まれていく気がします。子どもの教育は平等であるべきだし、通学路に対しても平等の安全を確保するのが行政の役割だと思います。引き続き安全対策をしていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

地域の学習についての再質問をします。私も先日、「私たちの東御市」という本を見せていただきました。非常にできもよく、わかりやすい本でしたが、例えば社会の授業で使って、地域のことを覚えるかといったら、それは別物だと思います。内容よりも使い方だと思います。

5月に総務文教の視察で新潟県の燕市に行ってきましたが、そこでは「J a c k & B e t t y」教室というものがありました。世界に通用する人材を育てるという目標で、小5から中3を対象とし、希望者100人の英語教室で、使用する教材は燕市が作成した「燕ジュニア検定問題集」という本でした。本の中身はというと、地域の学習をしながら、英語を学べるようになっており、例えば「〇〇山は何メートルですか」、「〇メートルです」という文が英語で書かれています。本の難易度も英検3級程度で、英語を学びたい子どもたちに英語で地域のことを覚えてもらう、燕市の取り組みはすばらしいものでした。

東御市でも、小学校3、4年で使われる「私たちの東御市」という教材がありますが、活用方法も大事だと思います。あるものを使い、新たな地域を学習する取り組みをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 東御市の学校教育におきましては、小・中学校とも副読本を用意いたしまして、学習を進めておるところでございまして、これらの副読本、議員も内容をご存じのように非常によくできた内容でございまして、それも机上の話ではなくて、各校の先生方が何年にもわたりまして現場、市内の各所を訪れ、そこに携わる人々、あるいは施設を現実に見ながら、それをまとめ上げた副読本ということで、非常によくできているというふうに自負をしているところございまして、これの使い方は当然のごとく座学ではなくて、やはり現場を知るための一助として活用すべきでございまして、例えば東御市におけるごみの処理、家庭から出るごみの処理を学ぶために、小学生がクリーンセンターへ見学に行きますが、その事前学習として副読本でごみの処理の流れ、家庭から出たごみの行方、運び方、処理の仕方を学んで現地を見るというような意味では、大変いい意味で活用されているのだというふうに感じております。

新潟県燕市の例につきましては、私はちょっと承知はしておりませんが、地域のことを学ぶこととあわせて英語の学習をしていると、とてもすばらしい取り組みであろうかと思います。また一方で、地域を学ぶことの難しさ、あるいは英語の難しさを掛け算すると更に難しい児童もいるのかなということもありますけれども、小さいうちからゲーム感覚でいそしむことで、特に語学については身につく部分もあるのであるというふうに思います。

地域学習につきましては、かように学校だけにおいて行われるものではございませんで、家庭において、あるいは地域におきまして様々な行事やイベント、東御市では公民館事業、育成会事業、

P T A事業等によりまして多くの行事もなされておりますので、そういったところに子どもたちが参加することで、地域との接点を持ち、地域を学ぶということが相当程度できているというふうに認識しておりますし、実は本年4月に公民館の組織を充実いたしました。人員は増えてはおりませんけれども、5地区にそれぞれ地区館長、公民館活動の館長、地区館長を配置いたしまして、その皆さんがまちづくりの推進委員とともに、地域と学校のつなぎ役になっていただくと。学校は先生方それぞれ遠くから来ていただいたり、赴任してくるわけですがけれども、地域のことをあまり先生方にご存じではありません。それを手助けして、子どもたちが地域を学ぶための仲介点、拠点として地区公民館を位置づけたいということで、しげの里づくりの会のように地域活動が進む中で、そういった機能もこれから存分に発揮されるのではないかなというふうに認識しております。

○議長（青木周次君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 今、次長の方も自画自賛していましたがけれども、私も読ませていただいたけれども、非常にいい本でしたので、ただ授業で使うのではなく活用してもらえればと思います。

この場をおかりして、地域づくりについての私の願いを込め、少しだけ話をしたいと思います。

11年前、長女が小6のときに、小学校の支部長として初めて学校の役員をさせていただきました。以来、幼稚園、小学校、中学校、高校と様々なP T Aの役職につかせていただきました。11年という長い年月の中で、学校、地域に携わり、子どもたちと触れ合いながら、私には1つの思いが生まれました。私には夢があります。子どもたちは小中高と少しずつ地域を離れ、親から遠ざかります。大学にもなればほとんどの子どもが県外に行き、自分が生まれ育った地域との接点がなくなります。新しい環境には誰もが興味を持ち、あこがれや期待をするものです。

そんな子どもたちが学業を終えたとき、育った地域が温かく居心地のいい場所だったなら、東御市のことを思い出すのではないのでしょうか。子どもたちにはぜひ地元に戻ってもらい、地域のため、東御市のために身につけた学力、技術等を生かし、よりよい市をつくり上げてほしいと思います。そのためには幼少期から興味を持たせ、地域を学べるような環境づくりをしていただきたいと思います。

児童館についての再質問をします。基本的な考え方や仕組みは変わらないということで理解しました。昨年12月、3月の議会で、私は児童館を使えない高学年の子どもたちの居場所を確保してほしい、子育て支援課と教育委員会が一体となって、この問題に取り組んでほしいとお願いをしました。教育委員会の答弁では、小学校の高学年ともなれば家に帰って宿題をする、友達と遊ぶ、家の手伝いをする、自立的な行動を身につけるため、家庭に戻って過ごすことが原則との答えをいただきました。

一方、子育て支援課では地域、行政、あるいは学校それぞれが協力し、教育委員会と市の行政が一緒になって考えていかなければならないと答弁がありました。そこでそれから1年半ほどたちますが、どんな取り組みがあったのかをお聞きします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 昨年来、幾人もの議員の皆様方から放課後の子どもの居場所という質問、ご意見をいただいております。検討した結果といたしまして、この4月に所管課がえに至ったという経過がございます。移管をすれば物事が解決するわけではございませんけれども、冒頭申し上げましたように対象となる児童、小学生児童であるということに着目をいたしまして、それぞれの部署で別々にしていたことを教育委員会で所管することによって、これからの方向性はより明確になるのではないかなといったことでの移管をしたわけでございまして、先ほどの答弁の中でも考え方や方針は変わっていないと申し上げましたが、それは現時点でございまして、子どもたちが放課後にいる場所がなかなか定まらないということに関しましては、皆様方からご意見をいただいたとおり現状でいいということを是認しているわけではございませんで、将来のために模索をする時期になっているかと思えます。

ただ、教育委員会といたしましては子どもを育て、教育するということの第一義的な責任は親にあるということは、これは当然のこととございまして、それに加えて教育委員会の果たす役割、あるいは地域の役割というものを明確にしてまいりたいというふうに思っております。

これまでの家庭におじいちゃんおばあちゃんがいたり、あるいはお母さんがいることで子どもたちを受け入れる家庭が多かった時代から、今は核家族が当たり前になり、子どもたちが家に帰っても親も家族もいない。特に低学年におきましては従来から児童館、あるいは児童クラブでお預かりをする中で、子どもの教育、保育を実施してまいりましたが、これからは高学年につきましても視野に入れる必要があると。これは国の方でも方針が出ておりますように、児童館・児童クラブにつきまして全小学校の児童を対象にするようにということで、方針もなってきたこととも重なりまして、私どももそういう時代に入ったかなという認識でございます。

したがいまして方針等につきましては、これから十分考える中で、放課後児童の在り方、居場所については検討しなければいけないと認識をしております。

○議長（青木周次君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） こちらに関しましては、少し前向きな答弁をいただいたのではないかなと思えますので、少しうれしく思います。

もう一度、要望として受けとめてください。もともと児童館は6年生まで使えました。子どもを預ける人数が増えたからといって、制限をつくるというのは物事の道理として通りません。だからといってこの時代の背景の中、児童館を大きくすることは不可能だと思います。でも今まで使っていた子どもたちは行き場所がないんです。居場所が欲しいのです。何とか居場所を確保するための方策を、知恵を絞って考えていただくことをお願い、切に願ひ、私の次の質問に移りたいと思います。

中学校朝部活動については原則廃止としているが、自主練習として認めているという意味だと思えますが、私の聞くところによると、上小地区の学校では自主練習も含め認めていない学校も多くあるということです。確かに自主練習といっても学校内でしているので、事故等の問題もあり、先

生は指導していないが、その場を見守っている。よくよく考えると生徒がいて先生がいるので、何ら部活動の朝練習とは変わらないような気がします。

やはり私は朝練習はやるならやる、やらないならやらない、はっきりとした方がいいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（青木周次君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 部活動に対する再質問にお答えします。

まず朝部活動の廃止、あるいは休日の制限等については、部活動をやりたいという、そういう意欲を阻害するものではないという点であります。もともと部活動は初心者も経験者も参加でき、礼儀、感謝、尊敬などの心を育成しながら、生徒の自主的、あるいは自発性を尊重することが大切であると考えます。

朝の運動部活動でありますけれども、学校教育の一環として行われている運動部活動、始業前に顧問の指導のもと部員全員を対象として行う活動で、生徒が自主的に行う活動とは異なります。この自主練習はまさに山崎議員がご心配なされている生徒の自主性や自発性を促すための活動と考えることができます。顧問の指導から離れ、生徒間で協力し合いながら技量を高めるよう、そういう機会であると考えます。

次に、保護者が部活動への積極的な関与という点でありますけれども、これはこれから、また改めてまたそれについてはお答えします。

○議長（青木周次君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 朝練習については、市の考え方はわかりました。

次に、部活動全体に対する私の考え方と質問になるかと思いますが、お聞きください。私はもともと中学校部活動に対し、放課後の練習がある一定の時間を超えると社会体育に変化し、休日の練習も部活動と社会体育が入り交じり、本来の部活動と社会体育は切り離さなければならないのに、現実には違う方向に走っていました。私はそもそもこの仕組みができたことが、学校教育にとって足を引っ張っていたような気がしていましたが、しかしいざ朝部活動禁止、休日練習には制限を設け、夢を持ち、それを目指す子どもたちの気持ちを抑えるような形になり、子どもたちがやりたいことができない状況になりつつあると思います。

私の中学時代を思い起こせば、私はテニス部でしたが、朝早起きをして練習をし、夕方まで暗くなるまで練習、休日の練習もありました。大会にも現地集合で電車に乗って行ったことを思い出します。昔も多くの時間を費やしたはずですが、ただ、そこに今との違いを考えてみれば、親は一切タッチをしていなかったことです。大会すら見にこなかったような気がします。学校の仕組みが変わったのか、世の中の仕組みが変わったのかはわかりませんが、今は子ども以上に親が部活動をやっていると思います。私は親が手も出さず、口も出さない、それがいい部活動だと思います。私は今回の県教委の指針に対し、いろいろな部分で教育の在り方、部活動の在り方について見つけ直すいい機会だと思いますが、教育委員会の考えをお聞きします。

○議長（青木周次君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） まず初めに、部活動を教育の一環として進めてきまして、子どもたちのこのことによって自主性、あるいは協調性、大いに育まれてきたというふうに思います。当然スポーツであればその技術は高まり、その成果に胸を張って自信を持つ生徒も多く育ったというふうに認識しております。

今回の部活動の見直し、よくよく見ると中学生期のスポーツ活動の見直しということになります。ですのでおっしゃるとおり部活動そのことと、それを支える学校教育、生活、そういうもの、あるいは生徒の1日の生活、あるいは3年間の中学校ですので、望ましい生活があるんだと。成長の在り方を見直していきたいということでもあります。

今後どのように部活動が整理され、あるいは社会体育に移行していくかということは、1年間、あるいは数年かけて検討、移行していくわけでございます。

もう一つ、保護者についてでありますけれども、生徒の教育活動に保護者が積極的に関与する、関心を持つということは大変いいことだというふうに私は考えています。ただ、過度にならないことだと。自主性をやはり重んじていくことが大事かなということを思います。

今後も保護者の協力は、部活動、あるいは社会体育に移行しても関与、協力は必要かなということを思います。当面これまで上小大会、あるいは今後東信大会があつて、だんだん秋になっていく、そのところの活動の保証についてはやはり日も短くなりますので、保護者の送迎もお願いすると、協力が必要かなということを思います。現状でもそうでありますので、今後も活動内容も含めまして、指導者の在り方についても保護者のお考えを入れて、活動の在り方を考えていく必要があるかなということを思います。

○議長（青木周次君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 今、教育長のお考えをお聞きしたわけですがけれども、私とは少し違うのかなと。私自身は先生というのは教育者ですので、教育者に対して親がこうするべきだというのはちょっと筋が違うのではないかと考えています。部活動に対してですがけれども、主役は子どもですので、子どもがやりやすい部活動、社会体育をよりよい方向に導いていただくことをお願いして、私の質問を終わりにします。

○議長（青木周次君） 本日の一般質問はここまでとし、通告に基づく残りの一般質問は、明日17日の9時から行います。

◎散会の宣告

○議長（青木周次君） 本日はこれもちまして、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時02分）

平成26年東御市議会第2回定例会議事日程（第3号）

平成26年6月17日（火） 午前 9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	櫻井寿彦
10番	平林千秋	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	清水新一
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	依田俊良
20番	青木周次		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
総務部長	掛川卓男	教育長	牛山廣司
産業経済部長	北沢達	健康福祉部長	武舎和博
都市整備部長	橋本俊彦	市民生活部長	山口正彦
教育次長	清水敏道	総務課長	堀内和子
企画財政課長	岩下正浩	農林課長	寺島尊
建設課長	関一法	市民課長	塚田篤
病院事務長	加藤英人	子育て支援課長	吉澤健二
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（青木周次君） おはようございます。

開会に先立ち、加藤英人病院事務長が葬儀のため午後の会議を欠席し、柳澤利幸事務次長が代理出席する旨の届出がありましたのでお知らせします。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（青木周次君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（青木周次君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

受付番号16 国民健康保険税について、受付番号17 鳥獣被害対策について、受付番号18 ワイン人材育成への取り組みについて。7番、若林幹雄君。

若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） おはようございます。議席番号7番、太陽と風の会、若林幹雄でございます。一般質問2日目でございます。今日もよろしく願いいたします。

さて、昨日の夕方、ひょうが降ったようでございますね。市内の一部だったようですけれども、ひょうが降ったのは今年3回目ということで、非常に天候の不順が心配されます。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

一般質問に先立ちまして、2月の豪雪について一言御礼と現時報告をさせていただきます。この2月の豪雪でブドウ農家は大きな被害を受けました。私の地区でも多くのブドウハウスが雪でつぶされました。こうした中、行政ではいち早く復興のための補助金を決め、迅速な支援対策をとっていただきました。その後、国や県もかつてない9割補助を決めていただいています。市の職員の皆さんは連日ボランティアで後片づけに出ただき、農協やぶどう組合、地域のボランティアの皆さんにも大変お世話になりました。おかげさまでつぶれたブドウ園も3月末まではほぼ棚の復旧が終了しました。ブドウの木もつぶれた棚の下敷きになりまして、裂けたり折れたりしまして、果たしてこれで復旧できるかどうか心配したんですけれども、ここに来て新しい芽が吹いて、緑の葉が茂ってきています。やはり自然は強いなということを感じます。既にブドウの繁忙期に入っているために、今年はビニールハウスをかけるのではなくて、露地栽培となりますけれども、収穫が済んでから本格的なビニールハウスの復興に取りかかるようでございます。

被害を受けた農家の皆さんは、新たな決意でブドウ栽培に取り組んでおられます。この間、お寄

せいただきました皆様からの温かなご支援に対しまして、ブドウ農家の1人といたしまして心より感謝申し上げます。

さて、今回の私の一般質問は3点でございます。第1に国民健康保険税について、第2に鳥獣被害対策について、第3にワインアカデミー構想についてでございます。いずれも簡潔な答弁を求めます。

それでは第1点目、国民健康保険税についてでございます。国民健康保険は国民皆保険の取り組みの中で、農家や自営業者、退職者の方などを対象に設けられた制度です。しかし多くの市民の皆さんから「国保税の負担が大きい、何とかならないか」というご意見をいただくことがよくあります。先日も私の市政報告会の中に参加された方から、ご質問をいただきました。そこで以下3点にわたって質問いたします。

まず第1点目です。国民健康保険の仕組みとその現状はどうなっているのでしょうか。

第2点、国保税の納入状況、すなわち滞納状況や収納率がどうなっているのか、お尋ねします。

3点目、国保税の負担感が大きいことに対し、市としてどのような認識を持っておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

第2の質問でございます。鳥獣被害対策についてでございます。市内の農家では、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、カラスなど、鳥獣被害に悩まされています。鳥獣被害対策については、猟友会の皆さんのご協力も得て、これまで進められてきました。一部では防護柵の設置など効果的な取り組みを行っていますけれども、多くの農家では有効な対策がとれずにいます。そこで2点にわたってお尋ねいたします。

第1点目、市内の鳥獣被害の現状、捕獲頭数や被害額はどのようになっているのでしょうか。

第2点目、現在、実施している鳥獣被害対策はどのようなものなのでしょうか。取り組みの現状と課題は何でしょうか。

3番目の質問は、ワインアカデミーについてです。去る5月12日の「信濃毎日新聞」第1面に、「東御にワイン人材養成所設立へ」という記事が大きく掲載されました。新聞報道によれば、この養成所は日本ワイン農業研究所が設立し、ワイン用ブドウ栽培や醸造の技術を伝承するとのことでした。そこでお尋ねいたします。

1点目、日本ワイン農業研究所千曲川ワインアカデミーとは、どのようなものなのでしょうか。

2点目、当市が進めようとしているワインによる地域活性化の取り組みとの連携をどのように考えておられますか。

3点目、御堂のワイン用ブドウ団地造成計画とのかかわりはどうなるのでしょうか。

以上が最初の質問でございます。よろしくお答えください。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） おはようございます。受付番号16、若林幹雄議員の国民健康保険税についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

最初に、国民健康保険税の仕組みと現状についてでございます。国民健康保険制度は、国民皆保険の中核をなすものでありまして、原則として被用者保険の適用者以外の国民すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民健康保健の向上に寄与することを目的としております。

その運営主体は市町村でありまして、必要と見込まれる保険給付費などの国民健康保険事業に係る費用を算出し、一定のルールに基づいた国や県の支出金や市の一般会計からの繰入金、基金の取り崩し等の見込み額などを差し引き、残りの分を必要な保険税の総額として算出しております。

保険税は、医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分の各区分について加入者の経済的負担能力に応じて負担していただく所得割、資産割・応能割と、平等に加入者1人当たり、加入1世帯当たり定額で負担していただく均等割、平等割・応益割で構成されており、必要な保険税総額のうち応能割と応益割がおおむね50対50になるようにそれぞれの総額が設定されております。

平成25年度の決算見込みでございますが、国保税収入は6億7,568万円で、前年度に比べ1,087万円ほど1.6%の増となっております。

なお東御市の国民健康保険税率につきましては、20年度に改定がされ、それ以来据え置かれております。25年度の単年度実質収支は5,290万円ほどの赤字の見込みであります。26年度におきましても一般会計からの繰り入れや基金の取り崩し等により、税率改定を行わずに国保事業の運営は可能であるという見通しのもと予算化しております。

次に、国保税の納入状況について、滞納状況、収納率などのご質問でございます。5月31日現在でまとめた滞納者数は796人でありまして、前年同期に比べ70人ほど少なくなっております。滞納額につきましても25年度末は1億3,520万円ほどでありまして、前年度に比べ700万円ほどの減額になっているという状況でございます。収納率につきましては、現年課税分の状況でございますが、25年度は95.0%で、前年度の93.8%に比べ1.2ポイント上がりました。なお不納欠損処分につきましては530件、400万円ほど、差し押さえ件数は67件、換価金額は204万円ほどという状況でございます。

次に、国保税の負担感軽減のための取り組みのご質問でございます。国民健康保険制度は加入者が相互に保険税を負担し合い、いざというときに安心して医療を受けられるための加入者の保険料を基本として運営がされるべき助け合いの制度でありまして、他会計からの法定外繰り入れは行わないことが原則でございますが、国保財政の安定と加入者の負担軽減を図るために20年度に初めて1億円の法定外繰り入れを行いました。以後25年度までに4億2,000万円の法定外繰り入れを行い、26年度は3,800万円を予算化しておりまして、引き続き加入者の負担軽減に努めております。

また、低所得者の負担軽減を図るため、国保税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得が一定額以下の場合におきましては、応益割について政令で定める基準に従い、市の条例で定める額を減額しておりまして、軽減割合は7割、5割、2割となっております。このうちの5割、2

割軽減につきまして、26年度から軽減対象となる所得基準額を引き上げる国保条例改正を本議会でご承認いただきましたが、軽減対象となる世帯の拡充を図ったものでありまして、更に低所得者の負担軽減が図られるものと考えております。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号17、若林幹雄議員の鳥獣被害対策についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、市内の鳥獣被害の現状についてですが、平成25年度における捕獲頭数は主なものでニホンジカが111頭で前年と比べ35頭の増、イノシシが15頭、前年と比べ42頭の減、ハクビシンが74頭、前年と比べ20頭の増、カラスが75羽で前年と比べ70羽の減となっております。

また被害額については、果樹を中心とした農産物の被害が約1,500万円と前年度とほぼ同額でございます。

傾向としては、ここ2、3年は多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいの状況であり、様々な対策を施してはいますが、被害を減少させるまでに至っていません。

次に、現在、実施している鳥獣被害対策、取り組みの現状と課題についてですが、鳥獣被害対策としましては以前は鳥獣被害防止のための侵入防止柵の設置などによる防除に力を入れていたところ、平成24年度より有害鳥獣の捕獲数を増やして个体数を減らすことに重点を置いた捕獲駆除を推進しているところであります。

具体的な取り組みとしましては、現在ニホンジカやイノシシについては猟友会への捕獲報償金の単価を上げることなどにより、さらなる捕獲強化の要請を行っており、カラスについては猟友会及び農業協同組合の方々とともにカラスおり3基を設置し、捕獲に努めております。また、ハクビシンについては、狩猟免許のない方でも箱わなを用いて捕獲することができるよう、昨年度捕獲許可要領を定めるとともに、無料の貸し出し用箱わなを65基用意いたしました。猟友会などの特定の皆さんだけでは捕獲等に限界があることから、多くの皆さんのご協力がいただけるこのような態勢も整えています。

なお個人が設置する電気柵などの設置事業の支援については、引き続き継続しているところで。課題としましては、有害鳥獣対策の中心を担っていただく猟友会員の高齢化などにより、会員数が減少し、人手不足が生じていることが挙げられます。このため広報やポスター等により狩猟免許取得のPRを推進し、新規狩猟免許を取得する方へ取得費用等の補助を行うなど、担い手確保にも努めているところでございます。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林幹雄議員のワイン人材育成への取り組みについてのご質問につきましてお答えいたします。

初めに、日本ワイン農業研究所千曲川ワインアカデミーとはどんなものかについてでございます。株式会社日本ワイン農業研究所につきましては、民間事業者でございまして、お聞きするところに

よりまずと設立目的は小規模ワイナリーを増やし、多様な信州産ワインを供給することとしておられます。同社では、アカデミー事業として高品質なワインをつくるためのブドウの栽培技術や醸造技術、更にはワイナリー経営のノウハウなどを提供する人材育成所として千曲川ワインアカデミーを設立する予定です。またワイナリー事業として、八十二銀行と長野県信連などが出資する6次産業化ファンドが投資し、市内では4例目となるワイン醸造所を建設する計画でございます。なお、このワイナリーはアカデミーの実習の場としても活用されるとのことでございます。

次に、当市が進めているワインによる地域活性化の取り組みとの連携についてですが、地域振興を図る上で当市の基幹産業である農業と密接に結びついた6次産業化への取り組みは、次の新しい産業として考えられる中で最良のものであると考えております。また、これを定着させていくことが市にとって何よりも重要であると言えます。ワインは今や6次産業化の代名詞ともいえる商品の位置づけとなりました。市内には既にワイナリーが3カ所あり、ワイン特区の利点を生かし、新たに市内でワイナリーを開設しようとする方も複数おられ、何人かは夢が具現化されつつあると伺っております。更に遊休荒廃農地が美しいブドウ畑として再生するさまは、地域にとっても大変重要なことでございます。

県においても、昨年信州ワインバレー構想を策定し、「世界が恋する、NAGANO WINE」をキャッチフレーズに、積極的にワイン振興が推進されています。

このような状況下にあつて、市内に国、県が支援するワイナリーが新たに建設されることをとても心強く感じています。この地で育った優秀な人材が市のワイン産業の一翼を担って東御市産ワインが全国に、世界に広く認知されること、そしてこれとあわせて東御市で生産される農産物などの特産品もブランド化され、国内外にシェアを広げ、大きく羽ばたいていくことを願っております。

この願いが達成されれば、東御市の農業が時代の流れや不安定な経済情勢の影響を受けにくい安定した産業として成立し、市の発展にもつながるものと考えております。

そこで市といたしましても、このたびのアカデミーの設立と運営については可能な限り協力してまいりたいと考えております。

次に、御堂のワイン用ブドウ団地造成計画とのかかわりについてですが、アカデミーで育った人材が東御市でワイナリーを開設するためには、ワイン用ブドウの栽培地の確保が直面する大きな課題であります。このため市では御堂地区において荒廃農地復旧事業により整備し、整備された農地をワイン用ブドウの栽培地として団地化し、アカデミーを巣立ち、ワイン産業に参画しようとする皆さんの需要にもこたえるべく、事業の推進に当たってまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それぞれご回答いただきました。それではこれからは一問一答でお尋ねいたします。

まず第1点の国民健康保険税についてでございます。国民健康保険は国民すべてが健康保険に加入するという国民皆保険の根幹をなす制度であり、加入者の支え合いで成り立っている制度です。

この制度が安定的に運営されることが国民の健康を守る上で何よりも大切なことでもあります。しかし回答にもありましたように、赤字が続いており、一般会計からの繰り入れをして何とか成り立っているという状況にあります。

なぜこのようなことになっているかといえば、国民健康保険を加入されている方が自営業者の方、農家の方、そして退職者が多く、更に高齢者が多いという仕組みそのものにあるように思います。所得が低く、国保税を担うことが困難であります。その反面、高齢化や医療の高度化などによって、医療費がかさむこととなります。国保税が減少する反面、医療費は増えるという構図ができ上がっているように思います。

国保税収入は先ほどのお話では平成25年度は1.6%増ということでございましたけれども、平成17年には8億1,500万円の税収がありました。しかし平成24年には6億7,700万円と、この間1億3,800万円も減少しています。

そこでお尋ねいたします。こうした国民健康保険に加入されておられる世帯の皆様の経済状況はどのようになっているのでしょうか、お聞きします。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 国民健康保険被保険者の課税所得額別の人数・割合の状況につきましてお答えします。

18歳から74歳までの所得別分布でございますが、24年度、25年度の比較で申し上げますと、所得額0円から150万円の人数・割合でございますが、24年度6,345人、80.4%、25年度6,237人、81.3%の割合で、0.9ポイント増えております。所得額が0円から200万円の人数割合でございますが、24年度、6,956人、88.1%、25年度6,755人、88.0%で、割合では0.1ポイント減っているという状況でございます。

また被保険者の全体の所得額は、24年度が39億5,805万4,000円、25年度が38億4,722万4,000円で、1億1,083万円、2.8%の減となっております。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 国民健康保険に加入されている世帯の8割が年間所得は150万円未満であるということ、そして全体の所得額も2.8%落ち込んでいるというようなお話でございました。私の手元の資料を見ますと、国民健康保険に加入されている方の中で、所得のない方が37%、100万円未満の所得の方が30%、100万円から200万円の方が33%となっています。いわゆる低所得者の方が多い状況が見てとれます。国民健康保険に加入されている方の中で、4割近い方が所得がないというのは、驚きでもあります。しかもこの所得はこのところ減少傾向が続いています。先ほどもお話がありましたが、平成20年には全体の所得額は49億6,000万円でしたけれども、平成24年には38億5,000万円ということで、この4年間で11億1,000万円も減少しています。こうした中で負担感は募っているのではないのでしょうか。

所得がなくてなぜ税金を取られるのかという思いの方もいらっしゃるかもしれません。これは国

保税の課税の仕組みにあるように思います。国保税は先ほどの回答にもありましたけれども、加入者の経済的負担能力に応じて課税される部分、これを応能割といいます。能力に応じて支払うという意味ですね。一方、加入者に定額で課税される部分、これを応益割といいます。これが50対50の割合で課税されます。ですから収入がなくても受益者負担の原則から税金を支払わなくてはなりません。こうした状況の中で、国民健康保険税の負担は加入者に重くのしかかっているように思います。加入されていらっしゃる方の実感としても、国保税は高いと感じられているのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。厳しい経済状況の中で収入が少なく、国保税を納入することが困難な皆さんが大勢いらっしゃると思いますが、こうした皆さんに対して市としてはどのような対応をしておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 国民健康保険加入者は、他の健康保険組合と比べまして年齢構成が高く、医療費水準が高いという状況でございます。また加入者1人当たりの所得水準が低く、所得に占める保険料の比率で見た場合、他の保険と比べて国保の被保険者の負担が重いと言えます。

そうした中で、国保税収の確保を図っていかなければなりません、様々なご事情で国保税を納めたくても納められないという方もおられます。こうした皆さんにはまずはご相談いただき、ご事情をお聞きする中で、分納ですとか、納税猶予などの対応をさせていただいております。また保険税の減免制度もございますので、困ったときにはまずはご相談いただくような形でお願いしたいと思っております。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） ただいま国保税を納めるのが大変だという方の相談に丁寧に対応していくという回答がありました。それぞれのご家庭ごとのご事情もおありかと思えます。保険税の減免制度もあるとのことですので、相手の立場に立ってきめ細かな対応をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、本議会におきまして国民健康保険税条例の一部改正が提案され、先日の議会本会議において可決されております。改正の内容は賦課限度額を引き上げるというものでした。改正の目的は低所得者に対する保険税軽減対象世帯を拡大するためとされております。低所得者に配慮した改正ということですが、この内容について具体的にどのような改正がなされたのか、お尋ねいたします。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 保険料の軽減措置につきまして、もう少し詳しくということでございます。低所得者の国保税の軽減措置の対象を拡大するものでございまして、5割軽減は対象世帯を2人世帯以上から単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げたものでございます。また2割軽減は対象となる世帯の所得基準額を引き上げたものでございます。

1つの例といたしまして、給与収入3人世帯の場合、25年度までの国保税の軽減判定所得の基準は応益割の7割軽減は98万円、5割軽減は147万円、2割軽減は223万円でした。26年度から7割軽減は同額ですが、5割軽減は178万円に、2割軽減は266万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象者を拡大したものでございます。この軽減措置の拡充により、全国では約400万人が更に保険税が軽減されることになり、東御市におきましては2割軽減から5割軽減になる方は約650名おり、新たに2割軽減の対象となる方は約600名と見込んでおります。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 今のご回答によりますと、低所得者への軽減措置が拡大されるということで、2割軽減から5割軽減になる方が650人ですか、新たに2割軽減になる方が600人ということで、私としては歓迎したいと思います。

私は国民みんなが何らかの健康保険に加入しまして、病気になったときには等しく医療サービスが受けられるという仕組みはとてもいい制度だと思っています。しかし少子高齢化と経済低迷の中で、国民健康保険そのものが曲がり角を向かえています。高齢化と医療の高度化の中で、医療費の増大は避けられそうもありません。一方、国保加入者へのさらなる負担には限界があります。新たな国や県からの支援は期待できません。そうすると最終的には一般会計からの繰り入れしか道はないのではないかと考えています。一般会計からの繰り入れは法律に定められました法定繰り入れとそれ以外の法定外繰り入れの2つがあります。最初の回答でも触れられていましたけれども、これまで市は加入者の負担軽減のための繰り入れを行わないとしていましたけれども、平成20年の国保税引き上げに伴い、初めて1億円の繰り入れを行いました。その後、21年、22年も1億円、23年と24年は5,000万円、25年度は2,000万円、そして今年度は3億4,800万円を予算化しています。（後刻に訂正したい旨発言あり）

私は法定外繰り入れは決して好ましいとは思っていませんけれども、やはり国民健康保険を守るためにはやむを得ない緊急避難的な措置だと思っています。この3月に策定されました「とうみ夢・ビジョン」というのがあります。第2次東御市総合計画実施計画でございます。この中に「ともに支え合いみんなが元気に暮らせるまち」という基本目標の中で、安心して医療が受けられるまちを目指すとして、国民健康保険税保険事業の健全な運営を掲げています。その具体的政策目標に、国民健康保険特別会計への法定外繰り出しとして、平成26年度には3,000万円、27年度、28年度とも5,000万円を目標に掲げています。

そこでお尋ねいたします。この計画に沿って来年度以降も5,000万円の法定外繰り出しを実施し、国保税の軽減措置を引き続きとっていただきたいと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（青木周次君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山口正彦君） 実施計画でございますけれども、市民と行政のまちづくりの共通の指針となる総合計画、基本構想、基本計画、実施計画からなる計画でございますが、この中の基

本計画に掲げる施策を推進するための具体的な事業計画がありまして、毎年度における予算編成や事業実施の指針となる計画として策定しております。したがって実施計画は毎年度見直しを行っていくものでございまして、27年度、28年度の法定外繰入額が確定したということではございません。

なお現在、市町村ごとに運営されている国民健康保険は、29年度までに都道府県に移管されることになっております。県が保険主体となりますと税率の平準化が進められると予想されますが、28年度までの市の国保運営は県への移管を見据えて対応していくことになると考えております。そのような中で、過去の保険給付費の伸び率や国保税の収入実績、基金の取り崩し等を勘案し、26年度から3カ年の法定外繰入額を計画にしたものでございます。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） お答えをいただきましたけれども、何か非常に後ろ向きの回答だというふうに思っていますので、非常に残念でございます。私は5,000万円の法定外繰り入れをしると言っているのは私が言っているわけではないんですね。市が作成した計画の中に数値目標として掲げられているわけですね。それをできないことばかり理由を述べて、できません、できませんではなくて、それをできるようにするために頑張ります、あるいは国民健康保険を守りますという、こういうことが本当は必要なのではないのでしょうか。

確かに市の財政の中でも厳しさというのはすごくわかって、理解しておりますので、簡単ではないと思いますけれども、いろんなそういう問題も含めた中で、この数値目標を掲げられたと思うわけですね。達成できないことばかり述べて、並べているんでなくて、安心して医療が受けられるまちを目指すといった目標を掲げているわけですから、そのためにもできる範囲で法定外繰り入れ5,000万円を実施すべきではないかと思っておりますけれども、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 私の方からお答えしたいと思います。

全国市長会は、基本的に国保税が各構成団体が市町村であるということに関する危うさということに関して、まず県単位の運営ということに関してお願いを国にしてみました。それは例えば100人規模の村でありますと、非常に努力の結果、医療費が抑えられるということが実現しているということも現実でありますけれども、1人大きな病気になる人が出ると、とたんに国保税が跳ね上がるというような形の中で、まずある程度の大きさを持って運用をしないと、こうならないということを要求してまいりました。

それからもう一つ、国の支援というのが少なすぎるというようなことの中で、もとに戻すようにという要求をしてきました。そういう中で、今回システムの根本的な欠陥に基づく現状を是正するというので、3年をめどに知事会もそれを受け入れていただいたということで、県単位での運営ということがほぼテーブルに乗っておるということでございます。

基本的に、にもかかわらず各市町村における医療費の軽減のための努力であるとか、徴収率を上

げていく努力なくして、県に移管したとしてもそれがもたないということが重要な課題になっています。そういう状況下の中で、根本的な解決と、日々の努力ということを各構成市町村がやっていくということを前提にして、県への移行が現在、検討されているということでございますので、そういう中で市といたしましても、シミュレーションという形で組ませていただきまして、現在ある基金の取り崩しと、そして法定外繰り入れをシミュレーションさせていただいて、そういう計画が現在、立てられているということでございます。

ただ、部長の立場では、来年度の予算の額を答えるということに関しては、非常に困難なことがあるだろうということでございますので、市としてはそういうことを前提にして予算を組ませていただきたいという形の中で、長期計画を立てておるということでございますので、議会の方でぜひやれということでございますので、それはありがたいお言葉をいただいたというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 国民健康保険の仕組みについては、市長も今、おっしゃられていましたように、国からの支援が少ないということがまず挙げられると思っております。それからもう一つ大きな問題は、先ほど述べられましたけれども、平成29年から県に統合されるということで、これまで各市町村で住民に身近なところで繰り出しなんかもして、何とか軽減しようということでやっていたことが、県に行ってしまうということで、ちょっと離れてしまうものですから、そういった点で今日はちょっとそれは問題にしておりませんが、心配しておるところでございます。

いずれにしても「とうみ夢・ビジョン」ということで、市民に出ているわけで、出ている実施計画でございますので、十分配慮して、国保税の軽減措置を続けていただきたいと思っております。再度要請しておきます。

さて、次に医療費の問題についてお尋ねしたいと思います。国民健康保険の抱えているもう一つの課題は、医療費の高騰という、増加という問題です。国保特別会計から支出している保険給付費は平成24年度で20億円に上ります。このところ横ばいで推移していますが、医療費が増加しないように市民の皆さんに健康に対する意識を育て、健康づくりの取り組みが必要だと考えます。市として今後どのような取り組みを行っていくか、お尋ねしたいと思います。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 医療費の抑制に関しては、私の方の部で所管していることが多いと思っておりますので、私の方から答弁させていただきます。

多くの事業を展開しておるわけですが、少しこの場をおかりして3つの取り組みについてご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目でございますが、これはまず医療機関に受診をする前の段階としての取り組み、いわゆる病気にならないための取り組みということでございますので、これは当然にしていただい議員からもお話がありましたが、健康づくりの推進という大きな目標、取り組みがございます。これま

でも平成19年に健康づくり宣言を行いまして、健康とうみ21、またとうみ食育の里プランということで、計画を立てながら推進をしてまいった経過がございます。

そんな中で、今年度は特に毎日の生活の中で市民の皆様がプラス10分間、少しでも運動をしていただきたいという思いを込めまして、プラス10ミニッツという事業を立ち上げたところでありまして。特にこの中で中心的な事業といたしましては、「TOMI ずくらすポイントキャンペーン」というものがございまして、この6月から事業を始めたところでありまして、今後ポールを使ったウォーキングなども全市に広げていきたいという思いでございます。

また、先般行われましたチャレンジデーでございますが、こちらにつきましても多くの市民の皆様にご参加をいただきまして、住民総参加型のスポーツイベントということでありまして、これによりましても市民の健康づくりへの意識が高まったものと大変喜んでいただいております。

それから国保税、特に高齢者の皆さんが多いというお話が出ましたけれども、もちろんこちらの方につきましては介護予防事業を実施することによりまして、いわゆる医療にかかる回数が減るだろうということも考えているところであります。

それから2つ目の取り組みでございますが、これは医療機関の受診の必要性をチェックするという意味で、特定健診の受診率の向上を図るという取り組みでございます。こちらは2つの意味を持っておりまして、1つには生活習慣病の予防対策といたしまして、ご自身の健康にかかわるチェックをしていただきまして、思わしくない数値があるところについては、生活習慣の適切な改善を図っていただき、病気を未然に防ぐという意味がございますし、万が一病気が発見された場合には、早期発見早期予防という中で素早い対応ということで迅速な、重症化を防ぐという意味では医療費の抑制につながっている取り組みであるというふうに思っております。

それから予防接種に関しましても、未然に病気を防ぐということもございまして、これも多くの皆さんに受けていただくことが、ひいては医療費の削減につながるというふうに考えております。

それから3つ目でございますが、いざ医療機関を受診する段階になった場合に、どのような形で医療費を少しでも抑えるかということでございまして、こちらに関しましては後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品というものがございまして、そちらの普及促進を図るということも、医療費の抑制につながるだろうというふうに思っております。具体的には生活習慣病や慢性疾患等で使用している医薬品を対象としまして、ジェネリック医薬品を使用した場合の利用差額を効果が見込められる方にお知らせをしております。そういった場合、医療費が削減をされるばかりでなく、ご自身の薬代の負担も減ってくるということで、二重の効果が見込めるわけでございます。しかしながらこちらの取り組みについては、年間でまだ60万円ほどの削減の効果ということでありますので、可能な限りこちらの医薬品を使うということについても、取り組んでいく必要があるというふうに感じております。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 今、健康福祉部長の方から取り組みの内容についてお話ししていただきま

した。私もこの間、市の窓口へ行きましたら国保パンフレットをいただきまして、この後ろにジェネリック医薬品希望カードというのがありまして、これを出して薬局の窓口でお願いするというような話をお聞きしました。ただ、まだまだジェネリックについても理解されている方が少ないと思いますし、それから病院の方との協力ももう少し進めていったらいいのかなというふうに感じております。私も同じように生活習慣病の関係で3カ月に1回は病院に行くんですけども、そのたび薬もいただいでくるわけなんですけれども、その中でジェネリックの話をしなすと、先生の方からやはり新しい方がいいんじゃないですかという話、いただきますので、その辺ももう少し市民に対する啓発と、病院との連携等も進めていただければありがたいと思っています。

それからもう一つ、先ほど10ミニッツの話がありました。ずくだすカードでございます。実はこの間、地区の球技大会、分館対抗球技大会で体育館へ行きましたところ、このずくだすカードを初めていただきました。これもまだまだ徹底しているとは言えないと思いますね。これを契機にして、ぜひそういう市民総運動ということで、取り組まれるように進めていただければいいのかなと思っています。ぜひ頑張って取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、最初の問題についてはこれぐらいにしまして、2番目の鳥獣被害対策についてお尋ねいたします。5月に産業建設委員会の視察で鳥獣被害の取り組みについて調査するために、滋賀県の甲賀市に行っていました。甲賀市は人口9万3,000人、滋賀県の南部に位置しているまちでございます。信楽焼や東海道宿場町で知られています。ここは丘陵地帯が多くて、山と谷が複雑に入り組んでいる地形から、鳥獣被害が深刻になっていると聞いています。甲賀市の被害額は平成24年度で9,000万円とのことでした。東御市が約1,600万円ということですから当市の5.6倍ぐらいでしょうか。鳥獣被害の中ではシカが一番多くて4,800万円、イノシシが2,600万円、サルが1,700万円ということでした。被害作物は稲や野菜が多いということでした。あまり果樹はないようでしたね。

こうした対策の中で甲賀市は、平成23年から鳥獣被害の防護柵の設置に取り組んでいまして、総延長は470キロメートルという相当長大なものに及んでいるようでございます。ちなみに東御市の場合には約10キロメートルでございますので、相当な違いがあります。こうした防護柵の効果が絶大でございまして、平成25年度の被害額は24年度の9,000万円に対しまして5,065万円ということで、半減したようでございます。

甲賀市と東御市では環境も栽培作物の状況も異なりますから、甲賀市で有効だった防護柵が東御市で有効とは言えません。問題なのは被害実態を正確に調査するという事だと思っております。その上で被害を受けている農作物は何なのかを、被害を与えている有害鳥獣は何かを把握して、それに見合った対策を的確に打つことが必要だと思っております。

そこでお尋ねいたします。被害額は1,500万円ということで、果樹中心ということでしたけれども、具体的に作物ごと、鳥獣被害ごとの詳細についてお尋ねいたします。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 東御市におけます鳥獣被害のまず獣ごとの被害額でございますが、代表的なものといしましてカラスによる被害は果樹、野菜合せて25年度では約680万円、ハクビシンによる被害額は同じく果樹、野菜合せまして約330万円ほどになっております。平成24年度におきましてはカラスの被害が約670万円、ハクビシンの被害は約310万円となっております。

作物ごとの被害でございますが、細かい作物というわけにはいきませんが、まず25年度の稲につきましては約220万円、果樹につきましては1,020万円、野菜につきましては260万円ほどになっております。24年度の関係につきましては、稲が260万円、果樹が1,000万円、野菜が250万円ほどになっております。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 獣ごとのあれで見ますとカラスが一番多いわけですね。作物で見ると果樹が一番多いということになりますね。ありがとうございます。

やはり被害をどう食い止めていくのかということが中心になってきますので、こういう状況に対応した施策ということが私はすごく大事だと思っています。ただ、先ほど話がありましたけれども、カラスについては捕獲頭数で捕獲の数でいくと前年度比70羽減でしたっけ、前年度より落ち込んでいますね。やはりそういう被害実態に合った形での対策が必要だと思っています。

カラスについてちょっと私、申し上げますと、ブドウ農家ではカラスは非常に被害が深刻でございます。秋の収穫期になりますと早朝に千曲川沿いの方から団体で来るんです、数百羽のカラスが。それがブドウ団地に来て、分散していくわけですね。夕方になると群れをつくってまた一斉に飛び立っていくわけですね。まさに通勤ラッシュという感じですね、カラスの通勤ラッシュ。それが朝と夕方に行われるわけですね。ブドウ畑に行きますと、ブドウ畑の下にカラスに食い荒らされた袋が数十落ちていくわけですね。毎朝毎朝20、30が落ちていくわけですね。それを1房、2房ならいいんですけども、いたずらして袋を落とすことありまして、この被害も結構大きいんですね。何とかしたいということでブドウ農家の場合には、防鳥網だとか、ロケット花火で対応しているわけですが、出荷時期が一番忙しいときなわけですね。日常の見回りということは現実的に不可能なんです。やはり行政が本気になって取り組むことが必要なのかなと思っています。ただ、先ほどの回答の中では、カラスの捕獲おり3基ということでございましたけれども、私、3基については去年からずっと見ておりますので、活用状況もこと細かに見ておりますけれども、なかなか効果が上がっていると必ずしも言えないのかなと思っています。それは3基という数の問題もありますし、もう一つは設置場所の問題もあろうかと思っております。カラスの捕獲おりの管理、非常に大変なんです。農協さんと猟友会でやっていらっしゃるということなんですけれども、皆さんのご努力に本当に頭が下がる思いでございます。

やはり地元の理解を得て、カラスおりの増設が必要だと感じています。冬になりますと私の近くの田んぼにカラスが100羽も200羽も集まってくるわけですね。田んぼの中で真っ黒になって

いるわけですね。田んぼで落ち穂拾い、落ち穂をついばんでいるんですね。こうしたカラスを一網打尽にできないかということもいつも考えています。

ハクビシンの被害も非常に深刻でございまして、ハクビシンはネコ科の動物で鼻筋のところに白い縦模様がありますので、すごく特徴があります。果物はブドウなんですね、何ととっても。毎月市の方ではこの箱わなの講習会を行ってまして、私も先月、5月25日の講習会に参加して行ってきました。当日二十数名の市民の皆さんが参加して、中にはお子さん連れの方もご夫婦もいらっしやいました。担当者からお話をお聞きしまして、その後、猟友会の皆さんのご指導で箱わなのかけ方の講習を受けました。その後、ブドウ畑にかけたところ、間もなくしてタヌキがかかりました。ハクビシンをやろうと思ったらタヌキがかかったんですね。改めて身近にタヌキやキツネ、ハクビシンがいることを実感しました。そして箱わなの有効性ということも再確認しました。私の地区では、この箱わなを使って、これまで7頭のハクビシンを駆除した方もいらっしやいます。こういう箱わな、これまでは狩猟免許がないと使えませんでしたけれども、昨年からはどなたでも利用できるというふうに変わったようでございます。箱わなを3カ月使え、延長も可能ということですので、大いに利用していただければと思っています。今後の取り組みに期待したいと思っております。そこで4点にわたって、ご提案したいと思います。

1つは、鳥獣被害の状況を広く市民の方々に知っていただくための取り組みだと思えます。これからの取り組みの中では先ほど部長もおっしゃっていましたが、市民の皆さんの協力が何よりも必要だと思えます。そのためには知っていただくということがまず第1点だと思えます。

2つ目は、市民の皆さんの協力を得る取り組みだと思えますね。片方で鳥獣被害でわなをかけているのに、片方で野菜の残さを畑に放置するということでは、まさに鳥獣を飼っているようなものですね。そういった意味でそういう有害鳥獣のえさになるようなものを畑に放置しないという取り組みも大事だと思っていますので、そういう協力していただくことも大事だと思えます。

第3点目に、今までは個人でやっているわけですね。やっぱり地区ぐるみで取り組むという、そういうことがこれから必要になってくるのではないのでしょうか。いくら自分が頑張っても隣からまた来たのでは効果がないわけですね。そういった取り組みもぜひやっていただきたいということです。

4点目は、有害鳥獣の駆除強化期間を設定していただきたいと思っています。やはりえさのある秋はだめですね。冬場、いかにしてカラスの数を減らすか、これは秋以降、冬場でしかできません。こういうときの駆除が非常に大事なわけですね。こういった強化期間を設定していただけないかと思っています。

以上4点について、ご意見を聞かせていただければと思います。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいまご提案のありました4点ほどの関係でございまして、箱わなの取り組みにつきましては、基本的にはそれぞれ農家の皆さんが直接被害を受けていたりとか、

一般家庭でも被害、空き家の方に入られたりとかいろいろありますので、基本的には受益者負担の原則というのですか、そんなような形の中で、それぞれ個人に頑張ってもらえるところは頑張ってもらえるというようなことの中で、箱わなの講習会等につきましてはできる限りそれぞれ要望のある中では対応するような形で進めていきたいと思っておりますし、また、広報等を通じながら、箱わなの講習会の日程等をお知らせしていきたいというふうに考えております。

2点目の市民の協力を得ながら進めなければいけないのではないかというようなことで、議員ご指摘のとおりカラスなんかにしても、基本的には獣が増える原因の1つは、いずれにいたしましてもえさがあるということですので、そのえさをなくす取り組み、当然農作物をとというわけにはいきませんので、当然限りもありますのでそれぞれ、議員の方からお話のありました食料残さ等の処分についても適切に処理していただくような形でのお知らせをしていきたいというふうに考えております。

また、3点目の地域ぐるみでの対策ということでございますが、これがなかなか1つの課題かなというふうに思っています。そういう中では農業協同組合の皆さんや、そういう団体を通じながら地域ごとの取り組みができないかということについては、引き続き研究の方をしてまいりたいというふうに考えております。

4点目の強化月間を設けてというようなことでございますが、強化月間についてはその時期ですとか、その辺、もう少し研究させていただく中で、市民の皆さんの鳥獣被害に対する意識づけをするのに必要ということであれば、また実施の方を研究してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 鳥獣被害対策につきましては、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、3点目のワイン人材の取り組みについて再質問をいたします。再質問といひますか、ちよつと私の感想なども申し上げたいと思ひます。

やはり新しい産業を興すときというのは、一番大事なのは人材だと思ひます。かつて上田周辺、この地域はクワを育ててお蚕を飼つてまゆをつくるのがどのご家庭でもごく普通に行われていました。養蚕が地域の産業の中心に据えられていました。この地域がぬきんでて養蚕業が発達し、蚕都、お蚕の都という意味ですね、とまで呼ばれるようになったのは、明治25年に設立された小県蚕業学校があつたからだと思ひます。小県蚕業のさんはお蚕という字を書きます。そしてこの学校を起こすに当たつてご尽力いただいたのが、三吉米熊博士でございました。彼は近代日本の養蚕教育の先駆者と言われていひます。ちなみにご出身は花岡市長と同じ山口県でございました。

私はこの千曲川ワインアカデミーが、長野県が提唱している千曲川ワインバレー構想の中核的な施設として、かつての小県蚕業のようにワイン人材育成の拠点となることを願つていひます。東御市にブドウ栽培が根づいたのは昭和36年でございました。やがて巨峰という、これまで栽培されてこなかつた新しい大粒の品種に出合ひ、苦労して栽培技術を身につけ、昭和51年には農業界の金

字塔である朝日農業賞を受賞して、産地として認知されるに至りました。それから38年、巨峰の産地として発展してまいりました。しかし世の中の流れも変わってまいります。以前市長は、巨峰の王国まつりの際、もう巨峰から卒業し、ブドウ合衆国にしたらどうかというふうに提案されたことがあります。そのときは農家の皆さんから反対されたと聞いています。しかしワインアカデミーができ、ワインブドウ団地が整備されるようとしている今、東御の巨峰のブランドとともに、もう一つの東御のワインというブランドを掲げることを真剣に考えるときに来ているように感じています。長い間、長年慣れ親しんできたゆるキャラであります巨ん太君に、仲間を増やしてあげる時期が来ているのではないのでしょうか。これからの東御の農業の未来を見据えて、これからのまちの発展を考えて、そういったことも含めて最後に市長のご所見をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員の質問にお答えしたいと思います。私も地域づくりは人づくりからということに関して、全く同感であります。玉村豊男先生がその先頭に立たれておられることに尊敬と敬意を表すると同時に、市としてもやれることをしっかりとサポートしながら、この地域にワイン産業がしっかりと根づき、そして今、県がNAGANO WINEという形の中で推奨いただいておりますし、また千曲川ワインバレー構想ということの中で、この地域のワインの評価が非常に高くなっている、その中心に東御市ワインが存在しているということを誰もが認めるような、そういう産業として、またブランド力をつけてまいるために市として尽力していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（青木周次君） 受付番号19 助産所とうみについて、受付番号20 市職員・公用車駐車場について、受付番号21 介護保険大改定への対応について、受付番号22 障害者控除対象者認定制度について。10番、平林千秋君。なお平林千秋君から、受付番号21に関し、事前に資料配付の申し出がありました。これを許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 日本共産党の平林千秋でございます。今回は4課題について質問いたします。

第1、助産所とうみについてであります。助産所とうみは、開設以来4年、年間150件のお産を扱い、お産のできるまち東御のよりどころとなっております。一層充実が期待されます。ところがこのほど、助産所を支えてこられた東御市民病院の常勤産婦人科医が退任されました。これにより助産所とうみの運用はどのように影響が出ているのでしょうか。実情をお伺いしたいと思います。そして安心・安全のお産のために、助産所としてどのように対応しているのか、また、信州上田医療センターとの連携はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

第2、市職員・公用車駐車場についてですが、1、市道県・東深井線延伸工事の実施に伴って夏

目田の市職員・公用車駐車場が閉鎖になりますが、この代替駐車場の確保で公募などの措置をとったでしょうか。2、新たに確保した市職員・公用車駐車場、所在は県134-1であります。この選定経過と契約内容はどのようなものになっているか、ご報告ください。

第3、介護保険大改定の対応についてであります。27年度から、1、要支援者の訪問・通所サービスを介護保険から除外、2、要介護1、2は特養から排除、3、一定収入者の一部負担金を2倍にするなど、介護保険大改定が実施に移されようとしています。この実施法案は今、国会最終盤でありまして審議にかかっておりますが、我が党はこの大改悪に反対して今、議会内で奮闘中ですが、全国の自治体ではこれから秋にかけて、第6期介護保険事業計画や関連条例策定などの作業が本格化します。そこで自治体に取り組む基本姿勢の問題として伺っていきます。

1、これからのスケジュールはどうなっているか。

2、実施に当たって、自治体の制度設計が重要になっておりますが、現在、対象者が受けているサービスを低下させないことを基本にして、その設計に臨むべきだと思いますが、どうでしょうか。

第4は、障害者控除対象者認定制度についてであります。この認定制度はどういうものか、東御市の適用基準及び実施要綱、実績はどうかについてご説明ください。そしてこれは大変重要な制度であります。市民への周知はどのようになっているか。

以上、4課題について最初の質問といたします。

○議長（青木周次君） 病院事務長。

○病院事務長（加藤英人君） 受付番号19、平林千秋議員の助産所とうみについての質問につきまして、市長、病院長にかわりお答えいたします。

最初に、市民病院の常勤産婦人科医師の退任による助産所とうみの運用にどのような影響が出ているかでございますが、助産所とうみでは温かい心で寄り添う助産の提供と、親しまれる助産所づくりを基本理念に、家庭的で安心・安全な環境をつくることを目標の1つとして掲げ、運営しているところでございます。

そんな中、市民病院に常勤の産婦人科医がいることは、重要な意味を持っていましたので、今回産婦人科医が5月末で退職されたことは、大変残念でなりません。最近の分娩及び予約状況ですけれども、常勤医が勤務していました本年4月の分娩件数は18件、医師の待機がなくなった5月は13件でございました。予約状況につきましては、8月、9月の予約が10件を下回る状況にありますが、ほかの月におきましては月に15人前後の予約状況となっております。

次に、安心・安全なお産のために助産所としての対応と信州上田医療センターとの連携強化についてですが、現在、産婦人科医が不在となっている状況でありますので、日本助産師会のガイドラインに基づき判断をさせていただいております。少しでも異常がある場合には、複数の助産師で検討を行うほか、状況によっては専門医の判断を仰ぎ、対応をしております。また予約をお受けする際には、市民病院には常勤の産婦人科医が不在のこと、助産所での対応ができない場合は信州上田医療センターや佐久医療センターなどに転院となる場合があること、助産所としてできること、で

きないことを説明する中で、助産所で出産するかの判断をお願いしております。

妊婦健診等につきましては、週に1回信州上田医療センターから医師の派遣をいただいておりますので、そこで受診いただくか、直接信州上田医療センターへの受診をお願いしておりますところでございます。また健診データの共有などにより、緊急転院の場合でも母子の状態が迅速かつ正確に連絡できるようにも努めておりますところでございます。このほか週に2回小諸厚生総合病院から医師の派遣をいただき、外来診療も行っております。

助産所でのお産をより安全に行うためには、間違いなく常勤の産婦人科医が必要でございますので、引き続き医師の確保に努めてまいります。当面は利用される皆さんに現在の状況を十分に説明しながら、安全なお産に努めてまいります。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号20、平林千秋議員の市職員・公用車駐車場についてのご質問につきまして、市長にかりお答えいたします。

初めに、市道県・東深井線延伸工事実施に伴って、県夏目田の市職員・公用車駐車場が閉鎖になるが、この代替駐車場の確保で公募などの措置をとったかについてでございますが、今般の代替駐車場の確保に限らず、市が職員駐車場及び公用車駐車場としてお借りしている場所の選定につきましては、職場までの距離ですとか、周辺の環境、また貸借可能期間、効率的な駐車台数の確保などの条件を踏まえまして、借り入れを市からお願いしております。ということから公募にはなじまないものと判断しておりまして、公募はしておりません。

2点目の新たに確保した市職員・公用車駐車場の選定経過と契約内容はどのようなものかについてでございますが、新たに確保した駐車場の選定につきましては、市独自で候補地を探すと同時に、市民の方からも幾つか候補地の紹介をいただきました。その中から、先ほど申しあげました条件等に加え、特に今回は公用車駐車場についても確保する必要があることから、市民サービスへの影響等を踏まえ、機動性の確保という面についても配慮して場所の選定をさせていただき、こちらから借り入れをお願いして応じていただいたものでございます。

契約内容につきましては、面積1,374平米の土地を月額9万7,000円ほどで、駐車場として株式会社竹花組東御支店と、1年間の賃貸借契約を結んでおります。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 受付番号21、平林千秋議員の介護保険大改定への対応についてのご質問につきまして、市長にかりお答えいたします。

初めに、今後のスケジュールについてのご質問でございますが、第6期介護保険事業計画の策定につきましては、現状把握やニーズ調査を目的に高齢者実態調査を行い、また市内福祉事業所の施設整備等の要望も踏まえながら、9月ごろに初回の介護保険運営協議会を開催する予定でおります。その後も運営協議会において審議をいただく中で、計画案を作成し、パブリックコメントなどを経

まして、成案をまとめ上げていく予定でございます。

また、制度改正にかかわる条例や規則等の新設、改正につきましては、国や県から今後の情報を注視しながら、内容等詳細についての準備が整い次第、順次お示ししてまいりたいと考えております。

続きまして、制度改正に伴う介護サービスの低下にかかわる自治体の基本姿勢についてというご質問にお答えいたします。今回の介護保険制度の改正は、受益と負担の均衡を図りながら、持続可能な社会保障制度の確立に向けた改革を推進するため、その取り組みの1つとして実施をされるものでございます。したがって要支援認定者に対する介護サービス事業の枠組みが変更となることにつきましては、基本的にやむを得ない措置であると考えておりますが、新たなサービス体系への移行に際しましては、関係者の間に混乱が生じないよう、また、できるだけサービスの低下を招かないことを基本姿勢としまして、3年間の経過措置を踏まえながら、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、受付番号22 障害者控除対象者認定制度についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、本制度の内容と市の運用状況についてのご質問でございますが、障害者控除対象者認定制度の概要につきましては、65歳以上で介護保険の要介護認定を受けた方が、身体障害者手帳の交付を受けていない場合でも、それに準ずるものとして市町村長が認めた場合には、確定申告により所得税や市・県民税において障害者控除が受けられるというものでございまして、市へ認定申請を行っていただき、該当される皆さんには障害者控除対象者認定書が交付されるという仕組みでございます。

また、市における適用基準につきましては、要介護認定を受けた際の主治医の意見書、これをもとに所得税法の施行令ですとか、地方税法施行令の規定によりまして、厚生労働省から示された日常生活の自立度による適用基準に従って認定の可否を判断しておるということでございまして、市独自の要綱を定めての運用は行っておらないという状況でございます。

なお申請により本制度が適用となった実績でございますが、平成24年度が10件、25年度が7件という状況でございます。

次に、市民への周知というご質問でございますが、こちらにつきましては確定申告の時期に市から全世帯に配付をされております「申告にかかわるお知らせ」というものがございまして、その中に本制度の内容を掲載しまして、周知を図っているところでございます。

○議長（青木周次君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時36分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

平林千秋君。

○10番（平林千秋君） それでは、ここからは一問一答方式でお願いいたします。

助産所とうみについてですが、私も助産所に寄り添ってこられた専任の先生の退任は非常に残念であります。今、ご説明がありましたように大変努力されていると思うんです。私もその後の助産所の状況について、助産師さんからお話を伺う機会がありましたけれども、大変緊張されながらお母さんたちの、妊婦さんたちの産み出す力をサポートして、安全なお産ができるように助産所が丸となって努力される、そういうお話を伺いました。ぜひご報告いただいたように頑張っていっていただきたいと思います。

そうした努力と相まって、安心・安全のためにはやっぱり産婦人科医が市民病院に常勤することが欠かせないと思います。今年から始まった第2次の東御市総合計画でも安心して子どもを産み育てられるまちを掲げておりまして、助産所はその活動の主要な柱となります。

そこで市長に伺いますが、市民病院の産婦人科医の確保について、どのように取り組まれるのでしょうか。

○議長（青木周次君） 病院事務長。

○病院事務長（加藤英人君） 先ほど申し上げましたように、やはり常勤医が必要ということはもちろん絶対これは欠かせないことなのですけれども、ただ、やはり助産所のフォローという形の中で、すべての産婦人科医がやはりうちの市民病院に来ていただける状況の中でいいのかどうなのかというところもあります。そういう状況の中で、やはり助産所、助産師に対して理解のある先生を確保していかなければいけないのかなというふうに考えております。それにつきましては県ないしは全国自治体病院協議会等で医師を紹介するような場所もございます。そんな関係、それとか大学病院等にも足を運びまして、できるだけ早く市民病院、助産所に理解のある先生を探してきたいというふうに努力してまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） そういう位置づけの先生であります。ですからやっぱり市挙げてそういう先生、助産所に理解をいただく先生を探さなければいけないと思うんですよ。市長にぜひその先頭に立っていただきたいと思って、市長にお伺いしたんですが、なぜかお立ちになりませんので、市全体として頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは公用車・職員駐車場の問題について伺います。今、経過について総務部長からお答えがございました。そこでこの代替駐車場の確保というのは、市の職務遂行上でも大きな課題でありまして、市長もかねて心配されてこられたと思います。

そこで市長に伺いますが、この選定過程について報告を受けておられたでしょうか。そして市長として何か指示されたでしょうか。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 別に報告を受けたり相談されたことはございません。

以上です。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 相談はないということであります。それでは総務部長に2点伺います。第1点目、4月1日から運用している県134-1の場所を、駐車場にすることについて、いつごろから検討を始めたでしょうか。

2点目、この土地は登記簿によると所有者は田中で営業する有限会社であります。今、報告になった東御市の契約相手は市内に事務所を置き、市の発注工事を多く請け負っている建設会社となっています。なぜ土地所有者と契約せず第三者の契約になったのでしょうか。市の方から要請されたんですか。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） まず、この代替駐車場の駐車場について、検討をいつから始めたかという件につきましてですが、あの場所につきましては2月の下旬ぐらいに現地を担当が探しに、市役所の周辺を全般に探していたところ見つけて、交渉を始めたということであります。

それから2点目のご質問で、土地所有者との契約でない理由ということかと思いますが、これにつきましては本件土地の管理につきまして、今般の契約の相手先が行っているというふうに現地でお聞きいたしまして、そこから交渉を始めたということでございます。土地所有者と今般の相手先との関係については、こちらでは承知しておりませんが、土地所有者からの了解もいただいたということで、土地を管理している相手先と契約をいたしたものでございます。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） この土地は、以前地目は田とされていたところですが、市内の有限会社から権利取得と転用のために農地法第5条に基づく転用許可申請が提出され、昨年12月26日の第33回農業委員会定例総会で審査されました。どのような審査が行われたか。本日は農業委員会にご答弁をいただく用意がありませんので、私の方からご紹介いたします。農業委員会の議事録については、ホームページ等で公開されております。この第33回についてもその議事録がございまして、当日の議事録29ページ、この本件が議案になりまして、事務局から次の説明がありました。

土地の所在は県六反〇〇番地で、面積が1,374平米です。農地区分は3種農地です。申請事由は駐車場敷地ですとありまして、契約内容は所有権移転です。37台分の従業員の駐車場を確保したいということで申請が出されましたという事務局からの報告がありまして、それを受けた形で審議が進むんですが、議事録の37ページから38ページに担当農業委員から次のような報告がありました。地目は田になっていますが、譲受人の〇〇さんが従業員の駐車場が欲しいということで、現在〇〇さんには〇〇名の従業員がいるということです。うち〇〇の本店に〇〇名いて、駐車場を分散確保していますが、店舗周辺には駐車場もなく、空き地もなく、従業員を〇〇名増員するというので、田中のまちに駐車場が欲しいということで、この案件が申請されましたというふうに担当の農業委員から報告がありまして、特に異議もなく了承という記録になっております。

お聞きのように、申請者の有限会社は自分の会社の従業員のための駐車場37台分の駐車場にするというのが転用の事業目的であります。職員を増やすためという、かなり切迫した状況がリアルに報告されています。私も審査に当たった農業委員の皆さんにお聞きしますと、当該土地は市街化区域内にあり、申請人も市内で有名な会社であり、信用できるということで、異議なく了承されたようです。

ところが現況はどうでしょうか。先ほど総務部長がご答弁をしたように、この土地は東御市が駐車場として借り受けました。契約相手は転用で土地を取得した有限会社でなく、全く別の会社となっております。今の答弁では地権者から相談を受けたというようなことがあったようですが、私は全くおかしな話だというふうに思います。それで本件転用の申請の経過を調べさせていただきましたが、農業委員会の議事録や登記簿によりますと、12月26日、今、ご報告した総会で審議、許可して、1月中旬に長野県の転用許可が出て、2月下旬に所有移転の移転登記が行われております。そして長野県知事名の農地転用許可の表示を掲げて造成工事が行われ、3月中旬に工事が完了したことになっております。この限りでは自社の職員駐車場という有限会社の申請に基づく措置が行われたように外観を備えているようであります。ところが実態は全く違っているわけでありまして。この有限会社の駐車場ではなく、4月1日付で東御市の駐車場になった。つまり問題の土地は、建設会社に転貸され、営業用の貸し駐車場となり、東御市がこれと賃貸契約を結んでいるという状況です。この間に有限会社から事業計画の変更申請とか、あるいは変更の相談が農業委員会にあったかどうか。昨年末の第33回の総会以後、1月、2月、3月と農業委員会は開かれておりますが、その記録を見ますとそうしたことを検討した形跡は認められませんでした。

この事実経過から何が言えるのでしょうか。有限会社が申請した自社の職員駐車場にという事業目的は、虚偽であったということが言えるのではないのでしょうか。少なくとも転用の事業目的と異なる、転用違反の疑いが極めて濃厚な形態ではないかと思われまして。審査に当たった農業委員さんはこの事実を知り、自分が携わった審査の内容と全く違った事態になっていることに、大変驚いておられました。我々は何のために審査をしたのかという方もいらっしゃれば、ここで紹介をはばかれるような強いことをおっしゃる農業委員もおられます。

そこで総務部長にお尋ねしますが、この件は庁内で情報を共有していたはずであり、東御市がこの土地に駐車場にすることを計画し、賃貸契約をする際、どういう地主さんの土地か、適正に農地転用の手続きを経た土地なのか、そういうことを検討したと思いますが、実態はどうだったのでしょうか。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 本件土地につきまして、契約の際にどのような経過をとったかというご質問かと思えますけれど、この土地が以前農地であったことは承知しておりました、あのあたりを通ったこともありましたので。ということから交渉に当たっては農地転用許可の確認が必要というふうに判断いたしまして、相手先から農地転用許可書を確認させていただきました。そういった

中で、その転用許可書には転用の目的として駐車場というふうに記載がございましたので、ということであれば問題なからうということで、賃貸借の契約手続きを結びまして、お借りしたところでございます。

また、農地転用に対して、そういった申請に問題があるのではないかということにつきましては、この本件一般質問に伴いまして、農業委員会へ問い合わせたところでありますけれども、現時点では指導する予定はないというふうにお聞きしているところでございます。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 許可を確認したということであります。私が質問通告した後、農業委員会と多分連絡をとったと思うんですけども、現時点では問題ないというご認識のようではありますが、今、私が報告しているように、農業委員会が審査対象とした事業目的、それ自体が目の前で現に起きている事態とかけ離れている、虚偽の申請ではなかったのか、少なくともその疑いがあるということが問題なんです。先ほどご答弁があったように、2月ごろからこの土地の駐車場にすることで市で検討を始めております。ところが有限会社は既に自社の駐車場にすることで申請していたにもかかわらず、そのために使用することもなく、実際は第三者に転貸し、東御市に使用させるということでことを進めていた。農業委員会に変更する届もなく、相談もしていないという事実があるわけですから、そういうことが言えると思います。

ですから初めから転用許可が得られたら、他者に転貸することを予定しながら、農業委員会に対しては自社の従業員の駐車場と虚偽の申請をしていたという疑いすら起きる事態ではないかというふうに私は思います。農業委員さんが我々は何のために審査したのか、審議したのかと強い疑念を示しているのは当然のことだと思います。こんなことが許容されたら、農業委員会の審査は実体のないものになると思います。農業委員会は農地の番人でありまして、農地法は農業の生産基盤である農地の保全を図るため、農地を農業以外のものにすることを規制するとともに、地域との調和に配慮した農地についての権利の取得及び農地の利用関係を調整するというのを目的としています。その転用は農業委員会という公選の委員会で、1件1件について申請人の申請事由に基づいて、調査と審査が厳正になされております。もし事業目的に変更があったらば、事業計画を出し直し、改めて農業委員会の審議に付されるというのが当然のことです。しかし本事案はこの当然のことがやられていないということであります。もし今回のように自社用ということで転用許可を申請し、転用許可を県にしたら、その後は第三者への転貸もよいと認めたら重大なことが起きかねません。その第三者が名目は駐車場ということとしながら、資材の集積場やごみ集積場にしても規制がかからないというおそれが十分にあります。

実はこういうことは全国でも大きな問題になっておりまして、規制の強化が3年前にされました。そこで農地法第51条では、偽り、その他の不正手段により第5条の許可を受けたものに対し、許可を取り消し、原状回復を求めるなど、違反を是正する措置を命ずることができると規定しております。個人の場合は懲役3年、300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金という非常

に重い罰則をつけておりますが、これは転用違反というのは重大な事案だという認識でそうなっているんだと思います。

そこでこうした農地法違反の少なくとも疑いがある事案を東御市が容認し、まして自らが賃貸契約となり、市の公用駐車場として多額の公金を支出して使用を継続するなら、東御市の農地行政、市政への信頼性、公正さを大きく損なうことにならないか、そういうことが懸念されます。

総務部長に伺います。この案件の当事者であります。私は客観的な資料に基づいて今、ご指摘をしておりますが、契約を進めてきた部門の責任者として、こういう事態をどう認識されているのでしょうか。農業委員会とも連携し、速やかに調査し、対応をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 農地転用の手続きに重大な虚偽申請があったというようなことに関して、どう考えるか、どう扱うかということかと思えますけれども、今般につきましては許可書をこちらで基本的にきちんと確認しての手続きでございますので、法にのっとった処理をしているというふうに考えております。

今後、農業委員会からの許可が見直す等の、あるいはご指導があれば、その段階でこの契約について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） もちろん許可を受けたと確認した上の対応だと思うんですよ。私がお指摘したいのは、その許可を受けた事実経過、事実内容についてご指摘しているような事態がありますから、今、申し上げましたように農業委員会とも連携して、対応するということが必要だと思いますので、真摯に検討していただきたいと思えます。

さて、市長にお伺いいたします。この有限会社の会社登記によりますと、5人の取締役がいらっしゃいまして、その筆頭に長野県東御市田中179-1、取締役、花岡利夫という氏名が筆頭に記載されておりますが、市長のことに間違いありませんね。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 今の質問では何が間違いないのか、よくわかりません。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 何がわからないかということをおっしゃいましたけれども、登記簿に記載されているのは事実ですねということです。事実、そのとおりですね。

○市長（花岡利夫君） 何の登記簿かわかりません。

○10番（平林千秋君） ご覧になりますか。わからないということなので、市長に登記簿を示したいがよろしいですか。

今、ご確認いたしました。間違いがないということでもあります。そこで市長はこの有限会社の取締役役員でありまして、本件転用申請について相談を受けたことがありますか。経緯はご存じで

しょうか。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 本件に関しましては、私が市長に就任する前に代表取締役をやっておりましたときに、7年前に購入して、仮登記をしてあった土地でございます。18号線に隣接しておりまして、市街地調整区域という市街化を促進すべき地域ということで、農振地域ではないという形の中で、農地転用可能であるということで農地転用を条件に仮登記したものでございますので、機会があれば農地転用の手続きをすべきものという土地として取締役の立場では、自分の責任のある土地であるということに関しては、間違いありません。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） それは登記簿にも記載されております。私がお伺いしたのは、この転用を条件にされた土地を転用にして、市の駐車場にするという、4月1日から現に市が使っているわけですが、その経緯について会社の役員としてもご承知ですねということをお伺いしたんです。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） そういうことに関しては、存じておりません。隣の土地を竹花組様がお借りになりまして、自社の駐車場としてお使いになるということで、そこでは不十分だということで、隣の土地に関して一部借用したいという申し入れがありまして、それに関して、それなら全部を駐車場として造成して、転用しようということになった経緯がございます。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） ですからその土地については、市長がよくご存じの土地でありまして、しかも竹花組との契約をする際、その土地は有限会社の土地であるということは当然明記されておりまして、当然市長としてもご存じですし、有限会社の役員としてもこの土地の由来についてはご存じだということでもあります。

もう1点、別な角度からお伺いしたいと思います。これは市長の資格にもかかわってくる問題でありまして、地方自治法第142条は自治体の長はその自治体と請負契約する当事者、あるいは会社の取締役等になることはできないと厳しく規定しております。その立法趣旨は、行政を利害関係のある私企業が隔離し、その職務の公正さを確保するということでもあります。143条、次条によって違反した場合は失職ということにも規定されております。市長はこの規定をご存じですね。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 私が市長が就任したときに、税務署及び総務部に確認をして、その旨問題ないという確認をとった上で、代表取締役をあえて辞任して、平取締役として就任しております。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 142条の規定は、代表取締役とか取締役とか区分していないんですよ。監査人なんかも含めてかなり広い規定をします。つまり当該会社の責任にある立場にある者たることができないという規定であります。この規定によって、有限会社のこの土地を市の公用車駐

車場として東御市が直接賃貸契約することは地方自治法上できません。これまでしてきた今回の事態は、東御市が有限会社との直接の契約を回避するために、あえて第三者の建設会社を介在させることにした、で、契約したと疑われても仕方がない事態だと思いますが、その点市長はこの疑問にどう答えられますか。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 市が直接有限会社御菓子処花岡の土地を借用することは何ら問題ないというふうに考えております。たまたま以前東部町が所有し、分譲した土地が入口にありまして、18号以外からは入れないという土地でありまして、その入口部分に関して竹花組様がお借りになっているということでございますので、通過という観点から継続して管理をお願いしたということが理由でありまして、何ら市が地主と直接契約しようとも問題はないというふうに認識しております。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） ちょっと驚くべきご答弁であります。142条の規定、それから地方議員に対しても92条ですか、私企業の直接当該市町村と契約する私企業についての役員たることはできないということは、議員も、それから首長も同等に規定しておりまして、今、政治倫理の上では一番大きなテーマになっているところであります。今、市長はあからさまに固有名詞をおっしゃいましたけれど、御菓子処花岡の取締役、自ら現にその地位を保持しながら、市長として契約する、それが許されるというご見解は極めて重大だと思います。そういう見解だと、市との癒着関係ということが疑われるんですよ。市の駐車場等の有効性というのは、全然別な次元でありまして、市政の運営の基本的な問題にかかわることです。速やかに是正する必要があります。

次に、2点申し上げます。1つ、東御市は農地法転用手続きで違法の疑いがある本件土地、県134-1の駐車場の賃貸について、先ほど申しましたように事実関係をよく検証し、契約を見直すこと、第2、花岡市長に申し上げます。あなた今、重大な見解を表明されましたが、あなたは当該有限会社の取締役でもあり、取締役の責任において同社に対して指摘された事実の是正を行うよう求めますし、当然市の全体の責任者として1、2も含めて真摯に対応していただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまご質問の中で、地方自治法142条についてちょっとこちらでご説明したいと思いますけれども、地方自治法142条につきましては、長、市長ですとか、市町村長ですね、の兼業の禁止をうたった内容でございます。その内容につきましては地方公共団体とその長との請負契約については、取締役などの法人役員の場合については当該法人の業務の主要な部分を占めるときは禁止しているという趣旨でございます。このことからそういった法人と契約を行うに至った場合は、仮に本件の場合、土地所有者の方と契約を行ったとしても、その土地所有者の方の当該法人の主要業務ではないというふうに判断できますので、また市の職務執行において公正、適正を損なうおそれは高いとは言えないということで、その142条に抵触しているというふうには解しておりません。

- 10番（平林千秋君） 市長に答弁をお願いします、答弁者に指定しました。
- 議長（青木周次君） 市長、答えましたよ。今、こっちで総務部長が答えたから同じです。
- 10番（平林千秋君） いや、総務部長に最初答えて、2項目は市長に伺いますというふうに冒頭申し上げました。
- 議長（青木周次君） 市長。
- 市長（花岡利夫君） ただいまの質問が142条に規定されている事案に当たらないと、先ほど答弁したとおりでございます。
- 議長（青木周次君） 平林千秋君。
- 10番（平林千秋君） そういうご認識が重大だということをご指摘しておきます。私は速やかに是正措置とらないと、市政に対する、市政運営に対する不信が高まるのではないかというふうに思っているんですよ。それで総務部長がご答弁で、主要な事業でないからという趣旨のことをおっしゃいましたけれど、142条はそういう規定をしておきませんで、当該請負契約する法人の取締役たることはできないという規定でありまして、その解釈もいかなものかと思います。

そこでこの際、このやりとりをお聞きの農業委員会及び農業委員会事務局にも申し上げておきたいと思えます。私が指摘した本件申請の経過と実態をよく調査して、東御市農業委員会及び県農業会議に報告して、判断を仰ぐこと、これも強く要請しておきます。

それで繰り返しますが、市政の運営とそれを指揮する市長という立場からも、そしてこの有限会社の取締役という立場からも、やっぱり市長は自らの責任において対処されることを強く求めておきたいと思えます。私の指摘を真摯に受けとめていただきたいと思えます。あいまいな対応は本当に許せないと思えます。市政の運営は最低限しっかりとした法令を、しっかりと法令等遵守し、公正な行政運営に努めなければなりません。市民からいささかの疑念や不信感も持たれないようにすべきであります。市長は本議会の冒頭、残念ながら起きていた消防団員の不祥事に触れて、法令の遵守と倫理の保持徹底、自らを一層厳しく律することの重要性を強調されました。今回のように市役所が使う駐車場だからとか、あるいは市長がかかわる会社の申請だからとかということで、市役所でもチェックできない、そして今、市長のご答弁のような姿勢だったら、市政の信頼、権威を失墜させかねません。農業委員会の審議、決定について、こうした事態を放置したままでは農業委員会はもとより東御市の農地行政の信頼を損なうことにもなります。このやりとり、多くの市民の方が聞いていらっしやると思えますけれど、あいまいな対応をするならリアクションが起きるかもしれません。適切、迅速な対応を重ねて求めておきたいと思えます。

あと残りの時間2分ですが、ご答弁を用意していただいた健康福祉部に申しわけないんですが、最後に1点、障害者控除対象者認定制度について伺います。ご説明がありましたように介護認定を受けている方は誰でもこの障害者控除認定制度の対象者になり得るんです。この制度は非常に有用な制度でありまして、特別障害者相当で所得税40万円、住民税30万円の控除が受けられます。税率10%ということですので、国税で4万円、住民税で3万円の控除が、税額控除

受けられるというふうになっておるんですが、実際の適用は先ほどご答弁がありましたように10件、7件ということであります。東御市の障害者認定を受けている方およそ1,500名、そのうち既に障害者手帳をお持ちの方が400名ちょっと、400から500ですね。そうすると1,000名の方がこの有利な控除が受けられる、税金の低減を受けられるという可能性がある数であります。しかし東御市でのPRが十分でありませんで、確かに確定申告時にそういう記載があるんですけど、介護認定を受けているだけでこの控除の対象にはなりませんという書き方で始まるんですね。うんと否定的な書き方になっているんです。実態は介護認定を受けていれば、この障害者控除対象認定制度の対象になり得ますよと、まず申請してみてくださいという形で、市民の方にお知らせして、手続きも簡略にできるような方策をとることが必要だと思います。

そしてこれは税法上の規定によりまして、過年度にさかのぼって申請できるという規定もございます。そのこともよくわかるように周知していただきたいと思いますが、具体的な検討をお願いいたします。どうでしょうか。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ただいまご質問のありました障害者控除対象者の認定制度でございますが、確かにこの仕組みを知っていらっしゃる方、そんなに多くないというのが現状ではないかというふうに思います。人数のお示しも先ほどございましたが、多くは非課税対象となる皆さんが多いという中でこの仕組みというところもご指摘をしたいというふうに思います。

そうは言いますが、現在、確定申告時に全世帯に配付しておりますお知らせの中での文章の表現方法等につきましては、わかりづらい点もございます。もう少しその辺につきましては親切な説明に努めてまいりたいというふうにも思いますし、また広報等を通じての周知もあわせて行っていきたいというふうに思っております。

それから過去にさかのぼってこの制度を申請をして、過去の申告をし直すということも可能であります。この制度におきましては、何も確定申告時ばかりではなくて、随時福祉の窓口で申請をすることができますので、そういった場合も含めまして福祉課の方にご相談をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 他市町村で有効にしている事例もお示ししてありますので、参考にしていただいて、対処いただきたいと思います。

介護保険の大改定について、これが本当は大問題になるんです。本格的には9月議会になると思いますので、残念ながら今日、幾つか質問もしたいことがあったんですが、継続して取り上げてまいります。ぜひ最初にご答弁がありましたように、老後の生活に非常にかかわることなので、従前のサービスが低下しないようにするというを基本に置きながら、新しい計画を立てていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（青木周次君） 受付番号23 子育て支援について、受付番号24 高地トレーニング用プール施設について。1番、窪田俊介君。

窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 日本共産党の窪田俊介です。通告に従い、質問をしていきます。

まず子育て支援についてです。今回、毎回質問同じではないかと言われますが、継続して質問してまいりますので、今回は子ども・子育て支援新制度の事業計画策定について主に質問してまいりたいと思います。

3月からこれまでに、遅れていた新制度にかかわる内閣府、厚労省、文科省などの府省令が4月末に公布されました。また5月末には、より詳しい公定価格の仮単価表が示されました。新制度では大枠は政府が決めますが、実際に各種事業を地域でどのように展開していくかは市町村が決めます。かなりの裁量権が市町村にゆだねられています。府省令をもとに基準の条例を定めるなど、来年4月からの施行を目指して地方版子ども・子育て会議での作業が急ピッチで進められているわけです。

各都道府県、市町村の作業の1つが、先ほど申しました事業計画策定であります。5年を1期とした事業計画を必ず策定しなければなりません。これは法律に基づいたもので、国費の支給に直結しているため、市町村が独自につくっていた計画とは位置づけが異なります。地域において学校教育、保育の提供体制を確保し、地域の子ども・子育て支援事業を着実に進めることとされています。この事業計画に基づいて、市町村は保育・子育て支援行政を実施していきますが、私はこの計画、どのような理念に基づいて事業計画を策定するかが重要になると考えております。

東御市の子育て支援を考える上でも、少し新制度の性格を見ておく必要があると思います。以前もちょっと説明をしていますけれども、改めて説明しますけれども、新制度は待機児童解消が課題となるような大都市部を念頭に置いた制度という性格があります。ですから今の子育て環境を東御市のように充実させて、人口増にしていきたい、そういった地域だったり、子どもが少ないために必要な保育を提供できなくなっている、そういう地域などの課題の解決には目が向けられていません。

また政府は待機児童解消をするために認可保育所を現行制度のもとで増やすのではなくて、保育をサービス業化して、そして経済対策に位置づけて解決する方向を目指しています。その仕組みを盛り込んでいるわけです。いずれにせよ新制度は保護者が様々な保育サービスを購入するといった考え方が根幹に流れています。現状の児童福祉法では、保育料は所得に応じて決まり、認可保育所であれば保育環境に大きな違いはありません。そのためよい保育を受けさせるために高い保育料を払うとか、保育料を安くしたいので保育環境が劣悪なところを選ぶというようなことはあまり生じていませんが、新制度のもとでは親の収入によって子どもの受ける保育に格差が発生する傾向が強まります。保護者と事業者の関係が消費者とサービス提供者と、そういう関係になってしまうとどうなるか。従来の保育では保護者も保育所の運営などに主体的にかかわるように、様々な場面で保

護者の参加を心がけてきたところです。親としての成長の機会になるから、そのためにやってきたんですが、これが単にサービスを消費するだけの関係になってしまえば、そうしたことはなくなってしまいます。東御市次世代育成支援計画のように、みんなが育ち輝く東御とした、社会全体で子育てにかかわって成長する、そういった理念とはかけ離れている、そういう制度の根幹があります。

以前の質問でも、東御市は新制度のもとでも子育てに選ばれる自治体になるよう市が主体となっていくことが答弁されました。そのためにもこうした制度の性格を押さえながらも、これからつくる事業計画や基準など、政府の案を丸ごとコピーするようなことはなく、東御市に合ったものになるように丁寧に取り組むことが重要と考えております。長くなりましたが、質問項目に入ります。

まず事業計画策定の今後のスケジュールはどのようになるか、伺います。次に、これから市が定めなければならない条例は何があるか、そして放課後児童クラブの設備と運営の基準については、どのような内容を条例化するのか、以上の3点について子育て支援の質問をします。

続いて、高地トレーニング用プール施設についてです。先月末に第2回の施設検討委員会が開催され、計画の具体化や整備スキームの検討も前回よりは進んだのではないかと、そう考えております。現状はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

まず施設の規模は、附帯施設も含めてどの程度のものをご想定しているのでしょうか。次に高地トレーニング用プール施設基本構想の冊子、この市で出している冊子ですが、この冊子のコンセプトの一部に、「アスリートの利用がない日は障がい者、子ども、高齢者も使いやすい、やさしい施設」、そう書いてあります。どのようなこの部分に関して検討がされているのか、伺いたいと思います。そして施設の建設を国へ要望しています、東御市は。この見通しはどうか、そしてまた応分の負担という言葉も同時に聞かれてくるんですが、どういうことか、お聞きしたいと思います。

以上で最初の質問といたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 受付番号23、窪田俊介議員の子育て支援についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、1点目の事業計画策定の今後のスケジュールについてでございますが、子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、本年2月に初回の子育て支援審議会を開催いたしまして、これまでに2回の会議を行ってきたところでございます。新たな制度についての概要説明を行うとともに、アンケート結果の分析や計画の骨子などについて審議をいただいていたところであります。今後におきましては、2回程度の審議会を開催する中で11月までに計画の具体的な内容を固める作業を行いまして、パブリックコメントを行った後に審議会の最終審査を経まして、来年の1月ごろまでには成案を策定していく予定でございます。

次に、2点目の今後市が定める条例についてのご質問でございますが、現時点で国、県の情報に基づき条例や規則など必要に応じて市が定める、これは基準等の項目の内容についてお答えをいたします。

まず特定教育・保育施設、または特定地域型保育園事業でございますが、これにつきましては利用定員や運営にかかわる基準を定めます。また地域型保育事業につきましては、家庭的保育園事業、事業所内保育事業、そして小規模保育園事業などがございしますが、これにつきましても設備や運営にかかわる基準を定める予定でございます。

そして放課後児童健全育成事業につきましては、放課後児童クラブの設備や運営にかかわる基準を定めることとなります。

このほかにも保育所への入所基準につきましては、保育の必要性の認定にかかわる基準を定めるほか、保育所の運営費用ですとか、利用者負担等につきましても基準を定めていくこととなります。

次に、3点目の放課後児童クラブの設備と運営基準における条例化の内容についてのご質問にお答えします。本件につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が、この平成26年4月30日に厚生労働省から示されたところでございます。その内容につきましては、従事する職員の基準、そして職員の数、それから定員等児童の集団の規模、そして児童1人当たりの面積など、いわゆる施設や設備に関すること、また開所日数や開所時間に関することなど、ほかにも複数の基準が盛り込まれておるところでございます。今後の対応といたしましては、これらの内容について従うべき基準、または参酌すべき基準など、示された基準についての内容の精査を行いながら、本市における実情を踏まえた上で条例化する内容を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 日本共産党、窪田俊介議員のご質問に私の方からお答えします。高地トレーニング用プール施設についてのご質問でございます。

市では、誘致活動を進めるに当たり調査、研究をはじめ基本構想、基本計画の作成を身体教育医学研究所に委託しております。同研究所はこの基本計画などの作成に当たり、関係機関、関係団体からなる施設検討委員会を設置し、現在、必要な設備や運営方針などについての検討を進めております。

ここで検討委員会の構成を申し上げますと、身体教育医学研究所の名誉所長で、日本体育大総合研究所長の武藤芳照先生を委員長に、篠原邦彦長野県水泳連盟理事長を副委員長とし、委員には伊藤学司長野県教育長、鈴木大地日本水泳連盟会長、パラリンピアンである成田真由美さん、青木剛日本オリンピック委員会副会長兼専務理事と私の7名で組織されております。先ごろ5月31日に、第2回の検討委員会が開催され、トレーニング施設として必要な施設の概要がほぼまとまったところであります。

施設の規模につきましては、50メートルの長水路プール10レーン、水深2メートル以上のものと、25メートル短水路プール6レーン、水深1.5メートル程度の2基を要望していくことといたしました。附随する施設として、トレーニングジムなどが見込まれますが、現時点で所要面積等の詳細については確定しておりません。

次に、基本構想でコンセプトとする「アスリートの利用のない日は障がい者、子ども、高齢者も使いやすい、やさしい施設」について、どのような検討がされているかにつきましては、当該施設はパラリンピアンを含むアスリートのためのトレーニング施設ですので、障がいの有無を問わず、利用することが可能なユニバーサルデザインを取り入れた施設でなくてはなりません。検討委員会の席では、バリアフリーはもとより広めの更衣スペースやエレベーターの導入などが検討されています。

次に、施設の建設につきましては現在、国に対して施設立地の適地としてトレーニング施設の建設に関する要望活動を行っておるところであります。既存の補助金制度の中で一自治体がこの施設を建設することは困難であり、またトップアスリートの競技力向上に関してはそもそも国の行う施策であります。したがってぜひとも国が主体となって推進していただくよう強く望むものであり、日本水泳連盟をはじめとする関係団体を筆頭に、長野県や市議会議員による誘致推進議員連盟とも連携し、引き続き粘り強く要望活動を行ってまいります。

また、市の観光協会や体育協会をはじめ市内各種団体の皆様からも、高地トレーニング構想の推進に関する要望をいただいております中、近々誘致を推進する市民の皆様による会も発足していただくと聞き及んでおり、大変心強く思っております。

誘致への見通しとなりますと、決して容易なものではございませんが、夢の実現に向け、できることはすべてやるとの気概を持って臨んでおりますので、市民の皆様並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、応分の負担という言葉の持つ意味は、現在、行っております誘致に関する調査研究活動や建設推進に向けた条件整備のための経費や、誘致を考えている他の地域と同程度の協力をすること、設置者の希望要求に対しても考慮することを排除するものではないということを示したものであります。施設の運営費等につきましては、今後施設建設の具体的な計画が明らかになりましたら、関係機関との協議がなされていくものと思われまます。湯の丸高原をはじめ全国的に市の知名度が上がり、施設を利用するアスリートをはじめ東御市を訪れる人々が増えることにより、交流の機会が増え、消費活動が活発になり、経済効果が期待されますし、観光スポットとしてのイメージアップに伴い、他の産業にもはかり知れない波及効果が及ぶものと予想されます。

更にはトップアスリートと市民が一体となって、東京オリンピック・パラリンピックの成功を目指すことで生まれる夢や感動など、様々な地元益を勘案する中で、市といたしましても応分の負担も視野に入れつつ、末永くこの施設を維持していくことが何よりも大切であると考えております。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） それでは、これからは一問一答とさせていただきます。ある程度まとまったものはまとめて質問したいと思います。

子ども・子育て支援の問題について、スケジュールについては11月までに計画の具体的な内容をまとめる、そういう予定とのことでした。私、かなり忙しいなと思いましたがけれども、というの

は2点目で質問している、その制定しなければいけない条例とか基準、そういったものは来年度の保育園の入所にもかかわる問題がありまして、来年度の入所申込みは10月、11月ごろからたしか始まるはずですので、早々に整備しなければいけないと。そうした作業と同時並行して、先5年の計画を立てるので、頑張ってくださいとしか言いようがないんですが、そこは人員を増やすなりして、やっぱり東御市のこれまでの積み上げてきたものを生かす、そういった姿勢で臨んでいただきたいと思います。

それで条例や規則について質問していきたいと思います。保育所への入所基準に関して、保育の必要性の認定というのが今回行われるんですが、今度国が要件を整理して提示はしています。その内容を幾つか挙げると、親の状態に主に、親の就労状態に主に注目しているわけです。フルタイム、パート、夜間の勤務をしているとか、妊娠・出産している、病気、障がい、保護者が病気ととか、そういった状況、そういうものを見て保育が必要だという認定をするんですが、これまで保育の入所のために認定するためにしてきた基準とほとんど変わらないんですけども、この政府が示している10項目ばかりの内容、9項目ですかね、主に保護者の現状について焦点を当てている、そういう状態になっています。ただ、子どもの状態、子どもの置かれている状況に対しては着目されていないんですね。例えば障がいのあるお子さんなんかは、これまで集団療育が望まれるケース、そういったところなんかは入所、保育が必要だという形で入所を認めてきたと思うんですが、この点では本当に全国でも保育の必要性の事由にしっかり入れるべきではないかと、声が上がっています。

そこで伺いたいと思います。現在、東御市では障がいのあるお子さんの入所について、どう対応しているのか、また必要性の認定の事由として盛り込んでいく必要があると、障がい児のお子さん、障がいがある、でも療育が必要だという場合、入所ができますよと、保育の必要性として事由として扱いますよという、そういうふうにしていく必要があると考えますが、見解はいかがでしょうか。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 入所基準にかかわる今のお話の中で、障がいのあるお子さんへのお話でございます。2点質問をいただいておりますが、まず前提といたしまして、入所基準というものは今のところそれぞれ市町村等で国の方針に従って決めているというところが実情でございますが、今後におきましては恐らく規則になる可能性が高いと思いますが、そういったもので決めていくということになります。そういった中で、今回、国が示している基準と、それから現状ということではありますが、まず現在の運用でございますが、そういった障がいのあるお子さんが入園希望された場合には、園長や、それから健康保健課の保健師、それから場合によっては福祉課の障がい担当のケースワーカー、そういった皆さんで入園の可否について検討を行った後、最終的には市としてどうするかということを決めております。もちろんこれは保護者さんのヒアリング等も行いながら決めていくということでもあります。

そして入園となった場合でございますが、個別の対応が必要と思われる園児につきましては、加配の保育士をつけて対応しているというのが現状でございます。

そして次に新たな制度になった場合でございますが、こちらの方は既に国が示しております、先ほど議員からお話がありましたが、一般的な項目につきましては9から10項目、保育の必要性の基準を示しているということですが、それ以外にもう1点、優先利用というくくりが示されておりまして、その中に障がいの項目も入っております。ですので障がいの個別のケースについてを今後条文等で盛り込んでいくというところまではいきませんが、その優先利用という枠組みの中でしっかりと障がいを持つお子さんということが示されておりますので、その枠組みの中でこれまでどおり保護者やお子さんの視点に立った入園基準の取り扱いに心がけていきたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 新しい制度の優先利用の枠組みに入っているということで、私が見落としていたと思いますけれども、それでもやはりお子さんや保護者の立場に立ってやっていっていただくことが、私も大事だと思います。

次に、保育必要量というのがありまして、その認定について伺っていききたいと思います。これは事業計画のもとになる見込み量の算出にもかかってくるんですけども、保育短時間、保育標準時間、その子どもの必要な保育の時間というのが今度出てくるんですけども、その保育短時間の方の8時間の方の就労時間の下限について、1カ月当たり48時間から68時間以下の範囲で市町村が設定することとなっています。

そこで伺いますが、親の就労時間の下限についての検討はどうなっているか、伺いたいと思います。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 今回の制度の中で、そういった就労にかかわる条件としての1カ月の就労時間が大分緩和されるということが大きな目玉になっております。そういった中で、現在は1日おおむね5時間という基準の中でお子さんを保育しているということがございますが、新制度におきましては先ほど議員からお話がありましたように、48時間から68時間という1カ月の就労時間のことがありますので、そういう意味では基準が下がるということでございますので、今後におきましては当地域で行いましたアンケート調査によるやっぱり保護者の就労実態というものが一番でございますし、また就労を考えた場合にはこの圏域で就労されているということもございまして、そういった圏域の状況なども踏まえた中で、下限の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 就労時間の下限については、いろいろほかの自治体も既に決めているところもありまして、今まで東御市はおおむね1日5時間という基準があつて、それより下がるということですので、これまで特に定めないという自治体もありますので、審議会ですういったものをテーブルに乗せて検討していただくことをお願いしておきたいと思っております。

ちょっと今までと違った認定とか、必要量の認定とか、そういったものが入ってくるんですが、この新制度への移行に伴って現在、入所しているお子さんたちにも当然保育時間、標準時間、短時間の認定がされてくると思うんですね。これまで等しく保育されていた児童の間に、標準時間、短時間の差が出てきて、急に対応が変わってしまうことがないだろうかという、そういう懸念もあります。現在、入所しているお子さんたちへの対応はどう考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 先ほども答弁した中でございましたが、基準が現在よりも下がっていくということがございますので、基本的には現在、既に入園されているお子様にとって不利益になっていくということは考えづらい状況であります。ですので基本的に来年の4月以降になりましても、急な変化が出てくるということは考えづらい状況であるというふうに考えております。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 今、入所しているお子さんたちにはあまり影響は考えられないということでした。そうであればいいかなと思います。

次に、運営や基準にかかわる条例づくりが必要な内容について、ちょっと一部分ですけれども例を挙げて伺っていきたくと思います。新しく地域型保育給付という、ちょっと名前を言えば居宅訪問型保育とか、家庭的保育、事業所内保育、小規模保育など、3歳未満児が対象となる事業が加わります。この設備や運営にかかわる基準を考えると、今までの既に行っているところや、今までの保育所の基準からするとどうも基準が下がっているというか、コストが安く済むようにつくられているという、そういう話がされています。当然子どもたちは保育の必要性、認定量、保育が必要だと、みんな認定されるんですけれども、入所する施設によって受ける保育の質が変わってくるという、そういうことがあるようです。保育の平等性の観点から、やっぱりこうした新しい事業に対しても検討される必要があると私は考えています。

例として伺いますが、小規模保育A、B、Cとあるんですが、従うべき基準の中の職員の資格と員数、それと保育室の面積基準などについて、現在、市内保育所で行われている未満児保育の条件とともに教えていただきたいと思っております。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 初めに、まず地域型保育給付という耳慣れない言葉が出ておりますが、まさに先ほど議員からもご紹介がありましたが、都市部における待機児童の解消というものを目的に、小規模で保育を行いやすくするための措置ということで、4種類の事業がこの中で認められてくるということでありまして、今までは一般的に認可外保育所ということで運営がなされていたわけですが、今度は地域型保育給付ということできちんと位置づけをして、その中で運営をしていくということになります。ご案内のように、当市におきましては公立保育園の建替えが進みまして、これだけかなり充実した環境になっておりまして、未満児も含めて現在のところ待機児童はおらないという状況でございますが、市内でこういった事業を行いたいということがあった場合に

は、この法律のもとに行っていくこととなりますので、市としてもこの条例等については整備をしていかなければいけないというまず前提がございます。

そういった中で、今、ご質問がありました職員の資格でございますが、小規模保育の中にはA、B、Cと3種類ありますが、主にA型については一般的な規定になっておりますので、保育園とそう大差はないということでございますが、より小規模になるB型、C型におきましては保育士の数は2分の1、職員のいわゆる2分の1以上で可とする、または保育士と同等以上の経験者であれば市町村長の認めた者で可とするというような、多少緩い基準が示されております。対しまして市立保育園でございますが、ご案内のようにすべて保育士の資格を持った職員で現在は運用しているという状況でございます。

それから職員数でございますが、こちらも基本的には保育園の基準とそう変わらない運用でございまして、3歳未満児というお話が先ほどありましたが、その中で0歳児につきましては園児3人について1人の職員、保育士、それから1、2歳児につきましては園児6人に対して1人の職員の配置という、最低の基準がそういうところだということを示されております。

そういった中で、市もこの基準に沿って市立保育園を運営しておりますが、そんな中で1歳児だけは6人ではなくて5人に1人の保育士をつけるという上乘せの基準を行って現在は運用しているという状況でございます。そんな運用でございます。

それから保育室の面積でございますが、こちらは園児1人について、その年齢ですとか、用途に応じて決められておるところがございまして、1人当たり1.98平米から3.3平米の中で行っていくということございまして、こちらの方は参酌すべき基準という規定になっております。現在、市立保育園におきましてもこれと同等の1.98平米から3.3平米の広さを確保して保育を行っているという状況でございます。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 施設面積など、そんなに大差はないという形でしたが、小規模A、B、Cと何種類もあるんですけれども、少なくともB・C型などは保育士の資格、職員の資格要件が緩いということで、よく乳児の保育所に預けて死亡するような、そういった事故が起こる、そういう例が全国にもあるんですけれども、そういった事件の内容を見ますと経験の浅い保育士さんだったり、1人で何人も見ていると。親が預けたほんのわずか数時間後に亡くなるというケースが本当に多いらしいです。ですからこういった少なくとも子どもたちの命を守る条件については、もちろん認可外保育園の現状から入りやすいところに移行してくるというのがあるんですけれども、やはり何らかの支援、そういった命を守るためにも必要な支援、職員の資格、もうちょっと拡充するとか、そういったことを考えていかなければいけないのではないかと私は思っております。

それで給食の設備なんかについても、東御市内みんな自園調理していますけれども、小規模保育事業所なんかは連携施設からの搬入も容認していますけれども、そういったところ、実際にできたらの話になりますけれども、アレルギー対策とかそういったものもやっていかなければいけない。

そうすると市内の例えば保育所が連携するとなると、やはりそこへも負担がかかってくるといったことで、なかなかいろいろなことが考えられるんですけども、やはり同じ保育認定を受けて保育を受けるんだから、やはり不平等なことが起こるということはないように、公平な保育が受けられる環境の整備ということをまず念頭に、こうした様々な事業の条例を定めていただきたいと思います。

続いて、放課後児童クラブについて伺っていきたいと思います。児童クラブも前回、学年の制限がなくなって小学生ということで全学年対象になるということを行いましたけれども、ニーズ調査が終わったこの時点で、内閣府が4月14日締切で都道府県放課後児童健全育成事業のニーズ調査の途中ですけども、量の見込みの仮の報告を求めています。その東御市のそこに報告した数値がわかるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 今回行われましたアンケートにおきます児童クラブの量の見込みの数字でございます。放課後児童健全育成事業といたしまして5歳時点での利用意向をもとにした量の見込み、小学校1年から3年では5歳児時点で29年度に173人、31年度に169人、小学校4年生から6年生、高学年でございますが、29年度に166人、31年度に174人、このうち就学時の利用意向をもとにした量の見込みであります。低学年におきましては29年度で116人、31年度で112人、高学年につきましては29年度で112人、31年度に116人という数字でございますけれども、今回の量の見込みの調査につきましては、調査の中でこういう説明がございます。「量の見込みの確定値の把握を目的としたものではなく、平成27年度以降の子ども・子育て支援の充実の検討における材料の1つとするため」ということでありまして、あくまでも目安として行われた数値という認識でございます。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） そうですね、あくまでも産業競争力会議で新たな子育て支援の成長戦略のところに盛り込むためにデータ提出を求めた仮の数字です。ですが私、この数字、教えていただいて、そんなに今と変わらないのかなと、5年後ですね、とか数年後先なんですけど、そんなにやっぱり今、児童館を利用されているお子さんの量とそんなに変わりはないのかなと思いました。

東御市の人口の推移は、たしか私、市の資料を見て覚えているのは、0歳から14歳までの階層では毎年60人ずつぐらい減少していく傾向だったと思います。その反対に65歳以上は100人ずつ増加する、そういう傾向があるんですけども、減少はするけれどやっぱり要求は高いんだなと、そういう感想を持ちました。先日も児童館についての質問もありましたけれども、やっぱり学童の保育の部分も充実していく必要があると私は思っております。

ここにも新たな基準について国が条件を示しているんですが、それについてお伺いします。現在の児童クラブの職員の資格、それと人数、それと新制度で国が示している条件がどうなっているのか、また参酌基準で示されている施設面積と現状の対比でどうなっているのか、教えてください。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 現在の職員の資格人数と新制度で国が示している条件はどうか、また参酌すべきとされている面積基準、現状はどうかという質問でございます。現在、単独で運営しております4つの児童クラブについて申し上げますと、各クラブ2名の配置で合計8名でございます。資格の内容といたしましては小学校、あるいは中学校の教諭が2名、保育士あるいは幼稚園教諭の資格者が3名、社会福祉士が1名、その他が2名という現状内訳でございます。

新制度におきましては、各施設2名以上、また資格基準につきましては保育士、社会福祉士、2年以上児童福祉事業に従事した者、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭資格者、大学で社会福祉学、心理学、教育学等の課程を修めて卒業した者という要件であります。

また参酌基準で示されております施設面積につきましては、児童1人につきおおむね1.65平米以上、現状を申し上げますと田中につきましては現状1人当たり、定員で換算をいたしますと2.45平米、滋野は1.75平米、祢津は2.45平米、和は2.05平米ということで、今後参酌すべき1.65平米の基準をすべて現状で満たしているという現状でございます。

○議長（青木周次君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 午後も引き続きよろしく申し上げます。

先ほどは児童クラブの現状、施設面積について報告していただきました。新しい基準に対しても十分あるとされる数字が報告されましたけれども、現状では小学校3年生までという、そういう区切りをして受け入れている状態です。ですから本来のこの制度の6年生までの、小学生の受け入れをするとどうなるかということもあります。いずれにしても児童クラブへの要望というのはあるわけですから、今回の事業計画の中に、それに対するサービス提供のそういった計画を盛り込む必要があります。そういう点で、今後のこの児童クラブのことについて、どう検討していくのか、その考え方を伺いたいと思います。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） お答えをいたします。今回、国が示した基準、省令で従うべき基準とされました従事者の資格、人数など、また参酌すべき基準としての施設の面積、時間などを考慮した上で定めてまいるということであろうかと思っておりますけれども、今回、一番変わりますのはご指摘のようにこれまで「おおむね10歳未満の留守家庭の小学生」としていたものを小学校全般に拡大する方針が国で示された、それに対する対応をどうするかということであろうかと思っております。この件に関しましては、放課後の児童の居場所ということで一昨年来ご意見もいただいておりますし、

需要といたしますか、保護者の希望があることは承知はしております。現状の施設を急に変えるわけにはまいりませんが、今回の計画の中では先々に向かいまして、そういったことも踏まえて対応する必要を認識しておるところでございます。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） しっかり事業計画の中にこうした児童クラブの要望が盛り込まれるようにしていただきたいと思います。

私、この今年1月に行われた子どもの成長と子育ての支援に関するアンケート調査結果、少し見せていただきました。すべてに目を通してはいませんが、就学前の児童の保護者を対象にしたアンケートで、現在の子どもの人数と子どもの理想の数についても、傾向をまとめたところのそのコメントを見て、私、注目しました。回答結果のまとめでは、子どもが現在1人の方は理想とする人数は3人が最も多く、子どもさんが現在2人の方でも、理想とする人数は3人とする方が多かったとして、子どもが現在1人、2人の方は、今よりもう1人子どもが多い方が理想のようだとしています。

先ほども申しましたけれども、東御市の人口の減少の推計でいくと、毎年60人ぐらいつつ0歳から14歳までの階層は減っていきます。ですけれどもこうした先ほどのアンケートの結果を見ますと、やはり様々な社会的要因はあるんですけれども子育て支援、適切な支援があれば、こうした減少の傾向も少しでも和らげることができるのではないかと私は考えております。

それで子育ての質問の最後になりますけれども、今年度から保育料について細分化して、軽減化する措置がとられていますけれども、これについて新制度への移行でも継続すると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 本年4月から引き下げをした保育料について、来年の新制度移行、どうなるのかというご質問でございますけれども、新しい制度になったときに保育の保育時間というものも少し変わります。標準時間というもの11時間のくくりになりまして、短時間保育と呼ばれるものが8時間というくくりに変更になっていくということがございます。したがって現状ですと8時間を標準に、それ以外の部分は長時間保育料ということで設定をして、運営をしているということでございますので、新しい制度においてその8時間と11時間という2つのくくりの保育料の決め方をどのようにしていくのかということが、今後の検討課題となっております。ですのでこの部分についてはまだ情報がなく、どんなような設定にしていこうかがわかっておらないところが多いわけでございます。ですのでここではっきりと申し上げることはできません。しかしながら本年4月に保育料の見直しを行ったわけでございますので、長時間も含めたトータルという意味での保育料の中で、水準を下げていくということについては、考えづらい現状であるというふうに思っております。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 全体として水準を維持していくということでした。

それでは次に、高地トレーニングについて、プールについての質問に移りたいと思います。5月末の検討委員会でトレーニング施設として大分必要な概要が決まったとのことでした。幾つか今回新しく明らかになった点があったようです。プールは50メートルプールで10レーン、水深2メートル以上、25メートルプールが6レーンで水深1.5メートル程度を、要するに合計2基のプールを要望することのようです。たしか2月ごろの新聞とかで見たときは50メートルプール8レーン要望していくとしていたと思いますけれども、それが10レーンになった、その検討過程がどういう検討がされたのか、また25メートルプールについてもどういう検討でそうなったのか、教えていただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまのご質問、まず1点目ですが、50メートルプール8レーンと聞いていたものが10レーンになったという、この経過ということですが、これにつきましては実際には8レーンということですが、両側に1レーンずつ設けることによって、波とかの影響を受けなくするというので、実際には8レーンということでありまして、両側に1レーンずつ増やした形で作るというのが一般的ということでありまして、表現では10レーン程度と言っておりますけれども同様の内容でございます。

それから25メートルプールにつきましては、これは検討委員会での要望事項というようなことで、具体的な用途といたしましては、トップアスリートにとっては25メートルプールが若干リラックスできる場であるというようなお話がありました。また先ほどの答弁にもありまして、50メートルプールについては非常に水深が深いというようなことの中で、それほどのトップの方でない、一般の市民の利用も25メートルだとできるのではないかとということで、25メートルプールもということに今のところなっております。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） いずれにしてもこの50メートルプール10レーンの2メートル水深のと、25メートルプールをつけると。こうした附随するトレーニング施設などはまだ未定とのことだったと思いますが、プール施設だけは決まってきたようです。

そこで伺いますが、このプール2基、50メートル、25メートル、この2つ建設するならどのぐらいの費用になるのか、参考になる金額がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） このプールの施設ですね、総額いくらぐらいかというご質問かと思いますが、現段階では数字をお示しする段階ではないということでありまして。施設全体の内容がまだ決まっておきませんので、50メートル、25メートルにつきましては、そういう形で要望していきたいということでありまして、その他の附帯施設についてはまだ検討段階ということござ

います。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） わかりました。まだ全体が決まってこないとわからないということでありました。

次に、障がい者、子ども、高齢者も使いやすい施設ということについての質問になりますが、最初に答弁いただいた内容は、パラリンピアンを含むアスリートのトレーニング施設だから、ユニバーサルデザインが基本的にはベースであると、そういう答弁だったと思います。ただ、私が聞いたのは、「アスリートの利用がない日は」から始まるこの対象が恐らく一般の人ととらえられる施設機能について質問したんです。要するに安全・安心でやさしい施設、ちょっとコンセプトのところを読み上げますけれども、「オリンピック及びパラリンピックのトップアスリート及びコーチなど競技関係者のニーズを取り入れ、アスリートにやさしい施設にします。ユニバーサルデザインを取り入れ、アスリートの利用がない日は障がい者、子ども、高齢者も使いやすい、やさしい施設にします」。先ほどの答弁だと、この部分が要するにユニバーサルデザイン、パラリンピアンも含んでユニバーサルデザインになるのは当然ですと、だからついでに障がい者、子ども、高齢者も使いやすい、やさしい施設になりますだったらわかるんですけど、やさしい施設にしますなので、要するにアスリート向けではないところの施設の機能の検討というのがどうだったか、もう一回お伺いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 窪田議員のご質問にお答えいたします。1つは先ほど申しましたようにユニバーサルデザインということで、パラリンピアンも使いやすい施設にしていくということが大前提としてあると。それから昨日も日本陸連の幹部の皆さんが湯の丸にもお越しいただいて、候補地等見ていただいて、ぜひシャワーやなんかも、またクールダウンのプール等も使えると非常にうれしいというようにお話もいただいたところであります。そういうトップアスリートを中心とした施設がどのようなものかということをもまずはっきりさせていくと。同時にやっぱりより多くの皆様方にやっぱり使っていただくことをも想定して、施設整備、また運営に関してどのようなことが可能かということは今後検討していくという意味で、当初からスカイツリー型のひゅっという底辺の小さいものから、そうではなくてピラミッド型のより多くの可能性を秘めた施設を検討していきましようというイメージの中で出発しているということをごさいます、現時点において誰がどのように使うかということまでははっきりしていないということをごさいます。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 現時点でははっきりしていないということでした。私、ちょっとこのコンセプトには無理があるかなと実は思っているんです。一般の方々の利用というのをわざわざ高地のプールで、施設の機能に盛り込んでやるというのはちょっとメリットがないかなと思うんです。それはやっぱり山の上まで行ってプール、泳ぐ人がそんなにいるのかとか、どうせならやっぱりソフ

ト事業の方で、例えばデータとか、そういうのを活用して平地のプールでそういうプログラムを利用するとか、そういったことの方が現実的ではないかなと私は思っています。いずれにしても今後この部分に対しても答えが形になってくるのかなとっております。

次に、見通しと応分の負担という部分での答弁についてです。先ほどはトップアスリートの競技力向上はそもそも国の施策であると、ぜひ国が主体になってということで、容易ではないと思うけれども、できることはすべてやると、そういう意気込みだとおっしゃっていました。応分の負担というのは誘致に関する調査研究、条件整備のためのそういった附帯する環境整備にかかわる費用についてのことだと。ですからトレーニング施設はあくまで国に建設してもらおうということで、改めてお伺いしますが、よろしいでしょうか。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） これまでもそういうふうに関にも、県にもそういうことで何とかお願いしたいという話をしておりますし、日本水泳連盟も国の方にぜひつくっていただきたいというふうに要望をしていく方向で現時点で検討をさせていただいているということでございますので、そういうふうにお考えいただいて間違いはないというふうに認識しております。

○議長（青木周次君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 国が建設するというので、これからも進めていくということでした。今回、大分具体的な50メートルプール10レーンとか、そういったことが出てきたので、どのくらいの費用がかかるかなと、もしかすればわかるかなと思って。いずれにしてもやっぱり一自治体でできるものではないと私も思っております。恐らく今後いろいろ検討が進んで、事業の規模、費用とか明らかになってくると思うんですけども、やっぱりその時点でもう一回誘致活動についての一旦考え直すというか、そういうことが必要ではないかと私は思っております。

実は私もこの高地トレーニングプールのことについて、市民の方に「今、市は何をやっているんだい」ということを言われたので、今、誘致しているけれど、「国の制度はこんな感じで難しいんですよ」という話はしました。ですがそうしましたら市民の方が言ったのが、「同じ水ためるんだったらやっぱりため池の1つでもつくってもらった方がお百姓は安心して暮らせるよな」と、そういう言い方をしていました。ですからやっぱりある程度見えてきたところで、こういった市民の声も、普通感覚だなど、なるほど納得と私は思ったんですけども、そういった声に対してもしっかりもう一回検討することが必要ではないかと、そう思いますので、お願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（青木周次君） お知らせします。若林幹雄君から、先ほどの一般質問での発言について、一部訂正したい旨の届出がありましたので、これを許可します。

7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 7番、若林幹雄でございます。先ほどの私の一般質問の中において、国民健康保険税の関係で、平成26年度の法定外繰入金金額を3,800万円を誤って3億8,00

0万円（128ページの発言）と発言いたしました。おわびして訂正させていただきます。ご迷惑をおかけしました。

○議長（青木周次君） 受付番号25 農村環境の維持・保全について。3番、横山好範君。

横山好範君。

○3番（横山好範君） 3番、東翔の会の横山好範です。今回の一般質問も終盤近くになってまいりました。先ほどは大変緊張されたやりとりがありまして、大変お疲れだと思いますけれども、よろしく願いをいたします。私は1点、農村環境の維持・保全について、優しく質問をしていきたいと思っております。

農業・農村は食料をはじめとする農畜産物の生産により、住民の命を守り、生活の糧を確保するとともに、そういったことの役割を果たしつつ、地域経済を支えてきています。それに加えて、あるいはまたそれにも増して、農業を行い、耕作をすることによりまして農村の豊かな自然や美しい景観を守り続けてきました。しかしながらご案内のように農家戸数の減少、あるいは農業従事者の高齢化、遊休荒廃農地の増加などにより、集落機能や農村環境の維持が難しくなっている状況が多少にかかわらず多くの地域で見られ、大きな課題となってきているわけでありまして。農業・農村の環境を維持・保全していくためにはどうすればよいのでしょうか。

国では、こうした農村の維持・保全をしていくために多面的機能を発揮するための地域活動と、営農の継続を支援する日本型直接支払制度を今年度新たに創設いたしました。そこでまず以下5点についてお伺いをいたします。

1つ、東御市の農家数、農業従事者、耕作面積の現況と今までの推移はどうなっているのでしょうか。

2つ、農道、農業用排水路、畑かん等農業用施設の現状はどうなっていますか。

3つ、農業・農村の果たす役割をどのようにとらえていますか。

4つですが、農業用施設及び農村環境の維持・保全のためにどのような対策を実施してきていますか。

5つ、日本型直接支払制度の概要と、当市における取り組み状況はどうなっていますか。

以上、1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号25、横山好範議員の農村環境の維持・保全についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず東御市の農家数、農業従事者、耕作面積の推移についてでございますが、「農林業センサス」によりますと、平成22年では農家総数が2,547戸であり、5年前の平成17年と比較すると5%、138戸の減となっております。総農業従事者数については、調査対象となっておらず、把握ができておりません。耕作面積については、平成22年では1,765ヘクタールであり、平成17年と比較すると約1%増となっております。

続いて、農道、用排水路、畑かん等農業用施設の現状についてですが、農道延長は6万842メートルです。用排水路の延長については把握できておりませんが、畑かん施設については事業が完了した時点のかん水面積で360ヘクタールとなっています。ため池については、168カ所あります。

次に、農業・農村の果たす役割は何かについてですが、農業・農村は人々に食料を安定的に供給する役割に加えて、国土の保全、美しい景観の形成、伝統文化の継承など、すべての人々の暮らしに重要な役割を果たしております。しかし現在、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加、農業所得の減少等が進行するなど、農業・農村を取り巻く環境は厳しさを増しており、これらを克服し、未来への活力を取り戻すことは待ったなしの課題となっております。このため先ごろ策定しました第2次東御市総合計画では、東御ブランドの確立と新規特産品の振興、農地流動化の促進及び耕作放棄地の再生、農業の担い手の育成支援と安定的な農業経営の確立の3つの施策を柱に掲げ、農業振興を進めていくこととしました。

今後、農業者や関係する皆さんとともに、施策に基づいた様々な事業を行いながら、これらの課題を乗り越え、若者たちが希望を持てる強い農業と美しく活力ある農村の創造を目指します。

次に、農業用施設及び農村環境の維持・保全の対策については、従来、区、水利組合、土地改良区などの団体の皆さんや個々の農家の皆さんの力だけで農業環境が維持・保全されてきましたが、近年は農家数の減少や高齢化等により農地の管理が難しくなっています。そこで市では、農地・水保全管理支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度を活用し、農業者や地域住民が一体となって地域の農業を守るための活動を行う団体の活動費用を支援しています。

また、老朽化する農業用施設については、機能診断を行い、施設を計画的に更新し、保全管理するためのストックマネジメント事業のほか、従来の市単独土地改良事業により支援を行っています。

次に、日本型直接支払制度の概要と、その取り組み状況についてですが、日本型直接支払制度は平成26年度から国が農政の構造改革の一環として、既存の制度をもとに創設した制度です。1つ目には、農地・水保全管理支払交付金制度を組みかえ、拡充し、名称変更した、草刈り等の地域の共同活動や農業用施設の更新・改修を支援する多面的機能支払制度、2つ目には現行制度をそのまま継続した傾斜地にある集落の営農活動を支援する中山間地域等直接支払制度、3つ目には同じく現行を継続した化学肥料を低減するなど環境に配慮した営農活動に取り組む方を支援する、環境保全型農業直接支援制度があります。

26年度における当市の状況は、多面的機能支払制度には農地・水保全管理支払交付金制度から移行した12組織と新規に9組織が取り組む予定です。中山間地域等直接支払制度には、昨年度と同様に26組織が取り組んでおり、環境保全型農業直接支援制度については25年度で14件の実績がありますが、現在、要望を受け付けている段階でございます。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 農家数の推移につきましては、ただいまの5年前との比較を「農林業セン

サス」の数字をいただきましたが、5%ほど戸数で減っているということでありまして、耕作面積はあまり変わらないということなんです、もうちょっと長期的な推移を最初に見ておいていただきたいと思うわけなので、社会保障人口問題研究所の将来人口の予想も25年という、非常に遠い25年先のものを予測しながら将来の政策を展望しているわけなので、農業についても若干20くらい前とその戸数とか耕作面積、あるいは農業従事者も若干何か数字があるんじゃないかと思うんですが、何かありましたら教えていただければと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 「農業センサス」の中の資料でお答えしたいと思いますが、20年前の統計との比較についてですけれど、農家数につきましては平成22年が2,547戸で、平成2年、20年前ですが、と比較しますと約23%、756戸の減となっております。耕地面積については平成22年が1,765ヘクタールで、平成2年と比較すると約27%、638ヘクタールの減となっております。

次に、農業従事者の数値でございますが、同じく「農業センサス」によりますと、1年間農業だけに従事、または1年間の農業従事日数の方が多い兼業農家の方の人数、いわゆる農業就業人口でございますが、専門的農業者というふうにとらえていただければいいかなと思いますが、平成22年は2,090人で、20年前の平成2年と比較しますと約47%、1,811人の減となっております。また5年前の平成17年と比較しますと、約24%、645人の減となっております。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 20年間で農家数は約77%、耕作面積もほぼ同じだと思いますが、73%、販売農家の農業従事者ということにとらえている、専門的農業をやっている皆さんの人数が約5割ですかね、47%減ということですので、約5割というようなことで、非常に人数が減ってきていると。だけれど耕作面積はそれほど減っていない。減ってはいるんですが、そんなに減っていないというようなことで、若干そういった農業技術が発達し、作業の省力化が進んでいるということのを考慮いたしましても、1人当たりその耕作をしている面積というのは約1.6倍ぐらいになるのかなと、こういうふう思うわけなので、非常に多忙になってきていると、こういう状況であるということが実態であります。

こうした状況であります、今さらという感もありますが、現状ということで承知をしておく必要があるのかなということで、まず1点目にお伺いをいたしました。

次に、農道でございますが、先ほど最初の答弁の中で約60キロですか、キロ数に直すと約60キロというようなことで農道があるということなんです、いわゆる市道認定されている農道というのかなりあるかと思うんですが、こちら辺については実質農村においては市道認定されていても、純粋な農道であっても、同様に管理し利用されているということで、地域の管理に任されている部分が多いかと思うんですが、そういったものをどのくらいあるかというのは把握されているでしょうか、どうでしょう。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 周囲に農地しかなく、地元の皆さんで管理されている、いわゆる農道的な市道の延長につきましては、大変申しわけありませんが、把握しておりません。しかし私も相当数あるというふうな認識を持っているところでございます。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 把握されていないということではありますが、25年度の市道の延長というのは、1級、2級、その他というふうに分かれているんですが、その他に多分農道認定市道、市道認定の農道というのはその他に入るかと思うんですが、これが540キロあるということなので、その中の相当部分が農道というふうになる部分があるのではないかなという、そういうふうな感じがするわけです。

その次、畑かんでありますけれども、畑かんの設置年度はどういうふうな形で設置されているのでしょうか。また、当初設置されたときの受益面積は360ヘクタールということなんですが、その後大分減ってきたりする部分があるかと思うんですが、現状の面積というのはおわかりでしょうか。また、みんな十分に活用されているというふうな受けとめていらっしゃるのかどうか、その辺のところも教えていただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 畑地かんがいにつきましては、事業が竣工した時点の資料によりますと、和地区では県営畑地帯総合整備事業東部地区によりまして、昭和62年にかん水面積220ヘクタールが竣工、称津鞍掛地籍では県営畑地帯総合整備事業称津地区によりまして、平成4年にかん水面積103ヘクタールが竣工、滋野中屋敷地籍を中心としてですが、県営かんがい配水事業横堰地区によりまして、平成6年にかん水面積37ヘクタールが竣工されております。

現在の利用されています面積につきましては、残念ながら改良区等に問い合わせをしたところでございますが、ちょっとその集計がなされていないということで、現況の面積については承知、把握できていないということでございます。

いずれにいたしましても畑かんにつきましては、果樹を中心に市内では有効に利用され、反収の増加や収量、品質の安定につながっているものと考えております。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 古いものでは40年経過しているというようなことで、現場では非常に老朽化し、修繕が必要な部分がかかり出てきているというような状況であるかと思えます。左岸幹線は大改修が行われましたが、支線とか圃場内の配管の劣化も進んでおりまして、管の破裂とか漏水などが毎年水を通したときにかなりあちこちで出ているというような状況もお聞きをしているところでございますし、各場内配管等の部分については補修は個人が責任を持ってやるというような、そういうような状況になっておりますけれども、なかなか傷みがあちこちで出て、施設が修繕できないでせつかくの施設が利用できないというような話もお聞きをしている部分もあります。各それ

それぞれの組織の補修の経費というのは、大体年間どれぐらいかかっているのか、市の方ではどういった対応がなされているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 畑かんの補修経費につきましてですが、市で把握している部分につきましては、それぞれ畑かん施設の幹線及び支線にかかわるもので、平成25年度では補助金の申請があったものとして、補修件数が8件、経費の総額は275万8,000円となっております。このうち市では事業費の65%に当たる179万2,000円を補助金として交付しており、残りの35%に当たる96万6,000円につきましては、受益者負担として各組合に負担をお願いしているところでございます。

あと先ほどございました左岸幹線の幹線につきましては、神川沿岸土地改良区の方で管理していただいておりますので、その辺の費用についてはちょっと掌握しておりませんし、また議員の方からのお話の中にもありましたが、各圃場内の末端部分と言われる箇所につきましては、それぞれ土地所有者ですか、それぞれの農家に負担していただいているような状況がございますので、またその費用についても掌握していないような状況でございます。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 申請があったのが8件で275万円というようなことで、ちょっと何か少ないなというような感じでありまして、あとはどうしているのかなという感じは持ちますが、いずれにしても先ほどの圃場内の配管の傷みというのは非常に多くて、それぞれ各農家の個人が非常に苦勞されているということもありますので、またちょっとその辺のところもご承知おきいただければと思います。

農業・農村は食料を生産するほか、答弁にありましたように国土の保全とか美しい景観の形成、伝統文化の継承というようなことで、多くの役割を有しております。多面的機能というような言われ方もしていますが、そういったことでありますが、その効果は地域に生活するあらゆる人たちが享受していると、こういう状況であるかと思えます。

しかしながら農業の経営は決して簡単なものではなく、収益を上げて生活の糧を賄っていくということは並大抵の努力ではできません。一部非常に立派に経営をやられている方もあるわけですが、高齢化が進む農村地帯ではなかなか厳しい状況が続いていると、こういうことであります。食料を生産しながら、食べるものは自給できるといった農業の強みはあるわけで、そういったところで継続をしているという方も中にはいらっしゃるわけでありまして。

そういう中で、地域における共用、共通する部分でね、農道をはじめとする道路の関係、あるいは用排水路の管理、その他畑かんの360ヘクタール、若干減っていますが、そういったものの圃場内の管理とか、支線の管理、35%は自分持ちというような状況であるわけなんですけど、そういったもの、あるいはため池の168カ所の土手等の管理、そういったものがすべて農家にかかっていると、こういうような状況で、そういった労力とか経費まで十分農家だけで負担するというの

は、非常に困難な状況というのが出てきていると、この辺だけは認識をしておいていただきたいと、こういうふうに思います。

こうしたことから、農業・農村の施設、環境にかかわる経費について、市の方でも予算的に充実をしていっていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。市の単独の土地改良事業が1,400万円予算で盛られているわけですが、各区からの要望に対してどの程度こたえられて、土地改良でなくて市の建設課の方でやっている土木事業についても同様なんですけど、各地区の要望事項に対してそういった地域の補修工事等の要望に対して、どの程度こたえられているか。今回は土地改良事業を取り上げてお聞きをしているわけですが、その辺の状況を踏まえながら、少し増額をしていっていただくお考えがあるのかどうか、そういったところまで含めてちょっとお話をお伺いしたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 市単独土地改良事業の補助金の割り当て状況についてですが、平成25年度に要望のあった区は31区ございますが、複数箇所を要望している区があるため、要望数としては58カ所となっております。市では緊急性や区の優先順位等を考慮した上で、今年度19区に対して19カ所の実施内示をこの4月に各区長さんへご案内しているところでございます。単純に要望箇所と内示箇所を割りますと32.8%となりますが、区の要望箇所によっては地元負担金等の問題で実施が不可能な箇所も挙げてあることも考えられますので、実際の数値はもっと高いというふうに見込んでおります。

そういう中で、予算の増額につきましては、今後の突発的な災害や補修など、また緊急性のある箇所がある場合については、補正等により予算の追加を議会にお願いするようになることもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 要望に対して32.8%ということですが、各地区ではどうせ要望してもついてこないから本当はここをやってもらいたいのだけれど、1つだけに絞ってやるかという、そういう部分もうんと多いわけなんですよね。ですから本当にこの地域で要望している補修箇所というのはかなりの数に上るので、その辺のところはぜひそういった実態も踏まえてできるだけ、厳しい財政事情ではありますが、削れるところは削って、そういったところに少し回していただくような工夫もお願いをしたいと、こういうふうに思うわけがあります。

日本型直接支払制度についてであります。先ほどご答弁にありましたように今まで中山間地域等直接支払制度とか、あるいは環境の直接支払制度、あるいは農地・水保全管理等の事業を実施してきたということございまして、その制度と新しく考え方を変えた新しい事業を加えて、組みかえた事業が今回の日本型直接支払制度というような内容になっているということでもあります。今まで実施してきた3事業の中でやってきた中で、特記すべき成果というものをどういうふうにとらえていらっしゃるのか、あるいはまた特に大きな課題というようなものがありましたら、教えてい

きたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今まで行ってきました各制度の成果と課題についてですが、まず中山間地域直接支払制度及び農地・水保全管理支払制度についてですが、農業施設の維持、耕作放棄地の防止などに対しての成果があります。住民の共同活動により地域や農村景観が守られ、地域における一体感が生まれていると認識しております。

課題といたしましては、組織の役員さんにとって作業日程の調整や作業人員の確保、慣れない補助金の交付に要する書類の整備や工事資材等への支払いなど、事務的負担が大きいことが挙げられます。このため新たな多面的機能支払交付金の推進に当たりましては、引き続き役員の方々に事務研修会を開催し、きめ細やかな説明に努めるとともに、いつでも相談を受け付け、お力になれるよう最大限努力してまいりたいと考えております。

また、組織においてはできるだけ事務を分担して、それぞれの役員さんの負担を軽減するような体制づくりをお願いしていきたいと考えております。

環境保全型農業直接支払制度の成果としましては、有機栽培や無農薬栽培などによって化学肥料や農薬などの使用量を低減させています。ひいては地球温暖化の防止にもつながるものと考えております。

課題といたしましては、まだ取り組む農家が少ないことが挙げられますので、環境に関心のある農業者団体を中心に制度のご案内を行い、安全・安心の農産物の生産を更に拡大し、地域農産物のブランド化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） しばらくやってきた事業でありまして、かなり地元での共同体制が整ってきたとか、そういったことのメリットが出てきているかと思えます。今回の新しい制度につきましても、そういったものを継続する部分と、新たに創設された部分、多面的支払制度があるわけなんです。農地・水保全管理の部分も若干組みかえたというようなお話もございましたが、そういった中で実施できる補助というのは農振農用地に限られるというようなお話も聞いておりますが、農振農用地に限ってですが、田畑すべてのものが多面的機能支払の対象になるという、そういうふうなお話を聞く中で、現在、市全体で例えばみんながやった場合には、この事業をどのくらいの面積で取り組めるのか、継続して実施する団体が21団体あるというようなお話がありましたけれども、面積的に見れば全体の何%ぐらいを26年度実施していくことができるのか、そこらの2点についてお願いをいたしたいと思えます。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の多面的機能支払制度の交付対象となるのは、議員のおっしゃられたとおり農振農用地がすべて対象になります。この農振農用地の市の全体の面積につきましては、25年度末で2,742ヘクタールとなっております。今年26年度に実施予定である2

1 組織の地目別対象面積は、水田が611ヘクタール、畑が279ヘクタールを見込んでおりますので、合計では890ヘクタールとなります。したがって現在取り組んでいる面積を農振農用地全体で割りますと、32.5%というような割合になるかと思えます。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 32.5%ほどの26年度実施というようなことでありまして、新しく創設された事業ということでございますので、来年になればかなりそういった周りの状況を見ながら増えてくる状況もあるかと思えます。説明を聞く限り多面的機能支払制度というのは、先ほど言っているような農道の管理とか、あるいは用水路の管理とか、ため池の管理とか、そういった水田の土手の管理とか、そういったものに対する支援もできるというような、そういう状況でありまして、できるだけ多くの実施団体が出てきまして、市の支援するべき市単の土地改良事業を補てんしていくに余りあるそういった収入も各地域では見れるのではないかと、こういうふうなことも考えられるわけなので、市の予算の確保とあわせて、こういった事業の推進というものを推進していただければ、非常に市の財政としても助かる部分があるのではないかと、こういうふうに思うわけです。管理された農村・農地の景観というのは、そこに住む、あるいは訪れた人に潤いと安らぎをもたらしていることは多くの人が感じているところでありますし、今定例会においても市長のあいさつの中でも触れられているところであります。そしてこの環境を私たちの子どもや孫、あるいは子孫まで大切に守り育てていかなければならないことにも市長は言及をされました。全く同感でございます。

このために農地を管理する農業者だけでなく、地域に生活するすべての人たちの理解と参加が必要でありますし、新たに創設されたこの事業については、こうした地域活動へのインセンティブになると考えます。東御市のすばらしい環境が将来に向かって維持・保全され、安心して生活できるようにしなければなりません。農地の荒廃する前に有効活用の手を打つということが大切なように、農村環境の保全のためにはまだ大丈夫だという今のうちに、しっかりとした取り組みを進めていくことが重要だと、こういうふうに考えます。

多面的機能支払制度による事業については、実施可能なすべての地区、2,742ヘクタールあるということなんですが、耕作されていない圃場は抜くということでもありますので、これよりは若干減るかと思えますが、そういったすべての地区が取り組みを進めることができるように働きかけを行っていくことが必要と考えます。このためにも先ほどの答弁にもありましたように、各地区への説明をこまめに行い、支援をしながら、事業への理解を深めていってもらうことが大切であると考えます。

最後に市長に、この事業の取り組みの推進と、農村環境の維持・保全についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 横山議員のご質問にお答えします。

今、日本には1, 718の自治体がございます。そのうちの7割が5万人以下の小さな市町村で
ございます。東御市もその中に入っております。そして残りの3割、5万人以上の都市に日本の全
人口の8割が集中しております。つまり2割の人口で広大な地方を維持・管理していかなければい
けないという力関係に現在、入っているということでもあります。とても地方だけでは支え切れない
という状況にあることは、この数字を見ただけでも明らかであります。国家的な施策がどうしても
必要になってきているというふうに認識しておるところであります。今回、多面的機能を有する農
地保全のための直接支払制度が創設、拡充されてきたということは、誠に時宜を得たものではあると
いう認識を持っております。

これまで多くの農業従事者で維持管理されてきた農道や用水路、また土手やため池の管理等が、
農業者だけの責任では管理し切れないという状態の中で、そういう国全体の必要な事業として、市
としてもその仲介と現地における実践をぜひ広げてまいる必要を強く感じておるところであります。
特に東御市は景観に優れていて、そしてすっぴんが美しいというふうに考えております。このすっ
ぴんをしっかりと美しくあり続けるために、全体の力を発揮できる、そういうおもてなしというこ
とに関しても、これが東御市のすばらしいところであるということをやっぱり市民挙げて実現でき
るよう、市といたしましても最大の努力をしていくべきというふうに認識しておりますので、よろ
しくご理解とご協力、ご指導をお願いいたします。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 以上で終わります。

○議長（青木周次君） 受付番号26 学校給食における食物アレルギー対策について、受付番号
27 行政情報のオープンデータ推進の取り組みについて、受付番号28 ヘルプカードの普及促
進について、受付番号29 読書通帳の導入で読書意欲を高める取り組みについて。16番、依田
政雄君。

依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 16番、依田政雄です。私の質問が最後になりますけれども、本当に昨
日からで疲れていると思いますけれども、よろしく答弁をお願いしたいと思います。私も一生懸命
質問させていただきますので、難しい質問になるかと思いますが、ひとつよろしくご答弁を
お願いしたいと思います。

まず冒頭に当たりまして、昨日、そしてまた過日においても降ひょう被害があったわけでありま
すけれども、被害に遭われた皆さんには心よりお見舞いを申し上げます。では、よろしく
お願いいたします。

それでは4項目の質問を今回いたします。まず1項目めでございます。学校給食における食物ア
レルギー対策についてでございます。この学校給食における食物アレルギー対策に関する文部科学
省有識者会議の最終報告が本年3月にまとめた報告があるわけなんです、これは平成20年に文
科省が監修して発行された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく対応

の徹底が必要不可欠であると改めて確認されるとともに、今後の改善、充実、方策等について具体的に提案されております。

この会議は、平成20年12月に東京都調布市の小学生が給食後に食物アレルギーによる重篤な症状、いわゆるアナフィラキシーショックの疑いで死亡した事故を受け、公明党の強い要請でこの会議が設置されたわけでございますけれども、この事故の後、学校現場や家庭、更に医療の場において食物アレルギー対応への不安が出てきている、その背景には近年の食物アレルギーの急増と、診断、治療、管理の変化に伴う混乱があり、学校の中には学校給食における対応にちゅうちょするような状況が出てきているという指摘もあるわけでございます。

文部科学省においては、この報告書を踏まえて今後の学校給食における食物アレルギー対応について、更に所要の検討を進め、適切な対応を図られたいとしておるわけでございます。

そこでお伺いをいたすわけでございます。調査報告書を踏まえたガイドラインの周知徹底を促す取り組みについて、そして当市の学校給食における食物アレルギー対策について、実態とその取り組み等についてお伺いをいたします。

次に、2項目めでございます。行政情報のオープンデータ推進の取り組みについてお伺いをいたします。なかなか聞かれない言葉であるかと思うんですが、オープンデータとは広く開かれた利用が許可されているデータのことをいいます。行政機関が保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報などの公式データを利用しやすい形で公開することを指すのが一般的であります。近年より透明性を高め、市民の参画や行政と市民との協働を促進する流れを受けて、このオープンデータへの関心が高まりつつあるわけでございます。

地方自治体では私、調査してみたわけでありましてけれども、福井県の鯖江市などの取り組みは顕著でございます。東御市のこのオープンデータに対する考え方はどうなのか、また、公開することを含めてその取り組みの考え方についてお伺いをいたします。

次に、3項目めでございます。ヘルプカードの普及促進についてでございます。ご存じのとおりこのヘルプカードですから、助けを求めるというカードでございますが、障がいや難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするこのヘルプカードを作成、配付する動きが全国でも、また自治体においても広がりつつあるわけでございます。私、調べてみるんですけれども、ヘルプカードは本人や家族、支援者にとっての安心を与えるなどの意義があり、また障がい者の理解を深め、つながりのある地域づくりを目指すためにも大切であると私は思うわけでございます。

このヘルプカードには、緊急時や災害時だけでなく、日常的にも何か困ったことがあったときに、誰かに伝えたいこと、例えば緊急連絡先、アレルギー発作の症状、救急時に搬送してほしい病院、周りの人に配慮してほしいなどの困ったときの対処の仕方、障がいの特性と支援方法などを書くようになっておるわけでございます。カードを持った人にとっても、また周りの人にとっても災害時や緊急時だけでなく、避難生活が必要なときに役立つとされております。本人や周囲の人にとって

もかなり心強いものになっているようでございます。

東京都が作成したガイドライン、先駆して東京都、県レベルで進めているわけでありまして。そのガイドラインがあるわけですが、そのガイドラインのヘルプカードの意義として、本人にとっての安心、家族や支援者にとっての安心、情報とコミュニケーションを支援、そして障がいに対する理解の促進がガイドラインには載っているわけでございます。

私はこれは東御市においても、それを進めるべきだと、このように思いまして、ヘルプカードの意識についてと、それから2点目、普及促進についての取り組みをお伺いいたします。

それから4項目めでございますけれども、読書通帳の導入で読書意欲を高める取り組みについてお伺いいたします。過日、昨日より読書の重要さ、そして図書館の重要さについては同僚議員の方からもる質問があり、それに対しての重要性の認識というものを市としても答弁があったわけでございますが、私もそれを進めてこの読書通帳の導入で読書意欲を高めていく、これも大事ではないかということで質問をさせていただくわけでございます。

近年、活字離れが指摘される中で、市民に読書に親しんでもらう取り組みの1つとして、読書通帳を導入する動きが各地で見え始めております。未来を担う子どもたちが良書と出会うことで、完成を磨き、豊かな想像力、読解力を身につけていくことは、豊かな人間形成の上で必要であります。読書意欲を更に高めていただく一助として、読書通帳の活用を提案させていただきます。

この読書通帳とは、文部科学省の委託事業である読書大好き日本一推進事業の一環であるわけでございますけれども、どんな本をどのくらい読書したかが一目でわかるように、一冊の貯金通帳です。そのような形で読書通帳としてまとめたものでございます。通帳には本のタイトル、著者名、貸出日、感想を記帳し、読書履歴として長く活用していけるわけでございます。

こうしたユニークな取り組みは、図書環境のイメージチェンジを図り、読書に挑戦意欲がわき、成果に期待が持てるわけでございます。既に実績を上げている自治体も紹介をされているわけでございますけれども、現在、当市においても図書館利用の推進を図るため、様々な取り組みが行われております。通帳の導入で更に読書意欲を高め、図書館利用の推進につながると思うわけでございます。当市の読書通帳の推進についての取り組みをお伺いいたします。

以上、4項目の質問といたします。よろしく答弁を求め、第1回の質問を終わります。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号26、依田政雄議員の学校給食における食物アレルギー対策についての質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの周知徹底についてでございますが、学校給食におきましては学校給食衛生管理基準に従いながら、これまでも平成20年のガイドラインや平成24年に調布市で起きた事故を受けての文部科学省通知に基づきまして、学校給食における食物アレルギー対応を行っているところでございます。

取り組みの内容といたしましては、栄養士、調理員など直接かかわる職員はもちろんのこと、年

度当初に校長会及び教頭会でガイドラインに基づく除去食、代替食提供までの流れや体制について周知をし、全教職員へ伝達することで学校全体での取り組みとしているところでございます。

特にエピペンを処方されている児童・生徒のいる学校におきましては、緊急時のエピペン使用方法を含めた研修も行っております。本年3月には、学校給食におけるアレルギー対応の最終報告も示されたことから、ガイドラインに基づく対応を更に徹底してまいりたいと考えております。

次に、学校給食における食物アレルギー対策についての実態と取り組みでありますが、現在、医師の診断に基づいて学校給食で除去食、または代替食を提供しておりますのは、全児童・生徒2,560人のうち82人でございまして、全体の3.2%に当たります。食物アレルギーの有無の把握につきましては、全保護者に調査を実施して、各校の養護教諭、栄養士などが確認をし、対応が必要な児童・生徒においては保護者から医師の指示書を学校へ提出をいただいて、その指示書に基づいて対応しているということでございます。

また、新入生、新入児童へのアレルギー調査につきましては、2月の入学前説明会の際に行うことで、入学時当初から確実な対応ができるように準備をしており、また進級時にも改めて調査を実施いたしまして、年度ごとに指示書の確認をしております。症状が強い場合や複数の食品にアレルギーがある場合など、必要に応じまして保護者と校長、教頭、給食センター長、養護教諭、担任、栄養士、調理員が協議して学校給食における対応方法をそれぞれの子どもに対して決定をしているところであります。

給食室の対応といたしましては、除去食や代替食を確実に調理し、食器に盛りつけ、児童・生徒の氏名を記入して配膳し、教室におきましては献立表を掲示し、担任と児童・生徒本人が献立表を確認してから食べるようにも図っているところであります。

続きまして、受付番号29 読書通帳の導入で読書意欲を高める取り組みの質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

読書通帳とは、子どもたちの読書意欲を高めることを目的に、読んだ本のタイトルなどが銀行の預金通帳のように履歴として記録することができるもので、全国で数例、公立の図書館における導入があるとも聞いております。県内では7月に佐久市が既存の図書館システムの更新に合せまして導入を予定しておりまして、中学生以下は無料、高校生以上は1冊300円で通帳を購入して利用することができるというふうに聞いております。

読書通帳は、特に愛読家の利用や子どもへの意欲喚起に効果が期待できると思われませんが、各地での実績が定かでないことから、今のところその需要が見込めませんで、また当市で改めて別途にシステムを導入するためには既存の図書館システムとの連動、また記帳する機器の購入及び保守管理に多額の費用を要することも予想されることから、費用対効果や導入図書館の実績等を今後見定めてまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 続きまして、受付番号27、依田政雄議員の行政情報のオープンデー

タの推進の取り組みについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

オープンデータとは、行政が保有する各種の統計情報や座標値などの地理情報をコンピュータによる判読に適したデータ形式で、また、かつデータの加工などの2次利用が可能な利用条件により公開したデータと理解しております。国の取り組みとしまして、第2次安倍内閣の新たなIT戦略として、電子行政オープンデータ推進のための世界最先端IT国家創造宣言というものが、平成25年6月に閣議決定され、今後必要な法整備等を行いまして、新しい情報サービスの創出による経済の活性化など、国家戦略として取り組むこととなっております。

今のところ国から自治体に対してのオープンデータの推進に関する働きかけは特にはございませんが、福井県の鯖江市におきましては、市が公開したバスの時刻表とバス停の位置情報のデータを加工して、スマートフォンですとかパソコンなどで検索すると、バス停ですとか現在のバスの位置がわかるといったソフトウェアを民間企業が開発したという事例も報告されております。このようなオープンデータを地域の活性化に役立てようとする取り組みが始まっているということでございます。

しかしながら全国的には公開されたデータを加工して利用するためのソフトウェアも少ないことから、オープンデータの提供及び活用の取り組みは進んでいないという状況でございます。

東御市におきましては、人口推移などの各種統計情報をホームページにおきましてエクセル形式により公開しておりますが、そういったデータを2次利用するために必要な著作権ですとか、利用制限などのルール整備はできておりません。つきましては今後、国ですとか民間企業の動向、また市民ニーズに注視しつつ、データの提供に必要なルールの整備、公開方法及び費用対効果を検討した上で、できるものから順次行政情報のオープンデータ化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 受付番号28、依田政雄議員のヘルプカードの普及促進についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、ヘルプカードの認識についてのご質問でございますが、ヘルプカードは障がい者等支援を必要とする方が周囲へ手助けなど求めるための手段として、ただいま議員からもお話がありましたが、東京都が都内の統一様式を目指して推進している事業でありまして、特別区をはじめ東京都内の市町村においても採用されている仕組みでございます。また名称は異なりますが、同様の制度といたしまして他の自治体においても導入事例があり、県内でも一部の市町村で実施をしている状況でございます。

効果といたしましては、必要とする支援等の個人情報がカードに記載をされていることから、日常生活のほか災害をはじめ病気や発作等の緊急時におきまして、手助けを求めるための情報源として、ある程度効力を発揮するものと認識をしているところでございます。

次に、普及促進の取り組みについてのご質問でございますが、ヘルプカードの導入効果につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、既に導入をしている自治体におきましては、カー

ドの普及促進が課題となっております、当事者におけるニーズの検証が必要であると考えておるところでございます。

市といたしましては、今年度実施を予定しております第4期障害福祉計画、この策定過程の中でヘルプカード等の必要性について把握を行ってまいりたいと考えておりますが、普及促進を図るためにはやはり東京都のように県単位などの広域的な取り組みが必要であるというふうと考えておるところでございます。

○議長（青木周次君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

○議長（青木周次君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それでは、4項目についての質問に答弁をいただきました。これより一問一答で質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1項目めでございますけれども、学校給食における食物アレルギー対策についてであります。答弁にありましたけれども、現在、医師の診断に基づいて学校給食では除去、また代替食を提供しているのは、児童・生徒は85人である、これは非常に多いなというふうに私は認識いたしているところでございますけれども。また、ガイドラインに基づいての更に対応を徹底してまいりますと、このことに関しまして、私は前向きな答弁であるというふうに認識をいたしているところでございます。

私は学校給食でのアレルギー事故をどう防ぐか、このことについてが一番大事ではないかなというふうに思うわけでございます。文部科学省ではこの学校給食における食物アレルギー対応について、各自治体等における取り組み状況については今後継続的な把握に努めることとなっているわけでございます。今後も継続して食物アレルギー対策を行っていくことは、私は重要であると考えているわけでございます。

そこでお聞きをするわけでございます。学校給食における食物アレルギー対策については、調査研究協力会議の報告の中で提言されておりますけれども、その中で私、全部読んでみた中で、各教育委員会における対応というところがあるわけなんでございます。この中におきましてはどのようなことを対応していくかということについても載っているわけでございますが、これは大きく分けると1つ、いわゆる学校におけるアレルギー対応についての方向性の明示であります。この中には2点あるわけなんです、1点目は学校における食物アレルギー対応については、学校ガイドラインや管理指導表を活用しながら、関係者が共通認識を持って対応に当たることが重要であることについて、教育委員会内での共通理解のもとにその推進を図ることになっております。2点目でありまして、学校関係者、医療関係者、消防機関等の関係者と定期的に協議の場を設け、管内の学校の調

理場等の施設整備や人員配置、またアレルギーのある児童・生徒の情報については、関係者間で共有しながら具体的なアレルギー対応について一定の指針を示すというふうになっております。

それから大きく分けて2つ目でございますが、アレルギー対策の研修会の充実であります。その中にも2点ありますが、1点目はアレルギー対応の研修会等について一定の質を確保しつつ、管理職や教諭、養護教諭、栄養教諭、調理員、その他給食関係者など、職種にかかわらず全教職員がアレルギー対応について学ぶ機会を提供すること、また、これらの取り組みに継続性を持たせるため、管理職や危機管理研修に位置づけるなどの工夫をすることとなっております。

2点目でございますが、学校単位での校内研修の実施を進めるとともに、それら研修会への講師派遣等について協力することというふうになっております。

答弁にありましたように、ガイドラインについても、また、このアレルギー対策についてもされているというふうな答弁であります。私はこのことについては前向きな答弁であるというふうに先ほど申し上げました。と思うわけでございますが、更に継続性という、進めていくにおいては、ただいま教育委員会に対応という中で示されていることについての、私、今、申し上げたそのことについてはすべて対応されているか、またはその認識についてお伺いをします。これの最初の質問とさせていただきます。よろしく答弁をお願いします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 学校における食物アレルギー対応につきまして、4点ご質問をいただいたかと思います。

1点目でございますけれども、教育委員会内で共通理解のもとに対応が図られているかと、先ほどご説明を申し上げましたとおり、教育委員会の事務局はもとよりでございますけれども、管理職員、それから現場の調理師に至るまで、年度当初にきちんとそれぞれの子どもに対しての対応策を協議しながら対応している、きちんとできているというふうに共通認識は図られているというふうに考えております。

2点目、学校関係者ばかりでなく医療関係者、あるいは消防機関等との協議の場を設け、アレルギー対応についての一定の指針を示しているのかと。今回の最終報告の中で、国からそういった指針を示すよう求められているところでございます。対応につきましては、十分な対応はできているとは思いますが、定期的に消防、あるいは医療関係とも協議を定期的に行ってはおりません。必要に応じて協議をしているというのが実態でございます。特に消防機関との連携につきましては、万一有事の際に救急隊を呼んだときに、症状、状況を正確に伝えるために、昨年議会でご提案をいただきました児童・生徒に安心カードを配付しておりまして、保健調査表のほか、この安心カードを使いまして救急隊に連絡、伝える体制を整えておるところでございます。

それぞれの対応につきましては、図られる、考えられる手立てをとっているところではございますが、国が今回言っております一定の方針といった明文化したものは現在のところございません。

3点目でございますけれども、研修の機会の提供、あるいは管理職、また危機管理研修を行って

いるかということであります。調布市の事件があって以降、特に県教委主催の研修会、これには養護教諭、栄養士が参加をしておりますし、市の教育委員会独自で開催をいたしております栄養士、調理員の全員研修の中でも、食物アレルギーについての研修を実施し、周知徹底を深めたところでございます。また本年5月には、県教委が実施をいたしました校長会におきましても、今回の最終答申を受けてかと思えますけれども、食物アレルギー対応についての研修が実施をされております。

なお危機管理上はアレルギー、万一そういった事態が発生した場合に対応するため、各校におきます危機管理マニュアルの中にもアレルギーの事故の際でのマニュアルを定めておりまして、きちんとした対応ができるようにということで徹底をしております。

4点目の校内で行われる研修等への講師の派遣、また、それを継続しているかということであろうかと思いますが、学校単位での研修会も実施をしております、今後も継続的に実施する予定でございます。ただ、講師につきましては、市教委の中にも講師を務められるだけの人材はおりませんので、「学校の管理下における食物アレルギーへの対応」という日本スポーツ振興センターが作成をいたしましたDVDがございまして、それによりまして研修をしているという実情であります。

○議長（青木周次君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 私が教育委員会の対応ということに書きましたが、それに対して答弁をいただいたわけでございます。

まず私はその対応については、されているなというふうには、その辺については何回も言いますが、けれども評価をし、それについても十分対応しているということに関しては、感謝をいたすところでございますけれども、私はなぜこのことについて申し上げたか、一定の指針を示すというのは示していないというふうには答弁にあったわけでございますが、例えば学校現場の抱えている不安というんですか、例えばショックを緩和する自己注射液、いわゆるエピペンに関することがあるわけなんですけれども、そういう解釈については厚生労働省なり、また文部科学省から新たに一步進んだ見解が示されているわけで、ご存じかと思えますけれども、示されているわけです。どういうことかといいますと、学校現場等で児童・生徒がアナフィラキシーショックに陥り、生命が危険な状態である場合には、救命の現場に居合せた教職員がエピペンを自ら注射できない本人にかわって注射する場合はガイドラインにおいて示している内容に即して、教職員が注射を行うものであれば、これは医師法に違反していない、このようにガイドラインはなっているわけなんですけれども、いざ現場でやるとやっぱりその辺のところの教職員の不安というんですか、その辺のところやっぱりある面でいくと教育委員会なりから一定のそういうことに関しての指針が示されていれば、不安なくできるという、その辺の問題があるわけなんです、その辺のところについて、私はやっぱり学校に対しての食物アレルギーの一定の指針というのは、教育委員会の方でガイドラインを私は示すべきではないかと思うわけでありますが、そのことについて再度お聞きをいたします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 教育委員会として一定の指針を定め、示すべきであるという再質問で

ございます。アナフィラキシーショックにつきましては、調布市の例で大変クローズアップされてきて、その時点でエピペンを使用するまでに時間がかかったということで、児童が死亡するという大変悲しい結果になったということでございまして、その時点でエピペン、いわゆるアドレナリン自己注射薬でございますが、これをどう取り扱うということが大きな話題になりました。その後、国の方でいろいろ調べた結果、エピペンについては間違っても刺しても害はないということがはっきりしましたので、一刻も早く、そう疑わしい場合には一刻も早く注射をすることが望ましいということが示されているわけでございます。こういったことを学校現場にはそれぞれ伝えてはおりますけれども、ご指摘のように教育委員会として学校給食の衛生管理基準、あるいはガイドライン、また今回の最終報告を受けての国の通知を受けまして、それを整理したものを一定の指針として定め、現場に周知することは大変重要なことだと思いますので、東御市教育委員会としても早急に指針を定め、徹底したいと考えております。

○議長（青木周次君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 非常に私、安心をいたしました。やはり学校現場で抱えている先生方というのは、やはりそのところ、やっぱり迷うわけなんですね、確かに安全、そのところがしっかりとした東御市の教育委員会が指導しますということは、大事なことだと、一定の指針の検討に入るということでありますので、それをぜひやっていただきたいと思います。

これは事故を未然に防ぐという立場からしても重要でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。それから行政情報のオープンデータの推進の取り組みでございます。確認の意味も含めて申し上げますけれども、オープンデータとは国と地方自治体が一体となった取り組みが求められることから、政府のIT戦略本部では、1つとして政府自ら積極的に公共データを公開すること、2つ目でありますが、機械判読可能な形式で公開すること、それから3点目でございますが、営利目的、非営利目的を問わず活用を推進すること、それから4点目でございますが、取り組み可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取り組みに着手し、成果を確実に蓄積していくことの4点の原則が取りまとめられたわけでございます。

あわせて東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時に有用と考えられる公共データについては早期に取り組みを進めていくことの重要性が確認されたわけでございます。答弁にございましたけれども、東御市においては人口推移などの各種統計情報をホームページにおいてエクセル形式により公開しておるが、データを2次利用するために必要な著作権や利用制限などのルール整備ができておりません。また、できるものから順次利用可能な形式で、形で公開していくとの答弁であります。私はできるところからというふうに答弁された、前向きな答弁だというふうに思うわけでございます。

オープンデータというのは、各自治体においても多く進められてきているわけでございます。そういうことで、東御市もやはりこの辺のところ、世の流れがそういうふうになってきておりますので、やはり住民サービスという面においても、しっかりと進めていくことが重要かと思うわけです。

できるところから進めていくという答弁でございますので、私はこれをより実効性のあるものと、このことをより実効性のものにするということが大事ではないかというわけでございます。全国の自治体でも、このオープンデータを取り組んでおりますけれども、そこでちょっと2点ほど質問をいたしますけれども、東御市としてスマートフォン等の利用など、IT化が標準化した市民生活にあって、公共データを利用して民間事業者が情報アプリを開発することは、民間事業者の育成につながる、こんなふうになっているわけですが、どのような公共データを公開できると考えるか、また民間からニーズがあればできる範囲でオープンデータを公開していくのか、また企業としてアプリを開発する会社が東御市にあるか、東御市としてどのように認識しているか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

それから答弁におきまして、できるものから順次利用可能な形で公開していくという答弁でありますけれども、いろいろ調べてみますと例えば、答弁でありますけれども、消火栓の位置情報やバスの時刻表、また運行の位置情報の公開はできるかと思うんですが、その辺のところはできないか、再度それについて質問させていただきます。よろしく答弁をお願いします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま2点ご質問をいただきましたということで、1点目ですが、市としてオープンデータとして公開できるデータがあるかということでありますが、様々なデータが実はホームページで公開しております。それがたまたまオープンデータとしていえる形式にはなっていないということでございます。ですのでホームページにあるデータ、統計データをはじめ様々なデータがございますけれども、これについては可能性があるデータだというふうに考えております。

また、そのようなオープンデータを活用するようなソフトをつくる会社といますか、企業が市内にあるかというようなご質問かと思いますが、これにつきましてはこのオープンデータ化について市として今まで検討もしていなかったということもありますので、そういった企業のアプリケーションの開発ができる企業の実態については把握してございません。

それから2点目ですが、消火栓ですとかAED、そういった危機管理にかかわるデータをどのように管理しているかというご質問かと思いますが、AEDの設置場所等につきましては、ホームページに所在地を掲載してございます。消火栓につきましてはまだちょっと電子データ化には至っておりませんで、市のデータとしますと紙ベースの地図上に消火栓の位置を落としているというような状況でございます。

ただし広域の消防本部におきまして、電子データによる地図に落としたデータというのはございまして、緊急の際はパソコンから打ち出すというようなことは対応できている状況でございます。

あと病院等の公共施設につきましては、ホームページの方に位置につきまして掲載してございます。

このようなデータにつきまして、今後オープンデータ化できないかということで、それぞれの必

要性ですとか費用対効果を調査した上で判断していきたいと思っております。

○議長（青木周次君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） そうですね、ちょっとうまい答弁としてちょっと聞こえてこなかったんですけども、いずれにしてもオープンデータというのはこれから有用かなというふうに思うわけですので、ぜひこの辺については研究して、進めていくべきものは進めていただきたいと思うわけですので。

1つの例としてですけれども、自治体として千葉県の千葉市では、このオープンデータを活用して、地域のハード面の課題、例えば道路の補修箇所を発見したり、発見した市民が携帯電話などで現場の写真を撮って、報告、そして簡単な補修については地域のボランティアの方々に依頼する仕組みを実験的に活用しているわけですので。そのようにオープンデータというのはこれから官民協働、そして市民協働を進めるに当たっては、大事な取り組みですので、この辺のところもぜひ研究をしていただいて、オープンデータの実施に向けて取り組んでいただきたいと、これは要望としておきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

それから次に3項目めの質問に入りますけれども、ヘルプカードの普及促進についてでございます。ヘルプカードの認識については、ある程度効力を発揮するものと認識しているとの、否定的な答弁だと私の方では聞こえた、気持ち的にはがっかりしたような、そういう気持ちであります。私はやっぱり障がい者に対して真剣に市としても取り組んでいくというのは、大事な観点ではないかなというふうに思うわけでありまして。その辺のことについてはちょっと疑問を感じることに私は思うわけでありまして、再度訴えるわけですので。いろいろ新しい名前であれですけれども、ヘルプカードの普及・啓発というのは東京都が進めてきて、東京都の各自治体に広がっているわけですので、皆さんにちょっとまたその辺のところを説明させていただきませうけれども、そのきっかけは私どもの同僚議員が自閉症の子を持つ母親から、次のような相談を受けたことに始まるわけですので。

私には自閉症の障がいのある子がいます。この子どもがやがて1人で社会参加できるようになったとき、災害や事故に遭遇したときに、周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような東京都をつくってほしいと訴えられました。その母親の手には、その母親たちが手づくりで作成したヘルプカードが握られていて、そこには家族の連絡先や自閉症への支援方法などが詳細に書かれていたということで、そこで早速この訴えを議会で取り上げて、東京都に届けたことが発端になったわけですので。

それを受けて東京都の福祉部の方で研究に研究を重ね、平成24年10月には市区町村向けに標準様式を定めたガイドラインを策定して、普及促進を図って、現在は都内のほとんどの市区町でヘルプカードの作成が配付されており、導入していると。また検討している全国の自治体もこのガイドラインをもとに取り組んでいるそうですので。

一般的に認知度が低く、都内の全域で使えるようにと今回統一した様式を設けることになったわ

けでございますが、先ほども申し上げましたけれども、ヘルプカードの意義としては、本人にとっての安心、繰り返しますけれども家族、支援者にとっての安心、情報とコミュニケーションを支援する、そして障がいに対する理解促進の4つが定められているわけでございますが、私はこのヘルプカードというのは認識も含めて、やはり大事な市としての取り組みというふうに思うわけでございますが、そこでこのヘルプカードの取り組みについての認識を示されたわけでありますけれども、障がい者や難病を抱えた人に対して、緊急時や災害時に対して取り組みはどのように考えているのか、また障がい者団体との意見交換はどのように行っているのか、そのことについて質問をいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ヘルプカードにかかわる再質問でございますが、まず1点、前提条件を確認する必要があると思います。といいますのは、いろんなカードをつくったといたしましても、まず携帯しないと意味をなさないということでもあります。それから2つ目として、やはり認知度が広くないとなかなか効果を発揮しないという、この2点がまず前提条件としてあるというふうに考えております。

そういった中で考えてみますと、基本的に障害者手帳というものも発行がなされておるわけございまして、もちろん余白の多い少ないはあるかと思いますが、そういったものも活用して、個人のいざというときの情報を書いておくということも運用としては可能ではないかというふうに考えられるわけでありまして、いずれにいたしましても携帯をしているというところがみそでございますので、幾つも携帯をするものをつくってもというようなふうにも考えておるところもありますので、そういった部分でやはり現在あるものを活用していくということも1つの運用方法ではないかというふうに思っております。

それからまた小さい子どもともいいますか、まだ未成年のお子さんをお持ちの親御さんにおかれましては、市内においても工夫をされてそういった個人の情報を持たせているという親御さんもしらっしゃるわけございまして、今のところ市内においてはそういった形で工夫をされている方もおられますので、今のところ一律にこの仕組みを導入していくということについては、認知度という面から考えても、やはり先ほど答弁しましたが、広域的な取り組みをしていかないとなかなか効果が出てこないものだというふうに考えております。

それから2つ目の障がい者団体との意見交換でございますが、現在8つの障がい者団体が市内にはございます。もちろん身体障がい、知的障がい、精神障がいという従来の3障がいと言われた団体の皆さんに加えまして、発達障がいにかかわる親御さんの会ですとか、それから聴覚障がい、また視覚障がいという個別の障がいに関しての団体等もございまして、そういった皆さんとは毎年意見交換を行っている状況であります。

そしてまた東御市障害者総合支援協議会というものが組織をされておりまして、この委員には現在、申し上げた8団体の代表の方々、それから市内の福祉事業所の方々等も入っております。また

地域の福祉関係従事者、民生委員さん等に代表される方々も入っておるということで、この協議会においても意見交換、また協議等を年に何回か行っているという状況でございますので、そういった中で意見を拝聴しているということでございます。

○議長（青木周次君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 元氣よく答えてあれですけれども、その辺のところは私、わかります。確かに携帯と認知ということは大事なことでありますけれども、やはり工夫しているということも1つありますので、これを機会にヘルプカードというカードそのものではなくて、手帳とかいろいろやり方がありますので、その辺のところについては工夫して障がい者を守っていくんだという観点から立っていただきたいということをぜひ私はお願いをしたいと思います。

なぜかといいますと、東御市民憲章、私たちこの議会の始まる前にも唱和しております。皆さん一緒になってやっておりますけれども、その市民憲章の、5つありますけれども、大事な観点はこのことにつながるのではないかと思います。1つはともに支え合い健やかな安心して暮らせるまちをつくりますと、それから思いやりの心を持ち子どもたちが伸びやかに育つまちをつくりますとあります。私はこの市民憲章にあるように、東御市もそのように優しい心ある市になっていただきたい、その願いを込めて質問したわけでございますので、ぜひその辺のところをご理解いただいて、実現に向けて取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、最後の質問にさせていただいて、4分になりましたけれども、読書通帳の導入についての読書意欲を高める取り組みについてであります。導入については記帳する機器の購入及び保守管理に多くの、多額な費用を要する等の課題もあるため、費用対効果、導入済みの図書館の実績等を調査してまいりたいという答弁でございますが、そのとおりの答弁であるかなとも思うんですけれども、私はこの際、もっと前向きなやっぱり答弁を求めているんですけれどもね、どうですか市長。私、東御市の図書館の基本理念、皆さんちゃんと知っているかと思う。ここにちゃんとホームページで紹介されているわけです。この中に、「出会いを楽しむ 学びと創造の拠点づくり」、乳幼児から高齢者まで市民すべての自己教育に資するとともに、市民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に加わる場であるとともに、市民交流の場として機能する図書館を目指します、すばらしい理念ですよ。

そしてこの中で、理念に基づいた4つの柱がある。私、その中の3点目の柱について、これは大事なことだなというふうに思ったわけでございます。学校、家庭、地域との連携で子どもたちを育てる図書館、次代を担う子どもたちの読書環境の整備を行い、読書の楽しさを知ってもらうとともに、地域の学校と連携しての学習活動の支援を行いますとあります。このことがやっぱり大事ではないかなと。昨日からる図書館についての説明が皆さんにありましたけれども、やっぱり図書館を利用して、そして読書の大事さというようなことは理解をいただいたかと思うわけですが、そこについてちょっと時間があれですけれども、2点について再質問させていただきます。

この理念を達成するための1つとして、読書通帳の導入で読書意欲を高める取り組みは、私はそ

のことについて1つ提案させていただいたわけでございます。読書通帳のことについて。そして私はそれに対して前向きな答弁をいただきたいと思います。最後をお願いします。

それから2点目、システムを導入するため既存の図書館システムの連動や記帳する機器の購入及び図書管理に多額の費用を要するとの答弁であるが、導入に当たってはちょっと聞きたいと思えますけれども、導入費用ですね、このことについてどのくらい試算しているか、そのことについて、2点について再質問させていただきます。よろしく答弁をお願いします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 読書通帳につきまして、2点の質問をいただきましたが、最初に経費の方からお答えをいたしたいと思えます。全国で導入されている事例、わずかでございますし、ところどころによりまして仕組み等も違いますので、一概にはとらえられませんが、私どものところで調べた結果、システムや機器の導入にかかる経費として約460万円、また、その機器等の保守等に関するいわゆるランニングコストとして年間100万円程度かかるというふうに想定をしております。

それから図書館の基本理念、コンセプトの一部をご紹介いただきました。改めて認識するよい機会だと思います。大変ありがとうございます。基本理念は「出会いを楽しむ 学びと創造の拠点づくり」であります。コンセプトは1つ紹介いただきましたが、4つございますので、1点目、読書や学習活動を支え、出会いと交流を楽しむ図書館、2点目、地域の情報拠点、暮らしや仕事に役立つ図書館、3点目はご紹介のとおりであります。4点目、地域文化を創造し、市民協働による図書館、この4つのコンセプトによりまして基本理念を達成するために図書館職員、鋭意努力をしております。

図書館の機能といたしましては、読書のほか情報の入手、あるいは市民交流といった大きな目的がございます。施設はおおむね整備をされておりまして、蔵書につきましては昨日からご説明のとおり充実を図っている途上でございます。これにあわせまして司書、職員の資質の向上、研修・研さんを深める中で、またあまりお金をかけないで利用促進、利用の拡大を図るための努力をしております。図書館というものはやはり市民の皆さんの安心・安全、安定感のある運用が大切だというふうに考えております。仕組みを変えること、あるいは新たな機器を導入することにつきましては、あまり朝令暮改のような仕方は好ましくないと考えておるものでございまして、とりわけ昨今のような経済状況の中で、必要性、あるいは費用対効果を考えるのは当然のことでございます。先ほど申し上げた460万円は図書にしますと約3,000冊、あるいは毎年かかる100万円は図書にしますと500冊から600冊購入できる金額だということを考えれば考えるほど、前向きに考えれば考えるほど、ご提案の件に関しては難しいものと考えております。

○議長（青木周次君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 私もそのことは全く同感でございます。それを踏まえて、当然そういう答弁は来るかと思いましたがけれども、私はそこで1つ提案したいんです。お金がかかる、確かにラ

ンニングコスト、そして通帳機を導入するということはおかかります、わかります。だとすればもう一歩進めて、例えば手づくりの読書通帳、自分で記入されるような、やっぱり一歩進めてそういう取り組みもできないか、自分でつくる、そうすれば安い手帳の購入だけで十分対応できる、その辺はどうか、それについてお聞きします。早口で申しわけありませんけれども。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 最後に費用対効果のある、お金のかからない提案をいただきましてありがとうございます。実は新図書館になりまして導入した機器といたしまして、図書の自動貸出機という仕組みがございます。ご利用いただいている皆さんはおわかりかと思えますけれども、本を10冊なりどんと機械に置くと、そこで読み込みをして、その図書のリストが出るわけですね。レシートのようなものが出ますので、個人個人でノートにそれを張りつければ、機械的な通帳ではありませんが、ご自分がお借りになった履歴がそこで出ますので、工夫次第でそういうことはできると思えます。そういったノートを、あるいは図書館の中で表紙ですとか、模様等を考えて、推奨するというようなことはお金もかかりませんし、知恵と工夫で可能であるかと思えます。ありがとうございます。

○議長（青木周次君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 前向きな答弁ですね、本当に私はうれしく思いました。まさに東御市が進めていく方向性であるかなというふうな答弁で、すばらしい答弁、ぜひ実現のためにやってください。

最後に、市長にお聞きをします。私、今回、4項目の質問をさせていただきました。これはすべてこれからの東御市が進んでいく上で大事な質問であったかと思えます。4項目の質問をし、そして住民を守っていくんだ、そして東御市を発展させていくんだという観点からおいて、4項目の質問において、市長の考え方、そして質問したことに対する思い、そのことについてお聞きし、最後の質問とさせていただきます。答弁をお願いします。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 依田政雄議員の質問に、あと37秒ということでございます。私の立場からお答えさせていただきます。

4つのご提案をいただいております。1つの食物アレルギーに関しての対応ということに関して、大変関心を持っておるところであります。自校給食という形で東御市は結論を出させてください、食育という観点から自校給食、もしくはそれに準じたセンター方式の中で給食を提供してきました。現在アレルギーの問題の中で、1つはしっかりとアレルギー対応食を提供するには、自校給食がより細やかに対応できるというふうに言われています。何千食も用意するという状態の中ではなかなか大変であるというふうに言われています。

それともう一つは、不幸な事態があったわけでありましてけれども、どうも大丈夫だというふうに自己判断があったということが、やっぱり不幸な事態を招く場合があるというふうに言われていま

す。私の知り合いでゴマアレルギーの人が、実は塩こんぶにゴマがついていて、おにぎりになっていたという形の中で、気がつかないで食べて、食べた瞬間怪しいというふうに判断して、エピペンを使用して、事なきを得たという事態がありました。やっぱり自助といいますか、本人のそれに対する対応によって生死を分けた例をお聞きしております。そういう意味では、公助、共助という状態もあるわけでありまして、まずそれをしっかりとやっぱり本人が自覚する中で、なおかつしっかりと給食、また先生方、そして市が対応することが何よりも大切なことというふうに思っております、そういう意味では学校給食を自校式でやっていることの東御市のよさが活用できる1つの事例ではないかというふうに考えています。

また、2番目のオープンデータに関しましては、公共性に供するためいかに開かず、オープンデータ化していく方向に国がかじを切っているという状態の中で、市といたしましても一定程度の指針が出ましたので、これに関してはそのような方向に向かっていくものというふうに考えております。これまでではやもすると大切な税金を使わせていただいて、例えば航空写真とか、そういうものを撮ったりして、なおかつそれによって業者さんがある程度地理的な、地図的な情報をかき込んでいくのに活用するという形の中で、実際に税金を投入したものがそういうふうに使われていくことに関する若干の抵抗があったということも事実でございます。ただ、今回大きくかじが切られたということでございますので、基本的にはいろんなデータを共有して、いい形で皆が活用していくということに関して、そういう時代が来ているというふうに考えております。

ヘルプカードに関しましては、持っていて、なおかつ情報が提供できる方法を担当で考えていきたいという答弁でございますので、そのように理解しております。

また、4つ目の読書通帳に関しましては、私はやはり図書館にかじを切らせていただきました。私の就任前から新図書館構想というのがある中で、自分自身も図書館をなぜつくらなければいけないかというふうに問うたときに、子どもたちの、それが何人かということはあるかもしれませんが、自分の中に他者を持つということ、自分の中で対話ができる、そういう子ども、物事に対してしっかりと心の中でいいか悪いかという対話ができる、そういう子どもを育てるためには読書以外にはないという個人的な認識を持っております。したがって自分にとって他者であるすばらしい本との出会い、それは心の中に住みつくことが何よりもその子の人生にとって大切なことになるのではなかろうかと、そういう子どもが1人でも2人でも増えることができるならば、図書館をよりよくした価値があるというふうに認識しています。

したがって、まず私としてはよりよい本との出会いの場所を提供していくということの中で、いろんな手法の中で、何冊読んだ、それを自己実現として当面は喜びながら、いつかいい本との出会いがあるということも1つの道筋だとは思いますが、方法論にはあまりこだわらずに、より多くの子どもがよい本との出会いをやっぱりぜひ実現してくれることを心から願っております。本当に先見性に満ちた、また時代を先取りした提案をいただいておりますので、職員はついていけないという面も多々あるかというふうに思いますけれども、時代が来たら、ああ、このこ

とだったんだなということもまたあろうかというふうに思いますので、検討をさせていただくという答えでお許しいただければというふうに思います。依田議員のご提案に感謝申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（青木周次君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それでは終わります。

○議長（青木周次君） 以上で、通告に基づく一般質問はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（青木周次君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時24分）

平成26年東御市議会第2回定例会議事日程（第4号）

平成26年6月19日（木） 午前 9時 開議

- 第 1 議案第56号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第1号）
- 第 2 議案第57号 東御市税条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第58号 東御市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第59号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について
- 第 5 議案第60号 東信地区交通災害共済組合の解散について
- 第 6 議案第61号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 第 7 議案第62号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について
- 第 8 請願・陳情の上程

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	櫻井寿彦
10番	平林千秋	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	清水新一
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	依田俊良
20番	青木周次		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
総務部長	掛川卓男	教育長	牛山廣司
産業経済部長	北沢達	健康福祉部長	武舎和博
都市整備部長	橋本俊彦	市民生活部長	山口正彦
教育次長	清水敏道	総務課長	堀内和子
企画財政課長	岩下正浩	農林課長	寺島尊
建設課長	関一法	市民課長	塚田篤
病院事務長	加藤英人	子育て支援課長	吉澤健二
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（青木周次君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（青木周次君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第 5 6 号 平成 2 6 年度東御市一般会計補正予算（第 1 号）

（質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第 1 議案第 5 6 号 平成 2 6 年度東御市一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。

1 4 番、三縄雅枝さん。

○1 4 番（三縄雅枝さん） おはようございます。

まず歳入ですけれども、20、21 ページです。それで4番というか、国庫補助金の教育費国庫補助金、それが発達障害早期支援研究事業補助金328万6,000円あります。説明のときに、これは不登校対策に使うという説明があって、今、発達障がいというのはとても問題になっておりまして、こういう名目で来たお金を不登校対策に使うのかなというふうに思いながら聞いておりました。そして今度は32、33 ページの歳出のところに行きます。そうしますと真ん中の辺の（5）不登校対策事業費、ここで財源補正ということになっております。そしてその上の4番、学校教育事務所経費、その事業概要を見ますと発達障がいの可能性のある児童・生徒に対する早期支援事業に要するうんぬんと書いてあって、要するにここで発達支援うんぬんというふうになっているんですが、ここでは22万2,000円の補正がなされておりました、その下の不登校対策事業費で三百数十万円の補正がなされているわけですが、こういう目的で来たお金が、不登校対策ということに使われる、どのようなことに使われるのかな。初年度の3月の予算書を見ますと、不登校対策事業費というものがあって、そこには本当に不登校対策の具体的事業は何もないわけですね。まあ、私が非常に単純なので、これから見てみると人件費がほぼあるわけで、その人件費の一般会計からの軽減なのかなというふうに軽率な私は思ったんですけれども、この不登校対策費300万円、発達支援ということで国から来たものを、なぜ不登校対策費に使うのかということをお聞きしたいと思います。

そしてもう1点ですけれども、チャレンジデーがどこかにいましたよね。26、27 ページです。このずくですポイントキャンペーン、一般質問の中でも多少のご説明がありましたけれども、新規

事業ですので、何らかの説明があるのかなというふうに思っておりましたが、なく、「お知らせ版」にありましたので、出してあるから見ろよと、そういうことなのかなと思って、昨夜はしっかりと読ませていただきました。それでどこでいただくかということも書いてありまして、この「お知らせ版」の中にポイントを景品と交換しようという部分があります。そして「商品の数量には限りがありますので、お早めどうぞ」という文言があるんですけども、一生懸命やって3月31日までためて持っていったら、もう景品がないよということになれば、では、もうやらないぞということになりかねないというふうに思います。ですから本当にこの時間いっぱい達成したよというふうに来た方には、やっぱりしっかりとご苦労さまということのご褒美ですので、それができるような形のものにさせていただけないのかなというふうに思った次第ですけども、この辺のことについてお願いをいたします。

それとごめんなさい、もうちょっと詳しくというか、これを読めばみんなはわかるんですかね、もし説明をいただける部分があったら、お話をしていただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） おはようございます。

1点目の発達障がいの可能性のある児童・生徒に対する早期支援事業、国庫補助金、今回300万円ほど補正をいたしまして、歳出の中で主に財源補正という内容、これが事業目的が発達障がい、いわゆる特別支援教育に向けてのはずなのに、歳出では不登校対策に充てられていることの不可解さといいますか、理由ということでございますけれども、事業内容は補助金の内容のとおり発達障がいのお子さんたちを早くに見つけて、その対応を探るための国の新規の補助事業でございまして、100%補助、経費のすべてをいただけるということで、昨年度から要請をしておりましたら、今回、今年度になりましてから、国の予算がいただけるということで今回補正に上げたものでございまして、内容はそのとおりでございます。

それで歳出の中では、不登校対策事業費という事業の中に入っておるのですが、実は発達障がいの子どもの対応経費もこの同じ事業費の中で実は当初から予定しておりまして、主な経費の内訳は臨床心理士の賃金でございます。臨床心理士は不登校対策にかかわる児童・生徒の支援もいたしておりますけれども、特別支援、発達障がい子どもたちの状態の判定等を主に職務としておりまして、予算づけがこの事業費の中にありますので、その人件費に今回の補助金を充てるために、この科目に配当したということでございまして、目的自体は発達障がいの児童・生徒早期発見して支援するというのが補助金の趣旨であり、歳出の内容もそういった目的どおり、ただ、予算科目では別の表現のところと一緒に入っているということでございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 三縄議員のご質問でございますが、予算書の方は財源補正という形で27ページの一番下に載っておるということでございまして、実質的に21ページの真ん中辺

に歳入でございますが、健康づくり支援金事業補助金ということで225万円計上させていただいております。総事業費300万円の4分の3の補助ということで、今年度に入りましてから県の内示をいただいたということで、今回の補正を上げさせていただきました。

この事業でございますが、先ほどお話がありました6月2日付の広報で、全世帯に配付をして、事業開始をしたというお知らせをしたところであります。

そして同時に、こういったずくずくポイントキャンペーンというチラシもつくりまして、今後の中ではこのチラシも全世帯向けに配付をしていくという予定でございまして、議員の皆さんにこの事業内容についてご説明をする機会をちょっと逸してしまったということもございまして、恐縮ですが、今朝ほどそれぞれ棚の中、今日は文書の中にこういったチラシと、それからカード、また事業の内容等につきましてちょっと入れさせていただいた次第であります。

それでご質問いただきました「お知らせ版」の中にポイントをためた達成者への景品等というところでございますが、この表現はできるだけお早めに皆さん、このイベントに参加をお願いしてくださいという趣旨を込めての表現ということでありまして、確かにちょっと数はあれなんですけれども、今年度用意してある日帰りの入浴券ですとか、オリジナルグッズ等は当然数はあるんですけれども、お早めをお願いしたいというような説明の中でそういった表現をさせていただいたということでもあります。できるだけせつかく達成したのに、何もないのかというようなことは発生しないような対応をしていきたいというふうに思っておるところであります。

なお昨日の夕方のSBCのテレビ報道の中でも、このキャンペーンについて取材がありまして、報道がされておりました、なかなかまだ始まったばかりで周知が行き届かないところもあるんですけれども、今後は市を挙げてのイベント等もある中で、配付枚数を増やしていきたいというふうに思っておりますので、今年度初年度ということで参加者数、それから達成者数も見えない中でのスタートということでもありますので、そんなことをご理解いただきたいと思います。

○議長（青木周次君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 先ほどの国庫補助金の件ですけれども、もしそういうことであれば、では当初予算の中の臨時職員賃金がここに上乘せされるということで理解をして、ではないんですね。また別に人材を確保するために、専門の方を確保するのにそのお金を使いたいという今、説明だったのでしょかね。違うんですね。いずれにしても、もしそういう、一番この中でわからないのは私なんだろうと思うんですけれども、そのものがわかるように、やっぱり補正のときに、ただ財源補正ですということではなくて、そういう事情があればきちんと説明をした中で、していただいた方がいいのかなというふうに、ただこれ、すっと流してしまえば何なのだろうというふうに思いますので、その辺は。ちょっと申しわけない、理解ができないもので、もう一回ということです。

それからこのずくずくポイントですけれども、もう本当に今この世の中で一番のキーワードは、やっぱり健康づくりだというふうに思うんですね。一般質問の中でも介護料、国保負担だという話になって、極端な話を言えば誰も介護にかからない、誰も病気をしなければ負担なんかほとんどな

いという。だから本当に健康づくりということをしっかりやっていかなければいけないという中で、やっぱりカードをつくるのが目的ではなくて、みんなが使ってもらうということなので、本当にどんどん、もう、いち早く議会に、議会はみんなスポークスマンだと思うので、いち早く議会にそういう説明をし、区長会、福祉の関係でどんどんやっぱり、部長がおっしゃっていましたが、周知をしていかないと、この制度ができたということが目的ではありませんので、その辺もしっかりとやっていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 再度ご説明申し上げたいと思います。歳出の教育総務費、5の不登校対策事業費、当初予算額で2,500万円ほどの相当大きな金額の内訳でございますが、主に不登校対策等に当たる臨時職員の賃金が主な内容でございますが、実は不登校対策だけではなくて特別支援教育等に係る費用もここに含まれているということで、事業名がそういう意味では一本化されてしまっているということが誤解の1つの原因かと思えます。

今回の補正の中で、右の事業概要欄を見ますと、財源補正ですとだけ書いてあるということで、ご理解いただけないわけですが、実はこれは内容は先ほど申し上げましたように、上の事務所経費と同じように発達障がい早期支援事業に係る人件費についての財源補正がここに300万円ほどあると。臨床心理士を既に配置しておりますが、臨床心理士の主な役割は特別支援教育、発達支援の子どもたちの判定等でありますので、今回いただいた国の補助金をその人件費に充てるということで財源補正という説明を、ちょっと省略しすぎてしまったということで、ご理解いただけないような形なのかと思えます。

ということで金額が増額になるものではございませんで、当初予定した人件費及び諸経費について今回補助金がいただけることになったので、それを財源として改めて充てるということになったという内容であります。

○議長（青木周次君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） いずれにしても、では人件費に充てるということですね。もしそうであるならば、やっぱりもうちょっと発達障がいに対して本当にいろんな課題がありますので、やっぱりいろんな何かの事業、人件費は一般会計から出しても、そういう事業に補助金は私としては充てていただいたほうがいいかなというふうには感じましたので。

以上です。

○議長（青木周次君） よろしいですか。

○14番（三縄雅枝さん） 結構です。

○議長（青木周次君） 10番、平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 補正予算書の28ページ、29ページの市単独土地改良事業にかかわって、御堂に関連して何点かお伺いします。

補正であります。当初予算で御堂に関連しては同じ目で、御堂地区荒廃農地復旧事業推進賃金

として37万円何がし、それから県営事業負担金の1,380万円のうち御堂関連は750万円で、御堂の調査、それから設計、概要設計、それに充てるという報告でありました。今回、県営事業負担金、当該の御堂関係全額減額して、御堂地区関連事業委託料として1,123万5,000円計上されたわけですが、当初予算とのかかわりでどういう事情があつてこういう変更があつた、補正があつたのかという経緯をご説明いただきたいと思います。

それから今回1,123万円何がしで業務委託する事業内容はどのようなもので、いつごろをめどに内容を受けて、住民にそれに基づいてご説明する機会を当然考えると思いますが、そのめどはどのようなころになっているか、2点目であります。

それから3点目ですが、現時点で地権者の皆さんの参加状況、今年初めにアンケート調査をやつて、一応締切やつたはずですが、その後も含めて現状参加状況はどうなっているか、お聞かせください。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいまの御堂の件につきましては、担当の農林課長の方から申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青木周次君） 農林課長。

○農林課長（寺島 尊君） 1点目でございます。同じ節の中で一方で増額、一方で減額ということでございますけれども、まず増額部分でございますが、御堂地区の関連事業委託料につきましては、実施計画作成業務の委託と、あと換地計画に係る作成業務委託ということでございます。減額につきましては、県営事業負担金ということで、県営事業で当初予定していた予備調査、実施計画書の作成という業務を県営でやっていただく予定を最終的に県のご配慮によりまして市の方で実施してということで、市の負担軽減が図られるというもので、こういうことにさせていただいております。実際に負担金が750万円でございますけれども、減額が750万円でございますけれども、委託料で実施しますとこの部分が予算書の歳入の方で990万円ほど歳入として見込めるということで、財源的に有利になるものでございます。

また、今後のスケジュール、発注の予定等ということでございますけれども、地元の推進委員会のご意見をお聞きしながら、今後いろいろ説明等お聞きする中で、地元のご要望もございまして、その辺を鑑みたくて発注をしていきたいと思っております。

もう1点、同意状況でございますけれども、全体としますと同意につきましては大方の方がご同意をいただいているんですけども、これから推進委員の皆さんにご同意いただけない方、また遠くにいて説明会等お越しいただいていない方に説明会を申し上げまして、今後同意をいただくようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 大体概要はそういうことのようにあります。それでこの業務委託する中

で、圃場をどういうふうにするかということもかなり内容に含まれていますが、現地の方にお伺いしますと、圃場をどうするかということとともに安全対策、30ヘクタールを開拓した場合、降雨による洪水、その防止策というのが一番の関心事なんですね。それは地権者だけでなく地域全体としての大きな関心事でありまして、そういうのが今度の業務委託で検討すべき課題になっているかどうか。それで最大降雨がどれだけ見込むかによって、その対策がかなり違ってくるんですが、その辺はどういう検討をされておられるかということのを1点、追加でお聞きします。

それからもう1点、安全対策に関連してですが、御堂地域30ヘクタール自体の開発というのは当然ですが、大量降雨があった場合、排水はその下流域はどういうふうにするかということが現実の問題になってくるわけですね。現状では幾つかの小規模の河川がありますけれども、大量降雨があった場合、のみ切れんではないかという心配がありまして、住民の皆さんにご説明する場合も下流域の対策、こんなふうになっているよということをあわせてお示しする必要があると思うんですが、その辺の対応はどうなっているか、2点目です。

3点目に、調査・設計の中で土壌地質調査、そのことは検討対象になっているでしょうか。これは現地の皆さん、地権者の皆さんにお聞きしますと、地質がかなり異なっておりまして、一様ではないんですね。かなり同じ地主さんの土地でも地味が違くと、植物の生育状況も違くと。長年の経験でそれぞれ合った栽培をやっているようですが、今度は一遍に30ヘクタール均一に造成した場合、いろんな差異が出てくるわけで、改めて圃場設計するときにそれぞれの地質に応じて必要な対応が必要、実際に分譲するときにもそのことを考慮した情報提供する必要があると思うんですが、そういうことも考慮して今の設計に当たっているかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず1点の安全対策でございますが、安全対策につきましては万全の態勢で計画の中で盛り込んでいかななくてはいけないというふうに考えております。そんな中で、やはり地域を知っている皆さんのやっばり情報というのが非常に大切だというふうに考えておりまして、そういう中でも今回推進委員会を立ち上げているという、ただ単に何というのですか、地元住民の同意ということだけではなく、そういうことも含めていろいろと今後検討していく中では役員の皆さんにもご協力いただきながら、進めていきたいと考えております。

それと安全対策を計画する際に、最大降雨量についてというようなことのご質問でございますが、これにつきましてはそれぞれ設計基準等がございますので、その設計基準等に沿って計画を立案していくような形になります。また、下流域の関係につきまして、下流の中にはやはり小さな河川、小河川というのですか、小水路があるという認識は持っております。これについても今後、行います実施・概要設計の中で調査なりを行いまして、そういう洗い出しについては進めていきたいというふうに考えております。

その内容について、住民の方にどのような形でお知らせするかということでございますが、いずれにいたしましてもその概要ができた段階で当然住民の皆さんには説明会等を行いまして、計画の

内容についてお知らせしていきたいというふうに考えております。

次の土壌調査の関係でございますが、土壌調査については必要があれば細かい調査を行うような形になろうかと思っております。これについても今後調査していく中で、どういう状況なのか、確かに私どもの方にも若干土質について懸念しているご意見もいただいております。ただ、今後導入していく作物の関係等もございますので、そういう作物とのバランスの中でどういうふうにしていくかというのは、いずれにいたしましても今後の調査ですか、計画の中で検討していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木周次君） 10番、平林千秋君。

○10番（平林千秋君） ぜひ安全対策を含めて、総合的な情報を地権者の皆さん、それから及び地域住民の全体にお知らせしながら、合意形成を図っていくということをかなり心がけてやっていただきたいと思っております。概要ができたなら具体策に入るでしょうが、その際、強く要望しておきます。

そして土壌調査については、いろんな問題を含んでまいりますので、ぜひよく検討して、設計に生かしてもらおうと同時に、実際に利用するときにはかなり重要な情報になると思っておりますので、心して対応していただきたいと思っております。要望です。

以上です。

○議長（青木周次君） ほかにございますか。

8番、阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 2点、簡単なことなんですけど、お伺いします。

33ページの小学校の管理費の図書購入等に関する備品購入、それから35ページの中学校教育管理費の中学校の図書購入に関する備品購入費60万円ですが、まだ年度当初26年度始まったばかりの補正なんですけれども、どのような備品の整備がされるのか、きっと普通例えばどこかで寄付をもらって、それで特定財源で補正ということではなくて、一般財源の方の補正なので、ここで上がってきたそのような理由をお聞かせください。

それから35ページの教育振興費のバス借り上げのところ、今年も上田の文化会館のこころの劇場ですね、小学校の子どもにそこを見せていただくという、昨年もこれお聞きしました。補正なんですけど、とても生のものに触れるのは、うんと私はいいいことだと思っています。うちでもとてもすてきな文化会館があるので、そこはとてもリッチな文化会館、そこでリッチに演劇を鑑賞できるんじゃないかなと思って、この前もお聞きしたんですが、上田市のそれに行くのももちろんとてもいいことで、年に2回、3回あってもいいと思っておりますので、ぜひうちの文化会館も利用して、小学校の子どもたち、中学校の子どもたち全員がそういう生の公演を、学校で呼ぶようなこともあるかもしれませんが、ああいうリッチな文化会館で見れるという、そういう体験もとても必要だと思います。1年に一遍経験できて、9年間で9回しか経験できません。ぜひその辺の検討をしていただきたいと思っておりますが、その辺はいかがお考えですか。

以上です。

○議長（青木周次君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 1点目の図書購入等の備品の今回増額補正を小学校、中学校ともにさせていただきます。ご指摘のように財源は実は寄付金がございます、それは25年度末にいただいた寄付金でありまして、寄付の趣旨が小・中学校の図書などの整備に充ててほしいという寄付者のご意向を酌みまして、年度当初ではございますが、26年度のこの6月に増額補正をさせていただきますという内容でございます。

主に図書でございますが、一部書棚等もこれで配備ということで、それぞれの小・中学校の希望に応じて配分、増額するものでございます。

それから2点目のバスの借り上げでございますが、これもご指摘のとおりたしか3年目になると思いますが、上田市の教育委員会で有名な劇団を呼んできて公演するに当たりまして、座席が余っているという大変ですけども、余裕があるので東御市の小学生にもいかがかと、無料で見せてくださるのでという呼びかけに応じて行くものでございますが、交通費につきましてまではさすがに上田市に出してもらわなければならないので、こちらで各小学校の希望をとった中で交通費はこちらで予定を、工面をして行くというものであります。

それで東御市の文化会館でもどうかと、劇団を呼ぶには相当の経費もかかるということで、文化会館、ご承知のように指定管理をお願いをしております、そちらの中で予定できればもちろん結構なんですけれども、今回については上田の申し出をありがたく利用させていただくと。また東御市につきましては、大人だけでなく子どもたちの文化事業も含めまして、指定管理者と協議して今後進めたいと思います。

○議長（青木周次君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） わかりました。ぜひこころの劇場のこういうような、本当に生の体験というのは大事ですし、今の子どもはいろんな経験が少ない少ないと言われている中ですので、ぜひ指定管理の中に少し、一般会計の方から少し入れてもらってでも実施していけるということが私は大事かと思っておりますので、ぜひ検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

9番、櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 1点だけお聞かせください。21ページです。この中国庫補助金の中で、狭あい道路整備等促進事業ですけども、500万円国の補助がつかしました。当初25年度の時限立法だということで、打ち切りという話でございましたが、これは市長会で要望した経緯がございますよね。その復活した経緯についてわかったらお聞きしたいと思いますし、それからまた27年度以降についても、この対象になるのか、その辺についてわかったらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（青木周次君） 市長。

○市長（花岡利夫君） お答えします。実は長野県でこの事業を採用して取り組んでいるところが現時点では長野市と東御市ということでありますけれども、必要な事業ということで延長をお願いしました。お認めいただいたわけですが、それから先ということに関してはまだ明確な答えをいただいているわけではございません。

○議長（青木周次君） 櫻井寿彦君。

○9番（櫻井寿彦君） 東御市内には4メートル以下の道路が、市道がたくさんございます。そういう中で非常に住宅街の道路というのは狭い状況があるわけですが、これを有効活用されて、その目的が達成されるように、特にご配慮いただきたいと。また来年以降もこれ続くような形、取り組みしていただければありがたいと思いますけれども、これは要望で結構です。

○議長（青木周次君） ほかにございますか。

7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 私の方から2点にわたってお尋ねしたいと思います。

まず29ページのところでございますが、農業災害対策諸経費で、雪害対策で9億6,000万円の補助金が載っております。この間の一般質問の中でも同僚議員の方から話がありましたけれども、今、現場ですと、もう既に農業生産に入っていて、ビニールハウスの復興ということに取り組む余裕がほとんどないんですね。今後やってくる中でビニールハウスが完成してからでないとなかなかできないということで、多分今年度の終わりか、下手すると来年度にかかってしまうというお話が結構何人かの方から聞いているんですね。これについては市の方でも了解していただいております、国の方に要請しているというお話だったんですけども、それについてもう少し具体的な内容を教えていただければと思っています。

それでもし来年度に繰り越したような場合には、繰越明許みみたいな形での対応ができないのかどうか、それもちょっとあわせてお聞かせいただければと思います。

それからその次の点でございますが、31ページでございますね。観光事業諸経費でございます、この中で東御市観光協会補助金で150万円出ていて、これが内容がこの夏に銀座にオープンする信州首都圏総合活動拠点出展に関する補助金の補正と書いてありまして、これ具体的に内容等、どういう内容で出展するのか、決まっていましてお知らせいただければと思います。

以上2点お願いします。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず1点目の雪害の関係で、今年度内でなかなか復興するのは難しいのではないかとということの中で、来年へ繰り越しなりできないかということでございますが、その具体的な内容につきましては特にこれ以上申し上げることがないんですが、いずれにいたしましても県の方へ要望して、議員からもお話のありましたように繰越内の対応でとっていけないかというようなこともお願いしながら、要請しているところでございます。

次の信州首都圏総合活動拠点、いわゆるシェアスペースの関係の具体的などんなような形で取り

組んでいくかという件でございますが、基本的には市のPRをしていかななくてはいけないという中で、場所的に銀座のちょうど中心に近いような場所のところに設置されるということで、ただ、通りから一步入っているという、そういう位置的なところがございます。そういう中でどういう形でお客さんをまず呼び込むのか、その辺について検討していかななくてはいけないのではないかというようなことで、基本的には何というんですか、よくやられます大田区等へ行って直売というような形ですね、農産物を持って行って農協などの職員の皆さんが売るといような、そんなような取り組みというのは非常に難しいかなというふうに考えております。したがってある程度お客さんを限定するといったらおかしいんですが、募集をかけるような形でそこへ、場所的にはビルの2階の40人ぐらいは入れるというふうにお聞きしていますので、その40人ぐらいを最低限集めて、会費なんかをいただくなりして、そこで市の特産品であります農産物、あるいは加工品等を、あと今、推進していますワインですとか、地ビールですとか、あと地域にある有名なチーズ等を基本的には紹介するようなことをしながら、東御市を知っていただいて、東御市に興味を持っていただいて、東御市に来ていただけるようなイベントができればいいかなというふうに考えております。まだ予算を認めていただけていませんので、今後この観光協会へ市の方から委託する中で、専門的なイベント会社と相談しながら、おしゃれなイベントができないかというようなことで、検討していきながら、市のPRをしていきたいというふうに考えていますので、詳細についてはまだ決まっていないということでよろしくお願いいたします。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 雪害対策につきましては、ぜひ県の方に強力に要望していただければと思います。これは多分うちだけではなくてほかの市町村でも全く状況は同じかと思っておりますので、よろしくご努力いただければと思います。

それから今、観光協会の補助金の関係なんですが、今、お話をお聞きすると、この補助金というのは対象はイベントへの補助金なのか、人件費なのか、あるいは場所の東御市の分担金なのか、それについていまいよくわからないので、そこらももうちょっとご説明いただけますか。

○議長（青木周次君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 補助金につきましてはこちらから行くイベントに参加する人間の旅費ですとか、食糧費、あと機材の運搬費等と、その専門的な専門家に、イベント会社等をお願いする委託料等を考えております。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 3回目ですから最後になりますけれども、議会でも夏、今秋ぐらいに行こうではないかという話も持ち上がっているようですけれども、ぜひ東御市を宣伝する拠点として活用していただければと思います。今、お話の中で、広範囲にやるのではなくて、特定の方々に、できれば情報発信のある方に来ていただいて、組織化するという事は1つの方策としてはいいのかなという気もしますし、ぜひ効果的に使えるように頑張っていただければと思います。

以上であります。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

18番、堀高明君。

○18番（堀 高明君） 1点だけお聞きしたいと思います。これ多分説明があったと思うんですが、聞き漏らしたのでお聞きをしたいと思います。

26、27ページをお願いします。ちょうど真ん中辺の子育て支援運営費の関係でございしますが、子ども・子育て支援事業計画作成業務委託料260万円ですが、この委託料の委託先はどのようなところなのか、それとまた事業計画そのものはどのような計画を立てるのか、ちょっと具体的に説明を願いたいと思います。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） 260万円の委託業務の委託先でございしますが、「ぎょうせい」という平仮名で書くぎょうせいというところをお願いをしております。今回は27年4月から新たな制度が始まるということで、保育関係にかかわる料金体系ですとか、それから法律の関係が大きく変わってくるという中で、今後の市の保育の在り方、また幼稚園の在り方、そして子育て支援制度の在り方、それから放課後における児童の在り方等、幅広い中での計画づくりということになっております。

それからそういった制度が変わることに伴いまして、条例等も今後策定をしていかなければいけないということもありまして、その計画の中には条例作成ということも含まれておりますので、そういった形での委託ということになります。

○議長（青木周次君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） ぎょうせいといいますと、私どもも承知しているのは議員向けのいろいろな資料を発行している会社のことだというふうに理解はしたんですが、東御市の子育ての実態なんかも把握しながら計画を立てるのかどうか。多分これは所在地はこの近辺ではないと思うんですが、そこら、この東御市の内容を理解し、東御市に沿った計画を立てていくのか、あわせてお願いします。

○議長（青木周次君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（武舎和博君） ぎょうせいという会社、確かに法律関係、条例関係で有名でございしますが、加えてこういった計画づくりのコンサルも全国的に大きく手がけているということで、まずそういった面でのノウハウ、スキルは高い会社だということになります。そういった中で、この地域の現状把握ということですが、実は25年度に同業者に委託をしまして、地域の実態調査を、アンケート調査を行ったということで、小学校1、2年生までのお子さんを持つ、0歳からそこまでの間の親御さんの方々にアンケート調査を行って、そういった情報をもとにこれから中身の計画をいざつくっていくということでございまして、そのアンケート調査を行った結果につきましては、先ごろホームページの方でも公開をしているという状況でございます。

○議長（青木周次君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） この地域の実態を把握して、ここの計画ですから、その辺はしっかりとお願いをいたします。

以上。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

お知らせします。これからの議案につきましては、委員会に付託される議案であります。自己所属委員会の担当部門に係る議案の質疑については、原則として委員会でお願ひすることが例となっておりますので、申し添えます。

◎日程第 2 議案第57号 東御市税条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（青木周次君） 日程第2 議案第57号 東御市税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

3番、横山好範君。

○3番（横山好範君） 1点だけちょっとご質問させていただきますが、資料の方の39ページなんですけれども、これの改正の概要の1にあります、制限税率から中間税率への変更という内容があるんですけれども、これの背景といったものをちょっとご説明いただければと思いますが、よろしくお願ひします。

それともう1点、これ制限税率と中間税率との税収の金額的な差というのはどのくらいあるのかなど、こころ辺もあわせてお願ひをいたします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまのご質問ですが、法人市民税の法人税割の税率を制限税率から中間税率に引き下げたその背景というご質問が1点目です。この件につきましては、まず国の税

法改正の中で、国の地方法人課税における偏在の是正ということがございます。これはどういうことかといいますと、この4月から消費税が5%から8%に上がりました。これに伴いまして地方消費税も1%から1.7%になったということで、これに伴いまして地方消費税交付金というのが各市町村、あるいは都道府県に交付されるわけなんです、地方消費税交付金につきましてはその性格上人口ですとか、従業者数によって各市町村に配分されます。ということはどういうことかというところと大都市ですとか、そういうところに重点的に配分されるというような内容になります。ということでそうすると人口が少ない東御市のような市町村にはその配分額が総体としたら少ないと、これが偏在ということになります。多いところと少ないところがある。それを是正するためにこの法人市民税の法人税割につきまして、これは各市町村に課税されていますけれど、市町村で各事業所に課税されるんですけど、それを2.6%一律カットしまして、そうしますとその減額になりますと各市町村においてはその分減額になるんですけど、交付税ではその75%を不交付団体では補てんされるわけ、交付税で。交付団体においてはそれが補てんされませんので、そこで是正になってくるということで、法人市民税で偏在を直すという意味合いがございまして。

つまり税収が多い市町村から、税収の少ない市町村へ財源を移すというような、そういう効果が1つあります。

それとあと東御市が制限税率でありました14.7%から中間税率に下げることに関しましては、従前から法人の連合会から標準税率の採用をしてほしいというような申し入れが1点ありましたし、そういうことも受けまして今回、地元企業への税負担の軽減ということで、更に引き下げを行うというものでございます。

このことによりまして東御市の税収にどのような影響があるかということでもありますけれど、一部交付税でも補てんされるということがありますので、平成26年度での当初予算をもとにして試算をいたしますと、2,600万円ほどの減収が見込まれるということでございます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 企業者からの、法人からの要望に基づいて制限税率から中間税率に引き下げを行ったと、この際行ったということなんです、2,600万円というのはその分の減額が2,600万円ということではないのでしょうか。それと近辺の市町村の税率は制限税率を使っているのか、標準税率を使っているのか、あるいは中間税率を使っているのかという、その辺のところはどんなふうな状況になっていますか。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） この法人税割の減額に伴う減額分については、直接的には5,300万円ほどでございます。交付税措置が見込まれますので、それを差し引きますと先ほど申しました2,600万円ほどの減収ということになります。これはあくまでも見込みですので、それぞれの業績等によってまた変わってくるというものであります。

それと近隣での状況ということでございますが、5月末でこちらで調べた内容では、県内19市中標準税率を使っているのは6市で、制限税率を使っているのは11市でございました。それ以外は中間税率、その間の税率でございました。今回の改正に伴いまして、標準税率につきましては同じ6市が使うということで、制限税率については8市ということになります。制限税率は11市から8市に減るということでありまして、東御市も今度中間税率になりますので、そんな状況でございます。

以上です。

○議長（青木周次君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 制限税率が11市から8市に減って、中間税率が2市から5市に増えるというような状況というようなことでありますが、了解をしましたけれど、市の財政事情からして十分検討されたということであろうかと思っておりますけれども、そういった中で他市等のバランス等も考えて、今後また運用を十分検討していただければと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（青木周次君） ほかに。

10番、平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 同じく39ページの項で3のところに、今回地方税法改定に伴うものがありますが、軽自動車税に係る税額の変更がありました。これは軽自動車等を使用する市民が大変多くて、いわば大衆課税の増大でありまして、我が党は国会審議の中で反対したんですけれども、それぞれの費目、40ページ、41ページにそれぞれ税率のかかわる車種がありますが、東御市において現状で対象となる台数がそれぞれどのくらいになっているかということ。それで27年度からの実施ということになっておりますが、平年ベースでどの程度の増収というか、増税が見込まれるのか。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 軽自動車税の税率改正に伴います影響ということでございますが、影響のある車種といたしますと平成27年度からの税率改正に伴う車種、影響のある台数とすると4,200台ほどということになります。

それから影響の出る税収ですね、27年度での見込みでは450万円ほどの増額を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（青木周次君） よろしいですか。ほかに。

堀高明君。

○18番（堀高明君） 同じく41ページをちょっとご覧いただきたいと思うんですが、この中で小型特殊自動車、いわゆる農耕車ですね。農耕車ではなくて農作業用の機械等も含まれると思うんですが、これが大分増税になるわけです。考えてみますと例えばトラクター、あるいはSSであるとか、一部道路を走行する農耕車はそのナンバーをとって税金を払っているのはわずかだと思

んですね、一般的には。しかもナンバーをとっている車両といいますか、作業車は1年のうちに道路を通るのはほんのわずかなんですね。あとは農耕地で作業をしているわけです。作業へ行くまでしか使用しない。それに対しても合せて増税するというのは、いかがなものかなというふうに考えるんですが、そこらの経過をお聞きしたいと思います。

なお専門的に作業をされている、いわゆる何町歩というような大きな農家については、固定資産税の関係等があって、ほとんどが登録しているようでございますけれど、一般的には先ほど申し上げたようにナンバー登録をしていない方がほとんどだというふうに理解していますが、そこらをあわせてお願いします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまのご質問で、小型特殊自動車、農耕用ということでございます。一般的にはトラクターが主かと思えます。26年度の当初の台数では、この課税台数は約1,500台ほどございます。全体何台あるかということに関しては、ちょっと把握はしておりません。この税率改正の考え方ということでありますけれど、この小型特殊自動車、農耕用につきましては市で任意で改正できるというものであります。ですが地方税法に規定のある車種と同様の内容のものが、同様の車種というふうに理解いたしまして、考えまして、これを税率改正1.5倍ということで1,600円から2,400円としたものでございます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 堀高明君。

○18番（堀高明君） 今、お話がありましたように、これは市独自でも変えられるという内容だそうでございますが、なおさらだと思えますね。したがってこの税の目的というのは一体何なのか。例えば燃料は当然のことながら税金がかかってまいります。それから購入したときには当然償却その他である程度経費は見てもらえるんですけれど、固定資産になるわけですね。したがって道路を走って道路が傷む、そのための税金だというような解釈をしますと、先ほど申し上げましたように恐らく1年のうちに使用期間は半分の期間、6カ月ないでしょう。しかもその間ほとんどが農作業、農地の中で作業をしている。本当の道路を走るのそこ用の往復だけだということですから、これに対しても同様の課税、増税をするということはいささか疑問を感じるんです。あわせてお願いします。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） この課税内容につきましては、近隣の市町村とも同様の内容ということもございまして、その税の公平性、均衡性も加味したものでございます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 堀高明君。

○18番（堀高明君） では、ほかには私のようなこういう意見を持った人はあまりいないというふうに理解してよろしいですね。いいです。

○議長（青木周次君） 7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 今のこの市税条例の関係なんですが、今、堀さんの言ったこと、私も確かにそのとおりだと思っています。農業振興ということでやっているのであれば、その辺についての対応もしかるべき、必要ではないかなと思います。

先ほど同僚議員の質問の中で、総務部長が該当する車種を4,200台というふうにおっしゃいましたね。ちょっとどの車種を代表しているかわからないんですけども、例えば自家用7,200円から1万800円という、全体で1,500万円ぐらいになるんですけども、増収部分は450万円とおっしゃいましたが、内訳をちょっと教えていただけますか。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 先ほど申し上げましたのは平成27年度からの税率改正に伴う台数と差額を申し上げました。もう少し加えますと、先ほど税率改正の中では軽四輪等の税率改正については、平成27年4月1日以降の新規登録車になりますので、ということは平成28年度からの課税になります。軽四輪等の課税につきましては、平成28年度分からになりますので、その分につきましては平成27年4月1日以降に新規登録ということですので、それまで登録されていたものについては該当にならないので、見込みでは1,400台ほどかなというふうに見込んでおりました。平成28年度においてはその分で約550万円ほどを見込んでおります。足しますと平成28年度からにつきましては先ほど申し上げました450万円とプラスしますと平成26年度と比べますと1,000万円ほど増額になるということでありまして。

それ以降につきましても、軽四輪につきましては新規登録された車につきましては、税率がアップになっていくということですので、徐々に課税額は増えていくという状況であります。

なお税率改正の概要にもありますが、最初の新規登録から13年経過した車両については、重課税率が対応になるということで、例えば四輪乗用の自家用ですと現行7,200円が1万2,900円というふうになります。それは28年度からの課税ということになります。古い車については余計税率が高くなるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（青木周次君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 先ほどの同僚議員の説明を4,200台で27年度見込みは450万円というお話がありまして、それを聞くとそんなに大したことないのかなと思ったんですよ。実際にだれどでは車種で比べて金額を掛けてみると、え、こんなものではないなと思ったんですね。やっぱり説明は的確にさせていただきたいなと思っています。今のお話のあったものを文書でまた配付いただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長（青木周次君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） そのようにいたします。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第57号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

**◎日程第 3 議案第58号 東御市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例**

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第3 議案第58号 東御市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第58号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 4 議案第59号 東信地区交通災害共済組合理約の変更について

(質疑、委員会付託)

○議長(青木周次君) 日程第4 議案第59号 東信地区交通災害共済組合理約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第59号は、社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 5 議案第60号 東信地区交通災害共済組合の解散について

(質疑、委員会付託)

○議長（青木周次君） 日程第5 議案第60号 東信地区交通災害共済組合の解散についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第60号は、社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 6 議案第61号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

（質疑、委員会付託）

○議長（青木周次君） 日程第6 議案第61号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第61号は、社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 7 議案第62号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について

（質疑、委員会付託）

○議長（青木周次君） 日程第7 議案第62号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） ご異議なしと認めます。

議案第62号は、社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 8 請願・陳情の上程

(上程、説明、質疑、委員会付託)

○議長（青木周次君） 日程第8 請願・陳情の上程をいたします。

請願第5号 東御市九条の会代表、西村悦子から提出されました、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

本請願について、紹介議員の説明を求めます。

7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 議席番号7番、若林幹雄でございます。

それでは請願第5号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出を求める請願につきまして、紹介議員を代表いたしましてご提案申し上げます。

請願理由は、請願書記載のとおりでございます。すなわち第1に、集団的自衛権は従来の政府見解を大きく踏み出すものであり、これまでの議論の経過を否定して、一内閣だけの判断で変えるべきではないということであります。

請願理由の第2は、集団的自衛権は戦後70年間我が国の国是であった平和主義を骨抜きにするものであります。そもそも憲法とは、国家の最高規範であり、時の政府の政策はすべて憲法の規範に従わなければなりません。しかし集団的自衛権は戦争の放棄と戦力及び交戦権を否認した憲法9条の規定を大きく踏み出すものとなっております。

第3に、最近の世論調査を見ても、国民の間で集団的自衛権の容認が戦争に道を開くことになるのではないかと不安があることであります。こうした国民の不安を放置して、集団的自衛権の閣議決定に踏み出すことは許されるものではないと思います。

私は国家の政策として、これまで培ってこられた平和主義を捨てて、普通の国のように軍隊を他国に派遣し、戦争に参加するという選択が全くないとは思いません。国際情勢の変化、安全保障に対する国民の意識の変化などから、国是を見直すということもあり得る選択だと思えます。しかしながらそのためには国民の中でこれからの日本の行く末を大いに議論し、国民投票を実施した上で憲法を変えるという手続きが必要であることは言うまでもないことでございます。

安倍政権は当初憲法改正を目指し、総議員の3分の2という発議要件の緩和を進めてまいりました。しかし今回の憲法解釈の変更で憲法9条の規定を骨抜きにしようという試みであり、いわば裏口からの改憲と言えらるものだと思います。

本日の「信濃毎日新聞」第1面に、「集団的自衛権行使の憲法解釈、必要最小限度なら許容」という記事が載っていました。現在、与党の中で議論が進められているようでございます。しかし一旦容認すれば、あとは時の政権によって拡大解釈はいくらでも可能でございます。判断するのは総理大臣となっております。議論の中で戦争に巻き込まれることはない、集団的自衛権を発議するかどうかは日本の判断だとの意見があるようでございます。しかしあのイラク戦争のとき、アメリカ

からショー・ザ・フラッグ、旗印を鮮明にし、ブーツ・オン・ザ・グラウンド、イラクにやっ
てこいと言われたことがあります。時の小泉政権は、憲法9条の制約を盾にし、非戦闘地域にお
ける人道支援に限って自衛隊を派遣しました。集団的自衛権が容認されれば、アメリカからの自衛
隊派遣要請を拒否することはできるものではありません。自衛隊は戦闘地域に行かざるを得なくな
るでしょう。現にある自民党の幹部の方は、アメリカについて地球の裏側まで行くと言われている
ようでございます。

日本の戦争を放棄し、平和主義を掲げる日本国憲法は、広く世界に知れ渡っており、我が国の平
和外交は各方面から大きく評価されています。これまで培ってきたこうした信頼関係を損なってま
でして、海外で戦争できる国になる、差し迫った必要性は私には感じられません。

あの太平洋戦争では、日本は軍人230万人、民間人80万人が亡くなっています。私の住ん
でいる滋野地区は、旧滋野村からは695人の若者が出征しました。そのうち111人の方が亡く
なっています。出征者のうちの16%にも及んでいます。あの経験から私たちの先輩が二度と戦
争はしないという決意を固め、憲法9条をはじめとした日本国憲法を制定いたしました。あの思い
を忘れてはならないと思います。

今、県内の市町村では、解釈改憲による集団的自衛権容認に反対する意見書が上げられています。
この近くでも青木村議会、長和町議会、立科町議会などで採択されています。どうか議員諸氏にお
かれましては、本請願の趣旨をご理解いただき、これまで我が国が堅持してきた平和主義の伝統に
思いをはせ、ご判断くださいますようお願いするものです。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（青木周次君） これから紹介議員に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

若林幹雄君、着席願います。

請願第5号は、総務文教委員会に付託します。

陳情第14号 平成26年度赤岩区長、田口英夫から提出されました、赤岩一押出線橋梁拡幅に
関する陳情書は、産業建設委員会に付託します。

陳情第15号 人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、地域包括ケアシステ
ム構築のための地域の実情に応じた支援を求める陳情書は、社会福祉委員会に付託します。

陳情第16号 人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、鳥獣の捕獲促進体制
強化の速やかな実施を求める陳情書は、産業建設委員会に付託します。

陳情第17号 東御市教職員組合執行委員長、山本香代子から提出されました、国の責任による
30人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書は、総務文教委員会に付託
します。

陳情第18号 東御市教職員組合執行委員長、山本香代子から提出されました、地方教育行政へ
の国や首長の関与を強化する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」について慎

重審議を求める意見書提出に関する陳情書は、総務文教委員会に付託します。

陳情第19号 東御市教職員組合執行委員長、山本香代子から提出されました、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書は、総務文教委員会に付託します。

陳情第20号 上小地区労働組合会議議長、中山良一から提出されました、「集团的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める陳情書は、総務文教委員会に付託します。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（青木周次君） 本日はこれもちまして、解散します。

ご苦労さまでした。

（午前10時17分）

平成26年東御市議会第2回定例会議事日程（第5号）

平成26年6月26日（木） 午後 1時30分 開議

- 第 1 議案第57号 東御市税条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第58号 東御市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第59号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について
- 第 4 議案第60号 東信地区交通災害共済組合の解散について
- 第 5 議案第61号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 第 6 議案第62号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について
- 第 7 請願第 5号 「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書」の提出を求める請願
- 第 8 陳情第17号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書
- 第 9 陳情第18号 地方教育行政への国や首長の関与を強化する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」について慎重審議を求める意見書提出に関する陳情書
- 第10 陳情第19号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書
- 第11 陳情第20号 「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める陳情
- 第12 陳情第15号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める陳情書
- 第13 陳情第14号 赤岩一押出線橋梁拡幅に関する陳情書
- 第14 陳情第16号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める陳情書
- 第15 議員提出議案第 6号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について
- 第16 議員提出議案第 7号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の提出について
- 第17 議員提出議案第 8号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書の提出について
- 第18 議員派遣について
- 第19 市長閉会あいさつ

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	櫻井寿彦
10番	平林千秋	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	清水新一
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	依田俊良
20番	青木周次		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
総務部長	掛川卓男	教育長	牛山廣司
産業経済部長	北沢達	健康福祉部長	武舎和博
都市整備部長	橋本俊彦	市民生活部長	山口正彦
教育次長	清水敏道	総務課長	堀内和子
企画財政課長	岩下正浩	農林課長	寺島尊
建設課長	関一法	市民課長	塚田篤
病院事務長	加藤英人	子育て支援課長	吉澤健二
生涯学習課長	横関政史	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	書記	西澤浩
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（青木周次君） これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（青木周次君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第 57号 東御市税条例の一部を改正する条例

◎日程第 2 議案第 58号 東御市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例の一部を改正する条例

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第1 議案第57号 東御市税条例の一部を改正する条例、日程第2 議案第58号 東御市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（櫻井寿彦君） 総務文教委員会審査報告をいたします。

本委員会は、6月19日に付託された議案について、23日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第57号 東御市税条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

小型特殊自動車の農耕車において、一般道路の通行が少ない軽自動車税がなぜ課税されるのかの問いに対し、小型特殊自動車も道路運送車両法で規定されており、財産権に基づく課税と、道路の通行に伴う経費負担の2面から軽自動車税がかかるとの説明がありました。しかし軽自動車などと異なり、法律で登録をしなければならないように規定されているが、取得時において市への届出がされていないこともあると思われるため、税の公平性について施行日までに日があるので、十分検討されたいとし、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号 東御市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

今年退団された団員は53名で、4月1日付の退団であるため、今回改定の退職報償金が支給されます。しかし53名のうち3名は在職期間が3年以内のため、退職報償金の支給はありません。なお支給は階級別に区分されていますが、退団者の在職中の最高職務の階級により支給されることであるため、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（青木周次君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

これから議案第57号の討論を行います。

1番、窪田俊介君、反対ですか、賛成ですか。

○1番（窪田俊介君） 反対です。

○議長（青木周次君） ほかにほございませんか。

原案に反対者の発言を許可します。登壇の上、討論を願います。

1番、窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 1番、日本共産党の窪田俊介です。東御市税条例の一部を改正する条例についての採択すべきとする委員長報告に対する反対討論を行います。

今回の地方税法改正は多岐にわたりますが、特に軽自動車税について申し上げます。自動車取得税の引き下げに伴って、代替財源確保のために軽自動車や原付オートバイなどにかかる軽自動車税が大幅に増税されます。軽四輪車等及び小型自動車にかかる軽自動車税の標準税率を自家用乗用車については1.5倍、原付及び二輪車の標準税率も1.5倍に引き上げられ、とりわけ50cc以下の原付については、税率の引き上げ幅は一気に2倍にもなっています。

軽自動車は、今の自動車全体の中で保有台数として約4割を占めます。特に所得が低い過疎地ほど保有率が高く、東御市においても1世帯で複数台所有しているなど、住民の重要な移動手段となっております。今回の軽自動車税増税は、雇用や経済の面でも困難を抱える地方や郊外の住民ほど負担増の影響が大きくなります。我が党は国会において、自動車業界の要望にこたえて自動車取得税を減税、廃止し、その減収の付けを軽自動車税の増税で賄うことは国民に対して消費税増税に加えて二重の負担を押しつけるものであるとして強く反対をいたしました。

東御市では増税の平年度ベースで約1万7,000台が対象となり、税収は9,300万円にも上る大増税です。これだけの大きな負担の押しつけに対して、市条例としてはいかんともしがたいところがあるにしても、あえてこれに反対をいたします。

以上で反対の討論といたします。

○議長（青木周次君） これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。本案は挙手により採決します。

議案第57号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（青木周次君） 賛成多数であります。

議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第59号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について

◎日程第 4 議案第60号 東信地区交通災害共済組合の解散について

◎日程第 5 議案第61号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

◎日程第 6 議案第62号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第3 議案第59号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について、日程第4 議案第60号 東信地区交通災害共済組合の解散について、日程第5 議案第61号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、日程第6 議案第62号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について、以上4議案を一括議題とします。本4議案に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長(三縄雅枝さん) それでは、社会福祉委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、6月19日に付託された議案について、23日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第59号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について、原案を可決すべきものと決定。
審査経過、とくに申し上げることはございません。

議案第60号 東信地区交通災害共済組合の解散について、原案を可決すべきものと決定。
審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第61号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第62号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

加入率の向上を図るためには、現在の周知方法及び加入推進では不十分ではないか。また、掛金の納入方法もコンビニ納入なども導入し、市民にとっての利便性を図ることが求められる。東北信市町村交通災害共済事務組合で検討されたいとの意見がありました。

以上、報告は終わります。

○議長（青木周次君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから議案第59号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第7 請願第5号 「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書」の提出を求める請願

◎日程第8 陳情第17号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書

◎日程第9 陳情第18号 地方教育行政への国や首長の関与を強化する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」について慎重審議を求める意見書提出に関する陳情書

◎日程第10 陳情第19号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める陳情書

◎日程第11 陳情第20号 「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める陳情

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第7 請願第5号 「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書」の提出を求める請願、日程第8 陳情第17号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書、日程第9 陳情第18号 地方教育行政への国や首長の関与を強化する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」について慎重審議を求める意見書提出に関する陳情書、日程第10 陳情第19号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める陳情書、日程第11 陳情第20号 「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める陳情、以上5件を一括議題とします。本5件に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（櫻井寿彦君） 請願・陳情審査報告を申し上げます。

本委員会は、6月19日に付託された請願及び陳情について、23日に審査した結果、次のとお

り決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

請願第5号 「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書」の提出を求める請願、不採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

様々な考え方や報道がある中で、委員には多方面から意見を出していただきました。この中で、政府見解を支持するが請願者の意見は納得できるとの意見や、国民の生命・財産を守ることは大切なことであり、拡大解釈は好ましくないが、慎重な審議を求める意見。また提案時の普通の国のように軍隊を他国に派遣し、戦争に参加するという選択が全くないとは思えないという説明に対し、日本国では軍隊は存在しないため、国が検討している内容を逆さの解釈をされているのではないかと。更には継続審査とし、国民的議論や国会の中で十分な議論をすることなど、慎重審議を求めたらどうかなど、多くの意見が出されましたが、採決の結果、賛成少数で不採択と決定いたしました。

陳情第17号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書、不採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

陳情書の中にもうたわれているように、長野県及び東御市においては中学3年生まで30人規模学級が既に実施がされており、主たる陳情の趣旨の目的が達成されていることなどから、全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

陳情第18号 地方教育行政への国や首長の関与を強化する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」について慎重審議を求める意見書提出に関する陳情書、不採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

この法律は、6月13日に参議院で可決、成立された事案であることなどから、全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

陳情第19号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

陳情第20号 「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と政府見解の堅持を求める陳情書、不採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

審査経過の内容は、請願第5号と同じであります。採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（青木周次君） これから委員長に対する質疑を行います。

10番、平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 2点、お伺いします。

請願5号及び陳情20号 集団的自衛権にかかわる事案であります。賛成少数で不採択ということですが、評決の内容はいかがなものだったのでしょうか。それからご審議の中で、なかなか賛否が分かれて判断しにくいと、かつこれは国政の課題であって、地方議会での結論を出すにはなじまないというような議論があったようにお聞きをしますが、その辺の議論はどういうことだったのでしょうか。

○総務文教委員長（櫻井寿彦君） 請願第5号と陳情第20号ですよね。表決について、賛成者は1名でありました。それから賛否が分かれ、いろいろの意見が出されたことは事実です。ただ、国政に関することであるから、今、議員が言われたような内容の議論はされませんでした。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 総務文教委員長、着席願います。

これから請願第5号の討論を行います。

10番、平林千秋君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○10番（平林千秋君） 反対です。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

12番、井出進一君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○12番（井出進一君） 賛成です。

○議長（青木周次君） まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

10番、平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 10番、日本共産党の平林であります。ただいま議題となりました請願第5号 「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書」の提出を求める請願について、不採択とする総務文教委員長の報告に反対する討論を行います。

今、論議されている集団的自衛権問題は、今後の日本にとって、そして日本の平和と安全にとって大問題であります。集団的自衛権とは、政府の解釈でも日本が攻撃されていないにもかかわらず、他国への攻撃を自国への攻撃とみなして日本が武力を行使するということです。つまり他国での武力行使、戦争に日本が加わっていくということです。

歴代日本政府は一貫して、日本は専守防衛を国是とし、自衛隊は専ら日本への武力攻撃が起きたときに対応するものであって、憲法9条の規定により、他国のために武力行使をすることはできないとしてきました。これは国会でもたびたび論議になり、その積み重ねで確定してきたものであります。

今、政府において検討されている集団的自衛権問題は、限定的とか、必要最小限とかされていますが、歴代政府が他国のために武力を行使する集団的自衛権は憲法上できないとする点を根本的に転換するものであります。しかもこの憲法上の基本問題を政府の解釈、閣議決定で変更しようとしているのであります。もとより憲法は最高法規でありまして、時の権力が恣意的に政治を運用しな

いよう国民が縛りをかけるものであります。日本国憲法は戦争の放棄を誓い、平和的生存権、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障し、閣僚政治家にその遵守を義務づけています。

ところが安倍首相はその最も大事な点を踏みにじり、私が最高責任者だなどと言って、内閣の憲法解釈の変更で集団的自衛権行使容認に踏み出そうとしているのです。

今、国民の心配が広がっています。最近の世論調査では、例えば「朝日新聞」の6月23日付の調査では、集団的自衛権行使に反対は56%、半数を超え、賛成28%の倍となっています。憲法解釈で事を進めることには実に67%が「適切でない」とし、「適切だ」はわずか17%になっています。地方自治体議会の決議も広がっており、長野県下72自治体のうち、これまで33議会で憲法解釈変更による集団的自衛権容認に反対する意見書を採択しております。「毎日新聞」は20日付の社説で、「反対や懸念を表明する議会は6月定例議会で更に増える可能性がある、地域住民の声を代弁していると考えたい。地方議会は国会よりも民意を肌で感じ、丁寧にすくい上げることができる。こうした声をしっかり安倍政権や国会に届けてほしい」と書いています。

私も市民の皆さんとこのことをよく今、話し合っております。多くの方々が戦争はいけない、再び戦争の国になってほしくないとおっしゃっています。

本請願は、集団的自衛権の是非以前に、国の存立、国政にかかわるこの問題を内閣の憲法解釈によって行うべきではないということも求めたものであり、市民の願いにこたえたものであります。集団的自衛権はもとより、国政の課題であると同時に、国民、東御市民の平和と平穏な暮らしの願いに直結する課題でもあります。この民意を国政に届ける意見書の採択に何の無理もないと思います。現に多数の自治体で意見書を採択しているのです。私たち地方議員がよく言われる選良の責任として、切磋琢磨し、民意をくみ上げ、国政に反映していくことも重要な職責だと考えます。

また昨年12月議会で、総務文教委員会の皆様のご発意で、特定秘密法に関する意見書を採択した先例もございます。このことをご指摘しておきたい。

以上、本請願を不採択とした委員長報告に反対する討論としますが、本請願は国及び国民の今後に重大な影響を及ぼす集団的自衛権行使を内閣の憲法解釈で容認するのはよろしくない、変更しないことを求めるとしたものであり、同僚議員の皆さん、よく検討され、本請願を採択していただくよう切に訴え、反対討論といたします。

○議長（青木周次君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。

12番、井出進一君。

○12番（井出進一君） 議席番号12番、井出進一です。請願第5号「集団的自衛権に関する憲法解釈をしないことを求める意見書」の提出を求める請願書につきまして、委員長報告のとおり不採択に賛成の立場で討論をいたします。

本請願は、憲法解釈の変更により一内閣が集団的自衛権の行使を認めることが憲法をないがしろにし、国民の不安を置き去りにし、将来に禍根を残すだけだとしています。しかし国は国を守らないための検討をするはずがなく、国が検討することと逆さの解釈、改憲とも聞こえます。憲法改正

について、発議権を有する国政の場において議論を尽くすべきであると判断し、委員長報告のとおり不採択に賛成するものです。

以上、討論を終わります。

○議長（青木周次君） これで討論を終わります。

これから請願第5号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は、不採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成者は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（青木周次君） そのまましばらく挙げたまにしていってください。よろしいです。

賛成多数であります。

請願第5号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第17号の討論を行います。

10番、平林千秋君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○10番（平林千秋君） 反対です。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

12番、井出進一君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○12番（井出進一君） 賛成です。

○議長（青木周次君） まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

10番、平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 10番、日本共産党の平林であります。ただいま議題となりました陳情第17号 国の責任による30人学級推進と、教育予算増額を求める請願書を不採択とする総務文教委員長の報告に反対する討論を行います。

子どもたち一人ひとりを大切に、行き届いた教育を推進し、いじめ問題への対処や学力の向上を図るために少人数学級にしていくことは教育関係者、保護者のかねてからの要望であります。

国や県の対応が遅れている中で、東御市では近年でも中一ギャップの解消などで独自の加配をして対処した経緯もありますが、長野県では国の基準改定を待たず2013年から30人規模学級が中学3年生まで拡大され、これで小学校、中学校全学年において35人学級が実施されることになりました。誠に結構なことだと思います。

しかし本請願が指摘しているように、国の保障、義務標準化法の裏づけがないために国の加配等を利用しながらやりくりしているため、小学校では本来配置されるはずの専任教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時教員の配置によってしのいでいるなどの課題があります。

少人数学級の教育効果、必要性は広く認められるところであり、国においても2012年に新たな教員定数改善計画案を策定し、35人以下の学級にすることを方向づけておりました。しかしこれが実現していないことが問題なのです。本陳情が求めるように、国基準を改善することによって、

児童・生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導が可能になり、様々な教育課題の解決や教職員の負担増解消を進めることができるようになります。

また教育予算の増額の要望も、日本の教育費がOECD、経済協力開発機構諸国の中で最低水準であるものをせめて平均並みに引き上げるというもので、当然のことです。東御市の教育環境の改善はもとより、日本の教育事情の改善のためにも本陳情の要求は妥当なものであり、採択するのが相当だと考えます。

以上、陳情を不採択とする委員長報告に反対する討論といたします。

○議長（青木周次君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。

12番、井出進一君。

○12番（井出進一君） 議席番号12番、井出進一です。陳情第17号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書につきまして、委員長報告のとおり不採択に賛成の立場で討論をいたします。

35人以下学級の推進は、加配教員の活用により実施できるようになっています。既に長野県では平成25年度から、中学3年生まで小・中学校全学年で35人学級が実施されているところです。複式学級に対しては、長野県は既に独自の加配を実施しているところです。複式学級の学級定数の基準について、国は2つの学年で16人以下、小学生1年生を含む場合は8人のところ、長野県は小学校全学年で8人以下とし、国基準と比べ引き下げられています。

よって、陳情第17号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書は、委員長報告のとおり不採択に賛成するものです。

以上、討論を終わります。

○議長（青木周次君） これで討論を終わります。

これから陳情第17号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は、不採択とすべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（青木周次君） 賛成多数であります。

陳情第17号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第18号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから陳情第18号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

陳情第18号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第19号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから陳情第19号を採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

陳情第19号は委員長の報告の通り採択することに決定いたしました。

次に、陳情第20号の討論を行います。

1番、窪田俊介君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○1番（窪田俊介君） 反対です。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

1番、窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 議席番号1番、日本共産党の窪田俊介です。ただいま議題となりました陳情第20号「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める陳情について、不採択とする総務文教委員長の報告に反対する討論を行います。

陳情は憲法第9条において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解し、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されないとの見解を歴代政府が踏襲し、また長年にわたる国会での議論の積み重ねを通じて政府の解釈として定着してきたことを指摘しています。

そして安倍内閣が、この憲法上許されないとした行為を憲法改正をするでもなく、憲法上許されると一内閣の判断だけで、また国会でのまともな議論もなく、密室協議を通じて転換しようとしていることを立憲主義の否定と厳しく指摘しています。改めて陳情はごく当然に、憲法上許されない行為は許されないと意見書を採択することを求めているのであります。陳情は我々に政府の行為に対して楽観的なのか、悲観的なのかなどの主観を問うているではありません。憲法のもとに社会を築き、暮らしを築き上げてきた根幹を揺るがすこうした行為に対して、憲法第9条でこの憲法を遵守し、擁護する義務を課せられた我々として許されるのか、そうしたことを問うているものと考えます。

市民の陳情により、我々は憲法と正面から向き合う機会を与えられております。その意味において、しっかりと議論され、判断されることを求めて、反対討論といたします。

○議長（青木周次君） これで討論を終わります。

これから陳情第20号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は不採択とすべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（青木周次君） 賛成多数であります。

陳情第20号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第12 陳情第15号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める陳情書

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第12 陳情第15号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める陳情書を議題とします。本件に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長（三縄雅枝さん） それでは審査報告を申し上げます。

本委員会は、6月19日に付託された陳情について、23日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

陳情第15号 地域包括ケアシステムの構築のため地域の実情に応じた支援を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

地域包括ケアシステムをしっかりと構築していく上で、人材育成や地域連携、財政支援制度の拡充など、いずれも地方自治体にとって重要な課題であるという意見、一方、これらの項目は必要な施策であることは理解できるが、社会保障・税一体改革は消費税増税による国民負担を前提としたものであり、根本的な解決にならないのではないかとこの意見がありました。

採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（青木周次君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから陳情第15号の討論を行います。

10番、平林千秋君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○10番（平林千秋君） 反対です。

○議長（青木周次君） ほかにはございませんか。

8番、阿部貴代枝さん、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○8番（阿部貴代枝さん） 賛成です。

○議長（青木周次君） まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

10番、平林千秋君。

○10番（平林千秋君） 10番、日本共産党の平林であります。ただいま議題となりました陳情15号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める陳情書を採択とする社会福祉委員長の報告に反対する討論を行います。

地域包括ケアシステムの構築は、高齢者人口、介護が必要になる国民の増大に対応する重要な課題だと思えます。それは安心・安全の老後を過ごせる地域社会のために国がしっかりした社会保障施策をとるとともに、地域での相互援助、連帯が重要になると思えます。

本陳情を検討してみると、表題及び国の積極的な支援を求める各項目にある在宅訪問診療にかかわる改定、特養待機者の受け皿づくりなどの課題は前段で強調している社会保障・税の一体改革、その具体化としての地域医療・介護総合確保法の中で、必然的に満たされる項目であり、それ自体矛盾であります。

社会保障・税の一体改革では、消費税の8%、更に10%への増税が行われる一方、社会保障では国民の自己責任が強調され、医療でも介護でも年金でも切り下げ一方であり、国民負担の増大が懸念されています。

また、先日終了した国会で強行採決された地域医療・介護総合確保法では、病床の削減の強制と介護では要支援1、2の介護保険外し、要介護1、2の特養からの排除、一定所得者の介護負担一部負担金の倍増など、とんでもない改悪、サービス切り下げが盛り込まれています。医療崩壊と介護難民というべき事態の広がりが心配されています。国民、市民が求める地域包括ケアシステム構築、安心・安全の医療・介護の方向とは相いれません。本請願はその推進を前提としており、賛成できません。

以上、委員長報告に対する反対討論といたします。

○議長（青木周次君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。

8番、阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 議席番号8番、阿部貴代枝でございます。陳情第15号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める陳情について、委員長の報告どおり採択に賛成とする立場で意見を申し上げます。

日本で暮らすすべての人々が、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域をつくるため、地域包括ケアシステムの構築は国の進める施策であります。この施策の実現に向け、看護や介護現場への国の積極的な支援は必要不可欠であります。このことを内容とする本陳情に対し、採択に賛成するものです。

介護を必要とする高齢者が非常に勢いで増加すると予想される中であっては、医療、介護の人材

確保や関連施設整備、医療と介護の連携体制を整備するための地域包括ケアシステムの構築が必要です。人材確保の視点で見ますと、介護分野の職員の離職率は全産業の離職率に比べ高い状態にあります。国においても労働環境の改善は以前から進んでいるものの、依然として離職率は高い水準にあります。団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、介護者が今の10倍にも増加すると予想される中で、100万人のマンパワーが必要とされており、在宅介護を推進する国策においては、離職率が高いということは非常に大きな問題であり、緊急に改善を図らなくてはなりません。

外国人の雇用にあっては、EPA、経済連携協定の色合いの濃いもので、看護・介護職員の確保を主な目的としたものではありませんが、東南アジアの国々からの雇用がされているところです。実際の看護や介護の現場においては、コミュニケーション力や語学力、また日本文化への精通性が基本的な素養として必要です。安価な労働力の確保だけを目的とした外国人雇用は、看護・介護士に対する働く現場の環境や賃金等の低下を招くことが懸念されます。ひいては看護や介護のサービスを受ける方にとっても不利益が生じることにつながるなど、介護現場全体において混乱を招きかねません。外国人雇用については、慎重な対応が求められます。

社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実、安定化とそのため財源確保と財政健全化を目指すものです。先般成立した医療・介護総合確保促進法において、看護・介護現場への総合的な対策に対する財政支援制度として消費税の増税分からの544億円に、360億円を上乗せし、904億円規模での財政支援制度を講ずるところであり、国は都道府県に対し、これを交付し、各都道府県においてはこの交付金で基金を創設、それにより看護や介護を行う事業者及び市町村は、この基金を活用して在宅医療、看護・介護サービスの充実や医療・介護従事者の確保、人材の育成などのために必要な事業実施をすることとなっております。国から県への交付金の配分額は地方の実情を反映し、公正かつ適切な配分となる必要があります。

介護保険制度の改正により、平成27年4月から特別養護老人ホームへの入所が原則として要介護認定3以上の者に限られることとなりますが、現在でも要介護認定1や2の低所得者の方は、特別養護老人ホームへの入所は困難な状況でいる中で、さらなる困難が危ぐされるところです。その受け皿づくりとして、在宅医療、包括的介護の充実や地域密着型の施設整備などのために国の強い支援は欠かすことができません。誰もが安心していつまでも暮らし続けることができる地域づくりのためには、地域包括ケアシステムの基盤となる医療と介護を一体的にとらえる中での体制、制度づくりが必要であり、そのためには国の財政支援が必要不可欠であります。特に包括ケアの認識を持った専門性ある人材確保にあっては、これまでも国において取り組みを実施してきたところですが、思うような成果が上がっていないことから、さらなる国の支援が必要です。

総合住宅への往診に対する診療報酬の引き下げが行われたことは、在宅医療推進にとって逆行する行為と考えられますので、その結果の把握と分析をし、必要があれば適正な対応が必要と考えるところです。この4月から社会保障と税の一体改革の中で、消費税の増税がされたところですが、2025年の介護者の急激な伸びの予想される地域においての持続可能な社会保障制度の確

立のためには、やむを得ないことと考えるところであります。

しかしながら私たち国民も一体となって、社会保障に係る費用の削減方法もあわせて考えていく必要があるのではないのでしょうか。サービスの提供方法の見直しや市町村間、広域間の連携により削減など実施できる部分もあると考えます。患者や介護を要する人を在宅へ、地域密着型福祉へと移行させることは1つの方法であり、これにより医療・介護に係る経費の削減に大きな効果が期待できると考えられています。

在宅であっても老人ホームにいるようなサービスを提供し、医療の低下や介護サービスの低下を極力招かぬよう、そのための体制整備である医療・介護連携を基盤とする地域包括ケアシステムの構築が重要です。これに関連した財源確保や人材確保については、市町村にとって欠くことのできないものであり、在宅への移行という国の考え方を絵にかいたもちとしないためにも、国に対し支援を強く要望していく必要があります。

以上のことから、本陳情の採択に賛成をするものであります。

○議長（青木周次君） これで討論を終わります。

これから陳情第15号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は採択とすべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（青木周次君） 賛成多数であります。

陳情第15号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎日程第13 陳情第14号 赤岩一押出線橋梁拡幅に関する陳情書

◎日程第14 陳情第16号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める陳情書

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第13 陳情第14号 赤岩一押出線橋梁拡幅に関する陳情書、日程第14 陳情第16号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める陳情書、以上2件を一括議題とします。本2件に対する審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○産業建設委員長（若林幹雄君） それでは陳情に対する審査報告を申し上げます。

本委員会は、3月19日に付託された陳情について、23日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

陳情第14号 赤岩一押出線橋梁拡幅に関する陳情書、趣旨採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

本陳情にかかわる赤岩一押出線橋梁とは、赤岩本郷集落から崖下の千曲川沿いの農地をおりる際、必ず通過しなければならない大石沢川にかかっている橋のことです。この橋は、北はしなの

鉄道の線路敷、南側は大石沢川の急峻な崖という、ごく限られた場所にあり、幅員は2.5メートルしかなく、軽トラックや普通乗用車がようやく1台通れるという状況にあります。このため橋を渡る際は幅員が狭いことから、常に緊張を強いられ、大型農業機械などは通過できず不便を来しております。

赤岩区では、この橋は日常生活に欠かせない重要な橋であり、以前から橋の改修に取り組み、市と話し合ってきましたが、なかなか進展せず、やむなく今回の陳情となったものであります。

本委員会では、去る6月23日、現地調査を行い、橋梁の状況、周辺農地等の状況、圃場整備を行った際の経過を調査しました。そして橋梁の拡幅工事には多額の費用が見込まれるなどの説明を受けました。

委員会審議の中では、市の財政状況が厳しいことは十分認識しているが、この橋が地元にとって重要な橋であることは理解できる。このまま放置すればいずれ荒廃農地の増加につながる、との意見が出されました。その結果、現在の橋梁を活用しつつ、様々な方法を調査研究し、地元の皆さんと協議の上で、陳情の趣旨が達成されるよう検討することとの附帯意見をつけて趣旨採択すべきものと決定いたしました。

陳情第16号 鳥獣の捕獲促進体制の速やかな実施を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告を終わります。

○議長（青木周次君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

産業建設委員長、着席願います。

これから陳情第14号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから陳情第14号を採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

陳情第14号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

次に、陳情第16号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから陳情第16号を採決いたします。この陳情書に対する委員長の報告は採択すべきものと

の決定であります。

お諮りします。この陳情書は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(青木周次君) 異議なしと認めます。

陳情第16号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第15 議員提出議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第15 議員提出議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成26年6月26日。

東御市議会議長、青木周次様。

提出者、東御市議会議員、櫻井寿彦。

賛成者、井出進一、山崎康一、長越修一、町田千秋、依田政雄。

別記

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、国の責務としてすべての国民の教育機会の均等と、その水準の維持・向上を図るものであり、義務教育制度の根幹をなしてきた制度であります。

地方が義務教育の水準を保ち、国民の教育機会の均等を確保するためには、常に一定の財源が確保されなければなりません。国は平成18年度から義務教育費国庫負担制度の国庫負担率を2分の1から3分の1に引き下げたことにより、各都道府県の財政を圧迫するとともに、教育の地方間格差を拡大する要因にもなっています。

よって、国におかれては教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、その充実を図るよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長(青木周次君) 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

9番、櫻井寿彦君。

○9番(櫻井寿彦君) 議員提出議案第6号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木周次君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

櫻井寿彦君、着席願います。

これから議員提出議案第6号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議員提出議案第7号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の提出について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（青木周次君） 日程第16 議員提出議案第7号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の提出についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第7号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣あて別記のとおり提出するものとする。

平成26年6月26日。

東御市議会議長、青木周次様。

提出者、東御市議会議員、三縄雅枝。

賛成者、阿部貴代枝、佐藤千枝、清水新一、堀高明。

別記

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書。

現在、本年度の診療報酬改定や国会における地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（地域医療介護総合確保法案）の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされているところです。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる2025年の姿を展望しながら、増高する保険料などに苦慮しながら取り組みを行っているところですが、
については社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源

を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて国の積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望します。

記

1、医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けて更に100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。また外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響も十分考慮し、慎重な議論を行うこと。

2、今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅への訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。

3、地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。

4、社会保障・税一体改革の趣旨に沿い、平成26年度に引き続き消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。また、本年度の基金については趣旨に沿い、適切な配分に留意すること。

5、特養待機者52万人という数値が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得、低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（青木周次君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

14番、三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 議員提出議案第7号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（青木周次君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。

三縄雅枝さん、着席願います。

これから議員提出議案第7号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（青木周次君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議員提出議案第8号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める
意見書の提出について

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(青木周次君) 日程第17 議員提出議案第8号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書の提出についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第8号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、環境大臣、農林水産大臣、総務大臣、厚生労働大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成26年6月26日。

東御市議会議長、青木周次様。

提出者、東御市議会議員、若林幹雄。

賛成者、蓮見喜昭、横山好範、平林千秋、柳澤旨賢、依田俊良。

別記

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書。

シカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化する中、狩猟者の減少、高齢化等により、鳥獣捕獲の担い手が減少しています。鳥獣の捕獲等の一層の促進と、捕獲等の担い手の育成が必要との観点から、政府は今国会において「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、法律の目的に鳥獣の「保護」だけでなく、「管理」の定義を規定するとともに、「保護」と「管理」の施策体系の整理、指定管理鳥獣に定められた鳥獣の集中的かつ広域的に管理を図る事業の創設、一定の条件下での夜間銃猟を可能にする規制緩和、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、制度の抜本的な改正を行います。

法改正によって今後、鳥獣の捕獲体制が強化されることとなりますが、施行に当たっては下記事項について、十分留意して実施されるよう強く要望します。

記

1、都道府県を越えて生息する鳥獣の保護・管理については、国が主導して、より効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。

2、市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させるほか、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が十分活用されるよう、実施計画を作成した都道府県に対し財政支援を行うこと。

3、捕獲された鳥獣を可能な限り食肉用として活用するため、衛生管理の徹底による安全性の確保や販売経路の確立、消費拡大への支援などを推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

- 議長（青木周次君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。
7番、若林幹雄君。
- 7番（若林幹雄君） 議員提出議案第8号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（青木周次君） これから提案者に対する質疑を行います。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（青木周次君） 質疑なしと認めます。
若林幹雄君、着席願います。
これから議員提出議案第8号の討論を行います。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（青木周次君） 討論なしと認めます。
これから議員提出議案第8号を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う人あり）
- 議長（青木周次君） 異議なしと認めます。
議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議員派遣について

- 議長（青木周次君） 日程第18 議員派遣についてを議題とします。
お手元に配付しました議員派遣日程のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。
お諮りします。別紙議員派遣日程表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う人あり）
- 議長（青木周次君） 異議なしと認めます。
よって、議員派遣日程表のとおり議員を派遣することに決定しました。
これで本日の日程はすべて終了しました。
会議を閉じます。

◎市長閉会あいさつ

- 議長（青木周次君） ここで市長からあいさつがあります。
市長。
- 市長（花岡利夫君） ごあいさつ申し上げます。
6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は、5日に開会し、本日までの22日間の会期で行われました。

本定例会では、初日に諸般の報告事案4件のほか、議案として専決処分の承認事案7件、補正予算事案1件、条例の一部改正事案2件、そのほか事案4件の合わせて14件について、提案させていただきました。

これら提案いたしました議案につきましては、常任委員会、本会議等を通じてそれぞれ慎重にご審議を賜り、そのすべてをご承認、ご決定いただきました。ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

また、今議会におきましては、16から17日の2日間、11名から29項目の一般質問をお受けいたしました。市民ニーズが複雑多岐にわたる中、今回は特に読書、観光、子育て支援、教育、里山保全、農村環境、ワイン振興、高地トレーニング等をキーワードとした広範囲にわたってのご質問、忌たんのないご意見やご提言をちょうだいいたしました。再質問、一問一答に対する答弁を通じて、今の私の市政にける思いのたけを述べさせていただきました。特に先人から連綿と受け継がれた豊かで美しい景観や、そこに住まう人々の情によって育まれてきた我が愛する郷土が、次代を担う若者たちに夢と希望と誇りを持って自慢のできるふるさとであり続けられるよう、長期的視野に立った施策の推進に当たってまいり所存でございます。

そのためには山積する幾多の課題に関しましても、常に市民が主役で、市民の目線に立つという基本的姿勢のもとに、市民益を第一義とし、「人と自然が織りなすしあわせ交流都市 東御市」の具現化に向け、常に先頭に立ってリーダーシップを発揮し、スピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

今議会冒頭に申し上げました消防団員による不祥事が新たな局面を迎えております。市民の皆様並びに議員各位に対し、改めて深くおわび申し上げます。ここに遺憾の意を表し、自らを戒めますとともに、これを契機に同じ過ちを繰り返さない意識を持って、今後の業務推進に当たってまいります。

現下の経済情勢に関して、内閣府がこの20日に公表した6月の「月例経済報告」で、「景気は緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動によりこのところ弱い動きも見られる」との基調判断が示されました。国や県の動向と今後の国会情勢を注視しつつも、私自身が本議会招集あいさつで申し述べた所信に加え、3月定例会でお示した施政方針に沿って、今回お認めいただいた補正予算を含めた本年度予算の円滑な執行に向け、誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

過日21日の夏至を経て、明日27日には市民プールでプール開きも予定されており、季節の変わり目、うっとりしい梅雨空が明けると、いよいよ夏本番に突入してまいります。この時期、湯の丸高原では22日のつつじ祭り、24日の見学会と続き、まさにグリーンシーズン真っただ中を迎えます。一目60万株と言われるレンゲツツジがあでやかな朱色のじゅうたんに染め上げ、女王コマクサをはじめ高山植物の宝庫と称される池の平湿原を含めて、まさに天空の樂園そのもの、近い将来必ずや実現すると信じてやまない大きな事業を前に、しばしの間、けんそうを忘れ、異次元の

世界へといざなってくれる、そんな最高のおもてなしの場を多くの皆様にご堪能いただければと願っております。

一方、例年並みの暑さが予想される中、エネルギー問題とも相まって例年以上に省エネ、節電対策が求められており、市役所ではクールビズの導入期間の拡大に加え、ライトダウン2014、グリーンカーテンの設置等、工夫を凝らした取り組みを率先して進めてまいります。

また数年来悩まされ続けている集中豪雨などの突発的な自然災害が発生しないことを改めて祈りつつ、実りの秋を迎えたいものでございます。

これからは日に日に暑さが増し、ともすれば体調を崩しやすい時期を迎えます。議員各位におかれましては、今後も健康には十分ご留意され、それぞれのお立場でなお一層のご活躍をされますようご祈念申し上げ、本定例会閉会のあいさつといたします。

長い期間にわたりまして、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（青木周次君） これをもちまして、平成26年東御市議会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

○事務局長（宮嶋武彦君） 皆様にお知らせいたします。ただいまより表彰の伝達式を行いますので、しばらくお待ちください。

ただいまから去る5月28日に開催されました全国市議会議長会第90回定期総会と、4月24日に開催されました第89回北信越市議会議長会定期総会の席上におきまして、青木周次議長が表彰を受けられましたので、表彰の伝達を行います。

では、よろしく願いいたします。

○副議長（依田俊良君） 表彰状、東御市、青木周次殿。

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成26年5月28日。

全国市議会議長会会長、佐藤祐文。代読。

（拍手）

○副議長（依田俊良君） 続きまして、表彰状。東御市、青木周次殿。

あなたは市議会議員として在職10年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。よって、第89回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成26年4月24日。

北信越市議会議長会会長、福井市議会議長、吉田琴一。代読。

（拍手）

○議長（青木周次君） ありがとうございました。

○事務局長（宮嶋武彦君） 青木議長、誠におめでとうございます。

以上をもちまして、伝達式を終了いたします。

（午後 2時54分）